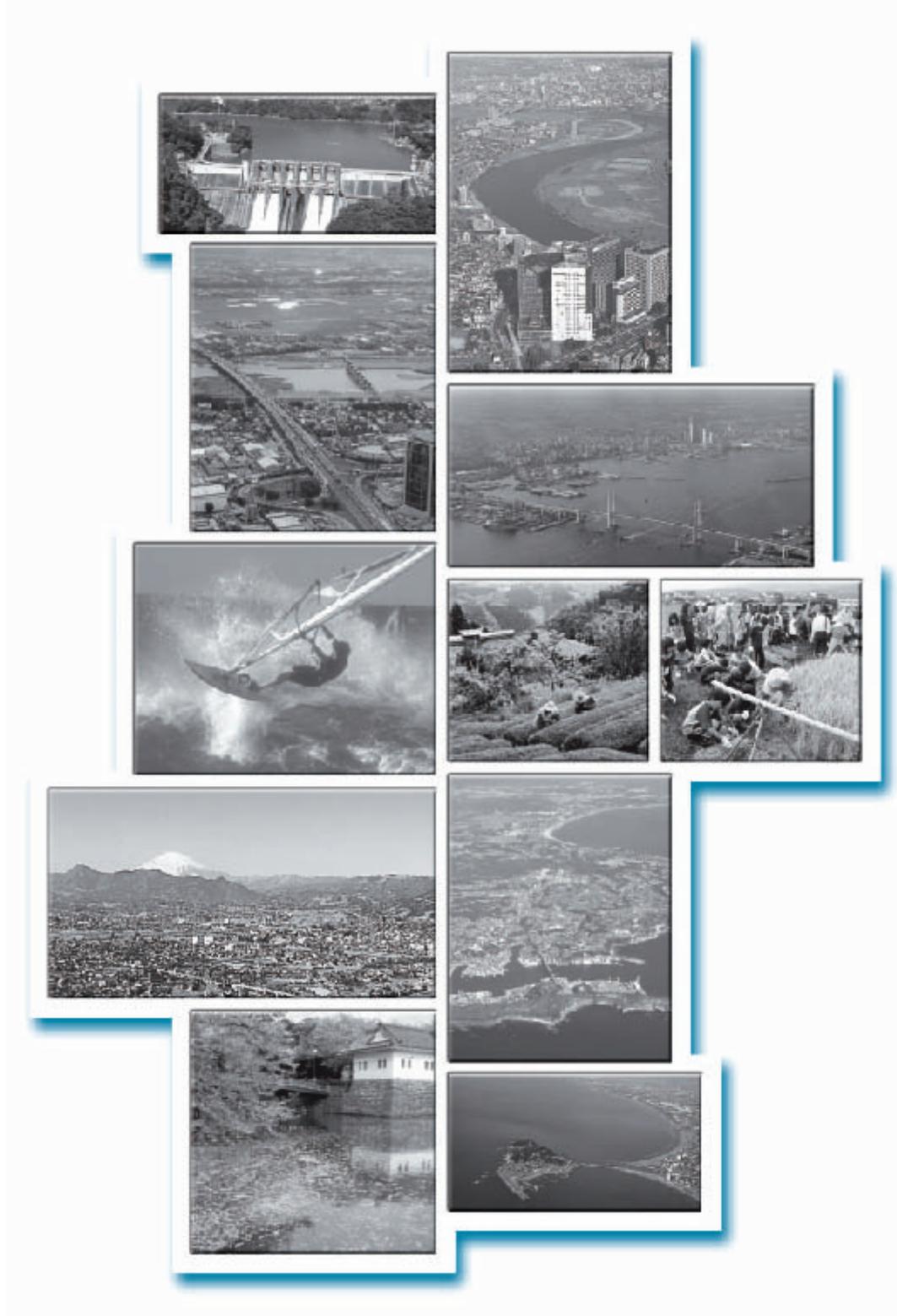




神奈川力構想・プロジェクト51

「活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創造」をめざして



平成16年3月



ごあいさつ

神奈川を取り巻く社会経済環境は、少子・高齢社会の到来、グローバル化や高度情報化の進展、人々のライフスタイルの多様化など、大きく変化してきております。また、今後を見通しても、人口減少期への移行が目前に迫るなど、時代の変化は一層鮮明になってくるものと思われま

す。また、県では、長引く景気低迷により、法人関係税収が大幅に落ち込むなど、大変厳しい財政状況に置かれているなかで、産業・雇用、福祉、教育、環境、治安など、様々な分野で、行政需要が複雑かつ多様化し、県として取り組まなくてはならない課題が山積しています。

しかし、神奈川は、横浜開港以来、日本の近代化をリードしてきた先進性と、戦後の経済発展を支えてきた産業の集積や高い技術力を備えています。また、大都市を抱える一方で、豊かな自然にも恵まれ、それぞれの地域の特色ある歴史と風土が織りなす魅力あふれる県であり、そして何より、時代の変化に立ち向かう進取の気風に富んだ人々が暮らしています。

私は、こうした神奈川の持つ多彩な潜在力を『神奈川力』と呼び、これらを結集することで、必ずや様々な困難な課題を乗り越え、素晴らしい地域としてさらに発展することができると考えております。

そこで、こうした時代の動向をしっかりと見据え、マニフェスト（政策宣言）でお示した考え方や政策を土台として、県民の皆様をはじめ、市町村の方々、県議会からいただいたご意見を反映させながら、総合計画審議会でご審議をいただき、今後の県政運営の総合的指針として、『活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創造』をめざす「神奈川力構想・プロジェクト51」を策定いたしました。また、併せて、県行政のあり方そのものも見直し、改革に取り組むため、「地域主権実現のための中期方針」「行政システム改革の中期方針」を策定し、一体的に推進することといたしました。

私は、時代の流れが大きく転換する中で、今後、個性豊かな地域づくりを進め、いきいきとした地域社会を築いていくために、県民の皆様、そして地域のことをよくご存じの市町村の方々と力を合わせながら、全力を尽くして、21世紀の神奈川づくりに取り組んでまいりたいと思います。

今後とも、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成16年3月

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県力構想・プロジェクト51

「活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創造」をめざして

はじめに

第1章 神奈川のめざすすがた

第2章 実施計画

第3章 計画の推進にあたって

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成と期間	1
神奈川の今、そして将来	4
第1章 神奈川のめざすすがた	7
1 時代の変化と今後の見通し	8
2 2015年の神奈川	17
3 県土づくりの基本的方向	26
第2章 実施計画	29
1 施策展開にあたっての基本的視点	31
2 重点政策の基本方向	33
3 7つの政策課題分野の設定	44
4 戦略プロジェクト	45
Ⅰ 安心してらせる福祉・医療の基盤整備	
Ⅰ-1 福祉・医療サービスの推進	50
Ⅰ-2 地域医療体制の確保	57
Ⅱ 県民の安全・安心の確保	
Ⅱ-1 県民の安全・安心の確保	60
Ⅲ 未来を担う人づくり	
Ⅲ-1 社会で支える子育てのしくみづくり	65
Ⅲ-2 次代を担う国際人材の育成	69
Ⅲ-3 青少年の「心の問題」の解決をめざす社会づくり	71
Ⅲ-4 一人ひとりの個性に応じた教育の充実	75
Ⅳ 産業振興による地域経済の活性化	
Ⅳ-1 産業の活性化と雇用の確保	79
Ⅳ-2 地域の特色を生かした産業の振興	84
Ⅳ-3 地域に根ざした農林水産業の振興	87
Ⅴ 地域からの環境の保全と創造	
Ⅴ-1 循環型社会づくり	93
Ⅴ-2 地球温暖化などの対策の推進	97
Ⅵ 心豊かなくらしと共生社会の実現	
Ⅵ-1 多様な県民活動の環境整備	105
Ⅵ-2 心豊かなくらしの創造	107
Ⅵ-3 共生社会の実現	109

VI-4	ITによる県民サービスの向上	112
VII	個性あふれる地域づくり	
VII-1	京浜臨海部の再編整備	115
VII-2	三浦半島地域の整備	119
VII-3	県央・湘南都市圏の整備	121
VII-4	県西地域の活性化	124
VII-5	水源地域の総合保全整備	126
VII-6	都市緑化ベルトの整備	132
VII-7	相模湾沿岸地域の保全・創造	134
5	主な施策・事業体系	136
I	安心してらせる福祉・医療の基盤整備	137
II	県民の安全・安心の確保	143
III	未来を担う人づくり	150
IV	産業振興による地域経済の活性化	155
V	地域からの環境の保全と創造	161
VI	心豊かなくらしと共生社会の実現	165
VII	個性あふれる地域づくり	171
6	まちづくり事業	176
第3章	計画の推進にあたって	193
1	計画推進のための行政運営 ～地方分権改革や行政システム改革との一体的推進～	194
2	プロジェクト事業費	197
3	主な個別計画・指針	198
4	職員からの提案事業	201
5	計画の進行管理	202
資料		
I	計画の背景となる基礎的条件	203
II	戦略プロジェクトの<目標>として用いた指標に関する解説	207
III	プロジェクト事業費の積算の基礎	212
付属資料		213

はじめに

1 計画策定の趣旨

神奈川を取り巻く社会経済環境は、少子・高齢社会の到来、グローバル化や高度情報化の進展、人々のライフスタイルの多様化など、大きな時代の変動期にあります。

一方、国では「三位一体の改革」など地方分権改革の取組みが進み、地域では県民やNPO（民間非営利団体）などによる自主的な活動が活発化するなど、新たな動きも見られています。

また、人口減少社会を迎え、中長期的には、県民生活、地域経済、環境、まちづくりなど、これまでとは異なる様々な課題が生じることが予想されています。

こうした中で、時代の変化への備えが急がれるとともに、諸課題の解決のための積極的な取組みが求められており、県では、これまでの取組みを継承しつつ、神奈川の持つ多彩な力を生かし、新しい課題にも果敢にチャレンジすることを基本に、新たな総合計画を策定しました。

2 計画の性格

この計画は、神奈川が進むべき方向と取組みを示す、県政運営の総合的・基本的指針となるものです。

そのため、神奈川の将来方向を「神奈川のめざすすがた」として示し、その実現に向けて、県が取り組む施策・事業を「実施計画」として明らかにしています。

また、できるだけ分かりやすく、実行性を重視した計画とするため、重点的・優先的に取り組む「戦略プロジェクト」を中心とした構成とし、「戦略プロジェクト」については目標や具体的な工程を明らかにしています。

3 計画の構成と期間

「神奈川のめざすすがた」において、概ね10年後の神奈川の望ましい将来像などを「2015年の神奈川」として示すとともに、県土づくりの基本的方向を明らかにしました。

また、「実施計画」は、2004(平成16)年度から2006(平成18)年度までの3年間に取り組む主な施策・事業を、7つの政策課題分野ごとに包括的・体系的に整理した「主な施策・事業体系」として示すとともに、その中から重点的・優先的に取り組む施策・事業を「戦略プロジェクト」として明らかにしています。

計画の構成と内容

構 成	目標年次	内 容
神奈川のめざすすがた	概ね10年後 (2015(平成27)年)	・ 時代の変化と今後の見通し ・ 2015年の神奈川 ・ 県土づくりの基本的方向
実 施 計 画		・ 施策展開にあたっての基本的視点 ・ 重点政策の基本方向 ・ 7つの政策課題分野の設定
主な施策・事業体系	2006(平成18)年度 (3か年計画)	・ 着実に取り組んでいく施策・事業など ・ まちづくり事業
戦略プロジェクト		・ 重点的・優先的に取り組む51のプロジェクト

なお、「地域計画」(仮称)については、市町村の意見を伺いながら2004(平成16)年中に策定する予定です。

1 時代の変化と今後の見通し

- 神奈川を取り巻く社会経済環境の変化と今後の見通し

(1) 人口の減少と少子・高齢化の進展

- ①ピークを迎える総人口
- ②少子・高齢化の進展
- ③家族形態の変化

(2) 低成長経済の定着

- ①経済のグローバル化の進展
- ②地域経済の活力の低下
- ③経済のサービス化の進展

(3) 国際化・情報化の拡大

- ①様々な面でのボーダレス化の進展
- ②地球環境問題の深刻化
- ③情報ネットワークの拡大

(4) 県民意識の多様化

- ①生活意識の成熟化
- ②県民の自主的活動の活発化
- ③安全・安心へのニーズの高まり
- ④子どもたちを取り巻く環境の変化

(5) 地方分権改革の進展

- ①国、地方を通じた改革の進展
- ②市町村の役割の増大
- ③行政のあり方の変化

活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創造

2 2015年の神奈川

- 県民生活における現状と課題及び課題解決に向けた「県民に発信する神奈川の取組み」
- 計画で実現すべき目標である「2015年の私たちのかながわのすがた」

○健康で、生き生きとくらす
福祉・医療のしくみづくり

○安全で安心してくらしが
確保された地域づくり

○世界にはばたく、未来の
人づくり・子育て環境の整備

○創造的で元気な産業の育成、
多様な働く機会の創出

○地球環境保全や循環型社会の
実現に向けた取組みの推進

○多彩なライフスタイルに
対応した共生社会づくり

○県民一人ひとりが、
自らの地域を誇れる県土づくり

○自らの地域のことは
自らが決める地域社会づくり

3 県土づくりの基本的方向

(1) 県土形成の基本的方向

(2) 地域政策圏と土地利用の方向

第2章 実施計画

1 施策展開にあたっての基本的視点

●施策展開にあたって基本に据える視点

県民主体の県政
～民との協働～

地域主権の確立
～地域からの改革～

時代を拓く精神
～新しい神奈川の創造～

2 重点政策の基本方向

●神奈川の課題をふまえ、多彩な潜在力を生かしながら中期的な見通しに立って重点的に取り組む政策の基本方向

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 総合的なく安全・安心の確保 | ～県民の不安の解消に向けて～ |
| 2 神奈川を支えるく次世代の育成 | ～少子化の進行への対応～ |
| 3 技術・人・情報を生かしたく地域経済の再生 | ～産学公連携、地域連携による産業の活性化～ |
| 4 将来へつなぐく良好な環境の保全・創造 | ～良好な環境を次の世代に引き継ぐ～ |
| 5 く民との協働による地域活力の創造 | ～神奈川の地域力を結集して～ |

5 主な施策・事業体系

●計画期間中に取り組む主な施策・事業を、7つの政策課題分野ごとに包括的・体系的に整理したもの

- I 安心してらせる福祉・医療の基盤整備
- II 県民の安全・安心の確保
- III 未来を担う人づくり
- IV 産業振興による地域経済の活性化
- V 地域からの環境の保全と創造
- VI 心豊かな暮らしと共生社会の実現
- VII 個性あふれる地域づくり

4 戦略プロジェクト

●「主な施策・事業体系」の中から、重点的・優先的に取り組む施策・事業で構成した51のプロジェクト

- I-1 福祉・医療サービスの推進
- I-2 地域医療体制の確保
- II-1 県民の安全・安心の確保
- III-1 社会で支える子育てのしくみづくり
- III-2 次代を担う国際人材の育成
- III-3 青少年の「心の問題」の解決をめざす社会づくり
- III-4 一人ひとりの個性に応じた教育の充実
- IV-1 産業の活性化と雇用の確保
- IV-2 地域の特色を生かした産業の振興
- IV-3 地域に根ざした農林水産業の振興
- V-1 循環型社会づくり
- V-2 地球温暖化などの対策の推進
- VI-1 多様な県民活動の環境整備
- VI-2 心豊かな暮らしの創造
- VI-3 共生社会の実現
- VI-4 ITによる県民サービスの向上
- VII-1 京浜臨海部の再編整備
- VII-2 三浦半島地域の整備
- VII-3 県央・湘南都市圏の整備
- VII-4 県西地域の活性化
- VII-5 水源地域の総合保全整備
- VII-6 都市緑化ベルトの整備
- VII-7 相模湾沿岸地域の保全・創造

3

7つの政策課題分野

●県として取り組むべき政策課題

6 まちづくり事業

- 「主な施策・事業体系」のうち、県民の関心の高い道路、河川をはじめとした都市整備などの施策・事業の再掲
- (1) 都市整備の方向
 - (2) 地域別事業概要

※地方分権改革や行政システム改革については、総合計画と一体的に推進するため、それぞれ中期方針を策定しています。(194～196頁参照)



神奈川の今、そして未来

■神奈川を取り巻く時代状況

神奈川は、これまで、世界に開かれた窓として、時代を先導する役割を果たすとともに、ものづくりを始め、創造的研究や日本をリードする人材の育成など、多くの分野で、日本の近代の発展を支えてきた地域です。

また、近年では、人口の増加やそれに伴う都市化の進展、旺盛な産業活動と労力に支えられた力強い経済力を誇ってきました。

一方で、最近の急速なグローバル化は、国境を越えた、金、もの、情報の大量な行き来を招来し、地域社会の中では少子・高齢化が進展するなど、社会経済環境が大きく変化しています。

特に、世界の経済競争の激化は、本県の京浜臨海部を中心に、産業・雇用に深刻な影響を生じさせ、また、最近の東京一極集中の動きは、再び都市化を促進し、地域発展のアンバランスや自然環境の悪化を生じるおそれがあります。

こうした時代の急速な変化は、本県がこれまで培ってきた、ものづくりの基盤技術の喪失や、地域社会での人のつながりを弱めるなど、生き生きとした地域の形成や県民生活の確保にとって、様々な課題が生じる要因ともなっており、神奈川の地域社会の活力を低下させる懸念を呼び起こしています。



■ 神奈川力を生かして

しかし、神奈川には、常に新しい時代を切り拓いてきた進取の精神と、優れた潜在力があります。

神奈川には、古都鎌倉や城下町小田原に代表される歴史・文化の伝統、県西や県北の森林にみられる豊かな自然環境、臨海部や県央のように、首都圏に位置する地勢的な優位性などに恵まれた地域があります。

さらには、日本有数の産業の集積と高い技術力を備え、また、交通網を始めとする利便性の高い都市的インフラが整備され、そして地域社会においては、数多くのNPOなど、県民の多彩な活動が活発に行われています。

神奈川の未来を築くためには、こうした神奈川の持つ潜在力を最大限生かし、「官から民へ」、「地域主権の確立」という大きな方向を踏まえ、時代の要請に適った様々な改革に積極的に取り組みつつ、産学公が一体となった地域経済の活性化や、将来を見据えた都市や地域基盤の整備、主体的な県民活動と連携した地域課題の解決などに取り組むことが必要です。

このように、神奈川の持てる力を結集し、共に手を携え、様々な課題に果敢にチャレンジすることによって、神奈川の未来を創造することが求められています。



第1章

神奈川のめざすすがた



- 1 時代の変化と今後の見通し
- 2 2015年の神奈川
- 3 県土づくりの基本的方向

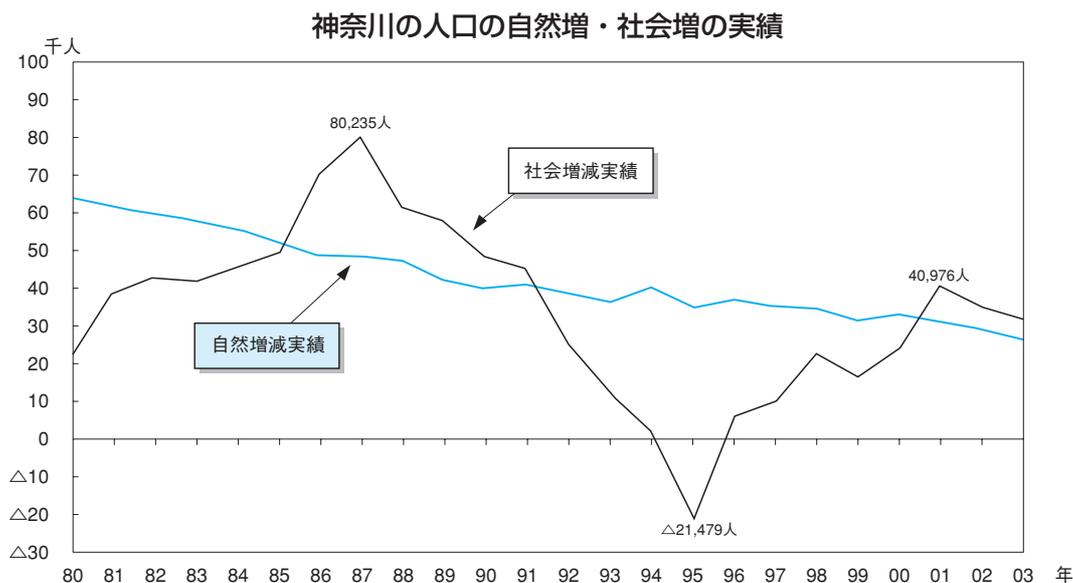
1 時代の変化と今後の見通し

(1) 人口の減少と少子・高齢化の進展

神奈川の人口は、出生率の低下に伴う自然増の減少などにより、まもなくピークを迎え、いよいよ人口減少時代が到来すると見込まれます。

一方で高齢化が速いスピードで進んでおり、少子・高齢化の度合いを一層深めています。

こうした、人口が減少し、少子・高齢化がより進む社会においては、労働力人口の減少や現役世代の負担の増加などによる経済的な活力の低下などが懸念されています。一方で、社会にゆとりが生まれるなど、経済成長によらない新たな活力と生きがいのあるくらしが生み出される可能性もあります。

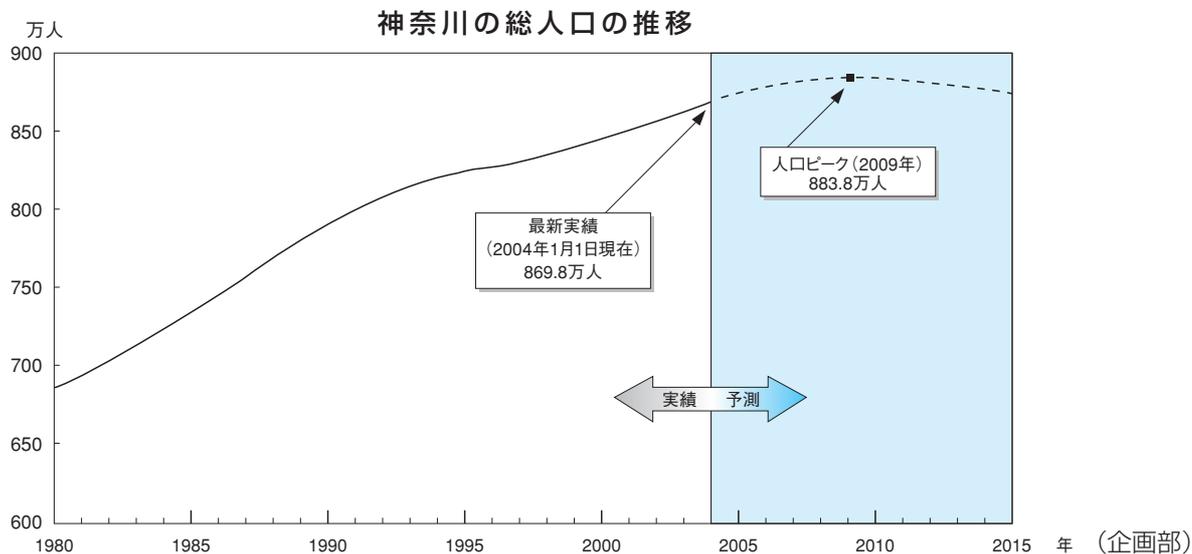


出典：「神奈川県人口統計調査報告」

①ピークを迎える総人口

神奈川の人口は、2004(平成16)年1月1日現在で869.8万人です。今後も緩やかながら社会増が見込まれる一方で出生数は低下傾向にあり、人口は、2009(平成21)年にピーク(約883.8万人)を迎え、やがて減少していくと予測されます。

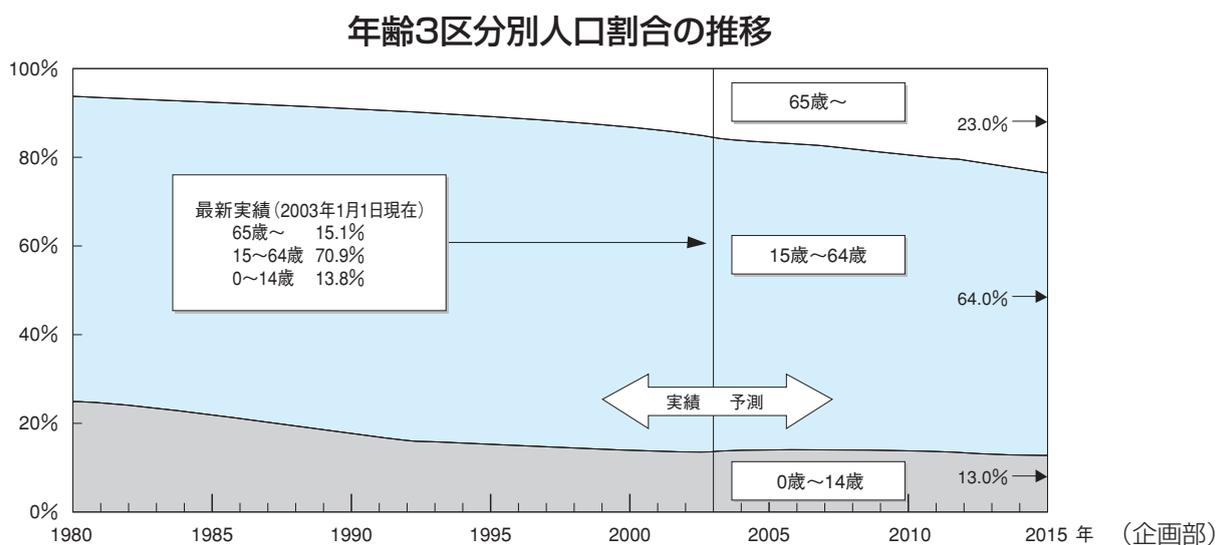
また、世帯数のピークは、2014(平成26)年(約356.4万世帯)に訪れると見込まれます。



②少子・高齢化の進展

神奈川では、2003(平成15)年には、65歳以上の人の割合が15%を超え、本格的な高齢社会*1を迎えています。今後、いわゆる団塊の世代が高齢者の仲間入りをしていくことから、高齢化が急速に進み、2015(平成27)年には、この割合が23.0%に達すると見込まれます。その結果、65歳以上の人は、2003(平成15)年現在で県民6.6人に対して1人であるものが、4.3人に1人になると見込まれます。

また、晩婚化や結婚した夫婦の出産を控える傾向などにより、合計特殊出生率*2が低下する中で、高齢化とともに少子化も進行していくと予想されます。

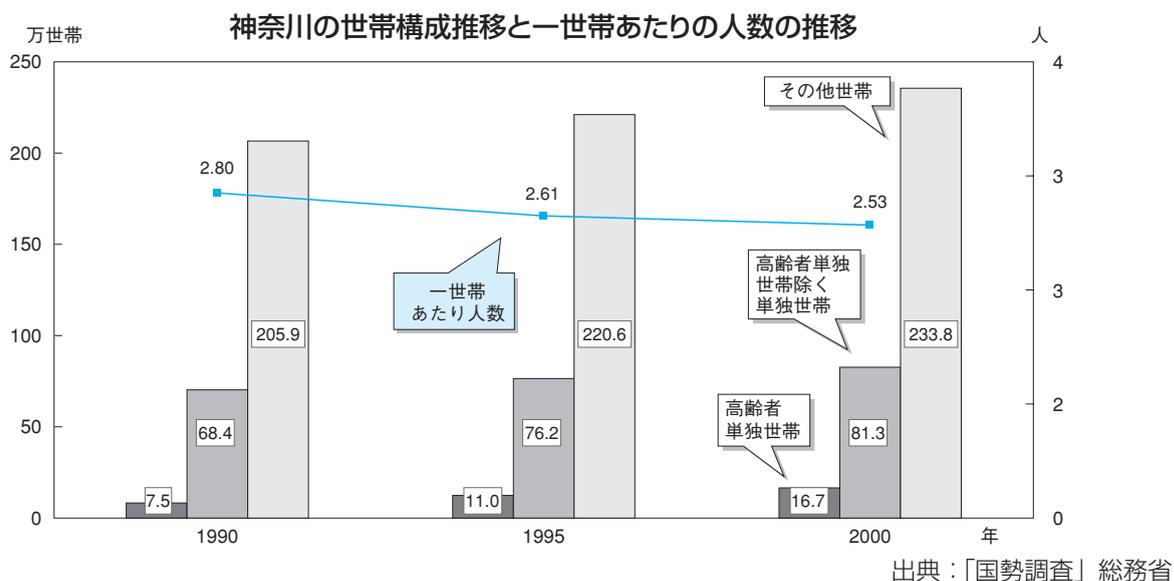


③家族形態の変化

ライフスタイルの多様化や核家族化などに伴い、一世帯あたりの人数は、1990(平成2)年からの10年間で、2.80人から2.53人へ減少しており、今後もこの傾向は続くものと想定されます。

また、単独世帯が約75.8万世帯から約98.0万世帯へと約3割増加する中で、特に高齢者の単独世帯が約7.5万世帯から約16.7万世帯へと2倍を超える伸びをみせています。

このような単独世帯の増加によって、家族の役割やあり方も変わってきています。



*1 高齢社会…一般に、高齢化率(65歳以上の人の割合)が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼んでいます。(「高齢社会白書」内閣府編(2003年版))

*2 合計特殊出生率…一人の女性が生涯に平均して何人の子どもの産むかを示す数値

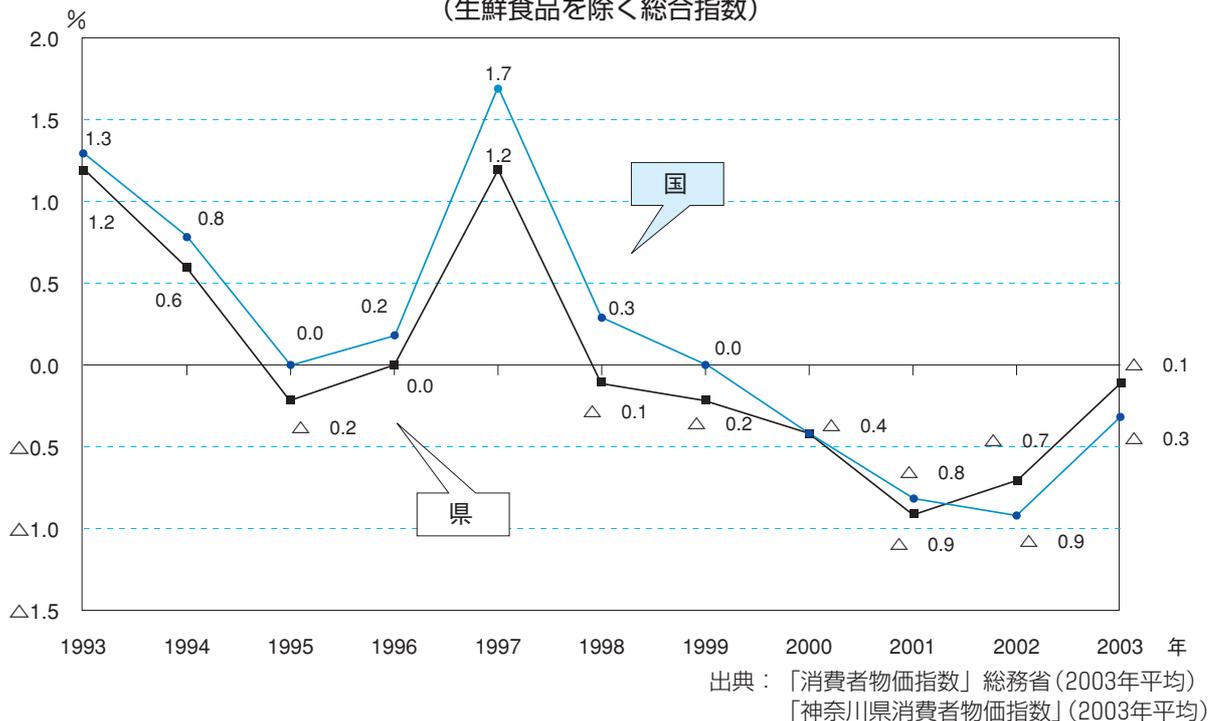
(2) 低成長経済の定着

我が国の経済は、バブル崩壊後、低迷が続いてきました。また、2000(平成12)年以降、消費者物価指数がマイナスを続けるなど、デフレの傾向が見られます。

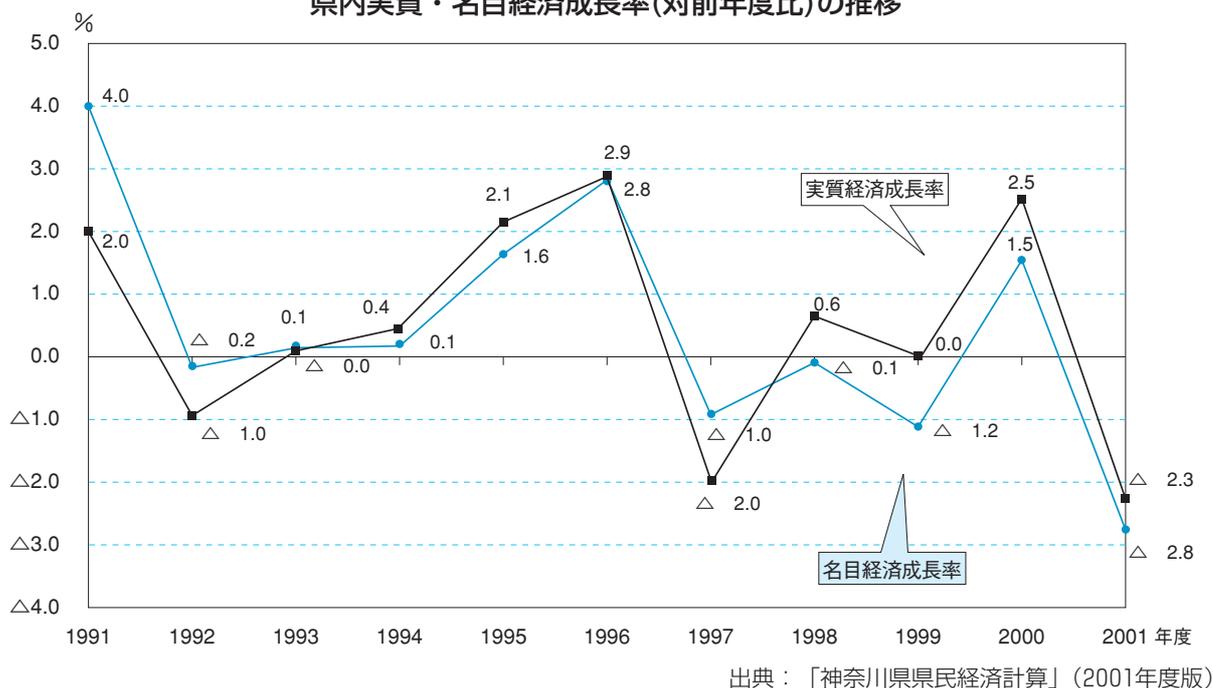
こうした中で、神奈川の実質経済成長率は、1997(平成9)年度にマイナスとなった後、2000(平成12)年度には2.5%まで回復し、2001(平成13)年度には△2.3%と再びマイナスとなりました。しかし、最近の動向を見ると、経済に回復の兆しも見られるようになってきました。

今後を見通した場合、経済成長率は、短期的には変動があるとしても、中長期的には実質で概ね1%程度で推移していくものと想定されます。

国・県消費者物価指数(対前年比)推移
(生鮮食品を除く総合指数)



県内実質・名目経済成長率(対前年度比)の推移



①経済のグローバル化の進展

自由貿易体制や国際金融取引の拡大などにより、各国経済の相互依存関係が深まっています。また、世界市場への中国の参入などに見られるように、経済のグローバル化が急速に進んでいます。こうした中で、本県の経済が、国際的な経済の動向に直接左右される状況が生じています。

②地域経済の活力の低下

神奈川は、これまで高度な技術の集積などにより、我が国の製造業の中核を担ってきましたが、製造業の生産拠点が海外に移転するなど、地域経済の基盤が弱まってきています。

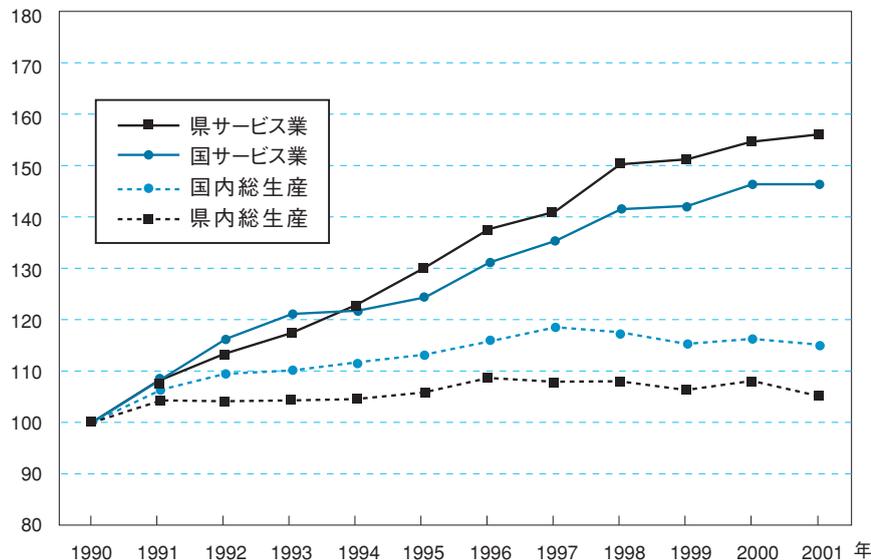
雇用面においては、雇用機会の拡充や中高年や若年層を含む雇用のミスマッチへの対応が求められています。

また、中長期的な生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下が予想される中で、女性などが担う役割もますます高まると期待されており、人材活用の観点から、雇用や創業などを促進するしくみづくりについて、社会全体で考えていくことが大切になっています。

③経済のサービス化の進展

神奈川では、付加価値の高い製品を生み出す「ものづくりの高度化」が進んでいる一方で、工場跡地への商業流通施設の進出などに見られるように、「経済のサービス化」*3が全国を上回るペースで進行しています。今後は、県民の多様なライフスタイルや高齢者のニーズに合わせた新しい産業のほか、地域の課題解決やニーズの充足のため、地域住民自らが主体となって実施するコミュニティビジネス*4など、地域に密着した産業が生まれてくるものと予想されます。

全国と神奈川県のGDPとサービス業生産額(名目)の推移
(1990(平成2)年を100とした指数)



〔GDP：Gross Domestic Product の略。一定期間(通常1年)の国内(県内)の生産活動により、新たに産み出された価値(付加価値)の合計で、経済の規模を表す指標です。〕

「国民経済計算」内閣府(2002年度版：暦年)
「神奈川県県民経済計算」(2001年度版：年度)
により企画部で作成

*3 経済のサービス化…一般的には、経済全体に占める第三次産業またはサービス産業の比重の増大をさしますが、製造業など他産業におけるサービス部門の拡大を含めることもあります。

*4 コミュニティビジネス…現時点で明確な定義はありませんが、県では当面、地域の課題解決やニーズの充足のため、地域の資源を活用しながら、地域住民自らが主体となって継続的に実施する地域密着型ビジネスとしています。

(3) 国際化・情報化の拡大

国境を越えた人、ものの移動がますます活発化しており、情報の流れも、インターネットの急速な普及に伴って、さらに拡大しています。

また、私たちの生活が地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

①様々な面でのボーダレス化の進展

経済、文化、情報、人的交流など、様々な分野でボーダレス化*⁵が進んでいます。

特に情報がインターネットなどのメディアを通じて、世界のすみずみにまで瞬時に伝わるようになり、個人や地域が世界の動きに直接左右されやすくなっています。

また、重症急性呼吸器症候群（SARS）のような新たな疾病が瞬^{またに}間に世界中に拡がるなど、様々な不安が国境を越えて、私たちのくらしに影響を与えるようになっていきます。

②地球環境問題の深刻化

地球温暖化やオゾン層の破壊など、環境問題が世界共通の課題となっています。こうした中、1997(平成9)年の地球温暖化防止京都会議で定められた京都議定書が2002(平成14)年6月に締結されたことから、我が国には、2008(平成20)年から2012(平成24)年までに、二酸化炭素などの温室効果ガス*⁶を6%減らす(1990(平成2)年対比)という目標が課せられました。

今日的な環境問題は、日ごろの企業活動や生活の中から生じており、その背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムの見直しが求められるようになっていきます。

③情報ネットワークの拡大

我が国のインターネット利用者数は急速に増加しており、2002(平成14)年末では、人口の54.5%となっています。生活、労働、社会活動など様々な分野で情報ネットワークの利用が進み、また、IT(情報技術)を活用した新たなビジネスが生まれ、広がりつつあります。今後、情報化はさらに飛躍的に進み、将来的にはユビキタスネットワーク社会*⁷の到来も予想されています。

一方、情報ネットワークの拡大は、デジタルデバイド*⁸や無秩序な情報のはんらん、プライバシーの侵害、情報ネットワークを使った犯罪などの問題も生み出しています。

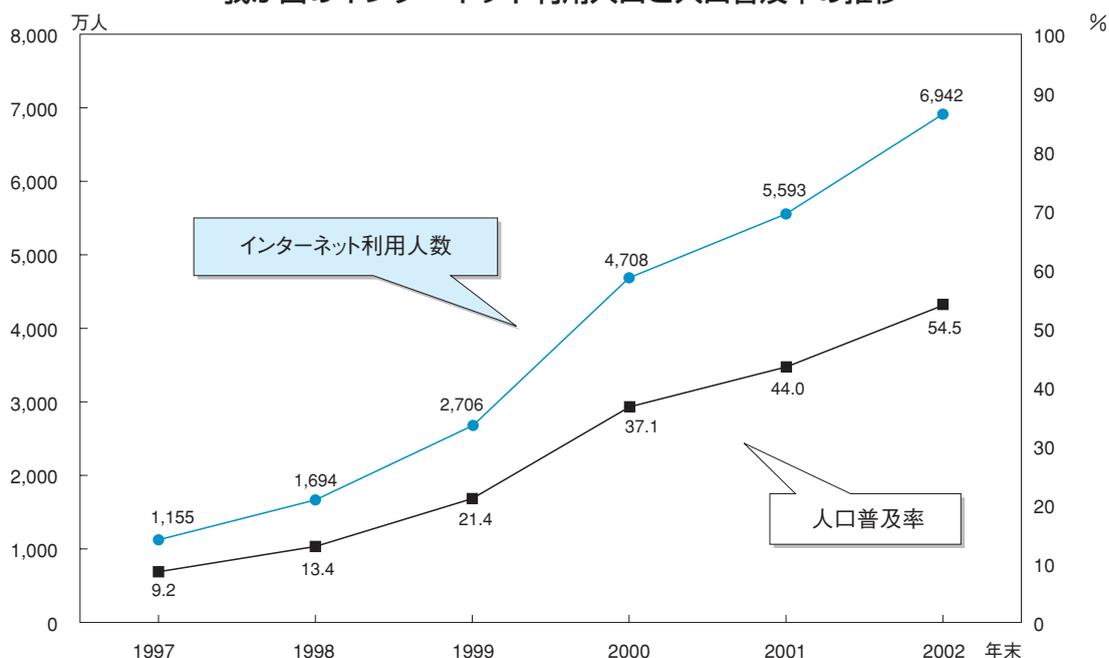
*5 ボーダレス化…人やものが国境を越えて動いている国際社会から生まれた言葉で、国境、業種、組織などの境界が消えてしまうこと

*6 温室効果ガス…太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせますが、暖まった地球から宇宙に逃げる熱を吸収する性質を持つガスのこと。京都議定書においては、6種類のガス(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6)が削減対象となっています。

*7 ユビキタスネットワーク社会…「いたるところに存在する」を意味するラテン語「ユビキタス(Ubiquitous)」に由来する、だれもが、いつでも、どこでも情報ネットワークにつながるができる社会

*8 デジタルデバイド…パソコンやインターネットなどのIT(情報技術)を利用する能力やアクセスする機会を持つ人と持たない人の間で生じる情報格差

我が国のインターネット利用人口と人口普及率の推移



- 1. インターネット利用人口：パソコン、携帯電話、PHS、ゲーム機、TV機器等のうち、1つ以上の機器から利用している6歳以上の人口
- 2. 人口普及率：インターネット利用人口／総人口

出典：「情報通信白書」総務省(2003年版)

(4) 県民意識の多様化

所得水準が向上し、自由時間が増大する中で、ライフスタイルの多様化が進むとともに、NPO*⁹をはじめとする県民の自主的な活動が活発になっています。

一方、社会の急激な変化の中で、人間関係の希薄化や核家族化などが進んでおり、児童虐待の増加やいじめ、非行の深刻化など、次代を担う子どもたちも様々な問題に直面しています。

①生活意識の成熟化

2001(平成13)年度の神奈川の県民一人あたりの年間県民所得は、約305万円で、全国の水準をやや上回る状況にあります。一方で、所得やものだけでは満足が得られず、生きがいや時間のゆとりなどに豊かさを求める人が増えてきています。仕事の充実感だけでなく、趣味や自己実現に多くの時間を費やすなど、自分に合ったライフスタイルを大切にする傾向が強まっています。

②県民の自主的活動の活発化

県民意識の高まりなどにより、ボランティア活動*¹⁰など、県民の自主的な活動が活発になってきています。活動分野も、保健・福祉や環境、まちづくり、国際協力など多岐にわたっており、生き生きとした地域社会づくりの担い手になりつつあります。

* 9 NPO…Non-Profit Organization(民間非営利団体)の略。本計画では「ボランティア活動を行う特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)及び法人格を持たない団体」をいいます。

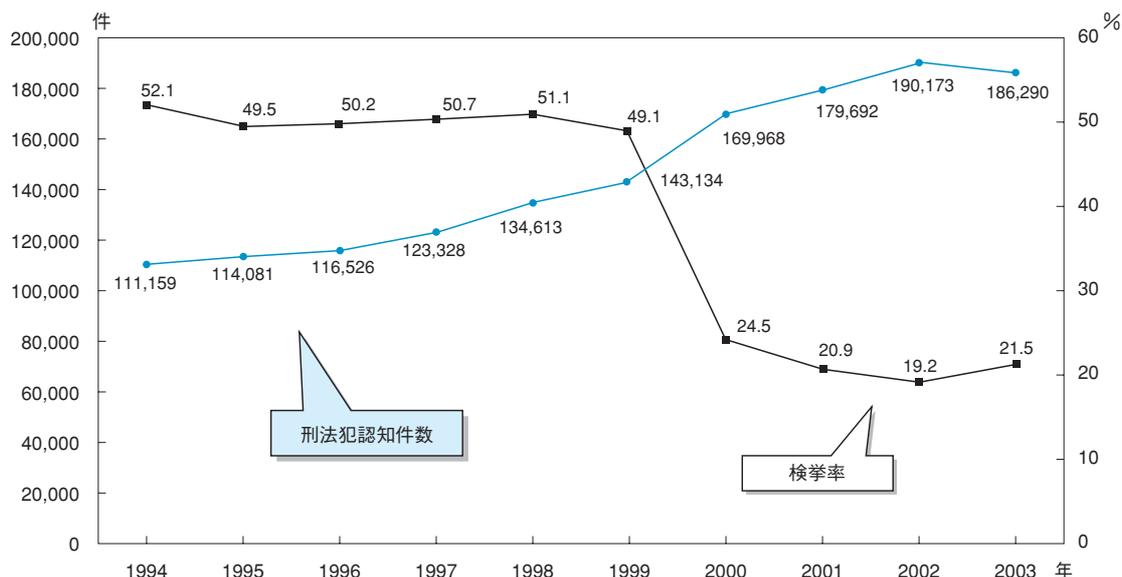
* 10 ボランティア活動…不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動。いわゆる宗教、政治、選挙活動を除きます。

③安全・安心へのニーズの高まり

都市化の進展などにより、コミュニティ機能が弱まるとともに、人々や社会のモラルの低下が進行する中で、身近な犯罪が多発しています。

また、健康や食、雇用などへの不安の高まりのほか、大規模地震の発生も危惧されており、安全で安心してらせる社会づくりが求められています。

県内刑法犯認知件数と検挙率の推移



出典：「犯罪統計書」 県警察本部（2003年版）

④子どもたちを取り巻く環境の変化

社会の急激な変化の中で、児童虐待の増加、いじめや不登校・ひきこもり、非行の深刻化など、次代を担う子どもたちも様々な問題に直面しています。そのような中で、子育て環境の整備や青少年に対する心のケア、地域ぐるみでの支援などの取組みが求められています。

また、一人ひとりの個性を大切に、自立心や国際感覚を養う教育の必要性も高まりを見せています。

(5) 地方分権改革の進展

2000（平成12）年に地方分権一括法が施行され、ようやく国も地方も地方分権改革に歩み出しました。現在、国では「三位一体の改革」*11など、国の関与の縮小や地方の権限の拡大をめざす論議が進みつつありますが、その帰すうが不透明な状況にあります。こうした中で、地方からも、自らの地域のことは自らの意思で決定し、責任も持つという、地域主権型社会の実現に向けた取組みが必要となっています。

①国、地方を通じた改革の進展

明治以来、国と地方は「上下・主従」の関係にあり、国、地方を通じた様々な制度も、国が決定し、地方が実施する関係が続いていました。今後は、地方が国と対等・協力の関係に立ち、「自己決定」「自己責任」の下で、自ら地域社会を運営することが求められるようになってきています。

*11 三位一体の改革…地方の権限と責任を大幅に拡大する方向で、①国庫補助負担金の改革、②地方交付税の改革、③税源移譲を含む税源配分の見直しの3つを同時に進めることを内容とする国の改革方針

②市町村の役割の増大

地域主権型社会においては、住民に身近な自治体としての市町村の役割が一層大きなものになると考えられます。特に神奈川には、政令指定都市や中核市、特例市など、多様な形態の自治体があり、県との関係においても、それぞれの形態に応じた協力や連携が求められるようになっていきます。

また、市町村の役割の増大に応じて、県の機能・役割も改めて問い直されています。

③行政のあり方の変化

民間の活動分野が広がることにより、国、地方の役割も大きな転換期を迎えています。今後は、公的サービスの担い手は行政だけではないという考え方の下で、活力のある地域社会に向け、改めて官と民との役割分担を明確にするとともに、企業やNPOなどとの協働・連携による取組みが求められています。



2 2015年の神奈川

「時代の変化と今後の見通し」で述べたように、国際化や情報化、地域経済の低迷や少子・高齢社会の到来など、今日の社会は、大きな時代の変動期にあります。そして、そうした様々な変化の影響は、神奈川にいち早く押し寄せてきます。

例えば、県民生活における健康や福祉、地震、災害、治安、食、雇用などに対する「不安」や、地域における経済の低迷、環境の悪化、青少年問題、コミュニティの弱体化など、私たちの神奈川は、多くの課題に直面しており、大変厳しい社会経済環境にあります。

こうした中で、県民の皆さんや地域が抱える様々な課題を解決しつつ、神奈川の明るい未来を築くための将来方向を明らかにし、その実現に向けた取組みが求められています。

幸い、神奈川は、自然、産業、歴史・文化、人材など、大変豊かな潜在力に恵まれている地域であり、これまでも、果敢なチャレンジ精神をもって、いつも新しい時代を切り拓いてきました。

「神奈川力構想・プロジェクト51」では、こうした神奈川の持てる多彩な力を再生・創造し、様々な課題の解決にあたりとともに、安全・安心が確保された中で、県民の皆さんが、生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができ、また、その基盤となる地域経済をはじめとした、地域の活性化が図られるよう、2015年の神奈川を展望しつつ、

「活力ある地域社会・生きがいのある暮らしの創造」

をメインテーマに、様々な政策課題に取り組んでいきます。

未来を語ることから始めよう！

2015年の神奈川をこんなすがたにしていきたい

でも、それは、県の取組みだけでは実現することができません

県民の皆さんの協力が必要です

今よりもっと魅力ある神奈川にするために

一緒に力を合わせていただけませんか



健康で、生き生きとくらせる福祉・医療のしくみづくり

本格的な少子・高齢社会を迎え、安心して生き生きくらせる健やかな福祉社会が求められています。特に、神奈川のように高度成長期に人口が急増した地域では、今後、短期間のうちに高齢化が進むとともに、少子化や核家族化、価値観の多様化などに伴って、保健・医療・福祉にかかわる様々なニーズの増大が予想されます。

また、必要なときに身近な地域の中で、自分にふさわしい保健・医療・福祉サービスを利用できることが必要です。

さらに、自らの選択でサービスを利用し、可能な限り自立した質の高いライフスタイルが確立されるよう、きめ細かなサービスの実現と、共に支え合う地域コミュニティづくりが求められています。

県民に発信するかながわの取組み

- 生活習慣改善の推進と地域がん医療体制の整備を進めます。
- 急病や事故、感染症などに対する救急医療体制の整備を図ります。
- 福祉サービス拠点施設整備や高度で多様な保健・医療・福祉人材の養成を進めます。
- 障害者や高齢者の地域での自立を支援する福祉サービスの充実を図ります。
- 公共空間のバリアフリー化などにより、福祉的配慮のされたまちづくりを進めます。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆

(健康づくりについては…)

がんをはじめとした生活習慣病対策が進んでおり、健康に関する意識が高まることで、県民一人ひとりが、ライフスタイルに合った健康づくりに取り組み、生き生きとくらしています。



(医療体制や疾病対策については…)

身近なかかりつけ医から高度専門的な医療機関まで、地域における医療や救急医療体制の整備が図られ、乳幼児から高齢者まで、迅速で適切な医療を受けられます。

(高齢者や障害者への福祉サービスは…)

介護保険制度や支援費制度が定着し、高齢者や障害のある人たちも、それぞれの状況に応じて、自分に合った福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域社会において安心して自立した生活を送ることができます。



(保健・医療・福祉を支える人材は…)

保健・医療・福祉サービスを支える、質の高い人材が次々と育ち、また、県民ニーズの多様化、高度化、医療技術の進歩に応じた知識や技術を身につけた人材が、地域の様々な場で活躍しています。

(福祉サービスの新たな展開は…)

福祉サービスを評価するしくみができるとともに、多様な福祉サービスの提供主体や、ボランティアとして福祉活動に参加する人が増え、地域において、きめ細かいサービスが提供されるようになっていきます。

(だれもが住みやすいまちづくりは…)

歩道の段差の解消や駅舎へのエレベーターの設置など、まちのバリアフリー化が進み、障害のある人や高齢者など、だれもが自由に移動し、積極的に社会参加できるようになっています。

安全で安心してくらしが確保された地域づくり

都市化、国際化が進展する中で、悪質重要犯罪、来日外国人犯罪などとともに、身近な犯罪が高い割合を示しています。また、交通事故も依然として多発している状況にあります。

一方、食の安全に対する信頼を揺るがす事件が相次ぐなど、その安全性が問われているほか、新しい商品やサービスの登場、流通域の拡大や取引の多様化・複雑化の中で、消費者トラブルも増加し続けており、こうした日常生活の安全・安心の確保が急務となっています。

また、高度に集積し、ネットワーク化された都市の災害に対する脆弱さが危惧されるほか、米軍基地に起因する問題に対し、周辺住民の安全や生活環境を守ることが必要です。

このような県民の不安に応え、安心してくらす社会づくりが求められています。

県民に発信するかながわの取組み

- 身近な犯罪や交通事故がなく、安心してくらす地域づくりを進めます。
- 生産者、事業者、消費者が一体となった安全で安心な食の確保をめざします。
- 消費者被害の未然防止と救済に向けた取組みを進めます。
- 地域防災力の向上や広域連携体制の充実など、大規模地震に備えた対応力の強化を図ります。
- 基地の整理・縮小・返還に向けた取組みや周辺住民の良好な生活環境の確保に努めます。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆

(防犯対策は…)

県民一人ひとりの防犯意識の高まりや地域と警察などが一体となった防犯の取組み、地域コミュニティの再生に向けた取組みなどにより、安全で安心してくらすまちになっています。



(交通安全対策は…)

県民一人ひとりの交通安全意識の高まりや交通安全施設の整備、交通安全教育、交通ボランティアとの連携などにより、安全で円滑な交通が確保され、安心してまちを行き来することができます。

(食の安全は…)

食の安全について、生産から消費まで、生産者、事業者、消費者が一体となって確保するしくみが定着することで、県民一人ひとりが安心して食生活を送ることができるようになってきました。



(地震・防災対策は…)

住民に身近な市町村の防災対策が進むなど、地域の防災力が向上するとともに、他の都県などとの広域連携体制が充実し、災害に強いまちづくりが進んでいます。

(消費生活を取り巻く環境は…)

消費生活に関する相談体制や悪質な事業者を指導するための広域的なネットワークが整備されるなど、消費者被害の未然防止や救済が図られ、安全で安心な消費生活が確保されています。

(基地対策は…)

神奈川の米軍基地の整理・縮小・返還が進む中で、航空機騒音の問題など、県民の生活に支障を及ぼしていた様々な基地問題も、一つひとつ解決に向かっていきます。

世界にはばたく、未来の人づくり・子育て環境の整備

少子化の急速な進行や家族の形態の変化、都市化の進展などの中で、子育ての不安や悩みが高まるとともに、児童虐待や子どもの心の問題の深刻化、家族や地域の教育力の低下が問題となっています。

一方、社会経済活動のグローバル化や情報化が進展する中で、個性豊かな自立した人材の育成が求められています。

こうした中で、子育てを社会全体で支援していくための取組みを強めるとともに、小・中・高等学校を通じた一人ひとりの個性に応じた教育の充実や、学校、家庭、地域などが協働・連携した、青少年の健全育成などに、きめ細かく取り組むことが求められています。

県民に発信するかながわの取組み

- 地域の子育て相談や保育施設整備支援、多様な保育サービスの充実などを図ります。
- 児童虐待の早期発見・対応のための体制づくりや専門的ケアの充実に努めます。
- 養護学校の空白地域解消など環境整備を進めます。
- 生徒の多様な興味・関心などに応じた特色ある高校づくりを進め、個性を伸ばす教育を展開するとともに、情報化の進展に対応した教育を推進します。
- 青少年の心の悩みに応える相談体制や地域の支援体制の充実を図ります。
- 児童・生徒の社会奉仕やボランティア活動など、様々な体験活動の促進に努めます。
- 小・中・高等学校を通じた英語による実践的コミュニケーション能力の育成を図ります。
- 県民による国際交流・協力活動や民間などと連携した国際人材の育成を進めます。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆

(地域の子育て環境は…)

子どもを生み育てている家庭を地域で支えるしくみづくりが進められ、子どもが社会の一員として人権を守られながら健やかに成長することができます。



(仕事と子育ての両立は…)

仕事と子育ての両立を支援する多様な保育サービスが充実し、働きながら子育てをするための職場環境が整備されており、安心して子どもを生み育てていくことができます。

(子どもの個性を伸ばす教育は…)

それぞれの学校が特色を持ち、一人ひとりが基礎・基本を確実に身につけ、個性を伸ばすためのきめ細かな指導が行われています。障害のある子どもたちも安心して通学し、学習できる場ができています。子どもたちは、主体性や創造性を培い、未来に夢を持つことで、様々な困難を克服し、心豊かで健やかに育っています。



(情報化や国際化に対応した教育は…)

IT(情報技術)を活用した教育や生きた語学教育の強化などが進められています。また、地域と連携した教育活動や異文化交流など様々な体験活動にも支えられ、自分たちの郷土に誇りを持ち、教養豊かで国際性に富んだ若い世代が社会に輩出しています。

(国際的に行動できる人材育成は…)

人やもの、情報などの国際的な相互依存関係がさらに深まり、アジアをはじめとする様々な国や地域の人々との交流や協力などを通じて、国際社会に積極的にかかわることができる国際感覚豊かな人が増えています。

創造的で元気な産業の育成、多様な働く機会の創出

神奈川の地域経済は、廃業率が開業率を上回っているほか、中国など新興工業国の台頭により国際的な競争が激化する中で生産拠点の海外移転が増加するなど、厳しい状況にあります。

このような中で、県産業の将来を担う新規成長分野の産業や神奈川の特性を生かした高付加価値型産業の創出、中小企業の経営革新・技術開発への支援、海外との経済交流を通じた新たなビジネスチャンスの創出、魅力ある商店・商店街づくりが求められています。

また、地域の活性化や人々の心豊かな生活の実現のために、これからの成長産業のひとつとして期待されている観光の振興が求められています。

一方、厳しい雇用情勢の下、雇用のミスマッチが課題とされる中高年齢者や経済の影響を特に受けやすい障害者、失業率が高い水準にある若年者への就職支援のほか、新たな成長産業において活躍できる人材育成も求められています。

農林水産業は、地場農産物へのニーズの高まりの中で、都市住民と協働で多様な担い手の育成・確保を図り、新鮮な食料の提供や環境の保全など様々な役割を果たしながら、地域に密着した産業としての発展が求められています。

県民に発信するかながわの取組み

- 創業者の発掘・育成をはじめ、産学公の連携による新たな成長産業の振興、中小企業の経営革新のためのものづくり支援、海外との経済交流による国際化支援及び企業誘致の促進などを通じて産業活動の活性化を図ります。
- 魅力ある商店・商店街づくりやコミュニティビジネスの創業支援を行います。
- 若年者をはじめ、すべての人々に対する雇用対策や多様な職業能力開発機会の提供に努めます。
- 体験・学習型観光や県内産品の販路拡大など新しい「かながわツーリズム」を進めます。
- 地産地消を推進する流通販売体制の充実など、新たな農林水産業の振興を図ります。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆



(新技術・新産業の創出は…)

神奈川に集積している大学や研究機関、地域企業との産学公の連携が進み、優れた研究成果に基づいた、ロボット、IT（情報技術）、バイオ、環境など、様々な分野の新技術・新製品が開発され、多くのベンチャー企業も生まれています。その中から、世界に発信するオンリーワン企業も育っています。

(地域産業は…)

地域企業やNPOなどとの連携によって、県民の多様なライフスタイルや高齢者の生活ニーズなどに合わせた新たな製品やサービスが創出されるとともに、地域の特性に応じた新たな産業が育っています。

(アジアなどとの経済交流は…)

県内の中小企業の国際化が進み、ビジネスチャンスが広がるとともに、外国企業が進出しやすい環境が整備され、海外からの直接投資が容易になっています。



(能力開発・雇用確保は…)

職業能力開発のしくみが充実し、多様な能力開発の機会が提供されています。また、多様な労働形態や相談窓口が整備され、若者から高齢者、障害のある人など、それぞれが自らの能力や個性を生かして生き生きと働いています。

(観光振興は…)

神奈川の自然、歴史や各地域に根づいた文化などの魅力が改めて見直され、地域ぐるみでその魅力を高める「かながわツーリズム」の取組みが進められており、海外や近郊から多くの人々が神奈川を訪れるようになっています。

(農林水産業の振興は…)

神奈川の農林水産業は、生産者の顔が見える産地として活性化するとともに、県民にうるおいや、やすらぎを与えるなど様々な機能を発揮しています。人々は、新鮮で安全な農林水産物を購入したり、生産者と接しながら自ら土を耕したりしています。

地球環境保全や循環型社会の実現に向けた取組みの推進

今日の環境問題は、産業活動だけでなく、廃棄物や自動車交通公害といった人々の日常生活や都市活動の中で発生するようになっており、それが地域環境だけでなく地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模での環境悪化の要因となっています。

これらの問題を解決し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐために、省資源化、減量化、リサイクル、省エネルギーあるいは新エネルギーの利用などの様々な取組みが始まっていますが、県民、NPO、企業、行政などが協働・連携し、積極的にこれらに対応していくことが求められています。

県民に発信するかながわの取組み

- 学校における環境教育や地域での体験型環境教育の充実を図ります。
- 地球温暖化防止に向けた普及・啓発活動の浸透を図るとともに、主要な温室効果ガスである二酸化炭素を排出する産業や家庭など、部門に応じた抑制施策に取り組みます。
- 自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量削減に向けた取組みを進めます。
- 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理や不法投棄の防止対策を進めます。
- 太陽光発電やバイオマスエネルギーなど新エネルギーの導入促進を図ります。
- 生活排水や産業活動による水質汚濁などの防止対策を進め、水環境保全を図ります。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆

(環境に対する考え方は…)

学校、家庭や地域、NPOなどと協働・連携した環境教育が活発に行われています。県民も企業も常に環境を大切にすることを意識を持ち、環境に配慮した事業やくらしのスタイルを定着させています。



(大気汚染対策は…)

空気を汚さない自動車や新しい交通システムの普及などによって、大気中に排出される窒素酸化物などが少なくなっています。都市部の空気がきれいになり、健康でくらしやすい生活環境になっています。

(循環型社会づくりは…)

よいものを長く大事に使うライフスタイルが定着し、リサイクルしやすい製品など環境に配慮した「ものづくり」や「サービスの提供」が進み、自分たちの住む地域で出たゴミは、できる限りその地域の中で再利用や処理されるようになっていきます。



(新エネルギーの利用は…)

太陽光発電やバイオマスエネルギーなど地球にやさしい新エネルギーの利用が進み、県民に身近なエネルギーとなっています。また、企業や家庭の省エネルギーの取組みも進み、地球環境の保全に貢献しています。

(水質汚濁への対応は…)

下水処理施設などの整備や工場の産業排水対策などが徹底されるとともに、家庭では油や汚水の排出をできるだけ抑え、海や川の水を汚さない工夫をしています。

多彩なライフスタイルに対応した共生社会づくり

ライフスタイルの多様化や個性化が進む中で、県民の多くは「心の豊かさ」や生涯にわたって「生きがい」のある生活を望んでいます。そうした中、文化芸術活動、学習活動、スポーツなどを楽しむ機会や場の充実を図り、個性や創造性が尊重される地域社会の形成が求められています。

また、一人ひとりの人権が尊重され、国籍、民族、文化、性別、世代や障害のあるなしなどにとらわれることのない共生社会の実現も求められています。

神奈川では多彩な人材が活躍し、保健・福祉や環境、教育、国際協力など、様々な分野においてNPOやボランティアによるボランティア活動が活発であり、地域の課題解決にも重要な役割を果たすようになってきました。こうした中、NPOなどと行政が対等な立場で協働・連携を進めることで、県民生活を一層豊かにし、安定的で活力のある社会を構築していくことが期待されています。

行政は一層の透明性の向上や個人情報保護に努め、広く開かれた参加型の県政を推進するとともに、県民のくらしの利便性向上のためにIT(情報技術)化の進展に対応した取組みを進めていく必要があります。その際、セキュリティ対策などへの対応も大切です。

県民に発信するかながわの取組み

- ボランティア活動への支援やNPOなどとの協働・連携を進めます。
- 生涯学習の振興や文化芸術への支援、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組みを進めます。
- 外国籍県民との共生を図るための県民意識の醸成や生活支援の充実に努めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めます。
- 県民が安心して利用できる電子自治体の推進に取り組みます。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆

(NPOやボランティアの活動は…)

県民一人ひとりが多様な価値観や個性を生かしたライフスタイルを楽しんでいます。その中で高齢者や会社員など、幅広い人々がNPOやボランティアの活動に参加し、地域をよりよくする原動力になっています。



(生涯を通じた学習や文化芸術、スポーツとのかかわりは…)

生涯を通じた学習や文化芸術、スポーツに親しむ環境整備が進んでいます。学びたいことを好きなときに学び、身近な場で文化芸術活動を行い、自分にあったスタイルでスポーツを楽しみ、さらには成果を地域活動に生かすなど、生き生きと生活する人が増えています。

(外国籍県民とのかかわりは…)

外国籍県民の意見が地域社会づくりに反映されており、より生活しやすい環境になっています。また、お互いの文化を学ぶ機会が増えて、人々の国際理解が進み、地域社会において多様な文化が尊重されています。



(男女共同参画は…)

職場や家庭、地域などで、男女が共に個性と能力を発揮できるようになっています。また、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりが進んでいます。

(行政の情報化は…)

インターネットを通じて行政情報を得たり、県や市町村の行政サービスが受けられるようになるなど、県民のくらしの利便性が向上するとともに、セキュリティ対策や情報バリアフリーも進められ、利用したい人が安心して使えるようになっていきます。

県民一人ひとりが、自らの地域を誇れる県土づくり

大都市周辺など利便性の高い地域に人口が集中する傾向が強まる中で、自立した地域を形成するため、地域の個性や魅力を生かした特色ある地域づくりが求められています。

神奈川では、これまで人口増加に伴う都市化の進展により、都市の貴重なみどりの保全など良好な都市環境を確保することが課題となっていました。

人口がピークを迎え、本格的な少子・高齢社会の到来が予測される中で、都市は、これまでの成長・拡大からうるおいやすらぎなどが重視されるようになっており、県民の多様な価値観やライフスタイルに配慮しつつ、その魅力を高めていくことが大切になっています。

また、人にやさしく自然環境に配慮した災害に強い県土づくりが求められています。

県民に発信するかながわの取組み

- 京浜臨海部では、産業活性化と雇用の創出を図り、羽田空港の再拡張・国際化を踏まえた新しいまちづくりを進めます。
- 横須賀・三浦地域では、多様な産業基盤や豊かな自然、文化遺産を生かした地域づくりを進めます。
- 県央・湘南地域では、自動車専用道路や公共交通機関の整備など、交流連携を支える交通ネットワークの形成や、環境と共生する都市づくりを進めます。
- 県西地域では、富士箱根伊豆交流圏の連携や、道路網、交流拠点などの基盤整備を進め、活力と魅力ある地域づくりに取り組みます。
- 県民と一体となった水源環境の保全や豊かな水源地域づくりを進めます。
- 魅力ある都市公園整備や県民との協働・連携による良好な里山環境の保全を図ります。
- 市町や県民、NPOなどとの協働・連携のもとで、相模湾沿岸地域の自然・歴史・文化などの資源を生かした地域づくりを進めます。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆

(交通や情報のネットワーク整備は…)

広域的な交通網や情報ネットワークなどの整備により、人やもの、情報の交流が高まるなかで、都市の機能や自然のやすらぎを享受することができるようになり、それぞれの地域の活性化が進んでいます。



(生活基盤の整備やまちづくりは…)

身近な公園、広場の確保や下水道の整備など、生活基盤整備が進んでいます。また、地元商店街や公民館などを中心に、にぎわいのあるコミュニティづくりも進められ、快適で活気のある生活を楽しむ人が増えています。

(都市のうるおいは…)

市街地の都市公園や貴重な緑地、郊外の里山や鎮守の森など、身近なみどりが大切に守られ、私たちの生活にうるおいを与えると同時に、環境や生物の多様性に貢献しています。



(海や沿岸地域は…)

美しいなぎさを中心とした豊かな自然環境や貴重な歴史・文化、特筆すべき景観などを守るしくみがつくれ、活力と魅力あるまちが形成されるとともに、それらが広く発信されています。

(山々や水源の森林は…)

多様な生物を育む山々や水源の森林が県民の手によって大切に守られることで、私たちにやすらぎを与えると同時に、きれいな水を育んでいます。

自らの地域のことは自らが決める地域社会づくり

個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成のためには、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源、権限と責任も自らが持つという地域主権の確立が求められています。

情報化の進展や成熟社会の到来に伴う県民ニーズの多様化に応えるためにも、価値観や社会制度の変化を踏まえた行政の透明性、公平性、利便性の一層の向上を図るとともに、政策形成の段階から県民とともに県政を進めていくことが必要とされています。

また、神奈川では厳しい財政状況が続いており、行政システム改革を積極的に進めていくことが求められています。

県民に発信するかながわの取組み

- 広域自治体として期待される県の機能・役割を果たすための取組みを進めます。
- 基礎自治体である市町村が、その機能を十分発揮し得るよう支援します。
- 厳しい社会経済環境に対応した、より簡素で効率的な県政の実現を図ります。

◆◆◆ 2015年の私たちのかながわのすがた ◆◆◆

(広域課題への対応は…)

広域的な行政課題に対して、関係する都県や市町村、国と一緒に考えるしくみが確立し、県域を越えた、迅速で効果的な対応が進められています。



(地域主権や県民との協働・連携による県政は…)

自らの地域のことは自らの意思で決定し、責任も持つという地域主権への取組みが進められています。身近な行政サービスは、企画から実施に至るまで市町村が実施し、広域的で専門的な行政サービスを県が担うとともに、県民との協働・連携のもとで、地域が主体的に自らのくらしを創出しています。

(簡素で効率的な行政への取組みは…)

県民や市町村から期待される役割と責任に対して県民が満足できる的確な対応を、より簡素で効率的な組織でできるよう、県行政の重点化やコスト意識の徹底、NPOなどとの協働・連携を通じた取組みが進められています。



(地域における公的サービスは…)

地域における様々な分野でNPOやボランティアによるボランティア活動が活発になっています。また、公的サービスは、行政だけでなく、企業やNPOなどの多様な主体により支えられており、さらにその活躍の場を広げるための協働・連携が進んでいます。

3 県土づくりの基本的方向

(1) 県土形成の基本的方向

神奈川は、首都圏にありながら豊かな自然に恵まれ、人々のにぎわいや産業の集積が進んでいる大変多彩な風土を持っています。

その中で、これまで神奈川は、業務機能やものづくりなどの面で首都機能の一翼を担うとともに、過度な開発を抑制することによって、良好な都市環境の保全に努めてきました。

今後の県土づくりでは、引き続き東西バランスに配慮し、県土の均衡ある発展をめざしつつ、地域の資源や個性を生かし、多様で豊かな県民生活を支え、次の世代に良好な県土を引き継ぐ観点から県土政策を進めていきます。

このことを通して、新たな活力と魅力にあふれ、また、安全で環境に配慮した県土形成に努めます。

●人々の生活と自然の重視

人々の生活を重視する視点に立ち、県民の文化活動や経済活動の広がり、さらには、水系など自然の一体性や道路など県土の将来の骨格形成を踏まえた総合的な県土づくりを進めます。

●南北の結びつきの重視

東京との結びつきや県の東西の交流・連携と併せて、県北の山や丘陵の地域から相模川、酒匂川などの河川に沿って連続する空間を重視し、軸となるインフラを整備するなど、南北の結びつきを引き続き強めていきます。

●隣接する都県との交流圏域の重視

津久井、県央、足柄上や西湘地域では、国の進める広域的な政策も念頭におきながら、県域を越えた広域的な政策展開を視野に入れ、環境や生活、産業振興など様々な面で、隣接都県、市町村との連携を深めていきます。

●首都圏における連携

個性豊かな都市が連環して首都機能を担う「展都」と「分権」の考え方を引き続き基軸としつつ、様々な広域的課題などの解決を図るため、首都圏における自治体相互の連携を深めていきます。

特に、環境、産業、交通などの首都圏共通の課題について、関係都県市との連携の強化を図っていきます。

●都市再生などの取組みへの対応

都市再生や構造改革特区などについては、国の動向を注視しつつ、関係機関などと連携を図りながら、県土の活性化や特色ある地域づくりの観点から、積極的に対応していきます。

(2) 地域政策圏と土地利用の方向

県土形成にあたっては、水、みどり、空間などの自然の連続性や将来の交通基盤の整備状況、人々の活動の広がりなどをベースに、地域の特性を生かした地域づくりを進めます。そのため、県内に「国際文化交流都市圏」「環境共生生活都市圏」「緑住快適交流都市圏」の3つの地域政策圏を設定しています。今後もそれぞれの地域政策圏の形成の基本方向に沿って、様々な取り組みを進めるとともに、地域主体のまちづくりに配慮した土地利用を進めます。

〈地域政策圏域図〉



①国際文化交流都市圏

(多摩川、鶴見川流域、多摩・三浦丘陵を一体としてとらえた、川崎・横浜、三浦半島を含む県東部の地域)

世界と神奈川の交流・結節地域として、世界とつながる産業と文化の発信都市をめざし、これまでの産業と文化の集積を生かした生活環境や生産環境を整備します。

横浜・川崎地区では、残された貴重な自然の保全や緑地の創造を図りつつ、土地の高度利用による効率的で良好な市街地を形成します。また、業務核都市の機能強化や臨海部の再活性化に配慮した土地利用を進めます。

横須賀三浦地区では、自然環境や歴史的風土の保全を図りつつ、道路網の整備など生活環境や生産環境を高める土地利用を進めます。

②環境共生生活都市圏

(丹沢から相模川や境川、引地川、金目川の流域を一体としてとらえた、津久井から県央、湘南を含む県中央部の地域)

神奈川における東西交流・南北交流の結節地域として、みどりの中で産業と調和する生活都市をめざし、広域的な交通機能の整備を踏まえた生活環境や生産環境の整備を進めます。

県央・湘南地区では、良好な自然環境の保全を図りつつ、交通拠点の整備など、生活環境や生産環境を高めるとともに、業務核都市の機能強化にも配慮した土地利用を進めます。

津久井地区では、豊かな自然環境を保全しつつ、都市基盤を整備し、文化や産業の振興などによる地域主体のまちづくりと地域の活性化につながる土地利用を進めます。

③緑住快適交流都市圏

(丹沢、酒匂川流域を一体としてとらえた、足柄上から西湘に至る県西部の地域)

隣接県との交流・結節地域として、交流・発信できる成熟した定住都市をめざします。

豊かな自然環境を保全し、文化的遺産などの観光資源を維持・活用しつつ、都市基盤や産業基盤の整備など生活環境や生産環境の整備に努めるとともに、文化や産業の振興などによる地域主体のまちづくりと地域の活性化につながる土地利用を進めます。

第2章

実施計画



- 1 施策展開にあたっての基本的視点
- 2 重点政策の基本方向
- 3 7つの政策課題分野の設定
- 4 戦略プロジェクト
- 5 主な施策・事業体系
- 6 まちづくり事業

「実施計画」は、時代の変化と見通しを踏まえ、「2015年の神奈川」で掲げた将来のすがたの実現に向けた、県の取組みを明らかにするものです。

これらの施策展開にあたっては、「県民主体の県政」、「地域主権の確立」、「時代を拓く精神」の3つの視点を基本に据えて取り組むこととしています。

また、神奈川の課題を踏まえ、多彩な潜在力を生かしながら、神奈川らしい施策の展開を図るため、中期的な視点に立って、重点的に取り組むべき政策の基本方向を「5つの重点政策の基本方向」として明らかにしています。

「実施計画」では、県が取り組む主な施策・事業を、7つの政策課題分野ごとに包括的・体系的に整理し、「主な施策・事業体系」として位置づけるとともに、その取組みの中から重点的・優先的に取り組むべき施策・事業を51の「戦略プロジェクト」として構成し、明らかにしています。

この「戦略プロジェクト」では、できるだけ分かりやすく、実行性を重視したものとして、目標や具体的な工程を示しています。

また、「主な施策・事業体系」のうち、県民の皆さんの関心の高い都市整備などの施策・事業については、「まちづくり事業」として改めて具体的な取組みの内容を示しています。

1 施策展開にあたっての基本的視点

施策展開にあたっては、次の3つの視点を基本に据え、県政全般にわたって配慮します。

(1) 県民主体の県政～民との協働～

時代の変化が激しく、県民ニーズが多様化し、課題が複雑化する中においては、行政だけで地域課題の解決に取り組むことは難しくなっています。

一方、県民の参加意識が高まり、NPOなどによる自主的な活動が活発化する中で、行政と県民が相互に協働し、あるいは連携して、様々な課題への対応や地域形成を進める環境づくりの取り組みが模索されています。

「官から民へ」という大きな時代の流れの中で、心豊かなくらしの確保や活力ある地域づくりのために、県民主体の取り組みやNPOなどとの協働・連携を重視した県民の視点に立った施策展開に努めていきます。

(2) 地域主権の確立～地域からの改革～

2000(平成12)年に地方分権一括法が施行され、地方分権改革に歩み出しました。

21世紀の地域主権型社会では、身近なくらしや地域づくりなどにかかる課題について、地域が自ら決め、解決に取り組むことが必要です。また、県内においては、中核市や特例市が次々に誕生するなど、市町村の役割が一層大きくなっており、県は広域行政に力を入れるなど、改めて県の役割・機能のあり方について整理し、市町村とともに地域住民と協働・連携した地域づくりに取り組んでいきます。

また、こうした取り組みと併せて、地方の仕事に見合った権限と財源の移譲を国に働きかけていくとともに、真に地域の課題を地域で解決するためにも地域からの改革の取り組みを進めていきます。

(3) 時代を拓く^{ひら}精神～新しい神奈川の創造～

神奈川は、歴史的にも文化的にも、経済の面でも、日本をリードしてきましたが、ここ10数年の日本経済の低迷によって、神奈川の経済もその基盤を弱め、県財政も大変厳しい状況にあり、これまで神奈川が培ってきた先進性や若々しい活力の低下に対する懸念も生じております。

しかし、こうした時代の厳しさは、新しい時代を切り拓く契機ともなり得ることであり、新しい課題に果敢に挑戦していく姿勢が求められています。

こうした考えに立って、改めて神奈川の持つ多彩な潜在力を生かしながら、国際化や情報化などの時代の変化に挑戦する人材の育成など、新しい神奈川の創造に向けた取り組みを進めていきます。



2 重点政策の基本方向

「重点政策の基本方向」は、神奈川の課題を踏まえ、多彩な潜在力を生かしながら、神奈川らしい施策の展開を図るため、「2015年の神奈川」に向けた中期的な視点に立って、重点的に取り組むべき政策の基本方向を明らかにしています。

- 基本方向1 総合的な〈安全・安心の確保〉
～ 県民の不安の解消に向けて ～
- 基本方向2 神奈川を支える〈次世代の育成〉
～ 少子化の進行への対応 ～
- 基本方向3 技術・人・情報を生かした〈地域経済の再生〉
～ 産学公連携、地域連携による産業の活性化 ～
- 基本方向4 将来へつなぐ〈良好な環境〉の保全・創造
～ 良好な環境を次の世代に引き継ぐ ～
- 基本方向5 〈民との協働〉による地域活力の創造
～ 神奈川の地域力を結集して ～

●基本方向 1 総合的な〈安全・安心の確保〉

～ 県民の不安の解消に向けて ～

1 基本認識

首都圏に位置する神奈川は個性豊かな活力ある都市が連なっていますが、都市化の進展は、反面、地域のコミュニティ機能の低下や災害や犯罪などに対するぜい弱性を招いています。

また、食の安全に対する信頼を揺るがす事件が相次いで発生するなか、生産から消費までの各段階において食の安全を確保する取組みが求められています。

一方、県民意識調査の結果からも「安全・安心」に対する県民の期待は大きく、県民一人ひとりが「安全・安心」を実感し、くらししていける社会を築いていく必要があります。こうした取組みが、県民が生き生きと心豊かにくらししていくため、また産業活動を活力あるものとするためにも必要な条件となります。

2 取組みの方向

◆災害や犯罪に強い〈安全・安心〉な地域づくりの推進

①犯罪のないまちづくりの推進

犯罪のない安全・安心なまちづくりをめざした条例を制定し、公共施設、空間などの防犯性を高め犯罪が起きにくい都市環境をつくるとともに、自らのまちは自らで守るという意識の下、犯罪に強い地域コミュニティをつくることを県民と協働・連携して進めます。

- 犯罪の起きにくい環境の整備
- 防犯のための地域コミュニティの活性化・連携
- 警察活動基盤の整備

②災害に強いまちづくりの推進

災害に強い安全なまちづくりに向け、県と市町村が連携し都市防災に関する施策を総合的・計画的かつ中長期的に進めます。災害時の情報対策、活動拠点などの機能の強化、地域防災力の向上や広域連携体制の充実などの地震防災対策のさらなる強化を図ります。

- 都市の防災性の向上
- 地震防災対策の強化

◆県民が〈安心〉してらせる地域社会づくり

①福祉・医療、雇用など安心してらせる環境づくり

医療や介護、保育など生活面での安心の基盤を整備するとともに、働く意欲のある県民が雇用の機会を得られる環境づくりを進め、安定した県民生活の確保を図ります。

○福祉・医療の基盤整備

○働く意欲のある人のための就業支援や職業能力開発

②安全で安心な食の確保

生産、製造、流通、消費の各段階における自主管理体制の充実や検査、監視体制の強化を図るとともに、県民との情報の共有化を図り、県民とともに食の安全確保を図ります。

○安全で安心な食の確保システムの構築

○食に関する情報の共有

●基本方向 2 神奈川を支える〈次世代の育成〉

～ 少子化の進行への対応 ～

1 基本認識

神奈川は、全国的に見るとまだ比較的若い県ですが、団塊の世代の高齢化や低い水準にある合計特殊出生率から見ると、急速に少子・高齢社会を迎えると考えられます。

こうした急速な少子化に対応して、次の時代の社会を担う子どもたちが、健やかで元気に育ち、個性豊かな力を身につけられるよう、さらに子どもを生き育てることに生きがいを感じられるような社会をつくっていくことが大切です。

また、学校教育においても、児童・生徒一人ひとりの個性が生きる教育や豊かな人間性、社会性を育む教育が求められています。

2 取組みの方向

◆次世代育成支援の推進

次の時代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ、育てられる環境を整備するため、次のような幅広い分野にわたって、県民、子育て支援関係者、企業、団体、市町村などとともに、次世代育成支援に取り組みます。

そのため、地域の子育て支援のネットワークづくりや医療の充実、家庭や地域での教育力の向上、住宅や道路、公共施設などの生活環境の整備、男女が共に仕事と子育ての両立ができるような様々な取組みを進めます。

- 地域における子育ての支援
- 母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進
- 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 子育てを支援する生活環境の整備
- 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 子どもなどの安全の確保
- 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

◆個性に応じた教育の充実

一人ひとりの個性に応じた多様な教育を提供するため、単位制普通科高校や総合学科高校など新しいタイプの高校の設置拡大を含めた特色ある高校づくりを一層進めます。また、個に応じた学習活動や大学との連携による多様な教育機会の充実など柔軟な学びのシステムの実現をめざします。

さらに、子どもが豊かな人間性を育み、社会の発展や調和に貢献する自立した人間となるよう、学校と地域社会との交流や社会奉仕・ボランティア活動などへの参加の促進を図っていきます。

- 新しいタイプの高校の設置拡大
- 高校の魅力と特色づくりの推進
- 柔軟な学びのしくみづくりの推進
- 社会奉仕・ボランティア活動などの推進

●基本方向 3 技術・人・情報を生かした〈地域経済の再生〉

～ 産学公連携、地域連携による産業の活性化 ～

1 基本認識

神奈川には、1,000を超える大学や企業の研究機関が集積し、県内在住の研究者、技術者の数は全国第1位です。

横須賀リサーチパーク（YRP）の移動体通信や理化学研究所横浜研究所（横浜市鶴見区末広町）のゲノム*1・バイオ*2、神奈川科学技術アカデミーの光科学など、時代の先端を走り世界に発信する研究開発が行われており、また、立地条件として横浜港、川崎港といった海の玄関口があるとともに、空の玄関口である羽田空港においては再拡張と国際便の就航が計画されており、人、もの、情報の一層の交流が期待されています。

「工業県」として発展してきた神奈川は、「ものづくり」の基盤技術から先端的技術までの幅広い技術をもつ産業が厚く集積しています。こうした神奈川の優位性を生かしながら、産学公の連携を進め、研究開発の成果を最大限に活用して、世界に開く新たな産業づくりを進めていきます。

また、地域の連携を通じて、自然、歴史・文化、都市、産業・技術などテーマ性のある体験型の新しいツーリズム*3を軸に国際的にも魅力のある観光立県をめざします。

2 取組みの方向

◆研究開発機能と連携した産業の活性化

①新産業の創出・支援

神奈川の研究開発機能の集積を生かして、大学などで生まれた独創的な研究成果を、産学公連携による共同研究などによって、幅広く地域へ展開するとともに、具体的な事業化を図る「大学発ベンチャー」などの創出を促進します。また、技術開発の場としてインキュベート・ラボ*4を県内各地へ展開するなど、地域の特性に応じた新産業の創出を図ります。

また、国際レスキューシステム研究機構（ロボット）、理化学研究所（ゲノム・バイオ）、神奈川科学技術アカデミー、県試験研究機関などの県内研究開発拠点の連携の強化と、それらを核としたロボットやゲノム・バイオ、光科学関連産業など先端産業の創出・集積を進めます。

- 大学発ベンチャーなどの創出促進
- インキュベート機能の強化と地域展開
- ロボットやゲノム・バイオ関連産業の創出・集積

②中小企業の経営革新・ものづくり支援

経営革新に取り組むなど、意欲があり、高い技術力のある中小企業に対して、産学公連携による創造的な共同研究など実用化技術開発を支援します。

- 産学公連携による事業化・商品化の取組みへの支援

◆空港や港湾など国際物流機能を生かした産業の活性化

羽田空港の再拡張・国際化の実現に向け、取組みが具体化する中で、「国際臨空産業・物流特区」の規制緩和なども活用し、グローバルな人、もの、情報の交流拠点としての機能を高めるとともに、地元市によるスーパー港湾をめざした横浜港、川崎港の国際物流機能の効率化・高度化を生かして産業集積を進めるほか、ホテル、コンベンションや物流拠点などの国際的な臨空産業の集積に向けた取組みなどを進めます。

○羽田空港の再拡張・国際化に対応した新たな産業の集積

◆地域の連携によるかながわツーリズムの推進

神奈川の自然、歴史・文化、産業・技術などの地域の特色を生かしつつ、それぞれの地域が連携することによる観光魅力づくりや、首都圏あるいは富士・箱根・伊豆などの広域的な連携による国際観光の推進などにより、地域経済の活性化を図るとともに国際性豊かな観光立県をめざした取組みを進めます。

○地域の特色を生かした観光の振興

○広域連携による国際観光の推進

○地域が連携した観光情報の発信

-
- *1 ゲノム…遺伝子 (gene) と染色体 (chromosome) からできた複合語で、ある生物種の細胞の中に存在する遺伝情報の総体をいいます。また、遺伝情報はA (アデニン)、T (チミン)、G (グアニン)、C (シトシン) という4種類の塩基によってDNA (デオキシリボ核酸) に書かれています。ヒトゲノムとよばれるヒト (人) の塩基がどのような順番で並んでいるかを読みとっていく作業、「ヒトゲノム解析計画」が国際協力の下、1991 (平成3) 年から始まっており、今後、医療や産業などでの活用が期待されています。
- *2 バイオ…一般に、バイオロジー (生物学) とテクノロジー (技術) を組み合わせた造語であるバイオテクノロジーの略として使われていますが、バイオテクノロジーは生物体の生命活動の仕組みを解明し、遺伝子組み換え、細胞融合、組織培養など、工業的に利用しようとする技術をいいます。
- *3 ツーリズム…世界観光機関によれば、「ビジネスまたはレクリエーションを目的とする24時間以上1年未満の自宅からの旅」と定義されていますが、我が国では一般に「観光」と訳すことが多くなっています。
- *4 インキュベート・ラボ…試作品開発や化学系の研究開発を行うことができる事業化支援施設

●基本方向 4 将来へつなぐ〈良好な環境〉の保全・創造

～ 良好な環境を次の世代に引き継ぐ ～

1 基本認識

今日の環境問題は、これまでの産業公害問題から、大量に排出される廃棄物や自動車交通公害といった都市・生活型の環境問題、森林の水源かん養機能や自然環境の保全と生物多様性の確保など自然の質に関する問題、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模で進行しているものまで、ますます複雑化しています。

私たちの日々の生活や事業活動に起因するこれらの問題を解決し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、県民、企業、NPO、行政などが協働・連携し、環境に配慮して行動する「環境立県かながわ」の実現をめざす必要があります。

2 取組みの方向

◆循環型社会づくり

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的な「豊かさ」や「便利さ」をもたらす一方で、資源やエネルギーを大量に消費することによって自然界の物質循環や生態系の均衡を崩すなど、地球規模を含めて様々な環境問題を引き起こしており、私たちの社会を持続していくことが困難になりつつあります。

私たちが将来にわたって持続可能な社会としていくためには、社会経済活動のあり方やライフスタイルを環境への負荷の少ないものとしていく必要があります。本県においても、県民、事業者、市町村などと連携・協力しながら、天然資源の消費が抑制され、環境の負荷が低減された循環型社会を地域から形成していくことに取り組んでいきます。

- 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進
- 不法投棄の防止対策の推進

◆地球温暖化対策などへの対応

地球環境問題について、私たちの社会経済活動の影響による地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球全体の環境の悪化が懸念されています。こうした地球環境問題に対応するための行動指針として策定された「アジェンダ21かながわ」が公表され10年が経過し、一人ひとりの生活が地球環境に影響を及ぼしていることなど、地球環境問題に対する意識が高まってきています。今後は、実効性を重視して新たに策定された「新アジェンダ21かながわ」に基づき、県民、企業、NPOなどと協働・連携し、環境配慮の取組みの「環」を広げるとともに、地球温暖化対策の推進や新エネルギー導入の推進、次代を担う子どもたちへの環境教育などの推進を図り、持続可能な社会神奈川をめざします。

-
- 地球温暖化対策の推進
 - 自動車交通公害対策の推進
 - 新エネルギー導入の推進
 - 総合的な環境教育の推進

◆自然環境の保全と活用

神奈川は、多様で豊かな自然環境に恵まれていますが、近年の都市化に伴うみどりの減少、自然環境への負荷や大気汚染などの増大、林業経営の停滞に伴う森林の荒廃化が進んでいます。このため、これらの自然環境を保全・活用し、特色ある地域づくりを進めていきます。

- 水源林や丹沢大山の〈やまなみ〉の保全と活用
- 〈都市と里山〉のみどりの保全と活用

相模湾沿岸域の持つ美しいなぎさやみどり、古都鎌倉などの貴重な歴史・文化などの地域資源を守り、生かし、発信することによる魅力ある地域づくりを進めます。

- 相模湾の〈なぎさ〉の保全と活用

●基本方向 5 〈民との協働〉による地域活力の創造

～ 神奈川の地域力を結集して ～

1 基本認識

神奈川は自主的な県民活動が活発な地域です。県民が様々な社会活動に自主的に参画し、自己実現を図ることが地域の活力を生み出すエネルギーであり、神奈川の大きな潜在力です。環境、まちづくり、福祉など神奈川が抱える様々な課題は、県だけでは、また行政だけでは解決できず、様々な分野で県民との協働・連携の取組みを進め、県民一人ひとりが生き生きとした心豊かな暮らしを実感できるような社会活力の創造をめざす必要があります。

2 取組みの方向

◆民との協働による県政の推進

環境保全、福祉、教育、産業振興、防犯、災害対策、まちづくり、国際協力など様々な分野で県民との協働・連携による取組みを進めます。

①持続可能な社会をめざす〈新アジェンダ21かながわ〉

地球規模の視点に立って、子や孫などの将来世代のことを思い、それぞれの地域で実践活動を積み重ねることが地球規模での持続可能な社会の実現に確実に結びつきます。そのため、県民、企業、NPO、行政、学校などの多様な行動主体による環境に対する取組みの「環」を広げていきます。

②水とみどりを守る〈パートナーシップの地域づくり〉

水源の森林づくり、流域環境の保全、丹沢大山などの自然環境の保全、里山の保全など水とみどりを守るため県民やNPO、地元団体、企業など多様な主体と行政が協働・連携した取組みを進めます。

③地域課題を解決する〈コミュニティビジネスの創出〉

地域住民が主体となって、地域の課題を解決するため、地域の資源を活用しながら、福祉、教育あるいは環境など生活に身近な様々な分野で、きめ細やかなサービスを提供するコミュニティビジネスは、地域活性化の手法として、また新たな雇用の受け皿として期待されています。県は、市町村などとともに、県民やNPO、地元団体、企業などによるコミュニティビジネスの振興を図る取組みを進めます。

◆県民との協働を支えるしくみづくり

ボランティア活動を促進するため、県ではかながわ県民活動サポートセンターの整備による〈場と情報の提供〉、「かながわボランティア活動推進基金21」の設置による〈資金の提供〉を行ってきましたが、今後さらに、活動の支援を充実するとともに、県行政の様々な分野において、NPOなどとの協働・連携を進め、拡大し多様化する県民ニーズに的確に対応していきます。

3 7つの政策課題分野の設定

実施計画において、県として取り組むべき課題を次の7つの政策課題分野に整理し、具体的な施策展開を図っていくこととしました。

7つの政策課題分野

- I 安心してらせる福祉・医療の基盤整備**
～健康で、生き生きとらせる福祉・医療のしくみづくり～
- II 県民の安全・安心の確保**
～安全で安心したくらしが確保された地域づくり～
- III 未来を担う人づくり**
～世界にはばたく、未来の人づくり・子育て環境の整備～
- IV 産業振興による地域経済の活性化**
～創造的で元気な産業の育成、多様な働く機会の創出～
- V 地域からの環境の保全と創造**
～地球環境保全や循環型社会の実現に向けた取組みの推進～
- VI 心豊かなくらしと共生社会の実現**
～多彩なライフスタイルに対応した共生社会づくり～
- VII 個性あふれる地域づくり**
～県民一人ひとりが、自らの地域を誇れる県土づくり～

4 戦略プロジェクト

「戦略プロジェクト」は、「主な施策・事業体系」の中から、重点的・優先的に取り組む必要のある施策・事業を位置づけ、達成すべきプロジェクトごとの目標や構成事業の工程などを明らかにしたものです。

【凡例】（各プロジェクトのページの見方）

戦略プロジェクト名 (◇◇部(局))

戦略プロジェクトは複数の部局にわたる取組みによって構成されるものがありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

〈現状と課題〉

県民の皆さんや地域が置かれている現状や抱える課題を明らかにしています。

〈めざすすがた〉

「現状と課題」で示した認識を踏まえ、それぞれのプロジェクトにおける取組みにより、めざそうとしている2015年の県民の皆さんのくらしや地域のすがたを示しています。

累計または単年度の別を示しています。原則として年度とし、暦年のものには※を付しています。

〈目標〉 ○○○○○○○○ (○○)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
X	X (X)	X (X)	X (XX)	X (XX)

()内は累計です。

「めざすすがた」の実現に向けて、当面、3年間で達成しようとする目標を明らかにしています。

目標は、できるだけ課題への対応状況を象徴するような指標（数値）などにより示すこととしましたが、長期的な取組みであり、短期間の数値目標になじまないものなどは、文章で表現するなどの工夫を行いました。

また、目標は、県の取組みだけで達成できるものではなく、市町村や県民、NPO、企業などの様々な主体による取組みが必要と考えています。

なお、目標として用いた指標（数値）に関して、設定方法などの解説を巻末にまとめています。

〈取り組む事業〉

「目標」の達成のために、今後3年間に取り組む事業の内容を示しています。

・構成事業

「取り組む事業」で示している事業のうち、特に効果が大きいと期待できるものを構成事業とし、その具体の工程を年度別目標として明らかにしています。また、構成事業の概要、事業の実施主体についても示しています。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	○○○○○○○○○○○○○	○○○○○ (事業主体)	○○○	X (X)	X (X)	X (X)	X (X)

()内は累計です。

事業を直接行う事業主体を記載しています。原則として、「国」「県」「市町村」「民間」の4つに区分しています。

戦略プロジェクト一覧

I	安心してらせる福祉・医療の基盤整備	
I-1	福祉・医療サービスの推進	
1	福祉サービスの利用者支援と質の向上	51
2	高齢者が安心してらせるしくみづくり	52
3	保健・医療・福祉人材の養成・確保	53
4	身体・知的障害者の地域生活の支援	54
5	精神障害者の自立した生活・就労支援	55
6	福祉のまちづくりの推進	56
I-2	地域医療体制の確保	
7	がん対策の総合的な推進	58
8	総合的な救急医療体制の充実	59
II	県民の安全・安心の確保	
II-1	県民の安全・安心の確保	
9	身近な犯罪がなく安心してらせる地域づくり	61
10	安全で安心な食の確保	62
11	消費者被害の未然防止と救済	63
12	大規模地震に備えた対応力の強化	64
III	未来を担う人づくり	
III-1	社会で支える子育てのしくみづくり	
13	子育てを地域で支えるしくみづくり	66
14	保育サービスの充実	67
15	児童虐待への総合的な対応	68
III-2	次代を担う国際人材の育成	
16	国際性豊かな人づくり	70
III-3	青少年の「心の問題」の解決をめざす社会づくり	
17	不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応	72
18	少年の健全育成をめざす社会づくり	74
III-4	一人ひとりの個性に応じた教育の充実	
19	活力と魅力ある県立高校づくり	76
20	養護学校の整備による学習機会の確保	77
21	学校と地域社会との交流の活性化	78
IV	産業振興による地域経済の活性化	
IV-1	産業の活性化と雇用の確保	
22	ベンチャー企業の育成と新たな産業の集積促進	80
23	中小企業の経営革新とものづくり支援	81
24	産業活性化に向けた経済交流の推進	82
25	雇用の確保と産業人材の育成	83
IV-2	地域の特色を生かした産業の振興	
26	地域に根ざした産業の振興	85
27	かながわツーリズムの推進	86
IV-3	地域に根ざした農林水産業の振興	
28	地産地消による農林水産業の振興	88
29	資源の有効活用による農林水産業の振興	90

V	地域からの環境の保全と創造	
V-1	循環型社会づくり	
30	廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	94
31	不法投棄の防止対策の推進	96
V-2	地球温暖化などの対策の推進	
32	地球温暖化対策の推進	98
33	自動車交通公害対策の推進	100
34	新エネルギー導入の推進	102
35	総合的な環境教育の推進	104
VI	心豊かなくらしと共生社会の実現	
VI-1	多様な県民活動の環境整備	
36	ボランティア活動の推進	106
VI-2	心豊かなくらしの創造	
37	文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり	108
VI-3	共生社会の実現	
38	男女共同参画の推進	110
39	外国籍県民とともにくらす地域社会づくり	111
VI-4	ITによる県民サービスの向上	
40	電子自治体の推進	113
VII	個性あふれる地域づくり	
VII-1	京浜臨海部の再編整備	
41	京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出	116
42	京浜臨海部における新しいまちづくり	118
VII-2	三浦半島地域の整備	
43	人とみどりと歴史・文化が交流し活力ある三浦半島の整備	120
VII-3	県央・湘南都市圏の整備	
44	環境共生モデル都市圏の形成	122
VII-4	県西地域の活性化	
45	交流・連携による県西地域の活性化	125
VII-5	水源地域の総合保全整備	
46	水環境保全対策の推進	127
47	県民との協働による水源の森林づくり	128
48	丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり	130
49	上流と下流の住民で支える水源地域づくり	131
VII-6	都市緑化ベルトの整備	
50	都市と里山のみどりの保全と活用	133
VII-7	相模湾沿岸地域の保全・創造	
51	相模湾沿岸の地域資源の保全、活用と発信	135
	戦略プロジェクトの〈目標〉として用いた指標に関する解説	207

分野別索引

各戦略プロジェクトは、政策課題分野ごとに整理されていますが、内容は政策分野を横断して構成されています。

次の施策は、記載の番号の戦略プロジェクトをご覧ください。

※戦略プロジェクトの〈めざすかた〉や〈目標〉が関連しているものを太字で、〈構成事業〉が関連しているものを細字で示しています。

分野	戦略プロジェクト（記載頁）					
●福祉・医療						
健康づくり施策は ……………	2 (52)	7 (58)				
医療体制や疾病対策は ……………	5 (55)	7 (58)	8 (59)			
高齢者施策は ……………	1 (51)	2 (52)	3 (53)	6 (56)		
障害者施策は ……………	1 (51)	3 (53)	4 (54)	5 (55)	6 (56)	20 (77)
	25 (83)					
保健・医療・福祉の人材養成は …	3 (53)	8 (59)				
●安全・安心						
消費者施策は ……………	10 (62)	11 (63)				
地震・防災対策は ……………	12 (64)	42 (118)				
防犯・交通安全は ……………	9 (61)	18 (74)				
●人づくり						
子育て支援・児童福祉は ……………	1 (51)	13 (66)	14 (67)	15 (68)		
学校教育は ……………	16 (70)	17 (72)	18 (74)	19 (76)	20 (77)	21 (78)
	22 (80)	34 (102)	35 (104)	37 (108)		
青少年育成・いじめ対策は ……………	16 (70)	17 (72)	18 (74)			
●地域経済の活性化						
科学技術政策は ……………	22 (80)	41 (116)				
新しい産業の振興策は ……………	22 (80)	23 (81)	24 (82)	26 (85)	41 (116)	
商工業・サービス業の支援策は …	23 (81)	24 (82)	26 (85)	27 (86)	41 (116)	43 (120)
	45 (125)	49 (131)				
雇用の創出や確保の取組みは ……	3 (53)	4 (54)	5 (55)	13 (66)	22 (80)	23 (81)
	24 (82)	25 (83)	26 (85)	27 (86)	28 (88)	29 (90)
	41 (116)					
職業能力開発は ……………	25 (83)					
農業振興は ……………	10 (62)	28 (88)	29 (90)	45 (125)		
林業振興は ……………	28 (88)	29 (90)				
水産業振興は ……………	10 (62)	28 (88)	29 (90)	43 (120)	51 (135)	

分 野	戦略プロジェクト（記載頁）					
●環境保全・創造						
公害防止対策は ……………	32 (98)	33(100)	42 (118)	46(127)		
廃棄物対策やリサイクルは ……………	29 (90)	30 (94)	31 (96)	35(104)	41 (116)	51 (135)
自然保護の取組みは ……………	43(120)	48(130)	50(133)			
みどり施策は ……………	43(120)	48(130)	49 (131)	50(133)	51 (135)	
地球環境問題への取組みは ……………	30 (94)	32 (98)	33 (100)	34 (102)	35(104)	
環境保全活動への取組みは ……………	30 (94)	31 (96)	32 (98)	35(104)	46 (127)	47(128)
	48(130)	49 (131)	50 (133)			
新エネルギーの取組みは ……………	32 (98)	34(102)	35 (104)	41 (116)		
●心豊かな暮らし・共生社会						
文化芸術活動支援・文化財保護は …	37(108)	43(120)	51(135)			
生涯学習の環境づくりは ……………	21 (78)	37 (108)				
スポーツ施策は ……………	16 (70)	21 (78)	37(108)			
NPO・ボランティア施策は ……	9 (61)	11 (63)	16 (70)	17 (72)	18 (74)	21 (78)
	34(102)	36(106)	37(108)	38(110)	43(120)	47(128)
	48(130)	50(133)	51(135)			
人権施策は ……………	1 (51)	2 (52)	4 (54)	5 (55)	15 (68)	17 (72)
	18 (74)	38(110)	39(111)			
男女共同参画の推進は ……………	2 (52)	13 (66)	14 (67)	38(110)		
国際交流・協力の取組みは ……………	16 (70)	39(111)				
外国籍県民施策は ……………	39(111)					
情報公開・提供は ……………	9 (61)	39(111)				
情報化・ITは ……………	10 (62)	19 (76)	22 (80)	25 (83)	40(113)	
●地域づくり						
県土政策は ……………	41 (116)	42(118)	43(120)	44(122)	45(125)	46(127)
	47(128)	48(130)	49(131)	50(133)	51(135)	
都市整備は ……………	6 (56)	34 (102)	42(118)	44(122)	45 (125)	50 (133)
公共交通網整備は ……………	6 (56)	42(118)	44(122)			
道路網整備は ……………	6 (56)	42(118)	43 (120)	44(122)	45(125)	
上・下水道整備は ……………	46(127)					

政策課題分野 I

安心してらせる福祉・医療の基盤整備

I-1 福祉・医療サービスの推進

神奈川では、高齢化が急速に進行していますが、特に、高齢者の単独世帯数が急増しており、従来、家庭が持っていた機能も変化しています。

県民が身近な地域で安心して健やかにくらししていくためには、地域社会が持つコミュニティ機能を再構築し、地域との連携の下で、様々な人々の自立を総合的に支援していくことが求められています。

そのためには、障害者や高齢者などが、福祉や医療のサービスを利用する際に、自分に合った質の高いサービスを受けられるよう様々な基盤やしきみなどが整っていることが必要です。

さらに、だれもが社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員として責任を分担していく社会の実現が求められています。

●地域での自立を支援する福祉サービスの充実

福祉サービスの利用者が自分に合った質の高いサービスを選択し、安心して利用できるためのしきみづくりを進めます。また、障害者や高齢者が個人としての尊厳を持って、家庭や住み慣れた地域の中で、その人らしく安心して生活を送ることを支援します。

●保健・医療・福祉の基盤づくり

障害者や高齢者の福祉サービスにかかわる拠点施設を整備するとともに、高度専門医療や在宅サービスなど多様なニーズに対応できる質の高い人材を養成・確保するなど、すべての人が必要なときに安全で適切なサービスが受けられるよう、保健・医療・福祉基盤の整備を進めます。さらに、障害者、高齢者などすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、積極的に社会に参加できるまちづくりを進めます。

戦略プロジェクト

- 1 福祉サービスの利用者支援と質の向上
- 2 高齢者が安心してらせるしきみづくり
- 3 保健・医療・福祉人材の養成・確保
- 4 身体・知的障害者の地域生活の支援
- 5 精神障害者の自立した生活・就労支援
- 6 福祉のまちづくりの推進

1 福祉サービスの利用者支援と質の向上 (福祉部)

〈現状と課題〉

- ・利用者のサービス選択やサービスの質の向上のための評価のしくみが不十分です。
- ・苦情解決体制の充実によるサービスの一層の改善・向上が必要となっています。
- ・福祉サービスの利用手続きなどへの援助が必要な痴呆性高齢者などが増加しています。



利用者の立場に立った相談・支援

〈めざすすがた〉

福祉サービスを評価するしくみが定着し、一人ひとりが自分に合った質の高いサービスを選択できるようになるとともに、苦情解決体制や利用者支援が充実し、安心して福祉サービスを利用できるようになっています。

〈目標〉

○福祉サービス第三者評価*1の対象の拡大

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
痴呆性高齢者グループホーム 評価開始	—	保育所、障害者 施設サービス 評価開始	介護保険施設 サービス 評価開始*2	在宅サービス 評価開始*2

〈取り組む事業〉

福祉サービスの第三者評価を普及・推進するため、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（仮称）」を設置し、評価機関の認証や評価調査者の養成など、第三者評価のしくみを整備します。また、「かながわ権利擁護相談センター（神奈川県社会福祉協議会）」を支援し、事業者の苦情解決体制充実のための指導・研修の強化や、痴呆性高齢者などに福祉サービス利用契約手続きの支援などを行う福祉サービス利用援助事業の充実のため、相談専門員の増員及び生活支援員の資質向上を図ります。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	福祉サービス評価の推進 「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（仮称）」を設置し、評価機関の認証など第三者評価のしくみづくりを進め、福祉サービスの第三者評価の普及・推進を図ります。	第三者評価のしくみづくり (県・民間)		検討会の実施	推進機構 設置・運営	推進機構 運営	推進機構 運営
		評価機関の認証 (民間)	機関	2 (2)	4 (6)	2 (8)	2 (10)
		評価調査者研修参加者 (民間)	人	100 (100)	200 (300)	100 (400)	100 (500)
2	福祉サービス苦情解決体制の充実 「かながわ権利擁護相談センター」に設置されている「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」を支援し、苦情解決に向けた事業者への指導や研修を充実します。	事業者への巡回指導 (民間)	件	20	25	30	40
		苦情解決研修 (民間)	回	4	6	8	10
3	福祉サービス利用援助事業の充実 「かながわ権利擁護相談センター」を支援し、福祉サービス利用援助事業に携わる相談専門員の充実や生活支援員の資質向上を図ります。	相談専門員の配置 (常勤換算) (民間)	人	23	25	27	29
		生活支援員資質向上研修 (民間)	回	2	3	3	3

*1 福祉サービス第三者評価…第三者機関が客観的にサービスを評価するもので、サービスの質の向上と利用者のサービス選択に役立つしくみです。

*2 医療系サービスは含みません。

2 高齢者が安心してくらするしくみづくり (福祉部)

〈現状と課題〉

- ・ 居宅や施設における介護保険サービスは、年々拡充しています。
- ・ 今後、高齢者が一層増加する中で、居宅サービスの質や量の充実、特別養護老人ホームなどの介護保険施設の計画的な整備が必要となっています。



高齢者への居宅サービス

〈めざすすがた〉

高齢者が必要なときに必要なサービスを利用でき、住み慣れた地域でできるだけ健康で自立して生活することができます。

〈目標〉

○訪問介護サービスの提供回数 (単年度)

	実績(2002)	現状(2003見込)
提供回数	14,056千回	15,866千回
高齢者100人あたり	1,086回	1,179回
要介護等高齢者100人あたり	8,956回	9,141回

	2004	2005	2006
提供回数	17,629千回	19,311千回	21,087千回
高齢者100人あたり	1,262回	1,325回	1,383回
要介護等高齢者100人あたり	9,262回	9,379回	9,512回

○特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備床数(累計)

	実績(2002)	現状(2003見込)
整備床数	15,253床	16,696床
高齢者100人あたり	1.2床	1.2床
要介護等高齢者100人あたり	9.7床	9.6床

	2004	2005	2006
整備床数	18,438床	20,447床	22,588床
高齢者100人あたり	1.3床	1.4床	1.5床
要介護等高齢者100人あたり	9.7床	9.9床	10.2床

要介護等高齢者とは高齢者(65歳以上)のうち介護保険の要支援・要介護認定を受けている人をさします。

〈取り組む事業〉

市町村や社会福祉法人、NPOなどの多様な地域団体との連携の下で、介護保険サービスの適切な提供を図るとともに、待機者の解消をめざし、特別養護老人ホームなどの施設の整備を進めます。また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でくらすしていけるよう介護予防や老人保健事業などの健康づくりの取り組みを進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	居宅サービスの充実 介護保険制度の円滑な運営と一層の定着を進め、居宅サービスの充実を図ります。	訪問介護サービスの提供(民間)	千回	15,866	17,629	19,311	21,087
		通所介護・通所リハビリテーションサービスの提供(民間)	千回	4,508	5,037	5,547	6,035
		短期入所サービスの提供(民間)	千日	1,306	1,417	1,486	1,623
2	特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備促進 特別養護老人ホームなど介護保険施設の着実な整備を促進します。	特別養護老人ホームの整備(民間)	床	1,443 (16,696)	1,742 (18,438)	2,009 (20,447)	2,141 (22,588)
		介護老人保健施設の整備(民間)	床	2,032 (13,888)	1,252 (15,140)	1,249 (16,389)	1,323 (17,712)
		介護療養型医療施設の整備(民間)	床	825 (6,266)	550 (6,816)	460 (7,276)	349 (7,625)
3	痴呆性高齢者グループホームなどの設置促進 痴呆性高齢者グループホームやケアハウス、有料老人ホームなど、多様な施設の設置促進に努めます。	痴呆性高齢者グループホーム利用者(民間)	人	1,434	1,757	2,071	2,387
4	介護予防と健康づくりの推進 介護予防・地域支え合い事業などの実施を支援します。	介護予防・地域支え合い事業*1(市町村)	事業	590	620	650	680

*1 介護予防・地域支え合い事業の年度別目標数は、県内市町村が実施するサービス事業数の総合計を表します。

3 保健・医療・福祉人材の養成・確保 (衛生部)

〈現状と課題〉

- ・高度専門医療や在宅医療の進展、職域拡大などに対応した質の高い看護職員の養成が必要となっています。
- ・就業環境の問題などから、看護職員が充足に至っていない保健・医療・福祉現場への人材の確保が必要となっています。
- ・理学・作業療法士が他都道府県と比べて不足しています。
- ・障害者・高齢者福祉における在宅サービスの中心となるホームヘルプサービスやケアマネジメントを行う人材の養成・資質の向上が求められています。



看護学生の実習（胎児心音の測定）

〈めざすすがた〉

保健・医療・福祉に関する質の高い人材が養成されるとともに、県内施設などにおいて安定的な確保が行われ、県民の多様なニーズに対応した質の高いサービスが提供されており、障害者や高齢者をはじめ、だれもが住み慣れた地域で安心して生活することができています。

〈目標〉

「かながわ看護職員8,000人増員戦略」

○就業看護職員数（累計）

（単位：人）

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
52,277	—	56,277	—	60,277

隔年調査であることから、目標値を2004年度、2006年度で設定しています。

〔社会生活統計指標（総務省）〕保健師助産師看護師法第33条に基づく業務従事者届（隔年調査）

なお、理学・作業療法士などの人材確保や資質の向上についても、需給動向を見ながら取り組んでいきます。

〈取り組む事業〉

地域の保健・医療・福祉を支える質の高い人材を養成するための養成教育を充実するとともに、就業環境の向上や県内就業者を確保するための修学資金貸付など人材の確保定着対策に取り組み、また、専門領域の人材育成や職域の拡大に対応するための現任者教育の充実を図ります。

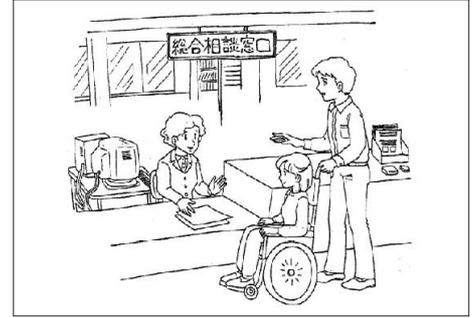
No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	保健・医療・福祉を支える新規人材養成の充実 県立保健福祉大学(2003年4月開学)での人材養成、県立の看護専門学校の新編整備や民間養成・実習施設への支援などにより、保健・医療・福祉人材の新規養成を進めるとともに、多様なニーズに対応した看護人材の需給体制の検討を行います。	県立保健福祉大学における総合的な知識と技術を有する人材の養成(県)	人	220	440	660	880
		県立の看護専門学校の再編整備(県)		工事設計 特色づくり	改修工事 特色づくり	改修工事 特色づくり	改修工事 特色づくり
		理学療法士などの実習機会の確保(県)	人分	—	—	350 (350)	390 (740)
		福祉人材の新規養成(県・民間) ・介護支援専門員 ・障害者ケアマネジメント従事者	人	1,440 (14,750)	1,230 (15,980)	1,050 (17,030)	1,050 (18,080)
2	人材の定着・確保のための支援 院内保育施設への支援や看護師等修学資金貸付金の充実などを通じて、人材の定着・確保を図ります。	院内保育施設への支援(県)	施設	105	105	130	130
		就業促進のための研修の実施(県)	人	690 (690)	690 (1,380)	690 (2,070)	690 (2,760)
3	現任者教育の充実による専門性・多様性の向上 実践教育センター(2003年4月開設)*1などにおける現任者教育の充実や院内研修への支援を行い、保健・医療・福祉の分野で活躍している人材の専門性や多様性の向上を図ります。	実践教育センターなどにおける高度な専門知識や技術を有する人材の育成(県)	人	1,555 (1,555)	1,585 (3,140)	1,585 (4,725)	1,585 (6,310)
		院内研修などへの支援(県)	回	—	40	50	60
		福祉人材の資質向上研修の実施(県) ・介護支援専門員 ・障害者ケアマネジメント従事者	人	1,200 (3,244)	1,050 (4,294)	1,100 (5,394)	950 (6,344)
			人	72 (108)	72 (180)	72 (252)	72 (324)

*1 実践教育センター…保健・医療・福祉分野で活躍している様々な職種の方々のレベルアップを目的とした現任教育を行う
県立保健福祉大学の附置機関

4 身体・知的障害者*1の地域生活の支援 (福祉部)

〈現状と課題〉

- ・ 障害者の自立や社会参加のため、ライフステージに応じた様々なニーズへの支援が必要となっています。
- ・ 障害の重度化や障害者の高齢化が顕在化しています。
- ・ 養護学校高等部卒業生など、障害者の自立や社会参加に向けた福祉的就労の場が不足しています。



総合相談窓口

〈めざすすがた〉

障害者が自立や社会参加を進めるための支援体制が整い、住み慣れた地域において安心して働きくらしていくことができる社会になっています。

〈目標〉

○総合相談窓口*2における支援（登録）者数（累計）*5 (単位：人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
1,037	1,357	1,679	1,997	2,319

○グループホーム（生活ホーム）*3への入居者数（累計）*5 (単位：人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
532	622	712	802	900

○福祉的就労*4者数（累計）*5 (単位：人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
3,001	3,359	3,719	4,075	4,432

〈取り組む事業〉

身体・知的障害者の地域生活における自立や社会参加を支援していくため、総合相談窓口の整備など支援体制を充実するとともに、障害者の地域生活の場や就労の場を充実します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地域における自立・社会参加のための支援体制の充実 身体・知的障害者の地域生活における自立や社会参加を支援していくため、総合相談窓口の整備など支援体制を充実します。	知的障害者・障害児対象総合相談窓口の設置 (県・市町村)	箇所	3 (11)	2 (13)	— (13)	— (13)
		身体障害者対象総合相談窓口の設置 (県・市町村)	箇所	— (6)	2 (8)	2 (10)	2 (12)
		自閉症児者支援施設の運営への支援 (県)	箇所	— (—)	— (—)	1 (1)	— (1)
2	障害者の地域生活の支援 グループホーム（生活ホーム）など、在宅福祉サービスの基盤整備の充実を市町村と連携して行い、障害者が地域で自立してくらししていくしくみを充実します。	グループホーム（生活ホーム）の設置・運営への支援 (県)	箇所	18 (124)	18 (142)	18 (160)	20 (180)
		重症心身障害児通園施設の運営への支援 (県)	箇所	— (3)	— (3)	2 (5)	2 (7)
3	障害者の就労の場の設置促進 障害者の多様な就労の場を確保するため、自主的かつ地域に根ざした活動を展開する障害者地域作業所などを支援します。また、障害者に福祉的就労の場を提供する企業に対し、市町村を通じて支援します。	障害者地域作業所の運営への支援 (県)	箇所	6 (124)	— (124)	— (124)	— (124)
		障害者福祉的就労協力事業所への支援 (県)	箇所	5 (65)	10 (75)	10 (85)	10 (95)

*1 身体・知的障害者には、障害児を含みます。

*2 総合相談窓口…生涯を通じての一貫した療育相談や、本人の希望に応じた福祉、保健、医療、教育、就労などのサービスが受けられるよう支援するための窓口。

*3 グループホーム（生活ホーム）…世話人により、食事の提供、身辺の世話などの日常生活援助を受けながら共同で生活する場。

*4 福祉的就労…一般就労が困難な障害者が福祉的配慮の下に、能力に見合った賃金を得て働くこと。

*5 〈目標〉のうち、総合相談窓口における支援（登録）者数及び福祉的就労者数については、政令指定都市を除く県所管域、グループホーム（生活ホーム）への入居者数については、政令指定都市及び中核市を除く県所管域を対象としています。

5 精神障害者の自立した生活・就労支援 (衛生部)

〈現状と課題〉

- ・地域の支援体制が整っていないために退院できない精神障害者の方（社会的入院）が存在しています。
- ・生活支援や居住、就労面での受け皿の確保が必要となっています。
- ・精神科救急医療体制の24時間化が求められています。

【県内の精神科救急医療体制の状況】

自傷他害のおそれのある患者 24時間対応
 急激な精神症状の悪化がみられる患者
 月～金 22:00まで対応、休日24時間対応



地域生活支援センターでの活動

〈めざすすがた〉

精神障害者が社会参加を進めるうえで必要な、医療や居住、就労をはじめとする様々な支援体制が整っており、住み慣れた地域において安心して自立したくらしができるようになっていきます。

〈目標〉

- 精神障害者が地域で自立した生活を送ることができる様々な支援体制の充実

〈取り組む事業〉

精神障害者が地域で自立してらせるよう、居住の場や在宅福祉サービスの整備、地域支援体制の充実や就労の場の確保を進めるとともに、病状が悪化した場合に対応するための地域医療体制の充実に努めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	精神障害者の居住の場、在宅福祉サービスの整備 グループホームなど精神障害者が地域で生活する居住の場の整備支援や自宅における居宅生活支援事業の充実を図ります。	グループホームなどの居住の場の整備 (市町村・民間)	施設	2 (40)	7 (47)	12 (59)	15 (74)
		居宅生活支援事業の実施 (市町村・民間)	市町村	25	35	35	35
2	自立・社会参加のための地域支援体制の充実、就労の場の確保 精神障害者が地域で自立して生活できるよう、地域生活支援センターの設置や通所授産施設など就労関連施設の整備を支援します。	地域生活支援センターの設置 (市町村・民間)	施設	2 (8)	1 (9)	3 (12)	1 (13)
		就労関連施設の整備 (市町村・民間)	施設	7 (13)	3 (16)	13 (29)	14 (43)
3	精神障害者に対する地域医療体制の充実 精神科救急医療の24時間化に向けた取り組みを進めます。	精神科医療の24時間化 (県・市・民間)	日/週	2	2	3	4

6 福祉のまちづくりの推進 (福祉部)

〈現状と課題〉

- ・ 地域において福祉的配慮のされたまちづくりの計画的な推進が必要となっています。
- ・ 日常利用する駅舎、道路、公園などにおけるバリアフリー化の推進が必要となっています。
- ・ 障害者や高齢者が安心してまちに出かけられることが満たされていると思う人の割合が8.9%と低くなっています。(県民ニーズ調査(2001年度))



進む鉄道駅舎のバリアフリー化

〈めざすすがた〉

障害者、高齢者などすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、積極的に社会参加でき、生き生きとした暮らしができるまちになっています。

〈目標〉

○バリアフリー化駅舎整備数(累計)

(単位: 駅)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
168	184	196	208	218

〈取り組む事業〉

障害者や高齢者などの社会参加を促進するために、市町村におけるバリアフリーのまちづくり計画策定などを支援するほか、公共交通機関のバリアフリー化への支援、歩道などの移動空間のバリアフリー化や都市公園施設のユニバーサルデザイン化に取り組みます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地域における福祉のまちづくりの推進 バリアフリーのまちづくり計画を進める市町村を支援するほか、協議会の開催により福祉のまちづくりを進めます。	バリアフリーのまちづくり計画を進める市町村への支援 (県)	市町村	1 (1)	1 (2)	1 (3)	1 (4)
		県民・事業者などで構成する協議会の開催 (県)	回	2	2	2	2
2	公共交通機関のバリアフリー化の推進 交通バリアフリー法の目標達成に向けて、駅舎に車椅子利用者も利用できるエレベーターなどを設置する事業者を支援します。	鉄道駅舎のバリアフリー化への支援 (県)	駅	10 (184)	12 (196)	12 (208)	10 (218)
3	歩道や公園などのバリアフリー化の推進 障害者などの安全かつ円滑な通行を確保するために、歩道などにおいて通行の支障となる電柱の撤去や段差・勾配などを解消し、だれもが利用しやすい構造として整備します。また、だれもが公園を不自由なく利用できるよう、園路や出入口の段差解消、駐車場などの改良の取組みを進めます。	横断歩道に接続する歩道部のバリアフリー化率*1 (県)	%	50	51	54	57
		バス停のバリアフリー化率*1 (県)	%	18	32	57	75
		幅広歩道(有効幅員2m以上)の整備率*1 (県)	%	44	44	45	45
		市街地など無電柱化率*1 (県)	%	4.6	4.7	4.8	4.9
		県立都市公園のユニバーサルデザイン化*2 (県)	箇所	3 (3)	4 (7)	12 (19)	23 (42)

*1 対象は、県管理道路分

*2 県立都市公園の出入口などの改良が必要な主な箇所は2003年現在で84箇所となっています。

I-2 地域医療体制の確保

ライフスタイルの変化や高齢社会の進展に伴って生活習慣病、特にがんにかかる人が増加しており、早急な対応が求められています。そうした中で、一人ひとりが自らの生活習慣を見つめ直すことが求められてきています。

また、重症・重篤な患者を扱う救命救急センターの整備や小児救急医療体制の整備、重症急性呼吸器症候群（SARS）をはじめとする新たな感染症への対応なども重要な課題となっています。

県民一人ひとりが地域で安心してくらすためには、身近な地域においてそれぞれの病状に応じた迅速で適切な医療を受けられるようにすることが必要です。こうしたことから、かかりつけ医から高度で専門的な医療機関まで、様々な状況に対応できる地域医療体制の確保をそれぞれの機能に応じて進めていく必要があります。

●生活習慣改善の推進と地域がん医療体制の整備

健康で豊かな生活を進めるためには、県民一人ひとりが、自ら生活習慣の改善に努めることが大切であり、生活習慣改善を支援する環境づくりを市町村や民間と協力しながら進めます。また、身近な地域で質の高いがん医療が受けられるよう、がんセンターを中心とした地域がん医療体制の整備に努めます。

●救急医療体制の整備

急病や事故、感染症などに対し、乳幼児から高齢者まで、迅速で適切な医療が受けられるよう、救命救急センター、総合周産期母子医療センターの整備や、小児救急医療体制の確立に努めます。

戦略プロジェクト

- 7 がん対策の総合的な推進
- 8 総合的な救急医療体制の充実

7 がん対策の総合的な推進 (衛生部)

〈現状と課題〉

- ・ 高齢社会を背景にがん死亡者数が増加しています。
県内がん死亡数 17,570人 (2002年)
- ・ がん発生の危険因子である生活習慣の改善による予防と検診受診による早期発見の必要性が高まっています。
- ・ 身近な生活圏における最新のがん医療提供体制の整備が必要となっています。
- ・ 難治性がん患者の割合の高まりと効果的治療の普及及び末期患者の充実した生活支援が必要となっています。



県立がんセンター

〈めざすすがた〉

一人ひとりが自らの生活習慣や病気の早期発見など、健康づくりに努めるとともに、身近な生活圏で最新のがん医療が受けられる、地域がん診療拠点病院を中心としたがん医療提供体制が整っています。

〈目標〉

○地域がん診療拠点病院の数 (累計) (単位：施設)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
1	1	2	3	4

〈取り組む事業〉

生活習慣の改善によるがん予防などについて、県民の意識高揚を図るとともに、県立がんセンターを中核とし、地域がん診療拠点病院と連携した地域がん医療の向上に取り組みます。さらに末期患者の充実した生活を支援するターミナルケア体制整備を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	生活習慣の改善によるがん予防・早期発見の促進 普及・啓発事業の実施や生活改善チェックシートを活用することで、生活習慣の改善によるがん予防・早期発見を促進します。	生活習慣の改善をする 県民の割合 (県・市町村・民間) ・ 食事 ・ 運動 ・ 休養	%	60.0 35.0 56.0	63.0 38.0 58.0	66.0 42.0 60.0	70.0 45.0 62.0
2	地域がん診療拠点病院の整備によるがん医療の向上 身近な生活圏におけるがん診療の拠点となる病院を指定するとともに、県立がんセンターの機能充実を図るための総合的な整備計画を策定します。	地域がん診療拠点に指定された病院 (県・市町村・民間)	施設	0 (1)	1 (2)	1 (3)	1 (4)
3	ターミナルケアの推進 地域のターミナルケアを担う医療従事者研修への支援などを進めます。	ターミナルケア医療従事者など研修事業の実施病院 (県・市町村・民間)	病院	1	1	1	1

8 総合的な救急医療体制の充実 (衛生部)

〈現状と課題〉

- ・救命救急センター（三次救急医療機関）の取扱患者数が大幅に増加しています。
- ・ハイリスク新生児^{*1}の出生割合が増加しています。
- ・小児科医常駐の二次救急医療機関へ患者が集中する傾向があります。
- ・救急救命士の救命行為が拡大しています。
- ・重症急性呼吸器症候群（SARS）など新しい感染症への即応体制整備が必要となっています。



救急患者の搬送

〈めざすがた〉

昼夜の区別なく急病、事故、感染症などから県民の生命を守るための救急医療体制の整備・充実が図られており、県民が安心してくらししています。

〈目標〉

○救命救急センター設置数（累計）

（単位：施設）

実績(2002)	現状(2003見込)
7	7

2004	2005	2006
7	8	9

〈取り組む事業〉

県民が、適切な救急処置と救急医療が受けられるとともに、感染症の脅威などから健康を守れるよう、医療提供体制の整備を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	三次救急医療体制の整備 救命救急センターや総合周産期母子医療センターの整備支援、県立こども医療センター新棟整備などを通じて、三次救急医療体制の充実を図ります。	救命救急センターの整備 (県・市・民間)	施設	0 (7)	0 (7)	1 (8)	1 (9)
		総合周産期母子医療センターの整備 (県・民間)	施設	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (2)
		ドクターヘリの運用 (県・市町村・民間)		安定的運用	安定的運用	安定的運用	安定的運用
2	地域医療を支える初期・二次救急医療体制の整備 休日夜間急患診療所や小児医療施設の整備、小児救急医療相談事業の実施を通じて、小児救急医療を含む初期・二次救急医療体制の充実を図ります。	小児医療施設整備に対する支援 (県)	施設	2	2	2	2
		小児救急医療対策事業に対する支援 (県)	施設	0 (15)	0 (15)	1 (16)	1 (17)
		小児救急医療相談体制の実施 (県・民間)		—	—	毎夜間実施	毎夜間実施
3	プレホスピタル・ケア ^{*2} の充実 救急救命士の病院実習への支援を行い、救急救命士の業務拡大に対応したプレホスピタル・ケアの充実を図ります。	救急救命士の病院実習の実施 (県・民間)	機関	—	5	10	10
4	感染症発生に即応した医療体制の整備 感染症発生に対応した医療体制の充実を図ります。	陰圧制御可能病室などのある医療機関の整備 (県・市・民間)	機関	0 (4)	1 (5)	1 (6)	1 (7)

*1 ハイリスク新生児…母体の疾患や妊娠・分娩に伴う合併症、あるいは新生児の疾病・異常によって生命に対する危険度が高い未熟児や新生児

*2 プレホスピタル・ケア…救急現場や搬送途上における救急処置などのケア

政策課題分野 II

県民の安全・安心の確保

II-1 県民の安全・安心の確保

2003年の刑法犯認知件数は、9年ぶりに減少したものの、治安悪化の深刻な状況が続いています。特に、地域社会の犯罪抑止機能が低下し、県民に身近な犯罪が高い割合を示しています。そこで、警察活動を強化するとともに、安全なまちづくりや犯罪を許さない環境の醸成など、犯罪の発生を抑止するための総合的な取組みが求められています。

また、牛海綿状脳症（BSE）や食品の偽装表示、輸入農産物の残留農薬の問題などに起因する食の安全に対する不信感を払拭するため、生産、製造、流通、消費の各段階における総合的な食の安全対策を推進することが求められています。

さらに、情報化の進展などにより、インターネットを利用した新しいタイプの悪質商法なども増加しており、悪質事業者対策を一層強化するとともに、消費者の被害救済、被害の未然防止に向けた取組みが求められています。

また、東海地震や県西部地震の切迫性が指摘されている中、多くの県民が生活し、また、多くの事業所が集積している神奈川においては、県民生活を一瞬にして破壊する恐れのある地震災害への備えが強く求められています。

●犯罪を発生させない地域づくりの推進

治安の回復を図るため、パトロールや検挙活動など警察の取組みを強化するとともに、地域住民やNPOなどによる防犯パトロールなどの自主防犯活動に対する積極的な支援と地域安全情報の積極的な提供により、地域における犯罪抑止機能の活性化を図り、身近な犯罪がなく安心してくらす地域づくりを進めます。

●安全で安心な食の確保

消費者の関心が高い食品添加物、残留農薬などに関する検査・監視体制を強化するとともに、生産者、食品事業者の食の安全の自主管理体制を充実します。また、県民と食の関係者相互の意見交換などを通じて情報の共有化を図り、県民とともに食の安全確保をめざします。

●安全で安心できる消費生活の確保

悪質商法に対する広域的な事業者指導及び取締りを強化するため、自治体間などの新たなネットワークを構築します。また、事業者団体、NPOなどと協働・連携しながら消費者被害救済のしくみを整えるとともに、特に被害が増加している高齢者、若年者などへの消費者啓発を充実します。

●大規模地震対策の推進

大規模地震が発生した場合でも、迅速・的確な応急活動により被害を最小限に止めることができるよう、市町村への支援などを通じて地域防災力の一層の向上を図るとともに、国や八都県市などとの広域連携体制の充実などに取り組みます。

戦略プロジェクト

- 9 身近な犯罪がなく安心してくらす地域づくり
- 10 安全で安心な食の確保
- 11 消費者被害の未然防止と救済
- 12 大規模地震に備えた対応力の強化

9 身近な犯罪がなく安心してくらせる地域づくり

(警察本部)

〈現状と課題〉

- ・ 犯罪発生件数が高い水準で推移し、県民が治安悪化を身近に体感しています。(刑法犯認知件数は、1994年と比較して75,131件(67.6%)増加。県民46.1人に1人の割合で犯罪の被害に遭っています。(2003年))
- ・ 社会環境や県民のライフスタイル、価値観などの変化から地域の犯罪抑止機能が低下しており、自主防犯意識の醸成と地域防犯活動の活性化が必要となっています。



地域住民との合同パトロール

〈めざすがた〉

警察のパトロール活動などの強化と地域総ぐるみの防犯活動の活発化により、県民の身近なところで発生している路上強盗、ひったくりなどの街頭犯罪や空き巣ねらいなどの侵入犯罪が減少し、安心して生活することができるようになっていきます。

〈目標〉

○ 刑法犯検挙率 (※ 暦年)

(単位: %)

実績(2002)	現状(2003)	2004	2005	2006
19.2	21.5	22.0	23.5	25.0

(「犯罪統計書」県警察本部(2003年版)より)

〈取り組む事業〉

「安全・安心まちづくり条例(仮称)」の制定と相まって、県民が不安を感じる身近な犯罪に対して、検挙、抑止の両面から警察の総合力を発揮するとともに、地域ボランティア、関係機関・団体などの自主防犯活動への支援と地域安全情報の積極的な提供に努めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	県民に身近な犯罪*1の検挙活動の強化 パトロール活動などを強化して、県民に身近な犯罪の検挙を増やします。	県警察本部指定5罪種の検挙 (県)	件	7,801	8,800	9,400	10,000
2	自治会、学校、NPOなどの自主防犯活動への支援 地域住民などとの合同パトロールや防犯教室の開催など、自主防犯活動を積極的に支援し、地域防犯活動の活性化を図ります。	地域の自主防犯活動への支援 (県)	回	2,300	2,400	2,500	2,600
3	犯罪の発生状況や防犯情報などの地域安全情報の積極的な提供 県警察ホームページなどを通じて地域安全情報を積極的に提供し、自主防犯意識の醸成を図ります。	地域安全情報の発信 (県)	回	20,000	21,000	22,000	23,000

注 構成事業の年度別目標は暦年です。

*1 県民に身近な犯罪…路上強盗、強制わいせつ、ひったくりなどの街頭犯罪及び空き巣ねらい、忍込み、侵入強盗などの侵入犯罪を言い、特に「路上強盗、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗、空き巣ねらい」の5罪種を、県警察本部では指定対象犯罪として、発生抑止と検挙活動の強化を図っています。

10 安全で安心な食の確保 (衛生部)

〈現状と課題〉

- ・大規模食中毒、牛海綿状脳症（BSE）、輸入野菜の残留農薬、未指定添加物など食の安全にかかわる問題が多発しています。
- ・消費者の食に対する不安感が高まっています。
不安を感じないと回答した人の割合 0.5%
(2002年国民生活モニターアンケート調査(地方調査))
- ・神奈川の農業の役割として、安全な食料の供給への期待が高まっています。



食品衛生監視

〈めざすすがた〉

食の安全について生産から消費まで、生産者、事業者、消費者が一体となって確保するしくみが定着しています。子どもから高齢者まで、安心して食生活を楽しむことができます。

〈目標〉

○添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの衛生検査の検体数(単年度)*1 (単位:検体)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
4,869	4,900	5,000	5,500	6,000

○大規模施設(食品の調理・製造)の監視指導数(単年度)*1 (単位:施設)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
2,973	3,000	3,300	3,600	4,000

〈取り組む事業〉

生産者・食品事業者の自主的な取組みの促進による安全・安心な食の確保に加え、消費者の関心が高い食品添加物、残留農薬などに関する検査及び大規模食品事故を防止するための大規模施設監視指導の強化に努めます。また、消費者や生産者、食品事業者の意見交換を促進するための県民会議やシンポジウムなどを開催するとともに、食の安全にかかわるすべての検査データなどの情報提供を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	食の安全確保システムの構築及び食に関する情報提供・意見交換の促進 消費者と生産者、事業者の意見交換を促進するとともに、食の安全にかかる情報提供を進めることで、県民とともに食の安全確保を進めます。	県民会議の開催 (県)	回	1	1	1	1
		シンポジウムの開催 (県)	回	—	1	1	1
2	生産者・食品事業者の自主的な取組みの促進による安全・安心な食の確保 農業や化学肥料の使用を抑えた農産物の普及や農産物の生産履歴情報を提供する団体などの育成、トレーサビリティシステムの導入支援、原材料の仕入先などの記録の作成・保存の普及啓発などを進めます。	JAS法に基づく適正な食品表示の割合(民間)	%	50.0	60.0	80.0	100.0
		農業や化学肥料の使用を抑えた環境保全型農業の協定締結団体の育成・指導(県・民間)	団体	10 (29)	10 (39)	10 (49)	10 (59)
		トレーサビリティシステム*2の導入支援(県・民間)	団体	—	2 (2)	3 (5)	2 (7)
		食品事業者による原材料の仕入先などの記録の作成・保存の普及啓発(県・民間)	施設	—	12,500 (12,500)	12,500 (25,000)	12,500 (37,500)
3	製造・流通段階における食品の検査及び監視の強化 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの検査及び大規模施設の監視・指導を強化します。	添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品、残留動物用医薬品、残留抗生物質検査(県)	検体	1,820	1,890	2,060	2,310
		上記以外の食品衛生検査(県)	検体	3,080	3,110	3,440	3,690
		大規模な食品調理施設の監視指導(県)	施設	2,000	2,250	2,500	2,800
		大規模な食品製造工場などの監視指導(県)	施設	1,000	1,050	1,100	1,200

*1 〈目標〉添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの衛生検査の検体数及び大規模施設(食品の調理・製造)の監視指導数については、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(保健所を設置する市)を除く県所管域を対象としています。

*2 トレーサビリティシステム…食品などの生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や製造元、販売先などの記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡できるようにすることで、食品の安全の確保や問題食品の追跡・回収を容易にし、食品の安全や品質、表示に対する消費者の信頼確保に役立てるものです。

11 消費者被害の未然防止と救済 (県民部)

〈現状と課題〉

- ・ 新たな悪質商法による消費生活相談が増えています。
(41,036件(1998年)→55,530件(2002年))
- ・ 商品・サービスの流通域の拡大により、消費者被害は広域化しており、県域を越えた対応が必要となっています。
- ・ 行政窓口による処理件数には限度があるため、民間と協働・連携した消費者被害の救済と被害未然防止のための消費者啓発が必要となっています。



消費生活センターにおける電話相談

〈めざすすがた〉

消費者が取引に関する知識を持つことや、悪質な事業者を指導するための広域的なネットワークが整備されることで、消費者被害の未然防止が図られ、また、消費者被害救済の制度も充実していることから、安心して消費生活を送ることができるようになっていきます。

〈目標〉

- 悪質事業者に対する指導及び取締りの強化と被害の拡大の防止

〈取り組む事業〉

悪質商法に対する事業者指導を強化するため、自治体間の新たなネットワークを構築するとともに、生活経済事犯については、警察による取締りを強化します。さらに、事業者団体、NPOなど民間団体と協働・連携しながら、被害に遭った消費者の救済に取り組みます。また、特に被害が増加している高齢者・若年者などへの消費者啓発について充実に努めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	悪質事業者指導のための新たなネットワークづくりと取締りの強化 悪質商法に対する事業者指導を強化するため、自治体間のネットワークづくりを行い、広域的な被害に対応します。また、生活経済事犯については、警察による取締りを強化します。	事業者指導件数 (県)	件	25	30	35	40
2	民間活力の導入による消費者被害救済のしくみづくり 事業者団体、NPOなど民間団体と協働・連携しながら、被害救済に取り組むとともに、必要な人材の育成に努めます。また、消費者団体訴訟制度について国の動向を踏まえ、導入に向け支援します。	相談など被害救済を行う民間団体への支援 (県)	団体	実態調査	20	23	26
		消費者団体訴訟制度の導入への支援 (県)	—	調査・研究	制度導入に向けての検討	団体の育成	団体支援
3	高齢者・若年者などへの消費者啓発の充実 特に被害が増加している高齢者及び若年者を対象に啓発講座を行う消費者団体などを支援するとともに、啓発資料を作成します。	消費者団体などが行う啓発講座への支援 (県)	回	実態調査	20	25	30
		啓発資料の作成 (県)	部	5,000	7,000	7,000	7,000

12 大規模地震に備えた対応力の強化 (防災局)

〈現状と課題〉

- ・東海地震、県西部地震の切迫性が指摘されています。
- ・そうした中で、県民生活の安全確保に向けた行政のさらなる取組みと県民自らが防災活動を行うための情報の共有化が求められています。



防災訓練

〈めざすすがた〉

地域防災力の向上や広域連携体制の充実などが進み、大規模地震が発生した際にも被害を最小限に食い止めることができる、災害に強い安全なまちづくりが進んでいます。

〈目標〉

- 大規模地震が発生した際にも対応できるよう、地域防災力の向上や広域連携体制の充実などに取り組みます。

〈取り組む事業〉

大規模災害、特に地震防災対策については、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、市町村の防災対策への支援、広域応援体制の整備などを計画的に進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	災害時情報対策の強化 防災行政無線の再整備を進めるなど、応急活動の要となる情報受伝達体制の強化を進めます。	防災行政無線の再整備 (県・市町村)		調査・ 基本設計	実施設計	整備工事	整備工事
2	災害時活動拠点などの機能強化 災害時に活動拠点となる施設の耐震化を進めるとともに、備蓄資機材を充実するなど、活動拠点などの機能強化を図ります。 また、国が実施する基幹的広域防災拠点*1整備に協力し、連携強化を図ります。	県立学校施設の耐震化 (県)	棟	6 (34)	4 (38)	1 (39)	11 (50)
		災害医療拠点病院施設の整備 (市町村・民間)	施設	2 (12)	1 (13)	6 (19)	1 (20)
3	地域防災力の向上と広域連携体制の充実 市町村の地震防災対策への支援などを通じて地域の防災力の向上を図るとともに、地域だけでは対応が難しい大規模な災害に備えて、国や八都県市*2などとの広域連携体制の充実に努めます。	市町村への緊急支援 (県)		財政支援の 実施	財政支援 の実施	財政支援 の実施	—
		八都県市などによる連携した取組み (国・県・市町村)		広域防災プランの検討 や合同防災訓練の実施	広域防災プランの作成 や合同防災訓練の実施	合同防災訓練の実施	合同防災訓練の実施

*1 基幹的広域防災拠点…東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点として、国が東京都有明の丘地区と川崎市東扇島地区に整備を進めている施設。東扇島地区の施設は、海外からの救援物資をはじめとした物流に関するコントロールなどの機能を担います。

*2 八都県市…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

Ⅲ－１ 社会で支える子育てのしくみづくり

子育て期に親世代と同居しない核家族や、働きながら子どもを育てる家庭が増える一方で、ひとり親家庭も年々増加するなど、家族の形態も変化しています。

また、男女共同参画の進展などに伴い、個人の生き方や結婚、出産に関する考え方も多様化する中で、少子化が急速に進行しており、子育てに対する支援の充実が必要になっています。

こうした中で、子どもを生み、育てることへの不安感や負担感を軽減し、子育てを地域で支援していく体制づくりや、働く男女の子育てと仕事の両立を支える様々な保育サービスの充実が望まれています。

また、児童虐待の相談件数が高どまり傾向にあるなど、子育てに関する問題も複雑化、深刻化しており、子どもの人権が守られる社会をめざした取組みが求められています。

●地域で子育てを支えるしくみづくり

身近な地域での子育て相談や一時的な保育の実施を支援するとともに、子育て家庭への理解と支援を促進します。また、ひとり親家庭の自立支援を進めます。

●子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

保育所待機児童の解消に向けた市町村の取組みを促進するため、保育所整備への支援を進めるとともに、認定保育施設への支援を行います。様々な働き方に対応した保育ニーズに応えるため多様な保育サービスを充実し、子育てと仕事の両立を支援します。

また、児童虐待の防止と早期発見や適切な対応ができるよう地域のネットワークの充実を促進するとともに、被虐待児童への専門的ケアに取り組んでいきます。

戦略プロジェクト

- 13 子育てを地域で支えるしくみづくり
- 14 保育サービスの充実
- 15 児童虐待への総合的な対応

※ 男女共同参画に対する施策の展開は、戦略プロジェクト「38男女共同参画の推進」などにより取り組んでいきます。

13 子育てを地域で支えるしくみづくり (福祉部)

〈現状と課題〉

- ・子育て不安や児童虐待は、だれもが陥ってしまう可能性があると思う人の割合は70.6%となっています。(県民ニーズ調査(2002年度))
- ・少子化にはいろいろな問題が予想されることを広報すべきと思う人の割合は67.9%となっています。(県民ニーズ調査(2002年度))
- ・近年、離婚が増加傾向にあります。
(11,059件(1990年)→20,124件(2002年))
- ・母子家庭の年間平均所得は229万円となっています。(1998年)



子育てサロン風景(平塚市子育て支援センター)

〈めざすすがた〉

子育ての大切さ、大変さが十分理解されるとともに、子育ての豊かさを感じることができるよう、すべての家庭での子育てを支援するしくみが整っています。

〈目標〉

- 子育て相談や親子同士の交流の場が身近にあり、気軽に利用できる環境整備

〈取り組む事業〉

身近な地域での子育て相談や緊急時の一時保育の場の提供を支援するとともに、広報・啓発や民間と協働・連携した様々な取組みによりあらゆる子育て家庭への理解と支援が促進されるよう努めます。また、厳しい環境にあるひとり親家庭の自立支援を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地域の子育て支援事業の充実 子育ての相談や情報提供を受けたり親子が気軽に交流できる場づくりや、子どもの一時保育などを行う市町村を支援します。	子育て支援拠点の設置 への支援 (県)	箇所	3 (20)	2 (22)	3 (25)	3 (28)
		子育て交流の場の設置 への支援 (県)	箇所	16 (211)	12 (223)	14 (237)	13 (250)
		一時保育の実施への支援 (県)	市町村	1 (18)	4 (22)	1 (23)	2 (25)
2	子育てに関する理解の促進と子育て支援活動の活性化 地域における子育て支援推進のための協議会を設置運営し、子育てへの理解促進と子育て支援の充実・活性化を図ります。	推進会議の設置 (県)			設置	運営	運営
		推進会議の設置 (市町村)	市町村	10 (10)	27 (37)	— (37)	— (37)
3	ひとり親家庭への支援の充実 母子家庭などのひとり親家庭自立の促進のために、就労や子育てなど日常生活における支援に取り組みます。	就労支援セミナーの開催 (県)	回	—	2	2	3
		自立支援給付金事業の実施 (県)	町村	—	18 (18)	— (18)	— (18)

14 保育サービスの充実 (福祉部)

〈現状と課題〉

- ・ 少子化が進行しています。
(合計特殊出生率*1 1990年神奈川県1.45・全国1.54
2002年神奈川県1.22・全国1.32)
- ・ 保育所入所待機児童数(県所管域)は674人となっています。
(2003年4月1日現在)
- ・ 子育て中の夫婦が共に働けるような環境の整備を望む人の割合は27.4%となっています。(県民ニーズ調査(2002年度))



保育所の保育風景

〈めざすすがた〉

子育てと仕事の両立を支援する様々な保育サービスが提供され、それぞれの児童が適切な保育を受けられ、働いている人も安心して子育てができるようになっています。

〈目標〉

○県所管域(政令指定都市及び中核市を除く)の保育所などの定員増の数(単位:人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
—	630 (630)	600 (1,230)	670 (1,900)	600 (2,500)

県所管域の保育所入所待機児童解消のため、2003年4月を基準として2007年4月までに保育所及び認定保育施設の2,500人の定員増を図ります。

〈取り組む事業〉

待機児童の解消に向けた市町村の取組みを促進するため、保育所整備への支援を進めるとともに、一定基準を満たす認定保育施設への支援を行います。また、様々な働き方に対応した多様な保育サービスの拡充を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	保育所整備の支援 社会福祉法人、企業、NPO法人など多様な主体による保育所の整備を支援します。	保育所の新設・増築 (市町村・民間)	箇所	13	13	19	16
2	多様な保育サービスの拡充 保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、延長保育、休日保育、私立幼稚園の預かり保育、放課後児童クラブなど多様な保育サービスの拡充を支援します。	延長保育の実施への支援 (県)	箇所	0 (216)	6 (222)	6 (228)	2 (230)
		休日保育の実施への支援 (県)	箇所	0 (8)	1 (9)	2 (11)	4 (15)
		放課後児童クラブに対する支援 (県)	箇所	20 (214)	7 (221)	10 (231)	10 (241)
		私立幼稚園預かり保育の実施への支援 (県)	箇所	29 (333)	6 (339)	20 (359)	20 (379)
3	私設保育施設*2への支援 一定水準を満たした施設として地域の保育ニーズに応えている認定保育施設の施設数の拡大を図るため支援します。	認定保育施設の設置 (民間) *2施設が合併し1施設となるため累計に合致しない	箇所	6 (50)	2 (51) ※	2 (53)	2 (55)

*1 合計特殊出生率…一人の女性が生涯に平均して何人の子どもを産むかを示す数値

*2 私設保育施設…主な施策・事業体系83(151頁)を参照

15 児童虐待への総合的な対応 (福祉部)

〈現状と課題〉

- ・児童虐待相談件数が高どまり傾向にあります。
(2000年度519件 2001年度865件 2002年度862件(県所管域))
- ・児童養護施設(県所管域16施設)入所児童に占める被虐待児童の割合が6割を超えています。(2002年10月1日現在)
- ・被虐待児童などの専門的・個別的ケアの充実や児童相談所の専門的機能の強化による再発防止、親子関係再構築のための支援が急がれています。



守っていききたい、子ども達の笑顔

〈めざすすがた〉

児童虐待の防止や早期発見のためのしくみが身近な地域で整うとともに、支援が必要な子どもや親に適切な援助が図られ、子どもの人権が守られています。

〈目標〉

- 児童の権利侵害となる児童虐待の防止

〈取り組む事業〉

虐待など子どもの権利侵害の未然防止と早期発見や適切な対応のための啓発や相談、地域のネットワークの充実を図るとともに、被虐待児童の健やかな育ちに向けた専門的・個別的ケアや問題を抱えた親子関係の再構築支援のための取り組みを進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	虐待など子どもの権利侵害の未然防止、早期発見・対応の充実 市町村主体の虐待防止ネットワークの設置促進や、児童養護施設などに入所している児童の権利擁護を定着させるためサービス評価を実施します。	虐待防止ネットワークの設置(県・市町村)	箇所	2 (10)	2 (12)	6 (18)	2 (20)
		児童入所施設などサービス評価事業の実施(県)	箇所	5 (5)	6 (11)	6 (17)	6 (23)
2	児童養護施設などにおける専門的ケアの充実 被虐待児童などの専門的・個別的ケアの充実のために、施設の個室化、小規模化、県立施設の受入体制整備や専門里親などの拡充を進めます。	施設個室化の実施(民間)	施設	0 (1)	1 (2)	2 (4)	2 (6)
		情緒障害児短期治療施設など新設整備(民間)	施設	—	—	1 (1)	1 (2)
		地域小規模養護施設などの設置・運営(民間)	施設	—	1 (1)	2 (3)	2 (5)
		中里学園の体制整備の推進(県)	専門里親*1 研修開始	課題別学習 の促進*2	家庭復帰 支援事業		
		専門里親の拡充(県)	組	7 (7)	5 (12)	5 (17)	5 (22)
	里親支援事業の実施(県)	箇所	—	1 (1)	2 (3)	3 (6)	
3	虐待の再発防止、親子関係の再構築のための支援 親子指導の充実を図るため、児童相談所の専門機能を強化します。また、再発防止のための家庭訪問による育児などの支援事業を行う市町村を支援します。	親子関係指導推進事業の実施(県)	箇所	—	1 (1)	4 (5)	— (5)
		家庭訪問による援助実施への支援(県)	市町村	—	—	2 (2)	5 (7)

*1 専門里親…家庭生活に恵まれない児童に家庭を提供する里親制度のうち、「専門里親」は3年以上の里親としての養育経験や児童福祉事業従事経験を有する者が専門的な研修を受けた後認定され、虐待などにより心身に影響を受けた児童を養育します。

*2 課題別学習の促進…重度の虐待を受けるなどにより小学校での集団生活が困難な児童に対して、園内での訪問教育などを行い、学校教育への適応と個別指導による学習の促進を図ります。

Ⅲ－２ 次代を担う国際人材の育成

社会経済のグローバル化や情報化が急速に進む中で、国際的に共通の課題を認識し、活躍できる人材が求められています。

また、特に次代を担う青少年には、英語による実践的コミュニケーション能力を身に付けるとともに、アジアなどの言語や文化への国際理解を深め、国際社会に積極的にかかわることができる国際感覚を持つことが求められています。

●国際社会で役割を果たすことができる人材の育成

アジア地域を中心とした県民が参加する国際交流・協力活動や留学生などの受入れ、青少年の国際体験活動の支援、さらには国際活動拠点での様々な事業を通じて、国際性豊かな、国際協力の精神と実践力を兼ね備えた、次代を担う人材を育成します。

また、国際社会に積極的にかかわることができるよう、学校教育においても英語による実践的コミュニケーション能力の育成やアジア言語などの学習機会の充実を図るとともに、国際理解教育を推進します。

戦略プロジェクト

16 国際性豊かな人づくり

16 国際性豊かな人づくり (県民部)

〈現状と課題〉

- ・国際社会で役割を果たせる人材の育成が求められています。特に、青年期の国際体験活動を通じた次代を担う人材の育成が求められています。
- ・地域の国際交流・協力事業への参加機会拡大による人材育成のための土壌づくりが求められています。
- ・英語による実践的コミュニケーション能力の向上が求められています。



海外技術研修員の受入れ

〈めざすすがた〉

様々な国際交流・協力活動を通じて国際性豊かな人材が育成され、環境など地球規模で考えなければならない課題に対して主体的に取り組んでいる人が増えています。

〈目標〉

- 国際交流・協力事業の参加者数 (単年度) (単位：人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
2,431	2,490	2,820	3,030	3,070

- 英語コミュニケーション能力の向上

高校生のTOEIC^{*1}、英検^{*2}などの受験を奨励し、英語学習の意欲を高めるとともに、ネイティブスピーカーの配置増など、英語教育の環境を充実することにより、英語コミュニケーション能力の向上を図ります。

〈取り組む事業〉

学術・スポーツをはじめ、様々な分野で県民が参加する国際交流・協力活動を実施するとともに、神奈川に蓄積されている技術や人材を生かした国際協力活動、青少年の国際体験活動やスタディツアーなどを通して、次代を担う国際性豊かな人材を育成します。こうした国際性豊かな人材育成の一環として、小・中・高等学校を通じた英語による実践的コミュニケーション能力の育成を重視した国際・英語教育を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	国際交流・協力を通じた人材育成 三県省道 ^{*3} 学術フォーラム、三県省道スポーツ交流などの県民が参加する交流事業などを進めるとともに、留学生などの受入れなどの国際協力活動を進めます。	国際交流・協力参加者数 (県・民間)	人	1,980	2,250	2,400	2,410
2	青少年の国際体験活動の支援を通じた人材育成 県内青少年が海外で体験するボランティア活動や留学、研修などの国際体験活動を支援します。	国際体験活動の参加者数 (県・民間)	人	50	50	50	50
3	民間などと連携した国際人材の育成 民間などとの連携による国際人材育成事業、指導者を養成する講座などを行うとともに、海外の現地N G Oの活動などを体験するスタディツアーを実施し、国際人材を育成します。	湘南国際村などにおける国際人材育成事業参加者数 (県・民間)	人	200	260	300	330
		地球市民学習指導者養成講座参加者数 (県・民間)	人	260	260	260	260
		国際交流協会スタディツアー(仮称)参加者数 (県・民間)	人	検討	検討	20	20
4	国際・英語教育の推進 小・中・高等学校を通じて、英語による実践的コミュニケーション能力が身につくよう、英語教育の充実を図るとともに英語教員研修を進めます。また、多様な文化や言語などへの関心を高めるよう国際教育の充実を図ります。	小学校英会話活動モデル校 (県)	校	—	20	20	20
		高校へのネイティブスピーカーの配置 (県)	人	68	96	124	152
		英語教員研修参加者 中学校 高校 (県)	人	50 100	70 300	80 300	100 300
		国際・英語教育拠点校 (高校) (県)	校	5	20	20	20

*1 TOEIC(トイーック)…英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテスト((財)国際ビジネスコミュニケーション協会が実施)
 *2 英検…実用英語の普及・向上を目的に(財)日本英語検定協会が実施する検定
 *3 三県省道…神奈川県と友好提携先である中国・遼寧省、韓国・京畿道のこと。三地域間ではネットワーク交流を実施しています。
 ※ 多文化共生・理解の推進については、戦略プロジェクト「39外国籍県民とともにくらす地域社会づくり」などにより取り組んでいます。

Ⅲ－3 青少年の「心の問題」の解決をめざす社会づくり

児童・生徒の不登校が増加傾向にあり、ひきこもりの問題と併せて、大変深刻な状況となっています。いじめや暴力行為は減少傾向にありますが、依然として多発している状況にあり、学校でのきめ細かい相談活動はもとより、地域社会全体で支援するしくみづくりが求められています。

また、少年非行が凶悪・粗暴化、集団化の傾向にあり、ひったくり、乗物盗などの街頭犯罪に関する少年の割合が高いなど、少年の非行防止についても対策の充実を図る必要があります。

さらに、インターネット上の有害情報のはんらんなど、少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境の悪化が懸念されています。

このような状況を踏まえ、社会全体が連携し、青少年の「心の問題」への対応が求められています。

●青少年が心豊かに育つ環境づくり

不登校、いじめ・暴力行為などに対応するため、児童・生徒の心の悩みにきめ細かく応えることができる学校での相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携やNPOなどとの協働・連携により、地域の支援体制を充実します。

●少年を地域で見守る社会づくり

地域ボランティア、関係機関・団体などと協働・連携し、少年の非行を防止するための規範意識の向上と立ち直りを支援する補導・相談活動を強化するとともに、少年に悪影響を及ぼす有害環境の浄化活動を進め、少年の健全育成をめざします。

戦略プロジェクト

- 17 不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応
- 18 少年の健全育成をめざす社会づくり

※ 「少年」と「青少年」…「少年」は少年法において20歳未満、「青少年」は、県の青少年行政において概ね30歳までとしていることから、本計画では、20歳未満を対象とする場合「少年」を用い、概ね30歳までを対象とする場合「青少年」を用います。

17 不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応 (教育委員会)

〈現状と課題〉

- ・子どもが心の悩みを持ったとき、気軽に相談できる体制の充実が求められています。
- ・多様な問題行動の発生に対して、学校だけでなく、地域ぐるみの支援の充実が求められています。
- ・教育支援センター（適応指導教室）での学習支援など学校復帰のための支援の充実が求められています。
- ・青少年の「心の問題」に取り組むNPOなどへの支援の充実が求められています。



「暴力行為等防止キャンペーン」の一環として開催された「児童・生徒が語り合う集い」

〈めざすすがた〉

子どもたちが心豊かでたくましく生きることができるように、教育相談体制の充実や学校、家庭、地域との連携、NPOなどとの協働・連携が図られており、児童・生徒が安心して、楽しい学校生活を送ることのできる環境が整っています。

〈目標〉

○長期不登校児童・生徒に対する訪問相談や民間施設などによる支援率 (単位：%)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
37.1	前年度比増	前年度比増	前年度比増	100.0

2002年度の不登校児童・生徒数を基準に、長期不登校（150日以上欠席）の児童・生徒に対する訪問相談や民間施設などの学校外における支援の割合を算出したものです。

○いじめ・暴力行為発生件数 (単年度)

(単位：件)

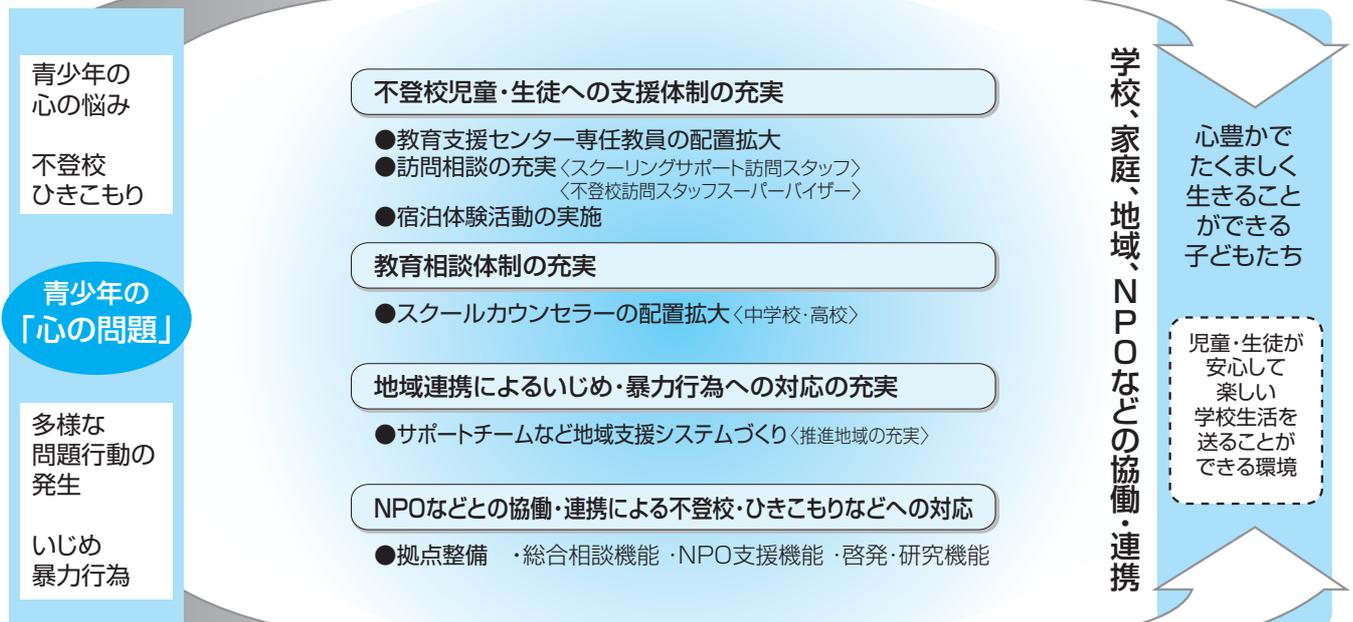
	実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
いじめ	1,730	1,570	1,090	790	590
暴力行為	4,486	4,340	3,890	3,490	3,150

〈取り組む事業〉

教育支援センター（適応指導教室）への専任教員の配置やスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業による訪問相談、宿泊体験活動の実施など不登校児童・生徒の支援を充実するとともに、スクールカウンセラーの配置を進めて不登校、いじめ・暴力行為の未然防止及び早期解決に努めます。また、学校、地域、関係機関の連携により、地域の支援体制を充実するとともに、NPOなどとの協働・連携による対応を図るため、総合相談やNPOなどへの支援機能を持つ拠点の整備と、NPOなどの行うフリースクール、フリースペースなどへの支援を行います。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	不登校児童・生徒への支援体制の充実 児童・生徒の学校復帰を支援する教育支援センターを設置する市町村へ専任教員を配置するとともに、不登校児童・生徒への訪問相談を充実します。	教育支援センター専任教員の配置 (県・市町村)	人	27	30	35	36
		スクーリングサポート訪問スタッフ*1の配置 (県・市町村)		全地域	全地域	全地域	全地域
		不登校訪問スタッフスーパーバイザー**2の配置 (県)	人	-	4	8	8
2	教育相談体制の充実 スクールカウンセラーを配置し、不登校、いじめ・暴力行為に関する教育相談の充実を図ります。	スクールカウンセラーの配置*3 [中学校] [高校] (県・市町村)	人	90 21	180 21	220 52	220 52
3	地域連携によるいじめ・暴力行為への対応の充実 いじめなどの発生に対応するサポートチームなど地域での支援システムづくりを進めます。	サポートチーム*4など地域支援システムづくり推進地域 (県・市町村)	地域	2	6	9	3
4	NPOなどとの協働・連携による不登校・ひきこもりなどへの対応 総合相談やNPOなどへの支援機能を持つ拠点の整備と、NPOなどの行うフリースクール、フリースペースなどへの支援を行います。	フリースクールなどの会員 (県・市町村・民間)	人	- (800)	200 (1,000)	250 (1,250)	250 (1,500)

青少年が心豊かに育つ環境づくり



*1 スクーリングサポート訪問スタッフ…スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業において、不登校児童・生徒の自宅などへ訪問して相談・支援を行います。2004年度までは県内を22地域に区分して配置し、2005年度以降は市町村単位で配置します。

*2 不登校訪問スタッフスーパーバイザー…スクーリングサポート訪問スタッフや市町村が配置する不登校訪問スタッフが行う不登校児童・生徒への支援に対し、心理の専門家として助言や援助を行います。

*3 スクールカウンセラーの配置…年度別目標の数値は、政令指定都市を除きます。

*4 サポートチーム…問題行動を繰り返す個々の児童・生徒に対し、学校や教育委員会、関係機関などでチームを構成し、的確な対応を行います。

18 少年の健全育成をめざす社会づくり (警察本部)

〈現状と課題〉

- ・少年非行が社会問題化しており、少年の規範意識の向上と立ち直りに資する活動が重要となっています。(刑法犯検挙被疑者に占める少年の割合は約35%、街頭犯罪被疑者に占める割合は約65%となっています。(2003年))
- ・出会い系サイトなどを介した性の逸脱行為なども高い水準で推移しており、少年を取り巻く環境の浄化が急務となっています。



少年補導員による街頭補導

〈めざすすがた〉

少年が健全に育つ環境を醸成するため、少年への親身な指導や相談活動、少年に悪影響を及ぼす環境の浄化活動など、家庭、地域、学校、NPOなどと市町村、警察などとの協働・連携による地道な取組みが県内各地で着実に進められています。

〈目標〉

- 少年の規範意識の向上と立ち直りに資する活動を強化し、少年の健全な育成を図ります。

〈取り組む事業〉

地域ボランティア、関係機関・団体などと協働・連携した少年補導・相談活動や少年に悪影響を及ぼす社会環境浄化活動を強化するとともに、非行防止教室などの開催により、規範意識の向上などに資する活動を積極的に進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地域ボランティア、学校、NPOなどと協働・連携した少年補導*1・相談活動の強化 地域ボランティアや関係機関などと協働・連携し、少年の非行防止、立ち直り支援活動を強化します。	少年警察ボランティアとの協働・連携による補導 (県・市町村・民間)	回	2,512	2,700	2,850	3,000
2	少年に悪影響を及ぼす社会環境浄化活動の強化 少年に悪影響を及ぼすおそれのある図書類などの陳列、販売についての規制などを強化します。	有害図書類区分陳列の実施割合 (県・民間)	%	91	94	97	100
3	少年の規範意識の向上などに資する活動の強化 児童・生徒に対する喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育を推進するため、学校において薬物乱用防止教室などを開催します。	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合 (県・市町村)	%	小 35 中 86 高 94	小 40 中 90 高 97	小 45 中 95 高 100	小 50 中 100 高 100

注 構成事業1の年度別目標値は暦年です。

*1 少年補導…喫煙、深夜はいかいなど非行の前兆である少年の不良行為に対して、適切な指導・助言を行い、少年の非行を未然に防止するための活動です。

Ⅲ-4 一人ひとりの個性に応じた教育の充実

国際化・情報化の拡大や生活意識の成熟化に伴い、学習ニーズが多様になってきており、一人ひとりの個性に応じた教育の充実や教育環境の整備を進めることが求められています。

生徒の進路希望や学習希望、興味・関心の多様化が進んでおり、県立高校では、一人ひとりの個性に応じた特色ある教育展開やIT（情報技術）を活用した教育の推進が求められています。また、養護学校では、児童・生徒の急増により、教室の確保が急務となっています。

さらに、児童・生徒の社会体験の不足が指摘されており、豊かな人間性の育成を図る体験活動の充実が必要となっています。

●個性に応じた高校づくりの推進

県立高校では、高校の再編により、単位制普通科高校や総合学科高校など新しいタイプの高校を県内にバランスよく配置し、高校選択の幅を広げます。また、すべての高校で、生徒の多様な興味・関心などに対応するため、特色ある高校づくりを進め、一人ひとりの個性を伸ばす教育を展開します。

●養護学校の環境整備

養護学校への通学負担の軽減のため、養護学校の空白地域の解消を進めるとともに、児童・生徒が急増している地域では既存校での教室確保を進めます。

●社会奉仕・ボランティア活動^{*1}の推進

児童・生徒の社会奉仕・ボランティア活動に積極的に参加する意欲を育てていきます。特に、県立高校では、卒業までにすべての生徒が社会奉仕・ボランティア活動を体験することをめざします。

また、学校支援ボランティアのしくみをつくり、地域の人達の経験や知識を学習に生かします。

戦略プロジェクト

- 19 活力と魅力ある県立高校づくり
- 20 養護学校の整備による学習機会の確保
- 21 学校と地域社会との交流の活性化

^{*1} 社会奉仕・ボランティア活動…ここでは、児童・生徒が社会体験の一環として行う社会貢献活動を指して、社会奉仕・ボランティア活動と呼んでいます。

19 活力と魅力ある県立高校づくり (教育委員会)

〈現状と課題〉

- ・生徒の学習ニーズが多様になっています。
- ・国際化や情報化の進展など社会の変化に対応する教育が求められています。
- ・生徒の減少により学校が小規模化しています。



コンピュータを使った英会話の学習
(白山高校)

〈めざすすがた〉

単位制普通科高校や総合学科高校など新しいタイプの高校が県内にバランスよく整備されているとともに、すべての県立高校で特色づくりなどが進み、生徒自らの進路希望に基づく学校選択が行われており、一人ひとりの個性を伸ばす活力と魅力ある県立高校となっています。

〈目標〉

○高校生活への満足度

(単位：%)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
—	50	前年度比増	前年度比増	前年度比増

2003年度から、県立高校の生徒及び保護者に対する評価アンケートを実施し、「個性を生かし、創造力を伸ばす学校教育がなされていると思う人の割合」を把握します。

〈取り組む事業〉

「県立高校改革推進計画」に基づき、多様で柔軟な高校教育を展開するために、県立高校の再編により、新しいタイプの高校の設置を進めるとともに、すべての高校で特色づくりなどを進めます。

2004年度に後期実施計画(2005年度～)を策定し、新しいタイプの高校の設置拡大や特色づくりを一層進めるとともに、中高一貫教育校の設置に向けて取り組みます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	新しいタイプの高校の設置拡大 新しいタイプの高校の設置と設置に向けた条件整備を進めます。	新しいタイプの高校の設置*1 (県)	校	5 (9)	9 (18)	3 (21)	0 (21)
2	高校の魅力と特色づくりの推進 各高校の特色づくりを充実したものにするための教育活動の展開や、備品整備を行います。また、IT(情報技術)を活用した授業の展開に必要なネットワークやパソコンなどの整備を行います。	特色づくり実践推進校 (県)	校	28	52	49	61
		特色づくり備品整備校 (県)	校	12	23	18	18
		普通教室でITを活用した授業が可能な学校*2 (県)	校	0	全校	全校	全校
3	柔軟な学びのしくみづくりの推進 各高校における選択科目の充実や大学との連携など多様な学習機会を提供する柔軟な学びのシステムを展開します。	柔軟な学びのシステム 実践推進校 (県)	校	28	35	35	35

*1 新しいタイプの高校の設置…2005年度までに設置する新しいタイプの高校は、「県立高校改革推進計画」の前期計画に基づくものです。

*2 普通教室でITを活用した授業が可能な学校…2004年度は、県立学校などを結ぶネットワークなどを整備するとともに、各校に9台×1組を整備、2005年度以降順次台数を拡大します。

〈現状と課題〉

- ・養護学校への通学に長時間を要する地域があり、児童・生徒、保護者の負担となっています。
- ・養護学校へ就学する必要がある児童・生徒の急増により、教室が不足している地域があります。

〈めざすすがた〉

養護学校が整備され、養護学校に通う児童・生徒が安全で快適に通学し、学習することができるようになっていきます。



県立津久井養護学校校舎イメージ

〈目標〉

- 養護学校の設置により通学に長時間を要する地域を解消するとともに、増加する児童・生徒の学習の場を確保します。

〈取り組む事業〉

養護学校の空白地域をなくすため、通学に長時間を要する地域への養護学校の新設整備と、急増する児童・生徒の学習機会を確保するため、養護学校の増築や県立高校などへの分教室の設置に取り組みます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	養護学校の新設の推進 就学児童・生徒の通学負担の軽減のために空白地域に学校を整備します。	養護学校の設置 (県)	校	0 (1)	1 (2)	0 (2)	1 (3)
2	既存学校の増築及び分教室の設置 就学する必要のある児童・生徒の急増対策として障害児の学習の場を確保するため、既存の養護学校の増築や県立高校などに分教室を設置します。	養護学校の増築 (県)	校	0 (1)	1 (2)	0 (2)	1 (3)
		分教室の設置 (県)	校	0 (0)	3 (3)	2 (5)	0 (5)

21 学校と地域社会との交流の活性化 (教育委員会)

〈現状と課題〉

- ・子どもの豊かな人間性や社会性などを培う社会体験の機会の充実が求められています。
- ・多様な経歴を有する地域の人々の知識・経験を教育活動に生かすことが求められています。
- ・県民の生涯学習の振興に寄与するとともに、地域に開かれた学校をつくることが求められています。



地域の保育園での体験活動（霧が丘高校）

〈めざすすがた〉

社会の構成員としての豊かな人間性を身につけた人材の育成をめざして、社会奉仕やボランティア活動など体験活動が活発に行われています。また、多様な経歴を有する地域の人々の知識・経験を教育活動に生かすことで、地域社会との交流が進んでいます。

〈目標〉

○高校生の社会奉仕・ボランティア活動などへの参加者割合 (単位：%)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
—	—	前年度比増	前年度比増	100

在学中に最低1回は社会奉仕・ボランティア活動などを体験する県立高校の生徒の割合を把握します。

〈取り組む事業〉

小学校、中学校においては総合的な学習の時間や特別活動を通じて、高校においては強化月間の設定やボランティア・パスポートの発行を通じて、社会奉仕・ボランティア活動への意欲を高めるとともに、望ましい職業観・勤労観を育むインターンシップ（就業体験活動）の啓発活動を実施します。

また、多様な経歴を有する社会人を学校支援ボランティアとして学校で受け入れるため、ボランティアバンクを設置し、ボランティア対象の研修を実施するとともに、県立学校において公開講座の開催や学校施設の開放を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	社会奉仕・ボランティア活動などの推進 社会奉仕・ボランティア活動に積極的に参加する意欲を高めるとともに、職業観・勤労観を育むためのインターンシップを進めます。	ボランティア・パスポート*1の作成 (県)		—	作成・配布	作成・配布	作成・配布
		インターンシップの推進 (県・民間)		発表会開催	発表会開催 推進会議 設置	発表会開催 推進会議 で協議	発表会開催 推進会議 で協議
2	学校支援ボランティア導入の推進 モデル校での学校支援ボランティア導入の成果をもとに各校での活用を促進します。学校支援ボランティアバンクを設置し、ボランティア情報の提供を進めます。	学校支援ボランティアの導入 (県)		モデル校での導入	各校での活用	各校での活用	各校での活用
		学校支援ボランティアバンクの活用 (県)		—	ボランティアバンク設置	ボランティアバンク活用	ボランティアバンク活用
3	県立学校の公開講座開設・施設開放の推進 県立学校での公開講座の実施校や、学習施設開放校の拡大を図ります。	公開講座の実施 (県)	校	83	91	99	107
		学習施設の開放 (県)	校	61	66	72	80

*1 ボランティア・パスポート…ボランティア活動などを奨励するため、ボランティア活動などの実績を記録・証明するものです。

IV-1 産業の活性化と雇用の確保

県内産業を支えてきた製造業の空洞化の進展や開・廃業率の逆転、さらには雇用情勢の厳しさが続く中で、産業の活性化を図り、雇用機会を拡大していくため、産学連携による大学発ベンチャー*1などの創出促進をはじめ、環境や情報通信、バイオテクノロジーなど21世紀に成長が見込める高付加価値型産業などの創出・集積や、国際競争力のある中小企業の育成が求められています。

厳しい雇用情勢の下でも、働く意欲のある人が能力を発揮し、生き生きと働ける場を確保していくためには、新産業の創出、創業支援及び産業集積の促進を図ることにより雇用を創出していく一方で、それらの産業を支える人材の育成や雇用におけるミスマッチを解消していくことが必要です。また、効果的な能力開発の推進、民間が有する訓練資源の有効活用、中高年齢者や若年者の就職支援の充実、障害者の雇用促進を図ることが求められています。

●新たな産業の振興と産業活動の活性化

創業者の発掘・育成をはじめ、創業の準備段階から成長軌道に乗るまでの各段階に応じた総合的な企業化*2支援を行うほか、科学技術の成果や地域の特性、特色を積極的に活用しながら、新製造技術、医療・福祉、環境、情報通信、バイオテクノロジー及び生活文化などの高い成長が期待される産業分野における新事業の創出を促進します。また、製品の高付加価値化やサービスの向上といった経営革新に取り組む中小企業を支援します。

さらに、交通インフラなどの都市基盤の充実などの企業立地環境の整備や優遇制度の充実を図るとともに、海外との経済交流などを通じて、外資系企業を含めた企業誘致や既存立地企業の県内投資を促進し、県内への産業集積を進めます。

●雇用の確保と人材の育成

雇用対策については、新産業の創出、創業支援及び産業集積の促進などにより雇用の創出を図るとともに、厳しい雇用環境に対応して、神奈川県中小企業・雇用対策推進本部を中心に全庁挙げて取り組んでいきます。

特に再就職が厳しい中高年齢者や社会的に弱い立場に置かれている障害者、さらにはフリーター*3が増加し、高い失業率が社会問題化している若年者に対して就職支援を強化していきます。

また、民間との役割分担と連携により、企業や個人の多様なニーズに的確に対応した職業能力開発の機会を提供し、産業を支える人材の育成を進めます。

戦略プロジェクト

- 22 ベンチャー企業の育成と新たな産業の集積促進
- 23 中小企業の経営革新とものづくり支援
- 24 産業活性化に向けた経済交流の推進
- 25 雇用の確保と産業人材の育成

*1 大学発ベンチャー…大学や教員の持つ特許または大学で達成された研究成果に基づく特許をもとに、新たな技術、ビジネス手法を事業化する目的で設立された企業

*2 企業化…企業として軌道に乗せること

*3 フリーター…15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人（平成15年版 国民生活白書 内閣府編）

22 ベンチャー企業の育成と新たな産業の集積促進 (商工労働部)

〈現状と課題〉

- ・県内における開・廃業率が逆転しています。
(開業率 4.2%、廃業率 4.8% (1999~2001年))
- ・県内総生産における製造業のシェアが低下していることにみられるように、県内における産業構造が変化しています。
35.0% (1990年) → 21.8% (2001年)
- ・製造業の事業所数が33.0%減少していることにみられるように、製造業の空洞化が進展しています。
17,390 (1991年) → 11,656 (2002年)



かながわ創業応援キャラバン

〈めざすすがた〉

県内に集積している研究開発機能の活用や産学連携により、ベンチャー企業*1が生まれ、育ち、集う環境が整備され、バイオ、環境、IT (情報技術) など新たな成長分野を中心に21世紀の神奈川を担う高付加価値型産業が創出・集積しています。

〈目標〉

○県内における開業率

(単位：%)

実績(2001)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
4.2	-	4.8	-	6.0

(「事業所・企業統計調査」(総務省)より、中小企業白書「開業率・廃業率の計算方法」に基づき算出) 産業振興関係の戦略プロジェクトなどにより、商業、工業その他の業種の開業(移転・分割を含む)を増やすことで開・廃業率を再逆転し、目標達成をめざします。

○県内における新規法人設立登記件数(単年度)

(単位：件)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
6,047	6,200	6,500	7,000	8,000

(「民事・訟務・人権統計年報」(法務省)より) 新規法人には、商業、工業その他の業種すべてを含みます。

〈取り組む事業〉

県内における研究開発機関などの集積や科学技術の研究成果を生かして、産学公連携を促進し、高付加価値型の大学発ベンチャーなど、21世紀を担う新規成長分野の産業を振興します。また、民間活力の活用などにより、良好な創業の「場」を提供するインキュベーター*2機能の県内地域への展開に取り組むほか、創業の担い手となる起業家*3人材の育成を強化するとともに、小・中・高等学校における起業家教育により、創業気運、土壌の醸成を図り、多様な層による創業活動を支援します。

さらには、企業立地の優遇制度などを活用し、産業用地や工場跡地への企業誘致を促進します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	大学発ベンチャーなどの創出促進 民間人材を活用した「目利き」機能の強化や直接金融支援などにより、高付加価値型ベンチャー企業の創出を促進し高度技術を生かした新産業創出を促進します。	大学発ベンチャーの創業 (民間)	社	15 (80)	20 (100)	20 (120)	30 (150)
2	インキュベーター機能の強化・地域展開 民間活力を活用して遊休ビル、オフィス、工場などのインキュベーター施設への転用促進及び入居企業に対する経営支援の充実などにより、ハード・ソフト両面からインキュベーター機能の強化を推進するとともに、県内各地域への展開を促進します。	インキュベーター入居企業 (民間)	社	130 (570)	120 (690)	130 (820)	130 (950)
		インキュベーター区画 (県・民間)	室	120 (670)	120 (790)	130 (920)	130 (1,050)
3	起業家予備軍の発掘・育成の強化 創業の担い手となる起業家人材の発掘・育成に取り組むとともに、小・中・高等学校における起業家教育を実施するなど、創業活動の裾野の拡大に取り組みます。	創業関連セミナー受講者 (県・市町村・民間)	人	1,500	1,800	2,100	2,400
4	工場・研究所などの立地促進 産業立地促進融資や同利子補給、税制などの優遇制度の活用を図り、企業誘致を促進します。	工場などの立地*4 (民間)	件	23	25	25	25

*1 ベンチャー企業…独自技術、ノウハウを持ち、ここ数年の成長率が高く、会社設立後比較的若い企業か、もしくは、社歴が古くても最近業種転換した企業

*2 インキュベーター…企業家精神を持つ事業家に、低廉な事務室とともに資金・人材・経営支援などを提供して、企業の立ち上げ・成長を助けること

*3 起業家…新しく事業を起こす人のこと

*4 工場などの立地…敷地面積1,000㎡以上の工場または研究所の立地をいいます。

〈現状と課題〉

- ・ 県内企業における製造品出荷額等が減少しています。
249,374億円 (1997年) → 179,637億円 (2002年) △28.0%
- ・ 県内企業における付加価値額が低下しています。
88,630億円 (1997年) → 60,462億円 (2002年) △31.8%

〈めざすすがた〉

新製品や新技術の開発支援などにより中小企業の経営革新が進んでおり、付加価値額の高い製品や新しいサービスを生み出す競争力のある中小企業が多くなっています。



産学公連携による共同研究の取組み
(産業技術総合研究所)

〈目標〉

○中小企業経営革新支援法に基づく「経営革新計画」の承認件数(累計) (単位: 件)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
503	620	745	870	995

中小企業者などが「中小企業経営革新支援法」に基づき、新商品の開発などの新たな事業活動によって経営の向上をめざす内容の「経営革新計画」を作成し、知事が承認するものです。

〈取り組む事業〉

経営革新に取り組むなど、意欲があり、高い技術力のある中小企業のニーズに応えるため、ワンストップサービス^{*1}による支援やものづくり支援の充実及び産学公連携による実用化技術開発の推進により、中小企業の競争力の向上を図ります。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	ワンストップサービスによる中小企業の経営革新・構造転換支援 中小企業の経営革新・構造転換につながる有望な事業プランの事業化を支援するとともに、経営革新を図る中小企業のニーズに対応した専門家派遣による診断助言を強化します。	事業可能性評価による事業化 (県)	件	5 (5)	3 (8)	3 (11)	4 (15)
		専門家派遣による診断助言 (県)	件	460	640	800	960
2	中小企業へのものづくり支援 中小企業の新製品、新技術開発への助成や技術支援を行います。	産業技術総合研究所の「ものづくり技術支援強化活動」における技術相談 (県)	件	13,000	16,000	18,700	18,700
3	研究開発機能の集積を生かした産学公連携による実用化技術開発の推進 産学公連携のネットワークづくりと共同研究を進めます。	産業技術総合研究所における産学公の共同研究(県・市町村・民間)	件	95	110	125	125

*1 ワンストップサービス…相談、申請、届出などの窓口の一元化

24 産業活性化に向けた経済交流の推進 (商工労働部)

〈現状と課題〉

- ・ 経済のグローバル化が進む中で、県内企業の活動もより国際的な広がりを見せています。
- ・ 製造業では、東アジアを中心に、国内事業所との分業など相互に補い合う関係が進むとともに、成長市場への参入や海外との取引拡大などが必要とされています。

県内製造品出荷額等 249,374億円 (1997年) → 179,637億円 (2002年)

- ・ 外国企業誘致などによる海外からの直接投資の拡大は、県内経済の活性化に有効であることから、その促進のため、県、市、関係機関の連携した取組みが求められています。

県内進出外資系企業数 402所 (1998年) → 432所 (2002年)



第11回東アジア地域経済人交流会議

〈めざすすがた〉

県内の中小企業の国際化が進み、事業所の海外展開や見本市への参加などビジネスチャンスが広がっています。また、外国企業が進出しやすい環境が整備され、海外からの直接投資が容易となっています。

〈目標〉

○県内に進出している外資系企業数 (単年度) (単位：所)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
432	440	450	460	470

(「外資系企業総覧2003 (東洋経済新報社)」(外資比率20%以上の企業が対象)より)

〈取り組む事業〉

関係市やジェトロ*1、県内の企業ネットワークなどと連携して、海外駐在員を活用しながら、先端産業における国際化支援事業を展開します。また、東アジア地域との交流をさらに進めるため、地域経済人による交流会議などを実施します。さらに、海外での投資セミナーの開催など、外国企業の誘致活動を積極的に行うとともに、企業誘致を容易にするための体制を整備します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	先端産業国際化支援 バイオテクノロジー、エレクトロニクス、ITなどの先端産業をテーマに、これまで経済交流を進めてきた地域との交流を発展させるとともに、見本市への出展支援など国際化支援事業を充実します。	英国南東部地域とのエレクトロニクス関連産業での交流 (県・民間)	—		経済訪問団 派遣・受入	経済訪問団 派遣・受入	経済訪問団 派遣・受入
		海外見本市への出展支援の実施 (県・市・民間)	—	販路拡大セミナー	出展(ミューンヘン)	出展(未定)	出展(未定)
		米国メリーランド州とのバイオテクノロジー関連産業での交流 (県・民間)	—		経済訪問団 派遣・受入	経済訪問団 派遣・受入	経済訪問団 派遣・受入
2	東アジア地域との交流 県内企業進出が著しく、成長市場及び生産拠点として注目されている中国など東アジア地域との連携を深めるとともに、海外での投資セミナーの実施など同地域からの企業誘致をモデル的に実施します。	東アジア地域経済人交流会議の開催 (県・民間)	—	運営協議会	交流会議 (京畿道)	運営協議会	交流会議 (台北県)
		東アジア地域企業誘致モデル事業の展開 (県・民間)	—		投資セミナー	投資セミナー	投資セミナー
		ITを活用したアジアからの受注促進 (県・民間)	社	登録企業 57	70	90	110
3	外資系企業誘致 外資系企業の県内への進出を容易にするための拠点の整備など、その受け入れ体制を確立するとともに、外国語による広報媒体の活用などにより、誘致活動を積極的に展開します。	かながわビジネスサポートセンター(K-BSC)の運営 (県・市・民間)	件		企業受入 5	5	5
		外資系企業誘致プロモーションの展開 (県)	件		誘致件数 1	1	1

*1 ジェトロ…独立行政法人日本貿易振興機構 (JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION) の略 (JETRO)。海外の経済・貿易動向に関する情報の収集・提供や、発展途上国の貿易・産業の振興に対する支援などを行う独立行政法人です。

〈現状と課題〉

- ・若年者の失業率が高くなっています。
(全国完全失業率 2002年 総数 5.4% 15~24歳 9.9%)
- ・フリーターが増加しています。
(全国フリーター数 323万人(1998年)→417万人(2001年))
- ・中高年齢者の雇用情勢は依然として厳しい状況が続いています。
(全国有効求人倍率 1998年度0.50倍 うち、45~54歳 0.37倍
55歳以上 0.10倍
2002年度0.56倍 うち、45~54歳 0.35倍
55歳以上 0.20倍)
- ・障害者の実雇用率が低下しています。
(県内実雇用率 1.60%(1997年)→1.40%(2003年))
- ・就労に必要な職業能力の不足がみられます。
(県内完全失業率 5.1%(2002年)のうち、約3/4が能力・年齢などのミスマッチ)



障害者合同面接会

〈めざすすがた〉

民間と行政との連携の下で、就業支援や職業能力開発によって、働く意欲のある人がそれぞれの能力を十分発揮し、生き生きと働くことのできる就労の場が確保されています。

〈目標〉

○県内の就職件数 (単年度)

(単位: 件)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
73,839	75,600	77,400	79,200	81,000

(「労働市場年報」(神奈川県労働局)より)

○県立高等職業技術校など修了生の就職率

(単位: %)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
83.2	83.9	84.6	85.3	86.0

(「産業人材課調べ」より)

- ・なお、産業振興関係の戦略プロジェクトなどにより新規求人数27万人(2006年度)をめざします。

〈取り組む事業〉

厳しい雇用情勢の下に置かれている若年者、中高年齢者及び障害者を対象に、相談、適性検査、カウンセリング、教育訓練、就業体験研修、さらには職業紹介機能を活用して就職支援に取り組みます。また、多様なニーズに的確に応えた効果的な能力開発を推進するため、技術校の再編整備と民間との連携による人材育成の総合的な支援体制を構築します。

No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	若年者の就職支援 フリーターをはじめ若年者の就職を支援する施設を設置・運営し、カウンセリングを中心に教育訓練、就業体験研修など就業に向けた様々な機会を提供します。	若年者の就職を支援するセンターの設置・運営 (県・民間)	人	100	カウンセリングなどの就職支援	カウンセリングなどの就職支援	カウンセリングなどの就職支援
		就業体験研修者 (県・民間)			110	110	120
2	中高年齢者の再就職支援 雇用のミスマッチの解消を図るため、職域開拓講座、合同面接会を一体化した実践就労講座や、きめ細かなキャリアカウンセリングなどにより、総合的な再就職支援を進めます。	実践就労講座受講者 (県・民間)	人	690	690	720	720
3	障害者の雇用拡大と職場定着支援 法定雇用率の達成に向けて福祉施設などが主体的に取り組む職場体験研修を支援し、障害者の就労と定着を促進します。	職場体験実習者 (民間)	人	50	50	55	60
4	高等職業技術校の再編整備などによる能力開発の推進 人材ニーズなどを踏まえ、訓練コースを見直すとともに、キャリア・コンサルティング*1の導入など技術校の機能を強化し、再編整備を行います。また、民間教育機関などと連携し、県民などの能力開発を支援するセンターを設置・運営します。	高等職業技術校の機能の充実 (県)	基本計画及び実施計画策定	情報系コース・住宅リフォームコースの再編	訓練コースの見直し、共通パッケージ*2などの導入、キャリア・コンサルティングの実施	訓練コースの見直し、共通パッケージなどの導入、キャリア・コンサルティングの実施	訓練コースの見直し、共通パッケージなどの導入、キャリア・コンサルティングの実施
		高等職業技術校の総合校化 (県)			施設整備	施設整備	施設整備
		かながわ人材育成支援センター(仮称)の設置・運営 (県・民間)			センターの設置	情報の一元化と提供、訓練プログラムの開発	情報の一元化と提供、訓練プログラムの開発

*1 キャリア・コンサルティング…訓練受講希望者に対して、就職希望先の業界や企業の情報提供を行うとともに、人材ニーズと訓練受講希望者の有するキャリアのすり合わせにより不足する能力などの把握を行い、能力開発プログラムを作成すること

*2 共通パッケージ…職業人に共通に必要な素養を身に付けるため、全訓練コース共通に情報技術(IT)技能、環境問題、経営感覚・生産管理などの訓練課程を導入すること

政策課題分野 IV

産業振興による地域経済の活性化

IV-2 地域の特色を生かした産業の振興

商店や商店街が多様化する地域住民のニーズに十分応えられていないことや車社会の進展による郊外型大型店の立地などにより、商店街から活気やにぎわいが失われてきています。

また、一方では、社会経済情勢の変化に伴って、まちづくり、福祉、環境、教育など様々な地域社会の問題に住民自らが地域内の資源を活用して事業を興すことで、その解決に取り組む動きが出始めています。

このような状況を踏まえ、地域の活性化や人々の心豊かな生活を実現していくために、商店街の商業・コミュニティ機能の向上や、地域に根ざした新たな産業の振興が求められています。

さらに、神奈川の観光の現状を見ると、恵まれた立地や資源にもかかわらず、観光客数は全体として停滞、減少傾向にあります。

観光は、人々の心豊かな生活を実現するとともに、21世紀の成長産業のひとつになると期待されており、神奈川の地域の特色を生かした新たな観光の振興が求められています。

●地域に根ざした産業の新たな展開

地域社会の中心となる商店街の持つコミュニティ機能を大切にする考え方に立ち、魅力ある商店・商店街づくりを支援し、地域住民の消費生活にうるおいをもたらすとともに、地域の活気とにぎわいの再生を図るなど、市町村との連携による、まちづくりと一体となった総合的な商業地の活性化を促進します。

また、地域の活性化や新たな働く場づくりの視点に立って、地域の課題解決に取り組むコミュニティビジネス*1の創業を支援します。

●新しい体験型観光の推進

県内の各地域が持つ多彩な地域資源を活用し、神奈川らしい体験・学習型観光など新しい魅力づくりを進めることにより、国内外からの神奈川への集客を促進するとともに、県内製品の販路拡大に努めるなど、地域の活性化と一体となった新しいかながわのツーリズム*2を進めます。

戦略プロジェクト

26 地域に根ざした産業の振興

27 かながわツーリズムの推進

*1 コミュニティビジネス…現時点では明確な定義はありませんが、県では当面、地域の課題解決やニーズ充足のため、地域資源を活用しながら、地域住民自らが主体となって継続的に実施する地域密着型ビジネスとしています。

*2 ツーリズム…世界観光機関によれば、「ビジネスまたはレクリエーションを目的とする24時間以上1年未満の自宅からの旅」と定義されていますが、我が国では一般に「観光」と訳すことが多くなっています。

〈現状と課題〉

- ・ 県内の小売業の年間商品販売額が減少しています。
88,784億円 (1997年) → 84,643億円 (2002年)
- ・ 空き店舗の数が増加しています (商店街実態調査 (全商店街の約3割に当たる約400商店街が回答))。
566店舗 (2001年) → 1,077店舗 (2002年)



横浜橋通商店街

〈めざすすがた〉

身近な商店街が、物やサービスの提供にとどまらず、活気とにぎわいのある地域社会の中心となっており、事業を通じて地域社会に貢献するコミュニティビジネスなど、地域に根ざした特色ある産業が生まれています。

〈目標〉

○サービス業新規求人数 (単年度)

(単位：人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
99,834	102,000	106,000	112,000	119,000

(「労働市場速報」(神奈川県労働局)より)

○県内の小売業の年間商品販売額 (単年度)

(単位：億円)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
84,643	—	86,000	—	—

(「神奈川県商業統計調査結果報告」より 西暦は調査実施年を示す)

〈取り組む事業〉

地域経済を活性化し、地域住民の消費生活にうおいをもたらすために、環境の変化に対して果敢に挑戦し、魅力ある商店づくりに努力する事業者を支援するとともに、地域住民、各種地域組織、地元市町村などと連携を取りながら活力あるまちづくりやにぎわいのある商店街づくりに努める商店街団体などを支援します。また、創業セミナーや資金面を通じてコミュニティビジネスの創業などを支援します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地域住民に支持される商店・商店街づくりへの支援 空き店舗を活用した商店街の魅力づくりや計画的な商業地の整備への支援を充実します。	空き店舗の新規開業への支援 (県)	件	9	11	20	30
		商店街の施設整備への支援 (県)	件	17 (229)	20 (249)	20 (269)	25 (294)
2	中心市街地の商業活性化への支援 TMO*1の運営全般に関する的確な助言指導などを行う外部専門家を派遣し、TMO事業の円滑な推進を図ります。	TMOへの外部専門家の派遣への支援 (県)	件	3	2	5	5
3	コミュニティビジネスに対する創業などの支援 創業者の育成や資金面などを通じてコミュニティビジネスの振興に取り組みます。 また、創業セミナーなどにより、コミュニティビジネスに携わる創業者を育成します。	コミュニティビジネス創業セミナー受講者 (県・市町村・民間)	人	350	450	550	650

*1 TMO…Town Management Organization (タウンマネジメント機関) の略。地域を構成する様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に企画調整し、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む機関

27 かながわツーリズムの推進 (商工労働部)

〈現状と課題〉

- ・観光は特色ある地域づくりや交流を通じて、人々の心豊かな生活を実現するとともに、裾野の広い産業として21世紀の成長産業のひとつになると目されています。
- ・自然、歴史、文化などの多様な観光資源があり、首都圏の巨大マーケットや世界的な国際観光客の増加にもかかわらず、神奈川への観光客数は停滞、減少傾向にあります。

(160,652千人(1989年)→141,471千人(1998年)→148,950千人(2002年))



2002年W杯サッカー大会取材のために来日した報道陣を招待したメディアツアー(湯河原町 独歩の湯)

〈めざすすがた〉

神奈川の自然、歴史、文化などの多様な観光資源を生かした、人々にゆとりと豊かさを与える観光交流が行われることで国内外からの観光客が増加しています。

〈目標〉

○県内への年間入込観光客数(単年度※) (単位:千人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
148,950	151,255	155,865	162,780	172,000

(「神奈川県入込観光客調査報告書」(神奈川県観光振興対策協議会)より)

〈取り組む事業〉

市町村、観光事業者などと連携して、神奈川の地域の特徴を生かした観光の魅力づくりを進めて、効果的な観光PR、情報提供を行うとともに、かながわ産品の販路拡大を促進し、人々にゆとりと豊かさを与える観光交流と地域の活性化と一体となった産業としての観光を振興します。

No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地域の特色を生かした観光魅力づくり モデル地区を設定した観光魅力づくり、産業観光や文化的建築物を巡る観光に加え、神奈川らしい体験・学習型観光の開発と観光イベント創造への支援などを通じて地域の特色を生かした観光魅力づくりを支援します。	モデル地区の設定 (県・市町村・民間)	地区	1	1	1	—
		モデル地区における誘客宣伝の実施 (県・市町村・民間)	地区	—	1	1	1
2	観光PR・観光情報の効果的な提供 県、市町村、民間が連携した共同観光キャンペーン、観光親善大使の活動、県内フィルムコミッション*1の連携・協力体制の整備などを通じて観光PR・観光情報の効果的な提供を支援します。	交通事業者などと連携した観光キャンペーンの実施 (県・市町村・民間)		—	実施	実施	実施
3	国外からの観光客の誘致の促進 国際観光テーマ地区推進協議会、首都圏の連携、国との連携などの広域連携により、国外に向けたプロモーション活動を進め、アフターコンベンション客をはじめとした国際観光客の誘致を促進します。	観光見本市への出展参加 (県・市町村・民間)	回	3	4	6	6
		海外旅行会社を招待したツアーの実施 (県・市町村・民間)	回	4	4	8	8
		メディアを活用した誘客宣伝の実施 (県・市町村・民間)	回	5	2	4	8
4	地域の魅力あふれる産品販売促進のしくみづくり インターネットの活用や共同観光キャンペーンと連携した観光物産展の充実強化、観光拠点における展示・販売場の新設を通じて、「かながわの名産100選」などのかながわ産品の販売を促進します。	県外における観光物産展の開催など (県・市町村・民間)	回	2	4	4	4
		かながわ産品eショップ*2への新規出展 (民間)	社	1	3	5	7

*1 フィルムコミッション…自治体や商工会議所が設置する映像制作を支援する非営利機関で、映画やTV番組などの撮影を誘致して幅広く支援を行う組織

*2 かながわ産品eショップ…(社)神奈川産業貿易振興協会が運営するインターネットを利用した、かながわ産品の通信販売をいいます。(社)神奈川産業貿易振興協会のホームページ⇒<http://www.ktpc.or.jp/>

IV-3 地域に根ざした農林水産業の振興

神奈川の農林水産業は、地元の新鮮で質の高い農林水産物の提供に加え、県土を保全し、県民にやすらぎの場を提供するなど、多面的機能^{*1}を発揮しています。しかし、就業者の減少傾向が続いており、その一方で、地場産の農林水産物に対する消費者ニーズは高まっています。

今後とも、農林水産業が豊かな県民生活を支える産業として発展していくためには、多様な担い手の育成・確保、地産地消^{*2}を推進する流通販売体制の充実、環境にやさしい農業の推進や安全・安心な農産物の供給^{*3}、食と農林水産業の理解の促進、資源の有効活用などの新たな展開が求められています。

●地域に根ざした農林水産業の振興

都市に立地した神奈川の農林水産業の特徴を生かして、直売など地場流通の促進、消費者ニーズを踏まえた地域特産物の育成、食と農林水産業の理解促進やふれあいの場の提供などにより、地産地消を進めます。

また、かながわ農業アカデミーの実践教育や中高年ホームファーマー^{*4}の育成などにより、多様な担い手を育成・確保します。

さらに、森林資源や未利用資源の活用促進により、農林水産業の振興を図り、県土の保全や自然循環機能などの多面的機能の発揮を増進します。

戦略プロジェクト

28 地産地消による農林水産業の振興

29 資源の有効活用による農林水産業の振興

*1 多面的機能…森林などの資源や農業などの産業がもつ多様な機能のこと。特に、生態系の維持機能、温暖化防止機能、水源かん養機能、景観保全機能など、生産機能以外の数多くの機能をさします。

*2 地産地消…地元でとれた新鮮で安全な農林水産物を地元で消費すること。食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されています。

*3 環境にやさしい農業の推進や安全・安心な農産物の供給に関する施策は、戦略プロジェクト「10安全で安心な食の確保」などにより取り組んでいきます。

*4 中高年ホームファーマー…中高年ホームファーマー事業とは、主として耕作されなくなった農地を県が農家から借り受け、借りた農地を耕作できる状態にし、中高年の方などに耕作していただくもので、県民の皆さんに健康と生きがいの場を提供し、併せて耕作放棄地を防止し農地の保全を図るものです。

28 地産地消による農林水産業の振興 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・販売農家戸数の減少が進んでいます。
(20,860戸(1998年)→18,190戸(2003年))
- ・神奈川の農業の役割として、85.2%の人が安全な食料の供給を期待しています。(県政モニター課題意見(2003年度))



大型直売施設(秦野市)

〈めざすすがた〉

多様な人が農林水産業の担い手となって、地域の特産物をはじめ新鮮な農林水産物が生産され、身近な直売施設などで県民に提供されています。また、農林水産業とふれあうことなどで食や農林水産業への理解が深まり、都市住民も参加した農林水産業が展開されます。

〈目標〉

○県産農畜産物を購入した人の割合

(単位：%)

実績(2000)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
74	60	65	70	80

(「県政モニター課題意見」より)

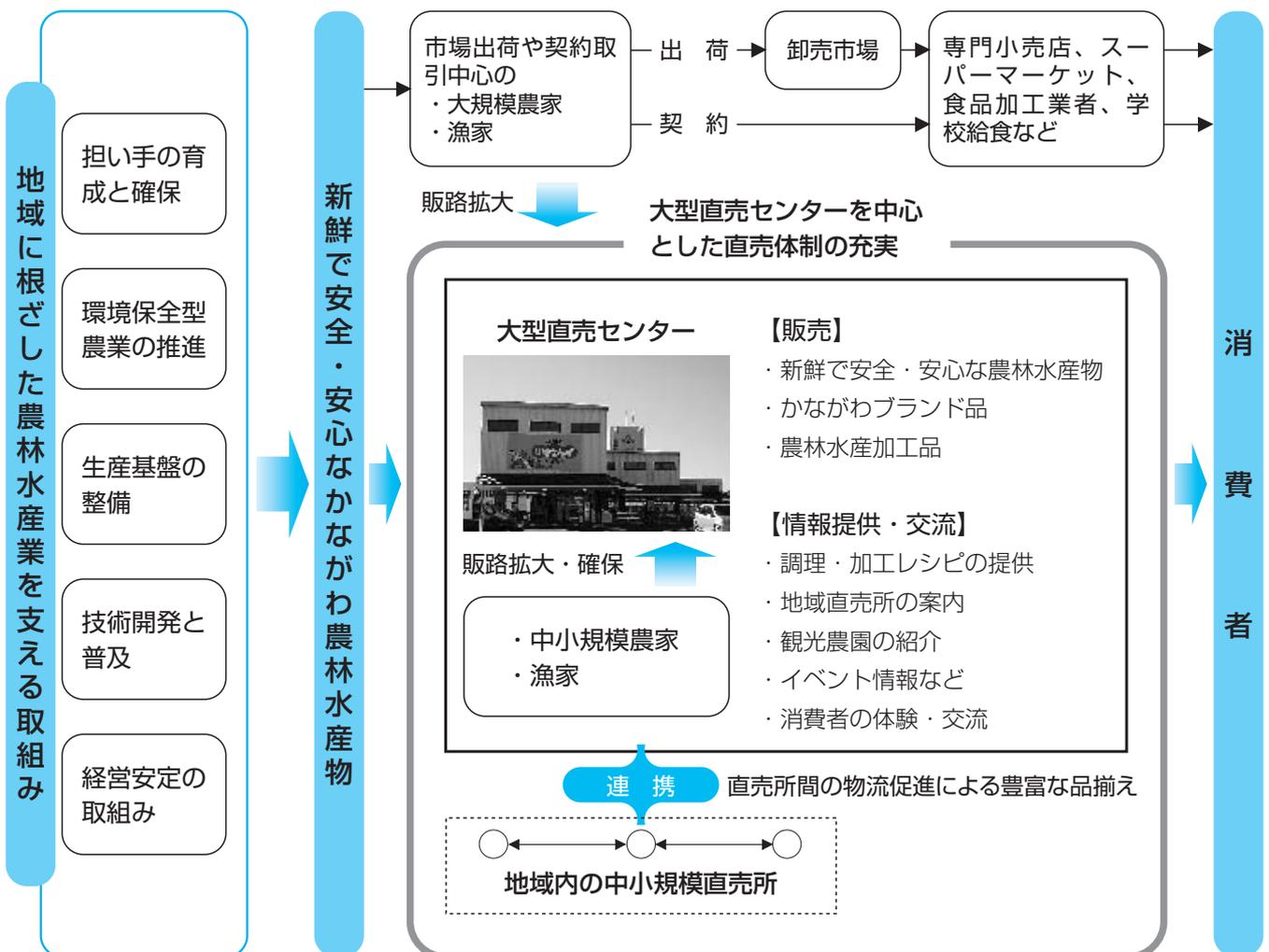
〈取り組む事業〉

大型直売センターなどの整備による販路の拡大や、かながわブランドの新たな展開を図ることなどにより地産地消に取り組むとともに、中高年ホームファーマーや新規就業者など多様な担い手の育成・確保に努めます。また、食に関する教育の推進や県民が農業を体験、学習できる拠点の整備、各種イベントの開催などにより農林水産業に対する理解促進と消費拡大を図ります。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地産地消の推進 直売施設など地場流通施設への支援や、かながわブランドの新たな展開などにより地産地消に取り組みます。	流通施設などの整備 (市町村・民間)	箇所	1	2 (2)	3 (5)	2 (7)
		かながわブランドの新たな展開 (県)		—	検討	推進	推進
2	中高年ホームファーマーなど多様な担い手の育成と確保 中高年ホームファーマーの育成や、かながわ農業アカデミーの実践教育などにより多様な担い手を育成確保します。	中高年ホームファーマーの育成 (県)	人	129 (172)	380 (552)	740 (1,292)	900 (2,192)
		新規就業者の育成 (県)	人	159	165	175	185

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
3	食と農林水産業の理解促進 農林水産業の体験教室の開催や、食に関する教育（食育）を推進するとともに、各種イベントの開催や拠点施設の整備により、県民の農林水産業へのふれあい、理解及び消費拡大を促進します。	農林水産業体験教室の開催や食育実践地域活動を行う団体への支援 (県)	団体	1 (1)	1 (2)	1 (3)	1 (4)
		全国豊かな海づくり大会の開催 (県・市・民間)		開催準備	プレ大会開催	本大会の開催	大会の成果の継承
		ふれあい、理解促進のための拠点整備（花と緑のふれあい拠点） (県・市)		調査	調査	PFI手法の導入決定など	事業者の募集、選定、契約など

多様な流通形態のもと、大型直売センターの整備を進め、地産地消を推進します



29 資源の有効活用による農林水産業の振興 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・ 林業の長引く低迷により県全体の人工林のうち手入れ不足の人工林が61%を占めています。(2003年)
- ・ 一方、県民の森林の持つ多面的機能に対する期待が多様化しています。
- ・ 食品残さ、家畜排せつ物、低利用水産資源などの有効活用が求められています。

〈めざすすがた〉

森林資源や農業などでの有機性資源の有効活用の促進により、環境との調和など多面的機能を高度に発揮させるとともに、未利用資源の活用による新たな市場の拡大など農林水産業の振興が図られています。



丸太の生産

〈目標〉

○木材生産量 (間伐材なども含む) (単年度)

(単位：m³)

実績(2001)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
27,000	27,000	27,000	29,000	31,000

(「木材需給報告書」より)

○家畜ふん堆肥化率

(単位：%)

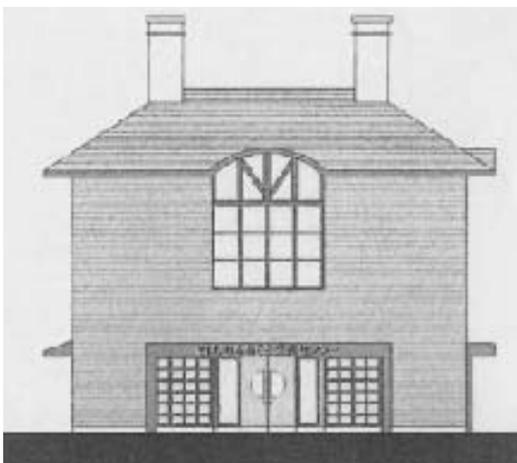
実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
78	79	89	90	91

(「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」より)

〈取り組む事業〉

間伐材の搬出支援などによる木材の安定供給、高品質な県産木材(製材品)の生産体制の強化やストックヤードの整備による製材品の安定流通、さらには、学校などの公共施設における県産木材利用への支援や住宅生産者との連携強化による県産木材の需要拡大を一体的に強化します。また、県民に対し、地域の森林資源を有効に利用することが森林の持続的な保全につながることへの理解を促進します。

また、食品残さや家畜排せつ物を有効利用する施設整備の支援や低利用水産資源の商品化を図ります。



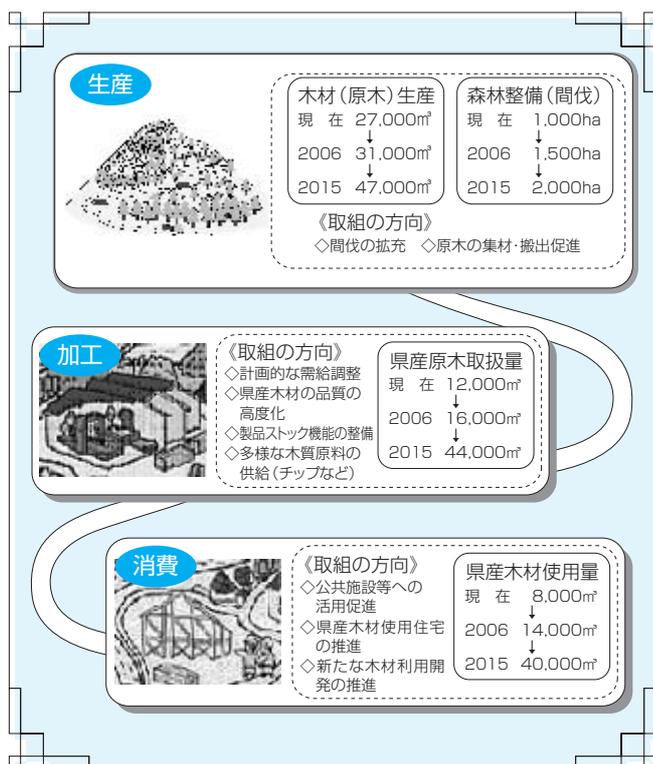
県産木材利用施設のイメージ図(交流センター)



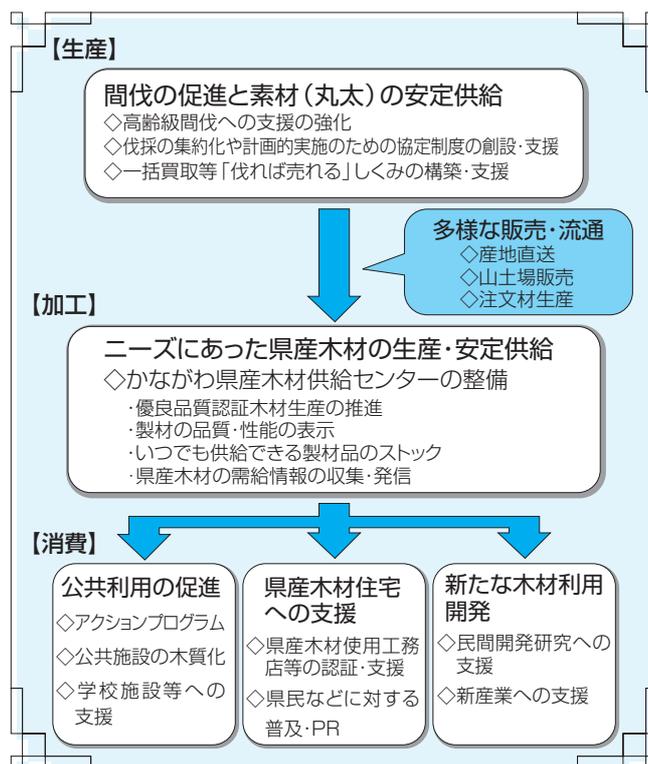
県産木材を使用した箱根関所の復元工事

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	森林資源の有効活用の促進 間伐材の搬出支援などによる木材の安定供給、高品質な県産木材（製材品）の生産体制の強化やストックヤードの整備による製材品の安定流通、さらには、学校などの公共施設における県産木材利用への支援や住宅生産者との連携強化による県産木材の需要拡大を一体的に進めます。	間伐などの森林整備の支援（県・市町村）	ha	1,000	1,000	1,500	1,500
		県産木材供給センターの整備（県・民間）		検討	構想	設計	着手
		優良品質認証木材の出荷奨励（県）	m ³	-	-	3,000	3,000
		県産木造公共施設の整備（県・市町村）	箇所	-	1 (1)	2 (3)	3 (6)
2	未利用資源の有効活用の促進 家畜排せつ物処理施設や食品残さなどの再利用施設の整備の支援や、低利用水産資源の商品化を図ります。	家畜排せつ物処理施設の整備の支援（県）	箇所	5	7 (7)	3 (10)	3 (13)
		食品残さなど再利用施設整備（民間）	箇所	1	0 (0)	1 (1)	1 (2)
		低利用水産資源の商品化（県・民間）	品	研究	試作品 製造	2 (2)	3 (5)

〈森林資源の有効活用の取組みと将来目標〉



〈森林資源活用のための新たな取組〉





V-1 循環型社会づくり

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的な「豊かさ」や「便利さ」をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球規模を含めて、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、あとをたたない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

廃棄物問題は、日常生活や通常の事業活動から発生する廃棄物による環境負荷があまりに大きくなったことから生じたもので、その根本的な解決を図っていくためには、社会経済活動のあり方やライフスタイルを環境への負荷の少ないものにしていくことが必要です。そして、持続可能な豊かな社会としていくためには、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会を地域から形成していくことが求められています。

●循環型社会に向けて

県内の廃棄物をめぐる課題として、廃棄物の発生量が高水準で推移するとともに、今後、産業構造のソフト化に伴う事業系一般廃棄物の増加や高度成長期に建設された建物が更新期を迎えることによる建設廃棄物の増加が懸念されています。

また、PCB^{*1}廃棄物などの処理が難しい廃棄物への対応や、不法投棄箇所の増加傾向に歯止めをかけることなどが求められています。

こうした問題を解決していくため、県では、循環型社会の実現に向けて、廃棄物県内処理100%を基本的目標として、県民、事業者、市町村などと連携・協力しながら、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理の推進を図るとともに、不法投棄の防止対策を進めます。

戦略プロジェクト

30 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

31 不法投棄の防止対策の推進

^{*1} PCB…ポリ塩化ビフェニルの略。1974年に使用が原則禁止されるまで、絶縁油、熱媒体、塗料、インキなど広範囲に使用されていました。難分解性のため環境に蓄積し、人の健康にも影響を与えます。

30 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・ 廃棄物の発生量が高水準で推移しています。
- ・ 最終処分場などがひっ迫しています。
- ・ 安全・安心な廃棄物処理が求められています。

〈めざすすがた〉

循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制や資源化が進み、発生した廃棄物は自らの地域で適正に処理される環境への負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルが定着しています。



2003年度かながわ
ゴミゼロクリーンボ
スターコンクール小
学生高学年の部最優
秀作品

〈目標〉

○廃棄物の排出量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量（単年度）

		実績(2001)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
排出量 (万t)	一般廃棄物	393	—	—	—	337
	産業廃棄物	1,845(1998)	—	—	—	1,843
再生利用率 (%)	一般廃棄物	16	—	—	—	23
	産業廃棄物	36(1998)	—	—	—	41
最終処分量 (万t)	一般廃棄物	56	—	—	—	36
	産業廃棄物	217(1998)	—	—	—	104

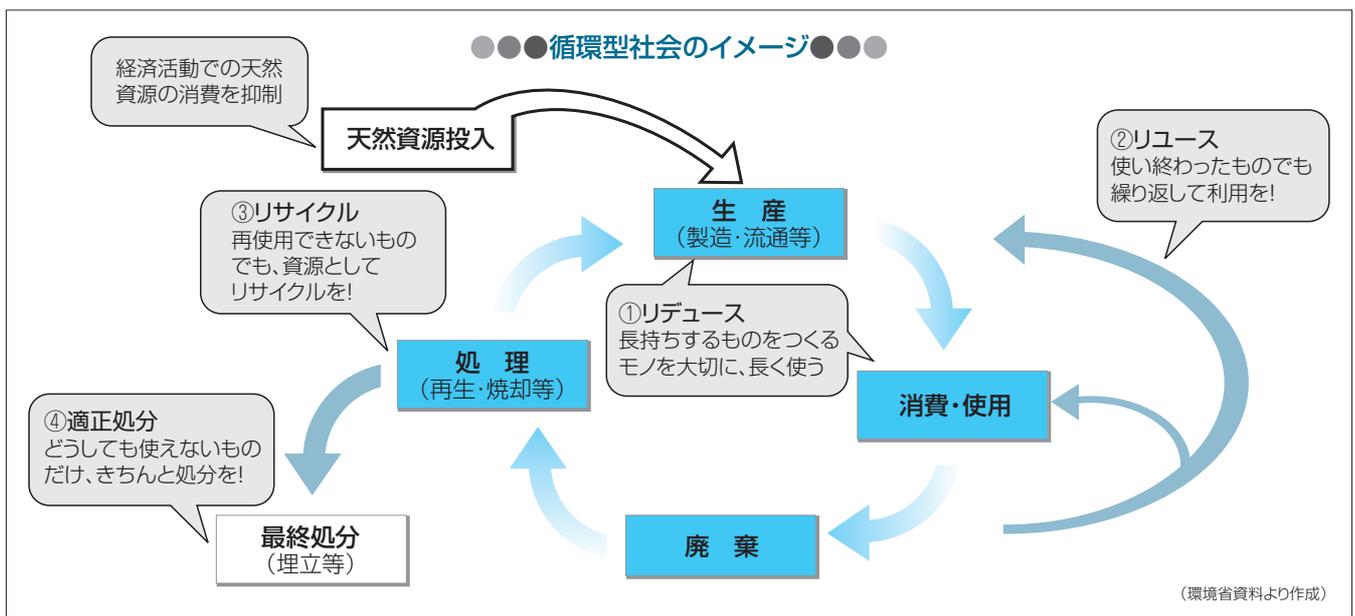
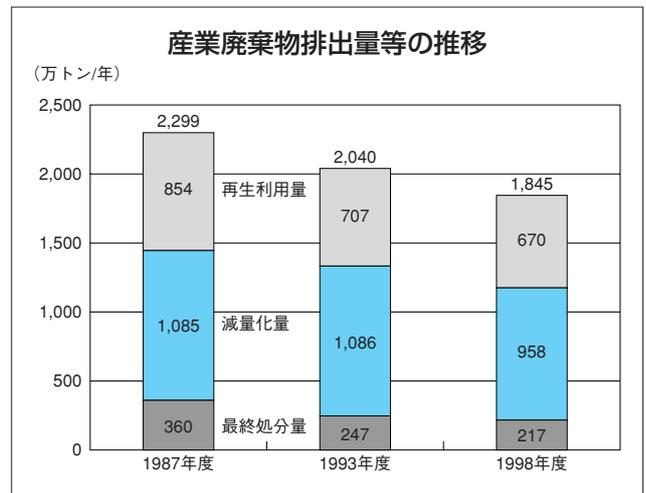
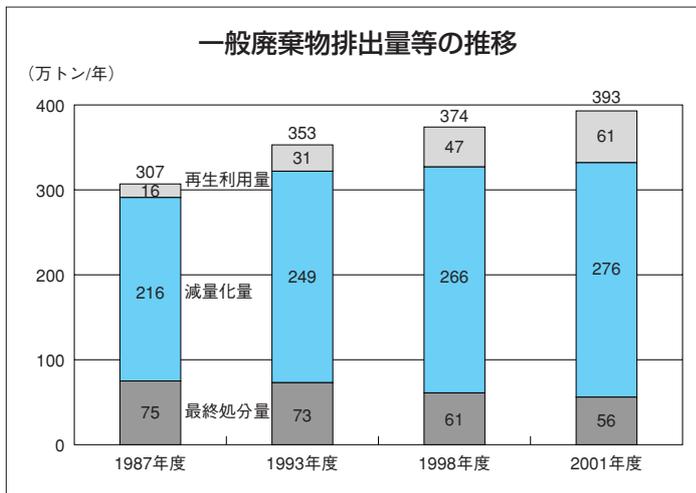
(「神奈川県廃棄物処理計画、神奈川県一般廃棄物処理事業の概要(2001年度)」より)
目標値は、県や市町村、県民、事業者の取組み、技術開発などの要因を5年程度の中期スパンでとらえて設定しています。

〈取り組む事業〉

循環型社会に向けて、県民、事業者、市町村などと連携・協力し、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の取組みを計画的に進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	循環型社会に向けた総合的取組み 循環型社会に向けて廃棄物処理計画を改訂するなど、総合的な取組みを進めます。	廃棄物処理計画の推進 産業廃棄物総合実態調査の実施 (県)		廃棄物処理 計画の推進	廃棄物処理 計画の 改訂 産業廃棄 物総合実 態調査	廃棄物処理 計画の 推進	廃棄物処理 計画の 推進
2	発生抑制、循環的利用の推進 廃棄物の発生抑制を推進するとともに、発生した廃棄物は循環資源としてとらえ、再使用、再生利用などを進めます。	一般廃棄物排出量 〈2001年度対比〉 (国・県・市町村・民間)	万 t	—	—	—	△56
		産業廃棄物排出量 〈1998年度対比〉 (国・県・市町村・民間)	万 t	—	—	—	△2
		一般廃棄物再生利用率 〈2001年度対比〉 (国・県・市町村・民間)	%	—	—	—	+7
		産業廃棄物再生利用率 〈1998年度対比〉 (国・県・市町村・民間)	%	—	—	—	+5

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
3	適正処理の推進 安全・安心な廃棄物処理施設の整備促進や、 PCB廃棄物などの処理困難物の適正処理を 進めます。	一般廃棄物最終処分量 <2001年度対比> (国・県・市町村・民間)	万t	-	-	-	△20
		産業廃棄物最終処分量 <1998年度対比> (国・県・市町村・民間)	万t	-	-	-	△113
4	安全性のモデルとなる産業廃棄物最終処分場の建設、運営 民間施設の安全性のモデルとなる県立県営の最終処分場の建設、運営に取り組みます。	産業廃棄物最終処分場の建設、運営 (県)		建設	建設	竣工	埋立開始



31 不法投棄の防止対策の推進 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・ 県内の不法投棄量は減少傾向にあるものの、不法投棄箇所は増加傾向を示しています。
- ・ 不法投棄の未然防止対策とともに、不法投棄が新たな不法投棄を招かめよう早期の不法投棄物の撤去が求められています。



不法投棄監視パトロール

〈めざすすがた〉

不法投棄を許さない地域環境づくりの取り組みが進み、不法投棄がない社会が形成されています。

〈目標〉

○監視パトロール回数*1 (単年度) (単位：回)

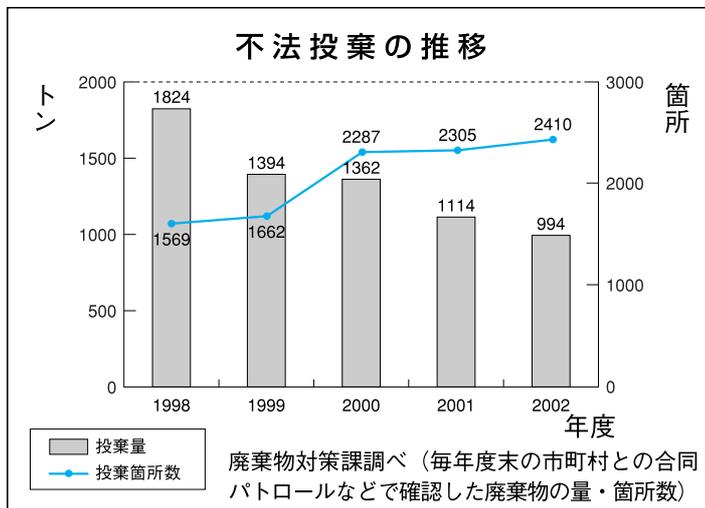
実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
491	600	750	750	750

(「廃棄物対策課・技術管理課調べ」より)

〈取り組む事業〉

県民、事業者、市町村や県警とも連携・協力しながら未然防止対策に努めるとともに、不法投棄の常習化・大規模化を防ぐため、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	不法投棄など未然防止対策の推進 県民、事業者、市町村などと連携・協力し、普及啓発に努めるとともに、監視パトロールなどを強化することにより、未然防止対策を進めます。	廃棄物監視パトロールの実施	回	300	450	450	450
2	不法投棄など原状回復の推進 不法投棄情報に即応した原状回復を進めます。	建設発生土監視パトロールの実施 (県・市町村・民間)	回	300	300	300	300



不法投棄
あなたの心も
捨てること

2003年度足柄上地区
 不法投棄撲滅キャンペーン
 小学生の標語コンクール最優秀作品

*1 〈目標〉監視パトロール回数のうち、廃棄物の監視パトロールについては、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(保健所を設置する市)を除く県所管域を対象としています。

V-2 地球温暖化などの対策の推進

地球温暖化の影響により、2100年までに地球全体の平均気温が1.4～5.8度上昇し、海面が9～88cm上昇するとされており、その結果、生態系への影響や国土の減少などに加えて、日常生活への深刻な影響が予測されます。

このため、地球温暖化問題の重要性やその影響を理解したうえで、国際的な協調体制の下、神奈川県などの地方自治体においても、早急に二酸化炭素などの排出量を削減する総括的かつ計画的な地球温暖化対策の実施が求められています。

また、高密度な土地利用がなされ、幹線道路沿いに住宅地が隣接している地域の多い神奈川においては、自動車排出ガスが生活環境に与える影響は大きく、その早期解決に向けた取組みが必要となっています。

●地域からの地球環境保全

地球温暖化への取組みの連携強化により、普及・啓発活動の浸透を図るとともに、産業、業務、家庭及び運輸部門など二酸化炭素を排出している各部門に対応した施策を進めます。

地球温暖化防止に神奈川から貢献するため、民間における新エネルギー導入の促進を図るとともに、バイオマスエネルギー*1などの地域の特性に応じた新エネルギーの導入促進に取り組みます。

●ディーゼル自動車対策などの推進

ディーゼル自動車をはじめ、自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質の総量の低減を図ります。

●環境への理解促進

持続可能な社会づくりに向けて、学校における環境教育の充実と地域における体験型環境教育の実施などにより、環境問題を幅広くとらえ「自ら考え、選択して行動する人」を育てます。

戦略プロジェクト

- 32 地球温暖化対策の推進
- 33 自動車交通公害対策の推進
- 34 新エネルギー導入の推進
- 35 総合的な環境教育の推進

*1 バイオマスエネルギー…サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエチルアルコール、海草や糞尿のメタン発酵によって得られるメタンなど、生物体（バイオマス）によるエネルギー。また、そのエネルギーを利用することをいいます。

32 地球温暖化対策の推進 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・ 地球全体の気温が上昇しています。
(20世紀の間に、地球の平均気温は約0.6℃上昇)
- ・ 県内の二酸化炭素排出量が増加しています。(1990年比 2000年 5.1%増)
- ・ 部門別の増加率としては、オフィスなど業務部門が約50%、家庭部門が約20%、運輸部門が約16%の増となっており、これらの部門の二酸化炭素排出量の削減が大きな課題となっています。



1997年に開催されたCOP3（地球温暖化防止京都会議）の本会議場

〈めざすすがた〉

地球温暖化に対する県民、事業者などの意識が高まり、NPOなどとも協働・連携し、持続可能な社会づくりのため様々な取組みが着実に実施されています。

〈目標〉

○県内における二酸化炭素の排出量 (単年度※) (単位：千t-CO₂)

実績(2000)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
67,612	65,467	64,752	64,037	63,322

(国が示す「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」に基づき環境計画課で推計)

〈取り組む事業〉

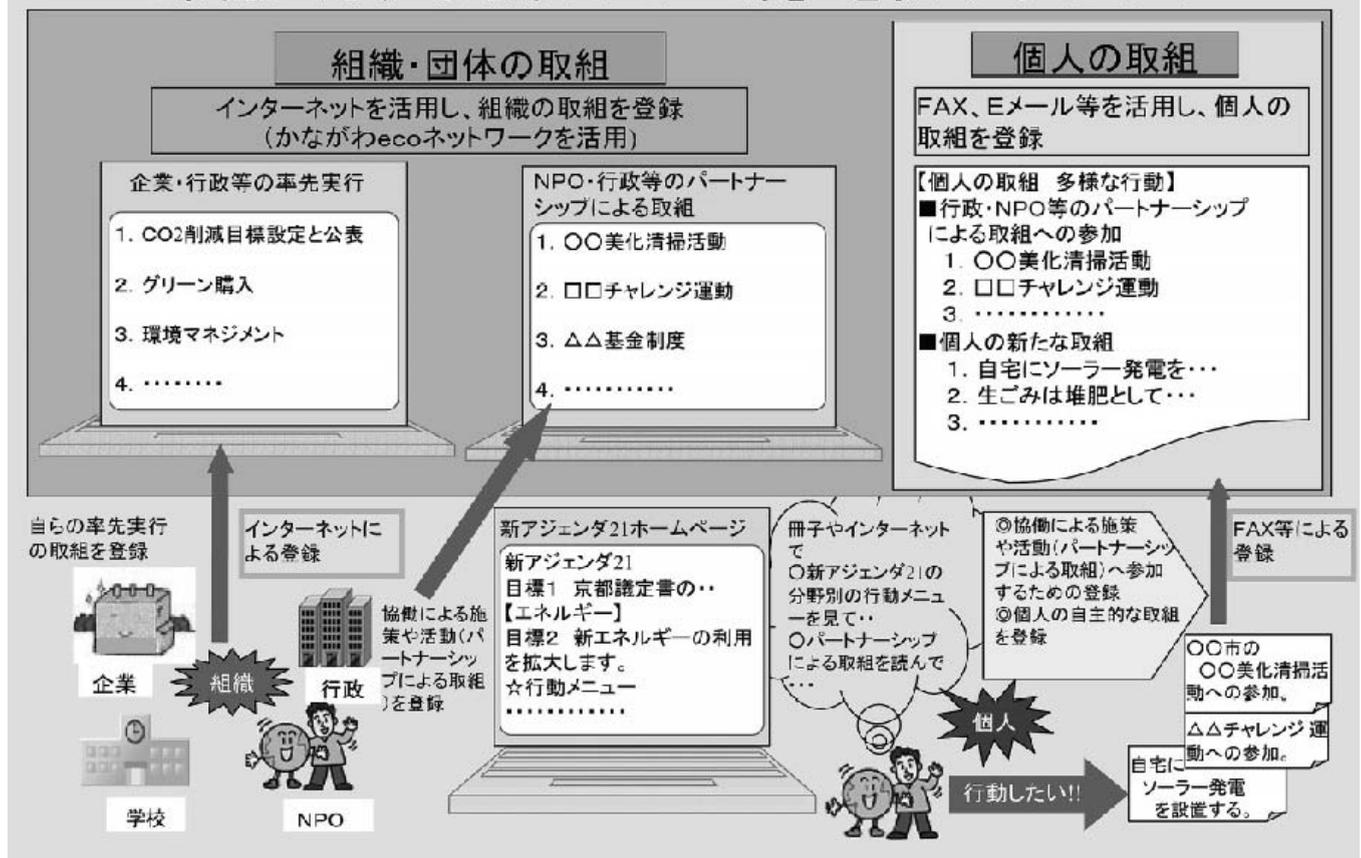
気候変動による影響を軽減すべく、県民、NPO、事業者、市町村などと協働・連携した地球温暖化対策を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	参加・協働による二酸化炭素排出削減(新アジェンダ21かながわ*1の推進) 環境配慮に向けた自主的な取組み(マイアジェンダ*2)を普及するとともに、地球温暖化防止活動推進員の活動の支援と普及啓発活動を進めます。	マイアジェンダの登録数 (県・市町村・民間)	件	1,000 (1,000)	1,000 (2,000)	1,000 (3,000)	1,000 (4,000)
2	自動車からの二酸化炭素の削減対策 環境にやさしいバイオエタノール*3の利用・普及、低燃費車、アイドリングストップ車の導入を進めます。	バイオエタノール混合施設の設置支援 (国・県)	箇所	導入方策の検討	導入方策の検討	1 (1)	1 (2)

*1 新アジェンダ21かながわ…県民、企業、行政で構成する「かながわ地球環境保全推進会議」が1993年に策定したローカルアジェンダを、より実効性のある取組みとして進めるため、その見直しを行い、2003年10月に採択しました。
 *2 マイアジェンダ制度…新アジェンダ21かながわのめざす「持続可能な社会かながわ」を実現するためのしくみで、様々な行動主体の環境配慮に向けた自主的な取組み内容を公表し、登録するものです。
 *3 バイオエタノール…バイオエタノールは、京都議定書上CO₂排出量としてカウントされない植物由来のバイオ素材から製造されており、これを燃料として活用することで、自動車からのCO₂排出削減につながります。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
3	家庭からの二酸化炭素の削減対策 モデル地区を設定して電圧調整機器導入*4 や、省エネルギー活動の実践を進めます。	モデル地区の取組み (県・市町村・民間)	地区	-	1 (1)	1 (2)	1 (3)
4	工場、オフィスからの二酸化炭素の削減対策 E S C O事業*5の県施設への率先導入や 民間施設への導入促進などによる工場、オ フィスに対する二酸化炭素量の削減に向けた取 組みを進めます。また、新築ビルに対する削 減の取組みを進めます。	E S C O事業の導入 (県)		県施設への 導入調査	県施設への 導入、 民間施設 への普及	県施設への 導入、 民間施設 への普及	県施設への 導入、 民間施設 への普及

マイアジェンダ制度 ～環境に対する取組みの「環」を拡げるしくみ～



*4 電圧調整機器…電力系統（電線など）から住宅への供給については100Vが公称電圧となっていますが、実際には供給電圧は95～110Vの間で変動しております。この機器は、この高めに供給される電圧を適正な電圧に下げることにより電力の消費量を削減し、省エネルギーにつながるものです。

*5 E S C O事業…エネルギーサービスカンパニーの略。事業者が対象となる企業、工場などの省エネルギー化を請け負い、最適な機器導入に必要な資金調達から機器の設置、運転管理までを総合的に行い、節約できた光熱費を顧客が分けるビジネスです。

33 自動車交通公害対策の推進 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・自動車排出ガス、特に、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質については、健康への悪影響が懸念されています。
- ・二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準を達成していない測定局があります。(2002年度の環境基準の達成状況 二酸化窒素82.4%、浮遊粒子状物質45.6%)



県パンフレット「健康で暮らせるかながわの大気環境を実現するために」より

〈めざすすがた〉

自動車による排出ガスの影響が少なくなり、健康でくらしやすい生活環境が実現されています。

〈目標〉

○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量 (単年度) (単位: t)

	実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
窒素酸化物	21,400	19,700	18,000	16,300	15,300
粒子状物質	2,050	1,690	1,340	980	890

(「大気水質課調べ」より)

〈取り組む事業〉

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の低減を図るため、ディーゼル自動車の運行規制にかかる指導・取締りや、低公害車の導入に向けた取組みなどを進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	自動車排出窒素酸化物、粒子状物質総量削減の推進 自動車から排出される窒素酸化物などの総量削減の状況、大気汚染の改善状況を把握し、総量削減計画*1の進捗状況を管理します。	総量削減の状況や大気汚染の改善状況の把握による総量削減の進捗管理 (県)		大気汚染状況の把握、総量削減の進捗状況の管理	大気汚染状況の把握、総量削減の進捗状況の管理	大気汚染状況の把握、総量削減の進捗状況の管理	2005年度を中間点検年度とした検証
2	自動車排出ガス対策の推進 ディーゼル自動車運行規制にかかる検査・指導の徹底、ディーゼル自動車排出ガス低減措置への支援、低公害車の導入義務づけなどにより自動車排出ガス対策を進めます。	ディーゼル自動車運行規制にかかる指導・取締り (県・政令指定都市)		周知・指導の徹底	指導・取締りの徹底	指導・取締りの徹底	指導・取締りの徹底
		ディーゼル自動車排出ガス低減措置への支援 (県・政令指定都市)	台	33,999	11,752	4,686	521
		低公害車の導入義務の達成率*2 (県)	%	50.8	67.2	83.6	100.0

*1 総量削減計画…「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」(総量削減計画)を策定し、自動車から排出される窒素酸化物などの抑制に向けた取組みを進めます。

*2 低公害車の導入義務の達成率…神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、県内で50台以上の自動車を事業の用に供する事業者については2006年4月1日から2割以上の自動車を低公害車とすることを義務づけており、「達成率」は、当該規定を達成している事業者の率を示します。



34 新エネルギー導入の推進 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・ 本県のエネルギー消費量全体に占める新エネルギーの割合 (0.84%) は全国 (1.20%) を下回っています。
- ・ 新エネルギーに対する市町村や普及・啓発に向けたNPOなどの取組みが活発化してきています。
- ・ 新エネルギーを導入したいが予定のない人の割合が78.6%となっています。(クリーンエネルギー(新エネルギー)に関する県民意識調査(2001年度))



NPOによる新エネルギー体験型授業

〈めざすすがた〉

地域分散型エネルギー社会の形成や地域の活性化に向けて地球に優しい新エネルギーの導入が進められ、県民が身近に利用できるようになり、神奈川から地球温暖化防止に対する貢献がなされています。

〈目標〉

○太陽光発電エネルギー導入量(累計)

(単位: 万kw)

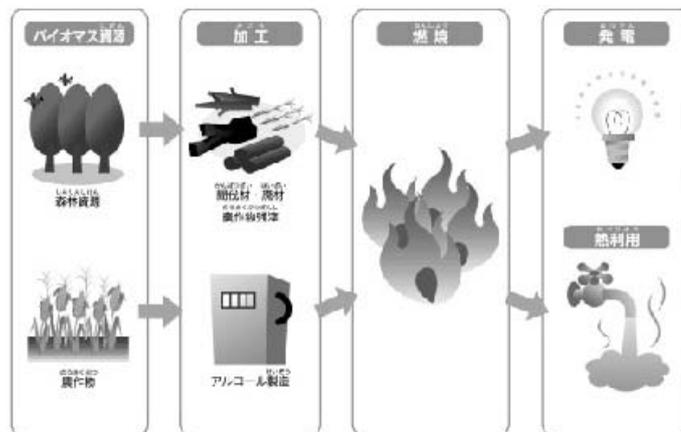
実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
1.34	1.98	2.93	4.33	6.40

(「新エネルギー導入状況調査」(県調査)より)

〈取り組む事業〉

かながわ新エネルギービジョンの具体化を図るため、当面は、新エネルギーとして代表的な太陽光発電やバイオマスエネルギーを中心に置いた取組みを進めます。民間導入促進に向けた県の果たすべき役割を、「普及・啓発」「率先導入」「モデル事業」の3点に特化し、それらを複合化させながら進めていきます。

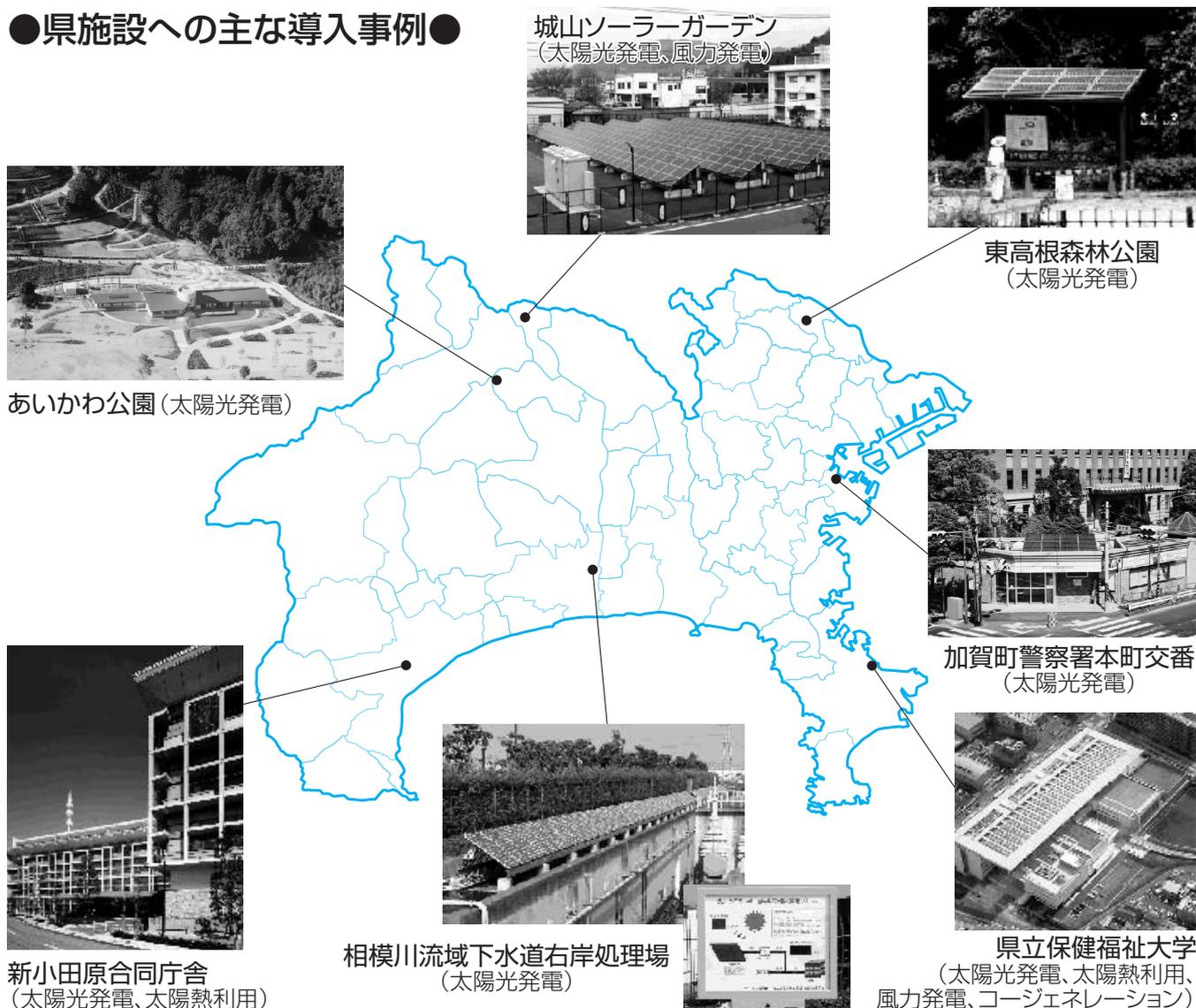
No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	新エネルギーの民間導入促進 企業に対する個別提案活動の実施、新エネルギーアドバイザー事業による相談機会の確保・充実、県とNPOなどとの協働・連携による資金的支援のしくみづくりや新エネルギー、省エネルギー体験型授業の小・中学校での実施などに取り組みます。	新エネルギー導入意向企業に対する個別提案活動の実施 (県)		かながわエコネットワークなどとの連携検討	導入意向把握調査	個別提案活動実施	個別提案活動実施
		新エネルギーアドバイザー事業による相談 (県・民間)	件	30	100	100	100
		県とNPOなどが協働・連携した資金的支援による市民共同発電所の設置 (県・民間)	件	—	—	5 (5)	5 (10)
		NPOなどと協働・連携した県内小・中学校での体験型授業の実施 (県・民間)	校	3	5	20	30



植物などから得られた有機物をエネルギー源として利用する『バイオマス発電・熱利用』

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
2	重点的な県施設への率先導入 普及・啓発効果の高い県民利用施設への設備や緊急時に独立電源として機能する防災対応型の設備などへの導入に取り組みます。	県施設への導入 ・交番・県民利用施設 ・防災対応型設備 ・都市公園のパークセンター ・下水処理場の上部を利用した設備 (県)	箇所	1	1 (1)	3 (4)	3 (7)
3	地域バイオマスエネルギーなどの活用具体化モデル事業 工場排熱や木質バイオマスエネルギーなどを活用したモデル事業に取り組みます。	県東部の工場排熱などを省エネルギーの観点から都市需要に有効活用するためのモデル事業の実施 (県・民間)		—	実現可能性調査	調査	事業準備
		県中部におけるBDFなどバイオマスエネルギーを活用したモデル事業の実施 (県・市・民間)		—	実現可能性調査事業準備	事業実施	事業拡大
		県西北部における木質バイオマスエネルギーなどを活用したモデル事業の実施 (県・民間)	実現可能性調査、自然環境保全センター実証実験			設計	事業実施

●県施設への主な導入事例●



*1 BDF…Bio Diesel Fuelの略。菜種油などの使用済みの食用油などをメタノールとともに触媒反応させエステル化した、ディーゼル車で利用できるバイオマス燃料

35 総合的な環境教育の推進 (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・ エネルギーの大量消費に起因する地球温暖化問題などに対応するため、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・生活スタイルの見直しが急がれています。
- ・ 2003年10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行され、県の一層の役割が期待されています。
- ・ 小・中学校では各教科や総合的な学習の時間などで環境を取り上げていますが、効果的な環境教育の実現にはNPO、企業などとの協働・連携が必要となっています。



こどもエコクラブ 水辺の活動

〈めざすがた〉

持続可能な社会づくりに向けて、自然環境やごみ、リサイクル、省エネルギーなどにとどまらず、環境と経済の関係や地球規模の問題など、環境問題を幅広くとらえて「自ら考え、選択して行動する人」が育っています。

〈目標〉

○マイアジェンダ(環境配慮に向けた自主的な取組み)登録学校(累計) (単位:校)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
—	0	500	900	1,300

〈取り組む事業〉

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を踏まえ、環境教育・実践活動を推進するための人材育成や情報提供・相談を行い、それらを小・中・高等学校や地域で活用することにより、持続可能な社会の構築を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	学校における環境教育の推進 各学校の環境教育への取組みをさらに進め、児童・生徒の環境に配慮した自主的な取組みを促進します。	小・中学校における環境教育の実施支援(県)		実施	実施	実施	実施
		環境教育拠点校(高校)(県)	校	4	6	8	10
		学校への新エネルギーなどの導入支援(小学校)(県)	校	0(12)	30(42)	30(72)	30(102)
2	地域における環境教育の推進 モデル地域においてNPOなどと協働・連携した学校、家庭、地域における環境教育を進めます。 また、こどもエコクラブ*1活動の支援、環境インターンシップ*2などを進めます。	NPOなどと協働・連携した地域における取組みの支援(県)	地域	10(10)	20(30)	20(50)	20(70)
3	環境教育を支援するしくみづくり 環境教育・実践活動のための情報提供・相談体制の再構築、環境教育リーダーの養成と活用システムの整備を図ります。	環境教育・実践活動のための情報提供ホームページへの月間平均アクセス(県)	件	—	100万	100万	100万

*1 こどもエコクラブ…小・中学生が主体的に環境学習や環境保全に関する活動を行い、人間と環境のかかわりについて幅広く関心と理解を深めるための経験を積み重ねながら、環境を大切に思う心を育成することを目的に、1995年度に環境庁(現:環境省)の呼びかけでスタートした事業です。

*2 環境インターンシップ…環境保全にかかわる体験を通じて環境に配慮する実践的能力を備えた人材を育成する制度です。

VI-1 多様な県民活動の環境整備

1995年の阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやNPOが救援復興活動に大きな役割を果たしました。これを契機に福祉、環境保全、まちづくり、文化芸術、男女共同参画、地域安全活動など幅広い分野で県民の自主的な活動が活発になっています。

こうしたボランティア活動の持つ自主性、主体性などの特性を尊重し、場所、資金、情報、人材などが不足している状況を踏まえ、多様な活動を促進するための支援を行うとともに、NPOなどと行政が協働・連携して事業を行い、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが求められています。

●ボランティア活動への支援及びNPOなどとの協働・連携の推進

NPOやボランティアによるボランティア活動の支援を充実するとともに、県行政の様々な分野において、NPOなどとの協働・連携を進め、拡大し多様化する県民のニーズに的確に対応していきます。

戦略プロジェクト

36 ボランティア活動の推進

ボランティア活動

ボランティア (Voluntary) は「自発的」などの意味で、主として“行為”を指して用いられる用語です。本計画では、ボランティアやNPOが行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動（いわゆる宗教、政治、選挙活動を除く）をボランティア活動と呼んでいます。

ボランティア

ボランティア (Volunteer) は「志願者」、「篤志家」などの意味で、主として社会貢献活動を行う“人”を指して用いられる用語です。

NPO

NPOはNon-Profit Organization (民間非営利団体) の省略形で、本計画では、ボランティア活動を行う特定非営利活動法人 (いわゆるNPO法人) 及び法人格をもたない団体をNPOと呼んでいます。

36 ボランティア活動の推進 (県民部)

〈現状と課題〉

- ・活動する場所の確保が難しい、活動のための資金や情報が足りない、団体の運営や活動分野の専門的知識を持つ人材の確保が難しいといったNPOの実態があります。
- ・県内活動団体数は約5,000団体で、県認証NPO法人数は622団体です。
(いずれも2003年3月末現在)



市民活動フェア 2003&
かながわボランティアキャラバン

〈めざすがた〉

様々な分野でボランティア活動が一層活発に行われるようになっており、NPOなどと県が対等な立場でパートナーシップを組み、地域の課題を解決するための取組みが様々な分野で活発に行われています。

〈目標〉

○ボランティア活動の支援とNPOなどとの協働・連携の取組みの充実

(参考) 県認証NPO法人は2003年度末見込みで約950団体で、これまでの増加状況からすると、2006年度末には約1,850団体となることを見込まれます。

〈取り組む事業〉

県民のボランティア活動を促進するため、かながわ県民活動サポートセンターの開設や、かながわボランティア活動推進基金21の設置などの取組みを進めてきました。今後、さらに活動の支援の充実に努めるとともに、県行政の様々な分野において、NPOなどとの協働・連携を進め、拡大し多様化する県民ニーズに的確に対応します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	NPOなどとの協働・連携による公的サービスの推進 NPOなどによる政策の提案や評価、協働による政策実施により、公的サービスの推進を図ります。そのため、NPOなどとの協働のための指針を策定します。	提案 [うち協働事業負担金 再掲分] 実施 評価 (民間・県)	件	8 [8] 検討 検討	10 [10] 検討 検討	10 [10] 5 5	12 [10] 10 5
2	ボランティア活動支援の推進 かながわ県民活動サポートセンターや「かながわボランティア活動推進基金21」などによりボランティア活動支援の推進を図ります。	ネットワーク推進事業 協働事業負担金 ボランティア活動補助金 ボランティア活動奨励賞 (県・市町村・民間)	件	0 8 10 5	3 10 12 5	3 10 12 5	3 10 12 5

VI-2 心豊かなくらしの創造

くらしにうるおいをもたらす文化芸術は県民生活の大切な要素となっており、優れた文化芸術を鑑賞するとともに、自らも文化芸術活動や学習活動に参加したいと思っている人が増えています。このため、鑑賞の機会を充実させ、活動の場を整備するなど、文化芸術を楽しんだり多様な学習が進む環境づくりが求められています。

また、スポーツは、一人ひとりの心身の健全な発達に大変重要な役割を果たすものであり、人々が生涯にわたってスポーツを楽しむことは、大きな意義を持っています。

しかしながら、日ごろ、運動不足を感じている人やスポーツをしたくてもきっかけがないためにできない人が多く、また、子どもの体力や運動能力の長期的な低下傾向が見られることなどから、生涯を通じて多様にスポーツが楽しめる環境づくりが求められています。

●文化芸術の鑑賞・活動のための支援

県民が身近な場で優れた文化芸術を鑑賞できる機会を拡充するとともに、鑑賞や活動のために必要な場の整備を進めます。

また、文化芸術活動への支援や芸術コンクールの実施などにより、県民の文化芸術活動や交流の機会を拡充します。

●生涯スポーツ社会の実現

運動やスポーツを行いたいができない人などに対して、だれもが身近なところで手軽に参加できるしくみづくりやスポーツを通じた健康・体力づくりを進めるとともに、スポーツ選手の一貫指導システムの拡充を図ります。

戦略プロジェクト

37 文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり

37 文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり (県民部)

〈現状と課題〉

- ・鑑賞機会の東京依存傾向は依然として高い状況にあります。
- ・身近な場での文化芸術鑑賞や文化芸術活動を重視する県民の割合が増えています。
- ・県民の文化芸術ニーズの多様化、高度化に対応する文化施設が不足しています。
- ・運動やスポーツを行いたいが、できないでいる成人が多くなっています。
- ・子どもの体力や運動能力が低下する傾向にあります。



文化芸術の拠点「県民ホール」

〈めざすすがた〉

一人ひとりが身近な場で優れた文化芸術に触れる機会が多くなり、自らも文化芸術活動や学習に取り組むことにより、心の豊かさを感じることができるようになっています。

また、県民の多くが、生涯にわたっていつでも、どこでもそれぞれの興味、関心、技能、目的に応じてスポーツに親しむことができるようになっています。

〈目標〉

○1年間に芸術鑑賞を行った延べ人数(10歳以上)(単年度) (単位:千人)

実績(2001)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
8,566	—	—	—	8,900

(「社会生活基本調査(総務省)」より)

○成人の週1回以上のスポーツ実施率 (単位:%)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
37	—	—	—	41

(「県民の体力・スポーツに関する調査」より)

〈取り組む事業〉

県民が身近な場で優れた文化芸術を鑑賞できるよう、民間や市町村とも連携して文化芸術創造活動の促進と鑑賞機会の拡充を図るとともに県民の文化芸術ニーズの多様化、高度化に対応するために県立文化施設について必要な整備を行います。

県民の主体的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術団体への支援や芸術コンクールなどを実施するとともに、県立博物館や美術館において県民ニーズに応じた講座、企画展を開催します。

運動やスポーツを行いたいができないでいる人などに対して、スポーツ活動の機会を提供し、だれもが身近なところで手軽にスポーツに参加できるしくみづくりを行うとともに、スポーツ選手の一貫指導システムの拡充を図ります。また、生活習慣病の予防や子どもの体力向上のために、スポーツを通じた健康・体力づくりを進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	文化芸術の鑑賞機会の充実と活動の場づくり 文化芸術団体や市町村などと連携して、優れた文化芸術の鑑賞機会を拡充するとともに、県立文化施設について必要な整備を行います。	県内の舞台芸術の公演 (県・市町村・民間)	回	3,570	3,605	3,670	3,720
		県民ホールの再整備 (県)		—	調査	基本設計 実施設計	改修工事
		県立音楽堂の再整備 (県)		—	検討	検討	調査
2	県民の主体的な文化芸術活動と多様な学習機会の充実 文化芸術団体への支援や芸術コンクールの実施などにより、県民の文化芸術活動や交流の機会を拡充します。 また、県立博物館や美術館で、多様で質の高い講座や企画展を開催します。	生涯学習情報システムへの文化芸術講座などの登録 (県)	件	4,000	4,040	4,080	4,120
		県立博物館や美術館での講座開催 (県)	回	122	128	128	128
3	くらしに根つき夢と活力を生むスポーツ活動の推進 だれもが身近なところでスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブを育成・支援するとともに、県民に夢と感動を与え、スポーツに対する意欲や関心を高めるため、スポーツ選手の一貫指導システムの拡充を図ります。	総合型地域スポーツクラブの設立 (県・市町村)	クラブ	1 (4)	2 (6)	2 (8)	2 (10)
		一貫システム導入競技団体 (県)	団体	0 (4)	0 (4)	4 (8)	1 (9)
4	健康・体力づくりの推進 全県的な健康・体力づくりの推進体制を整備するとともに、3033運動*1や子どもの外遊びの習慣化などを通じて健康・体力づくりを進めます。	健康・体力づくりの推進 (県・市町村)		推進体制の検討	推進組織の設立	普及・啓発事業の推進	普及・啓発事業の推進

*1 3033運動…1日30分・週3回・3か月間継続して運動やスポーツをすることを啓発する運動

VI-3 共生社会の実現

県民一人ひとりが国籍、民族、文化の違いを認め合うとともに、世代や性別、障害のあるなしにとらわれることなく共にくらししていくことは、豊かで活力ある社会を築く基盤となります。

これまで男女共同参画社会基本法の制定をはじめ、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正、配偶者暴力防止法の制定など、法制度面での整備は進みましたが、就業の分野における男女間格差や仕事と家事、育児、介護などとの両立、女性への暴力などが依然として大きな課題となっています。男女の人権が尊重され、個人の意欲と能力に応じて多様な生き方を選択できる豊かで活力ある男女共同参画社会を実現するために、なお一層の取組みが求められています。

また、神奈川では、外国人登録者数は年々増加しており、共にくらす地域社会の実現に向け、外国籍県民が生活する中で抱えている悩みや問題を解消し、解決できるよう、生活支援の充実が求められています。

だれもが社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員として責任を分担していく社会の実現が求められています。

●男女共同参画社会の実現

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、女性も男性も個性と能力を十分発揮できるよう、男女平等な雇用環境の整備や女性の起業などへのチャレンジを支援するなど、就業の分野における男女共同参画の促進をはじめ、様々な分野で男女共同参画の取組みを進めます。

また、男女共同参画を推進するうえで、克服すべき重要な課題である配偶者などからの暴力の根絶をめざします。

●外国籍県民との共生

多様な文化や民族の違いを互いに認め合いながら外国籍県民とともにくらすよう意識醸成に努めるとともに、通訳や相談、情報提供などの充実に取り組みます。

戦略プロジェクト

38 男女共同参画の推進

39 外国籍県民とともにくらす地域社会づくり

※ 障害者や高齢者に対する施策の展開は、戦略プロジェクト「2高齢者が安心してくらすしくみづくり」「4身体・知的障害者の地域生活の支援」「5精神障害者の自立した生活・就労支援」などにより取り組んでいきます。

38 男女共同参画の推進 (県民部)

〈現状と課題〉

- ・ 就業の分野における男女の格差を解消することが必要となっています。
- ・ 男女が共に、家族としての責任を果たせるよう、仕事と育児や介護などとの両立ができることが求められています。
- ・ 配偶者などからの暴力により一時保護を求める被害者が増えています。



女性起業家フォーラム
(かながわ女性センター)

〈めざすすがた〉

男性と女性がお互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画が様々な分野でより一層進んでいます。

〈目標〉

○男女平等と感じている人の割合

(単位：%)

実績(1999*)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
学校教育 61.6	—	—	—	67.0
家庭生活 26.7	—	—	—	32.0
職場 13.9	—	—	—	19.0
社会通念 8.8	—	—	—	14.0

* 不定期に行う調査のため現状は1999年度とします。(「平成11年度県民ニーズ調査」より)

〈取り組む事業〉

男女平等な雇用環境の整備や就業の分野でチャレンジする女性への支援を進めるとともに、配偶者などからの暴力の根絶と被害者支援を行います。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	就業の分野における男女共同参画の促進 男女共同参画推進条例に基づく事業者からの届出や普及・啓発などにより男女雇用平等を進めるとともに、チャレンジする女性を支援します。	女性管理職の割合 (条例届出対象事業所) (民間)	%	数値把握	前年比増	前年比増	前年比増
2	配偶者などからの暴力の根絶 配偶者などからの暴力の根絶と被害者支援を行うため、市町村など関係機関やNPOなどと協働・連携し、配偶者などからの暴力被害者の一時保護施設の確保と迅速な支援を行います。	配偶者暴力防止法に基づく一時保護を行う施設の確保 (県・市町村・民間)	室	36	42	42	42

※ 仕事と育児や介護などとの両立については、戦略プロジェクト「2高齢者が安心してくらすせるしくみづくり」「13子育てを地域で支えるしくみづくり」「14保育サービスの充実」などにより取り組んでいきます。

〈現状と課題〉

- ・ 外国籍県民が今後も増加する見込みです。
(101,055人(1992年) → 141,314人(2002年)
→ 165,318人(2006年))
- ・ 外国籍県民が今後も定住化の傾向にあります。
(89,933人(2002年) → 107,500人(2006年))
- ・ 外国籍県民を地域で受け入れる体制の整備が急がれています。(保健・医療・福祉、労働、教育、住宅などの分野)



外国人すまいサポートセンター

〈めざすすがた〉

外国籍県民であっても生活に不便を感じることは少なくなっており、多様な文化や民族の違いを理解し認め合いながら、外国籍県民とともにくらす地域社会になっています。

〈目標〉

- 地域の住みやすさを感じる外国籍県民の割合の増加

〈取り組む事業〉

外国籍県民がくらしやすい地域社会づくりに向けて、生活支援を行うための福祉、医療、教育、すまいなどの通訳・相談人材を育成するとともに、外国籍県民への多言語などによる情報提供を充実します。また、多文化理解を推進するため、外国籍県民、NGO・NPO、地域などとの協働・連携によるイベントの開催や校外学習の受入れによる体験的な学習機会の提供を行います。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	外国籍県民のための通訳・相談人材の育成 外国籍県民の生活支援に向けて通訳・相談人材を育成します。	登録されている通訳・相談人材 (県・市町村・民間)	人	- (2,129)	71 (2,200)	50 (2,250)	50 (2,300)
2	外国籍県民への情報提供の充実 多言語情報紙などにより、外国籍県民への情報提供を充実します。	多言語情報紙の提供 (県)	種類	- (125)	2 (127)	10 (137)	5 (142)
3	多文化理解の推進 多様な文化や民族の違いを理解し認め合うことができるよう、地球市民かながわプラザにおけるイベントの開催や校外学習の受入れなどの事業を実施します。	地球市民かながわプラザ利用者 (県)	人	3,289 (242,000)	4,000 (246,000)	4,000 (250,000)	4,000 (254,000)

政策課題分野 VI

心豊かな暮らしと共生社会の実現

VI-4 ITによる県民サービスの向上

全国的にインターネットの急速な普及が見られ、IT（情報技術）を活用した地域における情報交流も活発になるなど、県民生活の多くの分野で情報化が進んできています。

このような中で、住民と行政のかかわりもインターネットを利用して行われることが多くなってきており、様々な場面で県民生活の利便性を高めるようITを活用することが求められています。

また、情報化の進展は、県民の利便性の向上、ビジネスチャンスの創出、地域活動や社会参加を促進する一方で、個人情報の漏えい、不正アクセス行為などの犯罪の増加なども懸念されており、行政による対応が必要とされている面もあります。

●県民サービスの向上に向けた電子自治体の推進

県民が24時間365日、自宅や職場からインターネットを利用して、様々な行政情報を得ることや、県や市町村への申請・届出手続きなどができるように市町村と共同して電子自治体の推進に取り組むとともに、だれもが安心して利用できるようセキュリティ対策や情報バリアフリーを推進していきます。

戦略プロジェクト

40 電子自治体の推進

〈現状と課題〉

- ・全国的にインターネットの急速な普及が見られ、情報交換や、予約・申込、商品購入といった県民生活の多くの分野で、電子化が進んできています。
- ・県民が申請・届出などの行政手続きをする場合、県や市町村の窓口に行く時間や手間がかかったり、曜日や時間の制約を受けています。



IT活用風景

〈めざすすがた〉

県民が県や市町村の窓口に行かなくても24時間365日、自宅や職場からインターネットを利用して、手続きをしたり、行政情報を得ることができる環境が整っています。

〈目標〉

○電子申請などにより県民が節約できる時間数 (単年度)

(単位：時間)

実績 (2002)	現状 (2003見込)	2004	2005	2006
0	-	-	48,000	243,000

〈取り組む事業〉

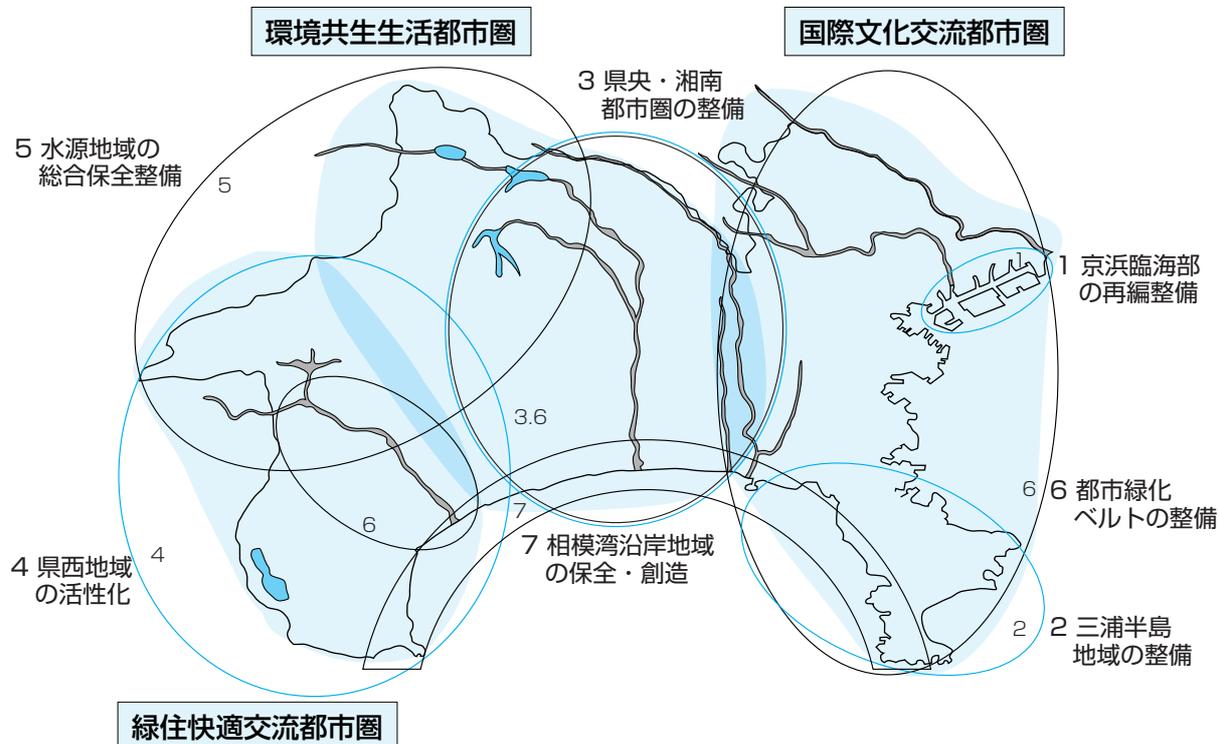
県民サービス向上のため、県内のどの地域においてもインターネットを使って申請・届出、施設予約、入札などの手続きができるように、県内市町村と共同して電子自治体の推進に取り組みます。

その取組みにあたっては、これらの手続きなどをだれもが安全に安心して利用できるように、セキュリティ対策や情報バリアフリーの推進に配慮していきます。

また、ITを活用した教育を推進するための情報ネットワークの整備など、様々な分野でITに係る施策の推進に取り組みます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	申請・届出、入札など手続きの電子化 インターネットを通じて申請・届出、施設予約、入札などができるように手続きの電子化に、順次取り組みます。	申請・届出、入札など手続きの電子化にかかるシステムの開発、運用 (県・市町村)		受付システムの開発	開発・試行	運用 順次拡大	運用 順次拡大
2	県市町村による電子自治体の共同運営の基盤整備 県と市町村が共同で、申請・届出、入札などがインターネットを通じてできるように基盤を作り、運営します。	県市町村共同運営の基盤の構築、運用 (県・市町村)		検討	構築・試行	運用	運用

政策課題分野 VII
個性あふれる地域づくり



※ ○は、7つの地域づくりのおおよその対象地域を示したものです。

3つの地域政策圏の形成の核となる象徴的な取組みと、県土形成の基本をなす「水」と「みどり」などにかかる総合的な取組みを「7つの地域づくり」として位置づけ、その推進を図ります。

〈7つの地域づくり〉

- 1 京浜臨海部の再編整備
- 2 三浦半島地域の整備
- 3 県央・湘南都市圏の整備
- 4 県西地域の活性化
- 5 水源地域の総合保全整備
- 6 都市緑化ベルトの整備
- 7 相模湾沿岸地域の保全・創造

VII-1 京浜臨海部の再編整備

京浜臨海部は、日本を代表する工業地帯として長らく神奈川及び日本の経済活動を牽引してきましたが、産業構造の転換に伴う企業の再構築や生産機能の県外及び海外への移転などにより産業活力が著しく低下してきています。

そうした中で、京浜臨海部では都市再生予定地域の設定、羽田空港の再拡張・国際化の決定、基幹的広域防災拠点の整備、ロボット、ゲノム・バイオ、新エネルギーなど科学技術を基盤とした新たな産業の創出など、京浜臨海部の再編整備を促進する環境の変化や新事業の具体的な動きが見えてきています。

そこで、京浜臨海部の再編整備をさらに着実に進めるため、地元企業や国、横浜市、川崎市などと連携し、環境や防災に配慮した新しい地域像、産業像に対応した土地利用と交通基盤整備の促進、既存産業の高度化、活性化と新たな産業の創出・集積を進めながら雇用の創出を図っていくことが求められています。

●京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出

国際臨空産業、ロボット関連産業、新エネルギー関連産業、先導的エコ産業*¹、ゲノム・バイオ関連産業など新たな産業の創出・集積を進めるとともに、規制緩和の促進、企業への助成などにより、企業活動の活性化を進め、雇用の創出を図ります。

●京浜臨海部における新しいまちづくり

羽田空港の再拡張・国際化を踏まえ、羽田空港へのアクセスなどに資する道路、鉄道などの交通基盤の整備や、遊休地などの土地利用転換などによる新たなまちづくり拠点の整備など産業集積を支える都市基盤の整備を促進します。

戦略プロジェクト

- 41 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出
- 42 京浜臨海部における新しいまちづくり

*1 先導的エコ産業…持続可能な社会経済活動をめざし、素材の選択から製造、製品の使用やその後のリサイクルまで、すべての場面での環境負荷低減を考慮した資源循環型の産業

41 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出

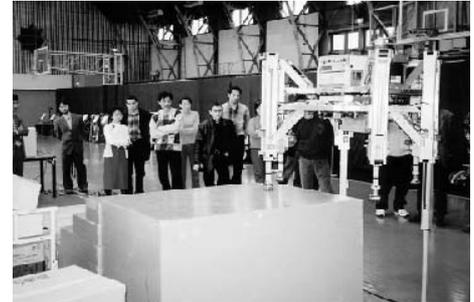
(企画部)

〈現状と課題〉

- ・京浜臨海部地域の従業者数が5年間で9.9%減少しています。
423,399人(1996年)→381,423人(2001年)
- ・京浜臨海部地域の事業所数が5年間で10.4%減少しています。
35,901所(1996年)→32,173所(2001年)

〈めざすがた〉

企業誘致や立地企業との連携・支援により既存産業の活発な活動が見られるとともに、環境・新エネルギー産業の集積やロボット、ゲノム・バイオなどの先端的研究開発に関連した新しい産業の創出・集積が図られ、産業が活性化しています。



川崎ラボラトリーにおける
災害救助用ロボットのデモンストレーション

〈目標〉

○京浜臨海部の従業者数*1 (単年度※)

(単位：人)

実績(2001*)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
381,423	—	—	—	450,000

*5年に1回の調査のため、2001年10月1日時点の調査結果を実績とします。
(「事業所・企業統計調査(総務省)」より)

〈取り組む事業〉

産業活力の向上と雇用の創出のため、羽田空港の再拡張・国際化に対応した国際臨空産業、ロボット関連産業、新エネルギー関連産業、先導的エコ産業、ゲノム・バイオ関連産業などの新たな産業の創出や集積を進めます。また、規制緩和の要望や企業への助成などにより、企業活動の活性化を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	羽田空港の再拡張・国際化に対応した新たな産業の集積 国際物流機能に対応した企業誘致やホテル、コンベンション、アミューズメントなどの交流拠点形成のための調査・検討を行い、国際臨空産業の集積やアジア起業家村構想*2とも連携した新たな交流拠点の形成を進めます。	国際物流機能の強化・高度化 (県・市・民間)		国際競争力強化支援	総合保税地域を活用した機能強化	高度化に対応した企業誘致	交流拠点形成への支援
		国際的な交流拠点の形成 (県・市・民間)		課題検討	導入機能の調査検討	事業具体化調査検討	民間事業者の誘致及び事業化支援
2	ロボット関連産業の創出・集積 レスキューを核とした、ロボットや情報システムの研究開発とその発信を行うIRC*3・世界の救助センターを設立するとともに、「ワールドロボットフェア(仮称)」の開催を検討するなどロボット関連産業の創出・集積を進めます。	IRC・世界の救助センターの設立(県・民間)		IRC具体化検討会実施	IRC推進準備会設立	センター設立準備	IRC・世界の救助センターの設立
		・研究開発課題情報の発信		データベース作成・発信	データベース充実強化・発信	データベース充実強化・発信	
		・ロボットレベル認証*4事業の実施		—	事業準備	事業開始	
		ロボット関連産業の創出・集積 ・逆見本市の開催(県) ・NPOなどとの協働・連携によるベンチャー起業支援(県・民間)		開催	開催	開催・充実強化	開催・充実強化
3	新エネルギーの活用促進 水素・メタンガスなどの利用や環境負荷の少ないDME自動車*5などのモデル事業を行い、民間による新エネルギーの普及拡大を図ります。	水素・メタンガスなどを利用したモデル事業の実施(県・民間)		実現可能性調査	モデル事業準備	モデル事業実施	民間による事業の普及
		DME自動車普及モデル事業の実施(県・民間)	箇所	実現可能性調査	1	2	4

42 京浜臨海部における新しいまちづくり (企画部)

〈現状と課題〉

- ・京浜臨海部の道路網は、域内の連絡や骨格となる道路が不足し、産業道路への依存が高くなっています。
- ・京浜臨海部における鉄道不便地域の解消が必要となっています。
- ・産業構造の転換や工場の海外移転などに伴い遊休地などが増加しています。



京浜臨海部

〈めざすすがた〉

京浜臨海部において、既存産業の高度化や新しい産業の創出・集積を支える都市基盤が整えられるとともに、羽田空港の国際化により、世界と人・もの・情報が交流する国際的なまちづくりが進んでいます。

〈目標〉

川崎縦貫道路や臨海部幹線道路、羽田空港への連絡路などの道路網の整備、東海道貨物支線の貨客併用化などの鉄道網の整備、都市再生緊急整備地域などの拠点整備により、産業を支える新しいまちづくりをめざします。

〈取り組む事業〉

羽田空港の再拡張・国際化を踏まえ、羽田空港へのアクセスに資する道路や東海道貨物支線の貨客併用化などの鉄道の整備を促進するとともに、川崎縦貫道路や横浜環状北線を通じた広域的な連携に取り組みます。

また、遊休地などの土地利用転換などによる新たなまちづくり拠点の整備を促進します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	道路網の整備促進 羽田空港へのアクセスに資する道路や渋滞解消を図るための道路網の整備を促進します。	臨海部幹線道路などの整備促進 (県・市)		基本計画	概略設計	都市計画準備調査など	都市計画決定など
		羽田空港への連絡路の整備促進 (国・県・市)		ルート検討	事業主体などの検討	構造物の予備設計	都市計画決定など
		川崎縦貫道路 (I期) の整備 (国・首都高速道路公団・県・市)		整備	整備	整備	供用
2	鉄道網の整備促進 鉄道不便地域の解消と生活の利便性向上を図るため、鉄道網の整備を促進します。	東海道貨物支線の貨客併用化の促進 (県・市)		整備効果など検討	需要拡大方策検討	整備手順・事業手法などの検討	整備手順・事業手法などの検討
		川崎アプローチ線 (仮称) の整備促進 (県・市)		ルートなどの概略検討	調査・検討	調査・検討	調査・検討
		京急大師線の整備促進 (県・市・民間)		整備	整備	整備	整備
3	新たなまちづくり拠点の整備促進 都市再生緊急整備地域や基幹的広域防災拠点などの整備を促進します。	都市再生緊急整備地域などの整備促進 (県・市・民間) ・川崎殿町・大師河原地域 ・浜川崎駅周辺地域		整備計画策定	整備計画策定	事業計画策定	実施設計
		南渡田北地区 小田栄・南渡田南地区		既存施設の用途変更 整備計画策定	既存施設の再整備 事業計画策定	既存施設の再整備 実施設計	既存施設の再整備 基盤整備着手
		基幹的広域防災拠点の整備 (国・市)		基本設計	詳細設計整備	整備	整備
4	羽田空港の再拡張・国際化の推進 国や関係都県市と連携し、羽田空港の再拡張・国際化を進めます。	国や関係都県市との連携による再拡張・国際化の推進 (国・県・市)		再拡張・国際化の推進	再拡張・国際化の推進	再拡張・国際化の推進	再拡張・国際化の推進

VII-2 三浦半島地域の整備

三浦半島は、豊かな自然や温暖な気候に恵まれるとともに、首都圏の中でも貴重なまとまりあるみどりが保全され、固有の歴史的文化遺産を有しています。しかし、交通渋滞の問題や高齢化の進展、産業の停滞による地域活力の低下など様々な問題を抱えています。

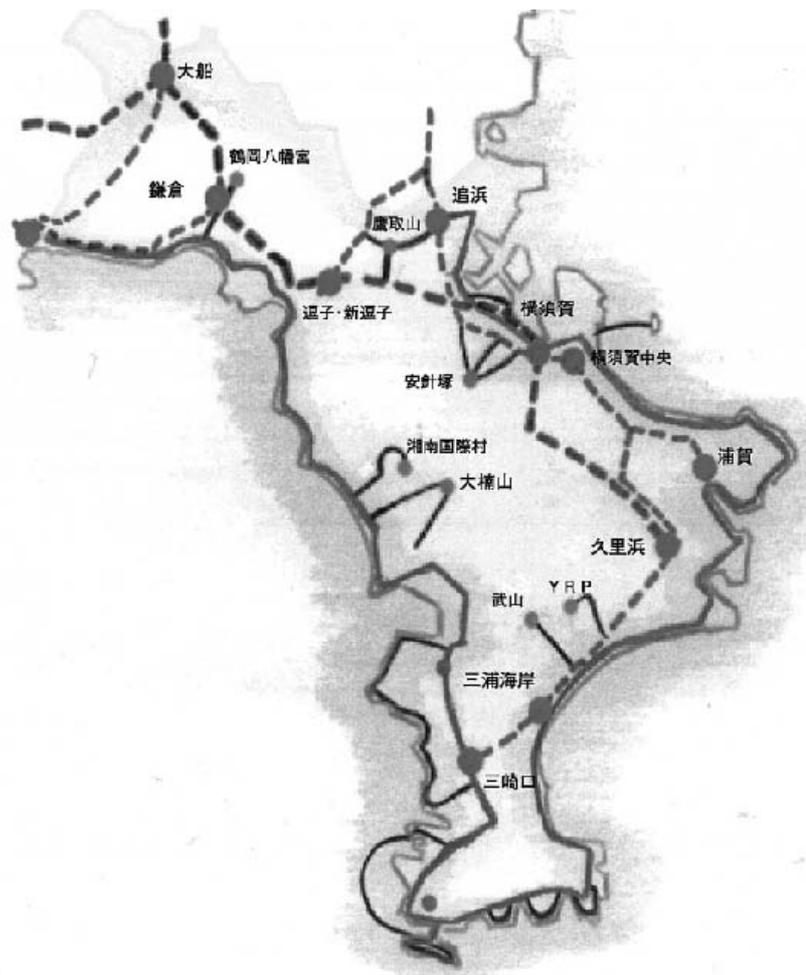
こうした問題の解決にあたっては、この地域の豊かな自然や景観、貴重な歴史的文化遺産の活用が重要になります。

●人とみどりと文化・歴史が交流し活力ある三浦半島の整備

美しい自然に囲まれた半島全体を公園のような資源としてとらえ、都市基盤、産業、文化などが調和した、「うるおい」「にぎわい」「活力」ある三浦半島の創造をめざした地域づくりを進めるとともに、貴重なみどりを保全するための取組みなどを進めます。

戦略プロジェクト

43 人とみどりと歴史・文化が交流し活力ある三浦半島の整備



43 人とみどりと歴史・文化が交流し活力ある三浦半島の整備 (企画部)

〈現状と課題〉

- ・三浦半島は、首都圏における貴重なまとまりのあるみどりが保全された地域であり、こうした豊かな自然や温暖な気候、歴史的な文化遺産に恵まれています。
- ・三浦半島地域では、交通渋滞の問題や高齢化の進展、産業の停滞による地域活力の低下など様々な問題を抱えています。



三浦半島（三崎・城ヶ島）

〈めざすがた〉

美しい自然に囲まれた半島全体を公園のような資源としてとらえ、都市基盤、産業・文化などが調和したまちづくりが進み、地域に住み、働き、いこい、交流する「うるおい」「にぎわい」「活力」ある三浦半島が形成されています。

〈目標〉

「うるおい」「にぎわい」「活力」ある三浦半島の創造をめざした地域づくりを進めるとともに、貴重なみどりを保全するための取組みなどを進めます。

〈取り組む事業〉

三浦半島のみどりの保全と活用の中核となり、首都圏のみどりの拠点ともなる国営公園の誘致と、小網代の貴重な自然環境をはじめとした緑地の保全に取り組み、首都圏の食の供給地としての多様な産業基盤と豊富な文化遺産などが連携を図りながら、一体となって地域を創造するための施策を展開するとともに、交流連携を強化する拠点や交通網の整備促進を図ります。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	三浦半島国営公園の誘致 首都圏におけるみどりの回廊の拠点となる国営公園の誘致に取り組みます。	期成同盟会を中心とした国営公園の誘致 (県・市町・民間)		要望、 広報活動	要望、 広報活動	要望、 広報活動	要望、 広報活動
2	広範な連携による三浦半島のみどりの保全と活用 三浦半島のみどりの保全活用を図るための全体構想を策定・推進するとともに、地域制緑地や都市公園により緑地の保全と活用を図ります。	「三浦半島公園圏構想」の策定・推進 (県・市町・民間)		調査・検討	調査・検討 構想策定のためのしくみづくり	策定	推進
		地域制緑地の指定や公園拡大などによる緑地の保全と活用 (県・市町)		調査・指定	調査・指定	調査・指定	調査・指定
3	小網代の森の保全 関東、東海地方で唯一といわれる海、干潟、湿地、河川、集水域の森林が自然状態で連続的にまとまっている小網代の森について、トラスト緑地制度などによる緑地の買入・借入などにより保全します。	小網代の森の保全 (県・市・民間)		保全管理・活用計画の検討 買入・借入などによる保全	保全管理・活用計画の策定 買入・借入などによる保全	買入・借入などによる保全	買入・借入などによる保全
4	三浦半島の地域連携の強化 三浦縦貫道路の整備などにより半島交通網を確保し、三崎漁港などの地域の拠点と連携を図ります。	三浦縦貫道路（Ⅱ期）の整備 (県)		調査	調査	整備	整備
		三崎漁港の施設整備 (県・市・民間)		整備継続	整備継続	整備継続	整備継続
5	「うるおい」「にぎわい」「活力」のある地域づくり 三浦半島の自然と多様な産業基盤、文化遺産などが連携を図りながら一体となって地域を創造するための事業プログラムを策定・推進します。	地域づくりの推進 (県・市町・民間)		事業内容など検討	地域資源など調査	事業プログラム策定	推進

VII-3 県央・湘南都市圏の整備

県央・湘南都市圏は、首都圏中央連絡自動車道や第二東名高速道路などの骨格交通網の整備が進むことにより、首都圏交通の要衝の地となり、多摩・埼玉・茨城・千葉などの東京周辺の諸都市や山梨・静岡方面との交流連携が期待されます。

一方で、相模川を挟み、東西方向及び南北方向の都市間を結ぶ交通基盤が弱く、都市圏の一体性に乏しい状況です。

そこで今後の都市圏の一層の発展のためには、それぞれの都市が、人材や産業などの地域資源や特性を生かした個性豊かな都市づくりを進めるとともに、都市間相互の連携などの促進を図っていく必要があります。

また、都市圏は丹沢大山山系や相模川流域、湘南海岸地域など首都圏の骨格を形成する豊かな自然空間に恵まれており、貴重な自然空間を生かした環境と共生する都市圏の形成が求められています。

●交流連携を支える交通ネットワークの形成

東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線駅を誘致して、全国や首都圏との交流連携の窓口となる二つのゲートを形成し、これをつなぐ南北方向の交通と情報からなる軸をJR相模線の複線化やさがみ縦貫道路の整備などにより強化するとともに、第二東名高速道路などの整備や既存の東名高速道路の活用を図ることにより、東西方向の軸を充実します。

あわせて、東海道新幹線新駅誘致地区を中心に、都市圏の交流連携の拠点となるツインシティの整備を進め、交流と連携を実現するネットワーク型都市圏の形成を図ります。

●環境と共生する都市づくりの推進

環境共生のモデル都市をめざすツインシティの整備を進めるとともに、都市圏の豊かな自然が有する機能や魅力を生かし、環境への負荷を軽減するまちづくりや、人や自然にやさしい水辺づくり、都市公園などの整備などを進め、快適で、持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏の形成を図ります。

戦略プロジェクト

44 環境共生モデル都市圏の形成

44 環境共生モデル都市圏の形成 (県土整備部)

〈現状と課題〉

- ・都市間をつなぐ交通のネットワークは、相模川を挟む東西間や南北方向で弱いものとなっています。
- ・東海道新幹線の新横浜・小田原間の駅間距離は51.2km（全線で2番目）と長く、その中間に位置し、JR相模線が通る寒川町倉見地区への新駅設置が、都市圏の広域的な交流連携の拠点づくりとなると期待されています。
- ・環境と共生する都市圏の形成に向けて、環境共生のモデルとなる都市づくりが求められています。



新幹線新駅誘致地区周辺と相模川

〈めざすすがた〉

県央・湘南都市圏において、それぞれの都市が個性豊かな都市づくりを進めるとともに、都市間相互の連携と機能補完により、質の高い生活や新たな産業を創造するネットワーク型都市圏が形成されています。

また、都市圏の豊かな自然環境を生かした環境負荷の少ない都市づくりが進み、持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏が形成されています。

【都市圏概念図】



〈目標〉

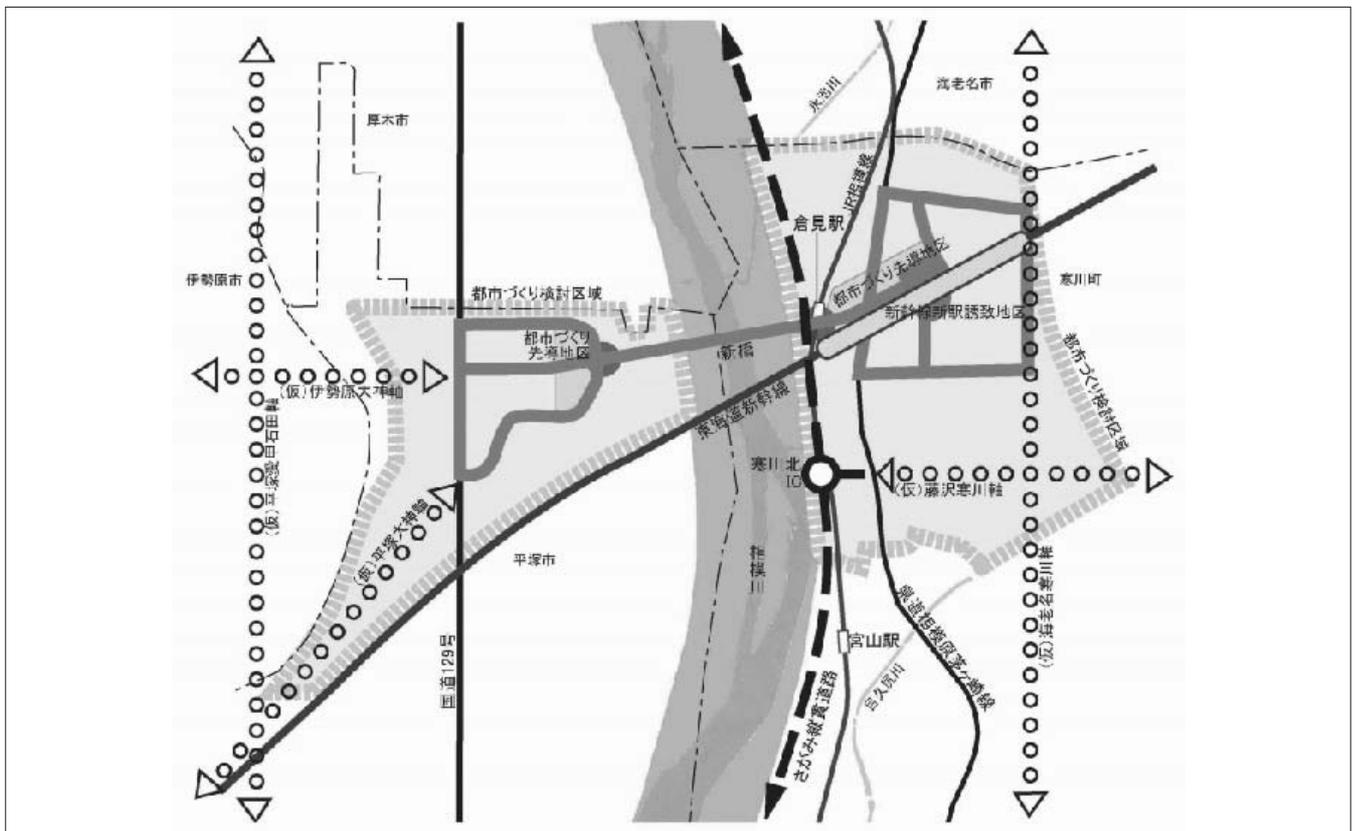
- 骨格となる自動車専用道路の整備促進や公共交通機関の整備、機能強化に向けた検討、調査を行います。
- 都市圏の交流連携の拠点となり、環境共生のモデル都市となるツインシティの整備に向けて、まちづくりや新橋などの都市計画決定をめざします。
こうしたツインシティ整備の具体的な進展を示す中で、東海道新幹線新駅の誘致活動を強化し、新駅の実現をめざします。

〈取り組む事業〉

東海道新幹線新駅やリニア中央新幹線駅の誘致により、全国や首都圏との交流連携の窓口となる南北のゲートを形成するとともに、都市圏の南北方向の交通軸となるさがみ縦貫道路、JR相模線などの整備を促進します。また、ツインシティのまちづくりや新橋などについて、環境アセスメントや都市計画の手続きを行うとともに、都市計画決定後の速やかな事業化をめざすほか、都市圏内で環境共生型プロジェクトを促進します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	東海道新幹線新駅の誘致 国、JR東海などへの要望や広報活動、交通施設調査などを行います。	県及び期成同盟会による新駅誘致に向けた取り組み (県・市町・民間)		要望・広報活動、調査	要望・広報活動、調査	要望・広報活動、調査	要望・広報活動、調査
2	リニア中央新幹線の建設促進と駅誘致 国、JR東海などへの要望や広報活動などを行います。	期成同盟会による建設促進と駅誘致に向けた取り組み (県・市町村・民間)		要望・広報活動	要望・広報活動	要望・広報活動	要望・広報活動
3	JR相模線複線化の促進 国、JR東日本などへの要望や広報活動、調査、事業化に向けた協議などを行います。	県及び期成同盟会による相模線複線化に向けた取り組み (県・市町・民間)		要望・広報活動、調査	要望・広報活動、事業化に向けた協議など	要望・広報活動、事業化に向けた協議など	要望・広報活動、事業化に向けた協議など
4	交流連携を支える道路の整備 自動車専用道路の整備を促進します。	さがみ縦貫道路などの整備 (国・道路公団・県)		整備	整備	整備	整備
5	環境共生モデル都市ツインシティの整備 まちづくりや新橋などの都市計画決定と早期事業化に向けた取り組みを進めます。	ツインシティ整備に向けた取り組み (県・市町・民間)		調査、設計	調査、設計、環境アセス	調査、設計、環境アセス	調査、設計、環境アセス
6	環境共生型プロジェクトの促進 「県央・湘南都市圏環境共生モデル都市づくり推進要綱」の運用や普及啓発を行います。	推進要綱に基づく協定締結 (県)	件	2	2	2	2

《環境共生モデル都市ツインシティ概念図》



政策課題分野 VII

個性あふれる地域づくり

VII-4 県西地域の活性化

県西地域は、富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然、歴史的遺産などの地域資源に恵まれた国際的な観光地として発展してきましたが、近年、人口の減少や地域経済の停滞が見られることから、一層の地域活性化に向けた取組みが求められています。また、豊かな地域資源と首都圏との近接性を生かす、交流拠点の整備や地域内の交通網を図る必要があります。

●特色ある地域づくりの総合的な推進

山梨・静岡・神奈川の隣接する地域からなる富士箱根伊豆交流圏の整備を進め、地域資源の連なりを生かした広域的な連携を図りつつ、県西地域の魅力ある交流地域づくりや交流を支える道路網、交流拠点などの基盤整備を進めるなど、人やものが活発に行き交う魅力ある地域づくりに取り組み、地域の活性化を図ります。

戦略プロジェクト

45 交流・連携による県西地域の活性化

【富士箱根伊豆交流圏】

富士箱根伊豆国立公園を中心とした、自然のつながりや将来の高速交通網の整備を勘案し、一体的な地域振興を図るエリアとして山梨、静岡、神奈川の次の58市町村を含む地域です。(2004年1月現在)

なお、2002年度から、国土交通省を中心に、この地域（三県の頭文字をとって「S.K.Y.(スカイ)広域圏」と呼称)を対象とした広域連携による地域活性化方策の調査が行われています。

- ・山梨県 富士北麓圏域及び峡南、東部圏域の一部(3市8町6村)
- ・静岡県 富士、駿東・田方、熱海・伊東、伊豆地域及び静岡庵地域の一部(9市20町2村)
- ・神奈川県 足柄上地区、西湘地区(2市8町)
- ・規模 東西約90km、南北約130km
面積約2,300km²
- ・人口 約186万人(2000年国勢調査)



〈現状と課題〉

- ・富士箱根伊豆交流圏として、山梨・静岡・神奈川の三県と圏域市町村における幅広い分野で連携強化が求められています。
- ・県西地域ならではの自然環境や歴史・文化などの地域資源を広域的な地域づくりにおいて十分に生かす必要があります。
- ・交流連携や地域住民の生活を支える交通ネットワークや交流拠点の一層の整備が求められています。



富士箱根伊豆交流圏（富士山と箱根）

〈めざすすがた〉

富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然、歴史的遺産などの地域資源に恵まれた県西地域が国際的な観光地として一層発展するとともに、近隣の都県と人や物や情報の活発な交流が図られ、地域の活力や魅力が一層高まっています。

〈目標〉

- 山梨・静岡両県や圏域市町村との交流・連携を通じて、地域資源を生かした魅力ある地域づくりを進めます。
- 交流・回遊性を高めるため、道路や橋りょうなどの整備を進めるとともに、人々のにぎわいや集いの場となる交流拠点の整備を進めます。

〈取り組む事業〉

山梨・静岡両県や圏域市町村などとともに、外国人旅行者の来訪促進に向けた取組みを強化するほか、地域資源を生かした産業振興や多様な居住機能整備による発展可能性を有している富士箱根伊豆地域の広域連携の計画づくりを進めるなど、広域的な交流・連携の取組みを強化します。

県西地域においても、地元市町や「西さがみ連邦共和国」*1と連携して、花や水などの地域資源を生かした魅力ある観光交流空間づくりに取り組むほか、酒匂川流域における地域づくりに取り組みます。

酒匂縦貫道路などの幹線道路や酒匂川2号橋などの橋りょう、交流拠点としての小田原駅周辺のまちづくりや小田原西部丘陵公園などの整備により、快適で利便性の高い交流基盤づくりを進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	富士箱根伊豆交流圏整備の推進 山梨・静岡両県や圏域市町村と連携して、観光客の誘致に向けた取組みを強化するなど、富士箱根伊豆交流圏の整備を進めます。	国際観光客の誘致や広域連携の計画づくりなどの広域連携の取組み (県・市町・民間)		広域連携の取組みの推進	広域連携の取組みの推進	広域連携の取組みの推進	広域連携の取組みの推進
2	県西地域の地域資源を生かした魅力ある地域づくり 花と水をテーマとした新たな観光・交流スポットの整備や新たなツーリズムを実施するなど県西地域の魅力ある交流地域づくりを進めます。	花と水の交流圏の観光・交流スポットの整備への支援 (県)	箇所	10	10	11	10
		酒匂川流域を中心とした都市づくり (県・市町・民間)		協働の取組み	協働の取組み	協働の取組み	協働の取組み
3	道路網の整備推進 国や地元市町と協調して、広域的な幹線道路網の整備や地域分断・交通のボトルネックの解消のための橋りょうの整備などを進めます。	国道1号(小田原箱根道路)、酒匂縦貫道路、小田原環状道路、酒匂川2号橋などの整備 (国・県)		整備	整備 (小田原環状道路部分供用開始)	整備	整備 (酒匂川2号橋整備開始)
4	交流拠点の整備促進 広域交流拠点である小田原駅周辺のまちづくりの支援やふれあい施設としての県立都市公園の整備、合併に伴う施設整備への支援など、交流拠点の整備を進めます。	小田原駅周辺のまちづくり (国・県・市・民間)		整備	整備	整備	整備
		山北つづらの歳時記の杜の整備 (国・県・町)		整備	整備	整備 (大野山乳牛育成牧場のふれあい施設の完成)	整備
		小田原西部丘陵公園の整備 (県・市)		整備	整備	整備	整備

*1 西さがみ連邦共和国…我が国有数の景勝地・保養地として知られ、歴史的にも深いつながりのある小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の1市3町が、広域連携を深めながら、新しい型の地域づくりを推進するために組織したもので、「観光交流空間づくり」などに取り組んでいます。

政策課題分野 VII

個性あふれる地域づくり

VII-5 水源地域の総合保全整備

神奈川の水源地域は、多様で豊かな自然環境に恵まれ、清浄な空気や水などを生む母体として、県民一人ひとりの生活に欠かせない、かけがえのない「生命の源泉」という重要な役割を担ってきました。その環境は水源地域住民が深くかかわって保全されてきましたが、近年の都市化の進展に伴う自然への過度の負荷や大気汚染などが増大するとともに、林業経営の停滞や担い手不足、森林と人間とのかかわりの希薄化などによって荒廃した森林が増加するなど、水源地域を取り巻く環境の悪化が顕在化してきています。

このような状況を踏まえ、県民と行政が一体となった、水源地域の総合的な保全に対する取組みが求められています。

●水源地域の総合保全整備

県民共通の財産である水源地域の豊かな自然環境を次世代へ継承し、多様な生物を育む良好な自然環境の保全と良質で安定的な水資源を確保するため、県民と行政が一体となって、環境に対する負荷の軽減を図り、水源地域の森林を守り育てていくとともに、水質保全対策など良好な水環境の創造に取り組みます。また、都市住民の連携と協力を図りながら、水源環境保全にかかわりの深い水源地域に住んでいる人々が生き生きと豊かにくらす地域づくりを進めます。

戦略プロジェクト

- 46 水環境保全対策の推進
- 47 県民との協働による水源の森林づくり
- 48 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり
- 49 上流と下流の住民で支える水源地域づくり

〈現状と課題〉

- ・生活排水が河川などの水質汚濁の主な原因となっています。
- ・河川などの流域環境の保全を図るため県民、事業者、行政が一体となった取組みが求められています。
- ・ダム貯水池においては、エアレーションによりアオコの大量発生は抑制されていますが、湖の栄養塩類*1の濃度は依然高い状況にあります。また、堆砂が進行し、治水、利水の両面にわたる問題となっています。



桂川・相模川流域協議会の上下流交流事業
夏休み親子体験 (相模原市)

〈めざすすがた〉

水源から良質な水が安定的に供給されるなど、良好な水環境が実現されています。

〈目標〉

○生活排水処理施設整備率

(単位：%)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
94.7	95.2	95.8	96.3	96.8

(「大気水質課調べ」より)

〈取り組む事業〉

公共下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を支援するとともに、水源となっている河川などの水環境の保全を図るため流域で一体となった取組みを行います。

また、エアレーション装置の稼働や植物浄化施設の整備により、水質浄化を図るとともに、上流域の災害防止や貯水容量の回復を図るため堆積土砂の除去を行い、流入土砂の抑制を進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	生活排水処理施設整備の促進 公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の整備を支援します。	公共下水道普及率 (市町村)	%	93.7	94.4	95.1	95.8
		合併処理浄化槽整備への支援 (県)	基	985	1,062	1,203	1,282
		農業集落排水施設整備への支援 (県)			調査・設計	整備	整備
2	流域環境保全行動の推進 本県の水道水源である相模川、酒匂川について、県外上流域を含めて県民、事業者、市町村と一体となって流域環境保全行動を進めます。	上下流交流の推進 (県・市町村・民間)		都市部シンポジウムの開催 新たな交流促進方策の検討	新たな地域協議会の設立 (流域外の地域) 他団体、事業者などとの調整	活動の推進	地域協議会相互の連携強化 連携団体などの拡充
3	ダム貯水池の水質浄化対策の推進 エアレーション装置の稼働や植物浄化施設の整備により、水質浄化を進めます。	エアレーション装置の稼働 (県)	基	17	17	17	17
		植物浄化施設の整備 (県)	m ³	2,800 (10,000)	1,300 (11,300)	4,300 (15,600)	4,400 (20,000)
4	ダム貯水池対策(ダム貯水池の堆砂対策) 堆積土砂の除去及び流入土砂の抑制により、上流域の災害防止及び貯水容量の回復を進めます。また、堆砂対策を検討します。	しゅんせつ量 (県)	万m ³	30	25	25	25
		堆砂対策の検討 (県)		堆砂対策の検証	堆砂対策の検証	具体策の検討	具体策の検討

*1 栄養塩類…生物の正常な生育に必要な塩類。植物プランクトンや藻類の栄養になる物質。硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩、リン酸塩、ケイ酸塩など。

47 県民との協働による水源の森林づくり (環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・水源かん養など森林の持つ公益的機能を高める適切な管理が求められています。
- ・水源の森林づくり事業への県民の理解と協力が必要となっています。
- ・森林づくりボランティア活動による県民参加の推進や森林活動を行うNPOなどとの協働・連携が必要となっています。



手入れの行き届いた森林

〈めざすがた〉

水源地域の森林が、県民との協働・連携により、水源かん養など公益的機能の高い「豊かで活力ある森林」となっています。

〈目標〉

○水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積 (累計) (単位：ha)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
4,916	5,550	6,200	7,285	9,000

(「水源の森林推進課調べ」より)

○森林づくりボランティア参加者数 (単年度) (単位：人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
6,400	6,550	6,700	6,850	7,000

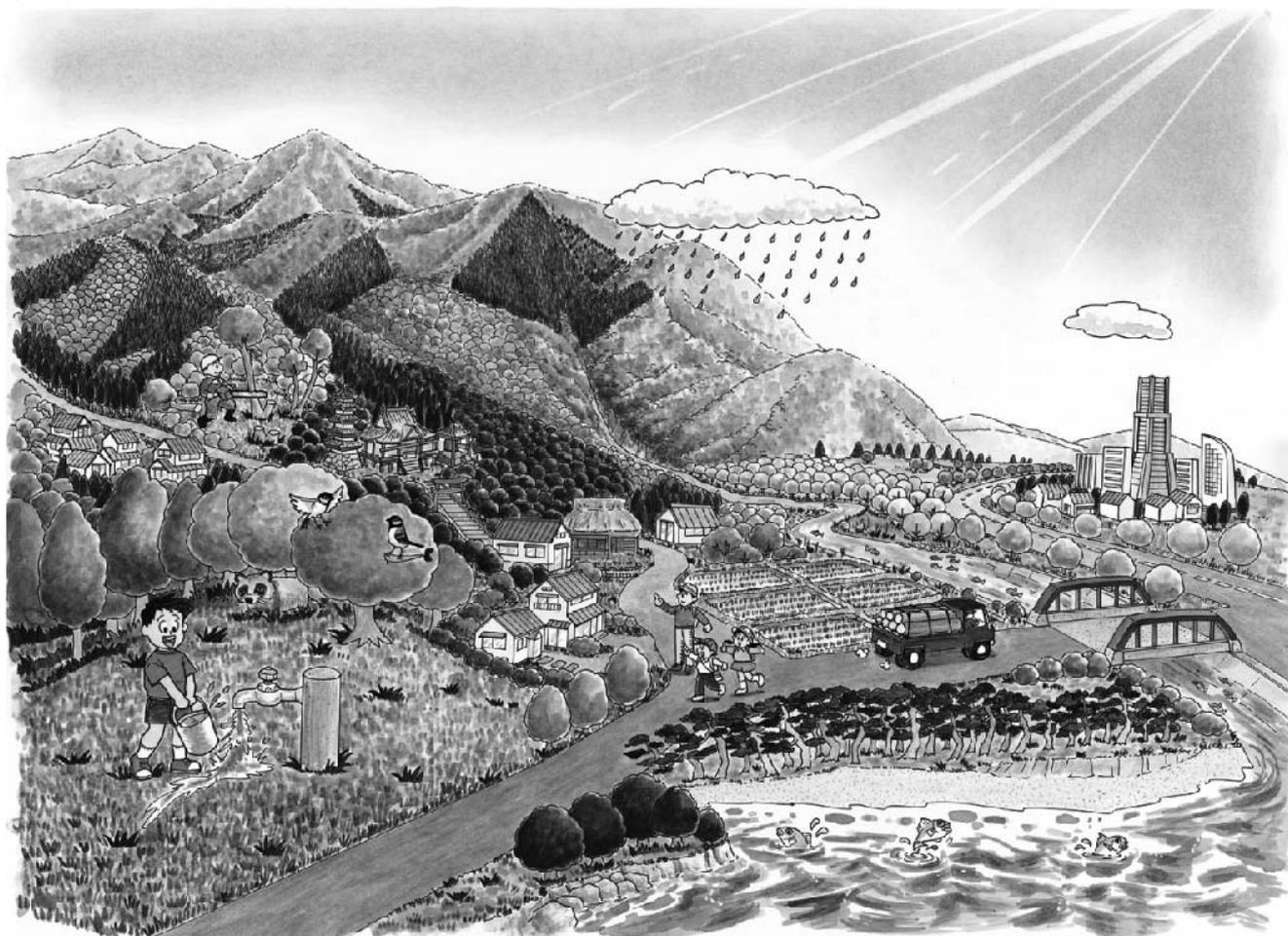
(「水源の森林推進課調べ」より)

〈取り組む事業〉

水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるため、4つの手法(水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約)で私有林の公的管理・支援を行い、県民と協働・連携し、「豊かで活力ある森林」づくりを進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	私有林の公的管理・支援の推進 水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるため、私有林の公的管理・支援を進めます。	私有林の公的管理・支援 (県・市町村)	ha	634	650	1,085	1,715
2	水源の森林づくり県民運動の推進 水源の森林づくりを推進するため、ボランティア活動を支援します。また、県民の理解と協力を得るため、水源林の集いや観察会、街頭キャンペーンを開催します。	水源林の集いなどの開催 (県・民間)	回	5	5	5	5

豊かで活力ある森林 (水源かん養や土砂流出、CO₂吸収などの公益的機能が発揮されます。)



森林は、雨水を蓄え、きれいにしながら少しずつ時間をかけて流すので、洪水を防ぎ、川は濁水しにくくなります。

森林では、落葉や下草が雨滴による表土流出を防ぎ、広く深く伸びた木々の根が山崩れを防ぎます。

森林は、二酸化炭素を吸収し、酸素を吐き出して空気をきれいにします。

森林は、生き物たちのすみかやえさ場を提供します。

水源の森林づくりの4つの手法

協力協約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成します。
水源協定林	森林所有者との協定（借り上げなど）により、森林を整備します。
水源分収林	森林所有者との分収契約により、森林を整備します。
買取り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備します。

48 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり

(環境農政部)

〈現状と課題〉

- ・ 県民との協働・連携による総合的な自然環境管理が求められています。
- ・ ニホンジカの採食などにより林床植生が衰退し、裸地化などが進行しています。
- ・ ブナ林などの自然植生が衰退しています。
- ・ オーバーユース*1によるゴミやし尿の処理対策などが課題となっています。



立ち枯れるブナ林

〈めざすがた〉

ニホンジカによる被害対策やブナ林などの植生回復など、丹沢大山などの自然環境の保全や再生の取組みに対する県民やNPOなどとの協働・連携が一層進み、多様な生物が育まれる身近な自然が確保されています。

〈目標〉

○植生劣化レベルV*2の管理ユニット*3数(単年度)

(単位：ユニット)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
2	—	—	—	0

自然植生の劣化状況を管理ユニットごとにI～Vに分類した。
(「神奈川県ニホンジカ保護管理計画」より)

〈取り組む事業〉

採食により林床植生の劣化の主要な要因となっているシカの個体数管理や植生保護柵の設置などを進め、植生の回復やシカ個体群の維持を図ります。また、施策の統合化を図り、常に点検・検証して見直す柔軟な管理を行うなど、新たな自然環境管理システムを構築します。

さらに、自然環境の保全と再生のための幅広い取組みを県民との協働・連携で具体化させていくため、県民の活動拠点としての施設整備を行います。

No.	構成事業	項目	単位	現状(2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	自然環境管理システムの整備 自然環境総合調査を実施し、新たな自然環境管理システムに基づいた計画を策定します。	自然環境総合調査の実施 (県・民間)		体制など準備	総合調査の実施	総合調査の実施、結果解析	
		第2次丹沢大山保全計画(仮称)の策定 (県・民間)					計画策定
		自然環境保全センターの整備 (県)	基本構想	基本計画	調査設計 基本設計	実施設計	
2	ニホンジカなどの保護管理の推進 防護柵の設置など被害防除対策、植生回復などのための個体数管理及び生息状況をはじめとするモニタリング調査などを実施します。	防護柵の設置 (県・市町村)	km	35 (58)	33 (91)	10 (101)	10 (111)
		植生回復などのための個体数管理 (県・市町村・民間)	頭	807	モニタリング結果に基づく管理捕獲など	モニタリング結果に基づく管理捕獲など	モニタリング結果に基づく管理捕獲など
		生息状況などモニタリング調査(県・市町村)		調査実施	調査実施	調査実施	調査実施
3	ブナ林・林床植生の保全とオーバーユース対策 ブナ林衰退機構の解明、植生保護柵の設置及び環境配慮型トイレの設置などを実施します。	ブナ林衰退機構解明 (県)		調査・分析	中間とりまとめ	調査・分析	総合解析
		植生保護柵の設置 (県)	ha	3.2 (19.0)	2.5 (21.5)	8.5 (30.0)	12.8 (42.8)
		環境配慮型トイレの設置 (県)	箇所	1 (5)	1 (6)	1 (7)	1 (8)

*1 オーバーユース…利用者の集中による過剰利用

*2 植生劣化レベルV…自然植生の質が低下し、ほとんどのササや灌木がわい化しており、樹皮食い、不嗜好性植物がともに見られる状態。最も劣化が進んでいる状態

*3 管理ユニット…自然植生やシカの生息密度情報などを集積・管理する単位。丹沢大山地域を尾根や沢などの地形を考慮して56の管理ユニットに細分化しています。

〈現状と課題〉

- ・水源地環境は、ダム湖を有する水源地域の努力のみでは保全できない状況にあります。
- ・豊かな水源地環境を保全するためには、都市地域住民の理解と協力が不可欠となっています。
- ・都市地域住民の理解を深めて連携していくための機会や拠点となる施設が不足しています。



上下流間交流事業（自然観察会）

〈めざすすがた〉

水の恵みや自然、伝統・文化などの地域資源を生かしながら、都市地域住民と交流することにより水源地域の住民が生き生きと豊かにくらせるようになっています。

〈目標〉

○水源地域交流イベントなどへの参加者数（累計）

(単位：人)

実績(2002)	現状(2003見込)	2004	2005	2006
244,507	345,700	468,600	724,500	1,000,000

*目標数値は、2001年度からの累計

〈取り組む事業〉

地域資源を活用した交流イベントを開催するとともに、上下流住民の交流・連携を目的とした交流事業などを展開し、都市地域住民が水源地環境の大切さを理解するための機会を提供していきます。そのために必要な拠点として交流施設の整備を支援します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	水源地域交流の里づくり 鮎釣り、陶芸、竹細工などの名人・匠など、地域資源を活用した各種交流イベントを行います。	交流の里でのイベントの開催 (県・町村・民間)	回	33	37	42	43
2	水源地域上下流間交流の促進 上下流の自治体の協力による交流事業の開催、水源地域特産品（やまなみグッズ）の販売促進や水源地域ふるさと情報ホームページの構築・運用に取り組みます。	交流事業の開催 (県・町村・民間)	回	12	16	16	16
3	交流基盤の整備 水源地域7町村*1が実施する交流促進施設、情報提供施設の整備を支援します。	水源地域7町村が整備する交流促進施設、情報提供施設の整備 (県・町村・民間)	施設	1 (1)	4 (5)	2 (7)	2 (9)

*1 水源地域7町村…山北町、愛川町、清川村、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町

政策課題分野 VII

個性あふれる地域づくり

VII-6 都市緑化ベルトの整備

神奈川の都市のみどりについては、緑地の保全や都市公園の整備などの様々な施策に取り組んできました。しかし、都市部においては都市開発の進展により緑地の減少が著しく、現存する貴重な地域のみどりの保全を図るとともに、積極的なみどりの創造が急務となってきています。

また、農地や雑木林、集落が一体となった身近なみどりである里山は、後継者難などから荒廃化が進んでおり、良好な里山環境の保全を図ることが課題となっています。

●豊かなみどりとふれあいスペースの保全と活用

様々な手法を活用して魅力ある都市公園などの整備を促進するとともに、緑地保全地区など法令に基づいた指定やトラスト緑地制度の活用などにより身近なみどりの保全と活用を図ります。

また、農家、都市住民、市町村などとの協働・連携により里山の保全活動を進めます。

戦略プロジェクト

50 都市と里山のみどりの保全と活用

〈現状と課題〉

- ・都市のみどりの減少により地域環境や生活環境が悪化し、みどりのネットワーク形成が求められています。
- ・うるおいの場であるべき里山の荒廃が進んでいる一方、ボランティア団体などによる里山保全活動の動きが進んでいます。



魅力ある都市公園の整備 (県立あいかわ公園)

〈めざすすがた〉

都市公園や里山などのみどりが保全され、都市にうるおいを与えるとともに、人々のいこいの場となるみどりのオープンスペースが確保・活用され、快適な生活環境が実現されています。

〈目標〉

○市街地におけるみどりのスペース (累計)

(単位：ha)

実績 (2002)	現状 (2003見込)	2004	2005	2006
50,152	50,367	50,737	51,157	51,727
うち都市公園 3,805	3,900	4,000	4,100	4,300

(「県関係課で調査集計」)

〈取り組む事業〉

県と市町村が役割分担のうえ連携して、都市公園などの整備、地域制緑地の指定・買入や里山づくりなど身近なみどりの確保を進め、広域的なみどりのネットワーク化を図るとともに、みどりの保全と活用をNPOや地元団体などの多様な主体と協働・連携で進めます。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	魅力ある都市公園などの整備 様々な事業手法を活用してだれもが利用しやすい魅力ある県立都市公園などを整備するとともに、市町村の都市公園整備を支援します。	県立都市公園の整備 (県)	ha	11 (494)	6 (500)	33 (533)	110 (643)
		市町村の都市公園整備への支援 (県)		支援	支援	支援	支援
2	身近なみどりの確保 地域制緑地制度による法令に基づいた緑地の計画的な指定・買入やトラスト緑地制度による緑地の買入・借入などにより身近なみどりを保全します。	緑地の保全 (県・市町村・民間)	ha	120 (46,467)	120 (46,587)	120 (46,707)	120 (46,827)
3	里山づくりの推進 里山のモデル地区を選定し、農家、都市住民、市町村などとの協働・連携による里山の保全活動などを進めます。	里山モデル地区における保全活動の推進 (県・市町村・民間)	箇所 ha	制度検討	3 (3) 150 (150)	4 (7) 200 (350)	5 (12) 250 (600)
		里山保全条例 (仮称) の制定 (県)		調査	検討	素案	制定

政策課題分野 VII

個性あふれる地域づくり

VII-7 相模湾沿岸地域の保全・創造

相模湾沿岸地域は、豊かなみどりと美しいなごさ、紺ペきの海と空、自然海岸、そして温暖な気候に恵まれるとともに、中世の古都鎌倉や城下町小田原を中心とした史跡、近世の保養所・別荘の立地などの歴史・文化が育まれており、それぞれが相まった特筆すべき景観が形成され、神奈川を代表する風景を醸し出しています。

しかし、これらの豊かな自然環境、貴重な歴史・文化、特筆すべき景観が失われつつあり、必ずしも県民共有の財産として生かされておらず、しかも神奈川の持つ魅力として十分に発信されていない状況にあります。

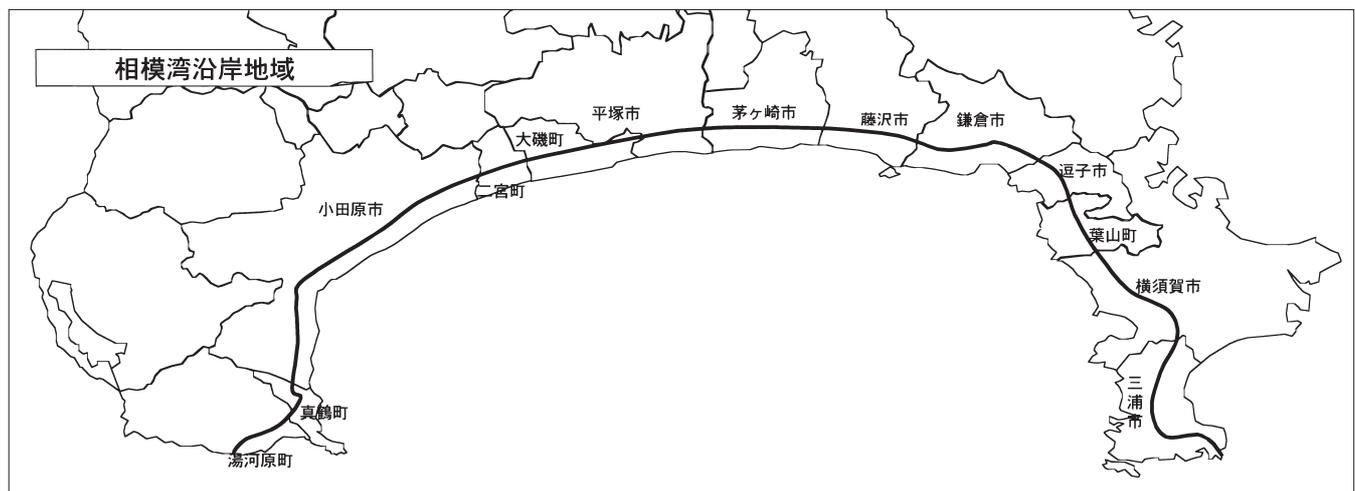
そこで、相模湾沿岸のこうした地域資源を守り、生かし、発信する、三つの調和ある取組みを、県民と行政が協働・連携して進めていくことが求められています。

●相模湾沿岸の地域資源の保全、活用と発信

市町や県民、NPOなどとの協働・連携により、地域の魅力を高めるための検討、調査を行います。また、自然環境、歴史・文化の保全などを進めて、地域資源を生かした魅力ある地域づくりをめざします。

戦略プロジェクト

51 相模湾沿岸の地域資源の保全、活用と発信



〈現状と課題〉

- ・相模湾は、首都圏にありながら、海岸線約150kmのうち約7割が自然のままの海岸であり、沿岸地域は豊かな自然環境、貴重な歴史・文化、特筆すべき景観などに恵まれています。
- ・相模湾沿岸の地域資源を、県民共有の財産として守り、生かしていく必要があります。
- ・神奈川の持つ魅力、地域の持つ魅力として、相模湾沿岸で育まれた文化を内外に発信していく必要があります。



湘南海岸（江の島）

〈めざすすがた〉

相模湾地域の自然、歴史・文化を将来にわたって維持し、県民共有の財産として次世代に引き継ぐための、市町や県民などとの協働・連携によるしくみが整備され、これらの地域資源の保全整備が進み、美しい海辺空間とともに活力と魅力あるまちが形成されています。

〈目標〉

相模湾沿岸の地域資源を守り、生かし、発信するために、市町や県民、NPOなどとの協働・連携により、地域の魅力を高めるための検討、調査を行います。また、自然環境、歴史・文化の保全などを進めて、地域資源を生かした魅力ある地域づくりをめざします。

〈取り組む事業〉

相模湾沿岸の自然環境、歴史・文化、景観などの地域資源を保全し、県民共有の財産として有効に活用し、地域の魅力を内外に発信していくために、市町や県民、NPOなどとの協働・連携による構想の策定とモデル的な取組みを進めます。また、みどり、なぎさの保全などに取り組むとともに、海洋性レクリエーションなどを核としたみなとづくりを推進します。

No.	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	地域資源を生かした魅力ある地域づくり 地域の魅力を高めるための構想・計画を市町や県民・NPOなどとの協働・連携により策定・推進します。	相模湾沿岸地域保全等構想の策定 (県・市町・民間)		事業内容など検討	地域資源など調査	構想策定 モデル事業の選定	モデル事業の実施
2	歴史・文化、景観の保全と再生 近代建造物と邸園を保全・活用した地域づくりや景観形成を図り、新しい手法による魅力ある地域の創出をめざして検討を進めます。	近代建造物と邸園を保全活用した地域づくり* (県・市町・民間)		-	候補地の選定	モデル事業の抽出	協働による計画の策定
		新しい都市公園のあり方の検討 (県・市町・民間)		事業内容などの検討	制度など調査	構想策定	基本計画策定
		景観まちづくりのための指針の策定 (県・市町・民間)		事業内容などの検討	研究会による検討・協議	景観指針などの策定	実施
3	自然環境の保全と再生 相模湾のなぎさ、みどりなどの環境を保全するため浜辺のみどりの整備や海岸美化の推進などに取り組めます。	浜辺のみどりの整備 (砂防林内植栽など)(県)	ha	8.5	8.5	8.5	8.5
		水辺環境保全〔藻場造成〕技術開発(県・民間) 海岸美化の推進 (県・市町・民間)		技術開発 海岸美化・キャンペーンの実施	技術開発 海岸美化・キャンペーンの実施	技術確立 海岸美化・キャンペーンの実施	応用拡大 海岸美化・キャンペーンの実施
4	地域資源を生かした観光や産業の展開 ブルーツーリズムなど新しい観光の推進を図るとともに、水産物の地産地消のための取組みを進めます。	観光魅力づくりの推進 (県・市町)		モデル地区の検討・設定	モデル地区の検討	モデル地区の魅力づくり 誘客宣伝	誘客宣伝
		水産物の地産地消の推進・流通施設などの整備 (市町・民間)	箇所	1 (1)	1 (2)	1 (3)	1 (4)
		水産物体験教室の開催など (民間)	団体		モデル実施支援1	本格実施支援2	本格実施支援2
5	海辺の魅力を高めるまちづくりの推進 海洋性レクリエーションや観光などを核とした「みなと」を拠点とし、地域のNPO、市町などが協働・連携しつくりあげるまちづくりを推進します。	「みなとまちづくり」の推進 (県・市町・民間)	箇所	4	4	4	4

*1 近代建造物と邸園を保全活用した地域づくり…NPO提案事業

5 主な施策・事業体系

「主な施策・事業体系」は、実施計画を構成するものとして、県がこの3年間に取り組む主な施策・事業を、7つの政策課題分野ごとに包括的・体系的に整理したものです。

7つの政策課題分野

- I 安心してくらせる福祉・医療の基盤整備
- II 県民の安全・安心の確保
- III 未来を担う人づくり
- IV 産業振興による地域経済の活性化
- V 地域からの環境の保全と創造
- VI 心豊かなくらしと共生社会の実現
- VII 個性あふれる地域づくり

I 安心してらせる福祉・医療の基盤整備

【柱】	【主な施策】	【部局】
地域医療システムの整備・充実	1 地域医療の機能別整備	衛生部
	2 救急医療体制の強化	衛生部
	3 医療事故防止対策の充実	衛生部
	4 県立病院の機能整備	衛生部
保健・医療・福祉を担う人材の確保	5 保健・医療・福祉人材の養成・確保	衛生部
	6 保健・医療・福祉人材の定着対策の充実	衛生部
	7 保健・医療・福祉現任者教育の充実と専門性の向上	衛生部
生涯を通じた健康づくりの推進	8 生活習慣病対策の推進	衛生部
	9 8020運動（歯科保健）の推進	衛生部
	10 母子保健の推進	衛生部
疾病対策の充実強化	11 難治性疾患対策の充実	衛生部
	12 感染症対策の充実	衛生部
エイズ対策の総合的推進	13 エイズに関する教育、普及・啓発活動の充実と 民間活動への支援	衛生部
	14 エイズに関する相談・検査及び医療体制の充実	衛生部
医薬品などの安全確保、適正使用 及び献血の推進	15 医薬品などの品質・安全確保対策の充実強化	衛生部
	16 医薬品の適正使用の推進	衛生部
	17 献血の推進	衛生部
共に生き、支え合う社会づくりをめざす 地域福祉の推進	18 地域における福祉コミュニティづくりの促進	福祉部
	19 福祉サービスの利用者支援と質の向上	福祉部
	20 権利擁護の推進	福祉部
高齢者が安心してらせる保健福祉の充実	21 介護保険制度の定着と適切なサービスの提供	福祉部
	22 介護保険施設などの着実な整備	福祉部
	23 高齢者の介護予防などの取組みの充実	福祉部
	24 高齢者の社会参画活動への支援	福祉部
身体・知的障害者が地域社会で 自立し生活できる環境の整備	25 支援費制度に基づく福祉サービスの充実	福祉部
	26 身体・知的障害者の日常生活への支援の充実	福祉部
	27 身体・知的障害者の就労・社会参加の促進	福祉部
	28 障害特性を踏まえた民間障害福祉施設などの整備・充実	福祉部
メンタルヘルス対策と 精神障害者が自立し生活できる環境の整備	29 こころの健康づくりの推進	衛生部
	30 精神保健医療の充実	衛生部
	31 精神障害者福祉の充実	衛生部
県立社会福祉施設の再整備	32 県立社会福祉施設の再整備	福祉部
福祉のまちづくりの推進	33 福祉のまちづくりの推進	福祉部
ホームレスの自立支援の促進	34 ホームレスの自立支援の促進	福祉部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。
問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【地域医療システムの整備・充実】

1 地域医療の機能別整備

県民が病状に応じて適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医から高度専門的な医療機関まで、それぞれの機能に応じた整備を進めるとともに、市町村が進める地域医療連携事業への支援や新たなニーズに対応した医療機能を確保します。

2 救急医療体制の強化

県民が迅速で適切な医療を受けられるよう、**初期、二次、三次の各救急医療体制や小児救急、周産期救急などの特殊救急を含めた救急医療体制の整備（PJ8）**を進めるとともに、**ドクターヘリの安定的な運用（PJ8）**を進めます。また、救命率を向上するための救急医療情報システムなどの充実強化を図ります。

<周産期救急>

妊娠・出産から新生児に至る総合的な医療の中で、生命にかかわる危険を持ち、特別な観察や治療、看護を必要とする出生前後の母子を対象とした救急医療のことをいいます。特に、危険度の高い妊娠中毒症や切迫早産などの合併症や胎児の疾患などにより緊急措置が必要な母胎及び超低出生体重児への対応などが求められる中で、その整備が進められています。

3 医療事故防止対策の充実

県民が安心して医療を受けられるよう、県民の医療に関する相談窓口を明確にするとともに、相談内容に迅速で適切な対応をするための体制を整えます。また、医療事故防止に各医療機関、医療関係団体が主体的に取り組むよう、医療関係団体と協力して医療機関を対象とした講習会を開催します。

4 県立病院の機能整備

地域の医療ニーズや地域における医療供給体制などを踏まえ、県民医療ニーズの高い疾病や難治性疾患に応える高度・専門医療や救急医療、地域医療への支援などの対策を進めるため、**県立病院の機能整備（PJ7、8）**に取り組みます。

【保健・医療・福祉を担う人材の確保】

5 保健・医療・福祉人材の養成・確保

高度専門医療の進展や職域拡大に対応した質の高い保健・医療・福祉人材の養成・確保のため、**県立保健福祉大学での人材養成（PJ3）**や**県立の看護専門学校の再編整備（PJ3）**、**民間養成・実習施設への支援（PJ3）**など、新規人材の養成を図るとともに、**再就業の促進（PJ3）**や**看護師や理学療法士などへの修学資金貸付事業の充実（PJ3）**などによる人材の確保を進めます。

6 保健・医療・福祉人材の定着対策の充実

保健・医療・福祉の各分野で活躍する職員が誇りと生きがいをもって仕事を続けることができるよう、人材の定着対策として、就労環境の向上や**院内保育の促進（PJ3）**など、魅力ある職場づくりに取り組みます。

7 保健・医療・福祉現任者教育の充実と専門性の向上

医療の高度化などに伴う多様なニーズに対応するため、実践教育センターやかながわ福祉人材研修センターなどにおける**現任者教育の充実強化（PJ3）**を図り、**保健・医療・福祉の各分野における専門性の高い人材育成（PJ3）**を進めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

【生涯を通じた健康づくりの推進】

8 生活習慣病対策の推進

県民一人ひとりの生活習慣病予防を支援するため、健康づくり運動や正しい健康づくりの情報提供の充実などを進めます。特に県民の死因の3割を占めるがんについては、**生活習慣の改善や早期発見による予防対策（PJ7）**のほか、**地域がん診療拠点病院の指定（PJ7）**、**ターミナルケア体制の整備（PJ7）**にも取り組みます。

<ターミナルケア>

終末期の介護のこと。今日の医学で治る見込みがない末期患者に対して積極的にケアと精神的支援を心がけるケアをいいます。人生最後の時をなるべく心身の苦痛や不安を少なく人間らしく意義深く送ることが注目される中で、その整備に向けた取り組みが進められています。

9 8020運動（歯科保健）の推進

歯牙萌出期の乳児から高齢者まで、ライフステージに応じた施策の展開により、生涯にわたって健康な歯が維持できるよう、歯科保健対策を充実します。また、障害児者（療養者）などに対しては、摂食機能障害によって引き起こされる誤嚥（ごえん）性肺炎や窒息の予防などの支援に取り組みます。

<8020運動>

8020（ハチマル・ニイマル）運動とは、生涯を通じて健康的な生活を送るために、80歳で自分の歯を20本以上残せるよう、乳幼児期からの歯の健康づくりを進めていくものです。

10 母子保健の推進

生涯を通じた女性の健康保持・増進を図るための支援や不妊に悩む方への相談体制を充実します。また、聴覚に障害のある乳幼児の育児支援や、特定の慢性疾患に罹患した小児の医療費などに対する公的助成を行うことにより、子どもが健やかに成長できるよう支援します。

【疾病対策の充実強化】

11 難治性疾患対策の充実

難治性疾患の患者や家族が地域で安心して療養し、生活ができるよう、保健・医療・福祉が連携した相談・支援体制の充実を図るとともに、腎臓、角膜及び骨髄移植を進め、腎臓・肝臓疾患に関する感染予防や重症化防止のための普及・啓発を促進します。

12 感染症対策の充実

重症急性呼吸器症候群（SARS）など新たな感染症の脅威から県民の健康を守るため、情報収集・提供体制の整備とともに、**感染症指定医療機関の機能強化（PJ8）**や感染症に対応する人材の養成・確保を進めます。

<感染症の脅威>

重症急性呼吸器症候群（SARS）などのこれまで知られていなかった新たな感染症が、近年数多く出現しているとともに、近い将来克服され则认为られていたマラリアなどの感染症が人類に再び脅威を与えています。また、国際交流の活発化や航空機の大量輸送などにより、感染症は地球規模でまん延する時代を迎えています。

【エイズ対策の総合的推進】

13 エイズに関する教育、普及・啓発活動の充実と民間活動への支援

県民がエイズに関する正しい知識を持つとともに、偏見差別のない社会の実現をめざし、普及・啓発活動や学校におけるエイズ教育を進めます。また、患者、感染者が社会の一員としてくらししていけるよう、ボランティアを育成し、その活動を支援します。

14 エイズに関する相談・検査及び医療体制の充実

エイズ患者・HIV感染者が、地域において安心して適切な医療が受けられるとともに、いつでも気軽に相談や検査が受けられるための体制づくりの充実などに努めます。

【医薬品などの安全確保、適正使用及び献血の推進】

15 医薬品などの品質・安全確保対策の充実強化

安全な医薬品などの流通を図るため、医薬品・医療機器の製造工程管理や市販後の安全対策の充実を指導するとともに、ダイエット健康食品など医薬類似品に対する監視・検査を強化し、違法な医薬品の排除を進めます。

16 医薬品の適正使用の推進

県民一人ひとりが医薬品を安心して使用できる環境を実現するため、医薬品適正使用体制の整備やかかりつけ薬局の定着促進を図ります。

17 献血の推進

県民の医療に不可欠な血液製剤を献血でまかなえるよう、献血に対する県民の理解を深めるとともに、血液を有効に利用するため、血液製剤の適正使用を進めます。

【共に生き、支え合う社会づくりをめざす地域福祉の推進】

18 地域における福祉コミュニティづくりの促進

神奈川県社会福祉協議会（かながわともしびセンター、かながわボランティアセンター）に対する支援などにより福祉意識の普及・啓発を進めるとともに、ボランティア活動、当事者活動などを支援します。また、「地域福祉コーディネーター」の養成など、地域における福祉コミュニティづくりを進めます。

<当事者活動>

疾病や障害などの共通の悩みを抱える人たちが、自らの課題を解決するために、体験などを分かち合いながら共に支え合っていく主体的な活動

<地域福祉コーディネーター>

地域福祉コーディネーターは、地域の中でだれもが孤立することなく、安心してくらし続けることができるように、地域の課題やニーズを受け止め、制度化されたサービスと住民による支え合い活動をつなぐなど、地域での生活を支えるネットワークづくりを進める人です。

19 福祉サービスの利用者支援と質の向上（PJ1）

福祉サービスの利用制度の下で、利用者が自分に合った質の高いサービスを選択し、安心して利用できるよう、福祉サービスの第三者評価を普及・推進するとともに、福祉サービスの苦情解決体制や利用援助事業を充実し、利用制度を支える環境づくりを進めます。

20 権利擁護の推進

だれもが、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、かながわ権利擁護相談センターが行う障害者や高齢者などの権利擁護相談事業や総合療育相談センターが行う児童の権利擁護の取組み（PJ15）などを進めます。

【高齢者が安心してくらすせる保健福祉の充実】

21 介護保険制度の定着と適切なサービスの提供

在宅重視を基本理念とする介護保険制度の円滑な運営と定着を一層進め、**要介護者などが必要とするサービス提供の確保と拡充（PJ2）**に向けた取組みを進めます。また、要介護者などの意向や状況に即した適切なサービスを利用できるよう、サービスの質の向上に努めるとともに、情報提供の充実に努めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

22 介護保険施設などの着実な整備

特別養護老人ホームの入所待機者の解消をめざし、**介護保険施設の着実な整備（PJ2）**を進めるとともに、**痴呆性高齢者グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームなど多様な施設の設置（PJ2）**に努めます。

23 高齢者の介護予防などの取組みの充実

自立に不安のある高齢者が要介護状態になったり、状態が悪化しないようにするための取組みを重視し、保健・医療・福祉の連携の下で**介護予防や健康づくりを進める（PJ2）**とともに、痴呆性高齢者対策を進めます。

24 高齢者の社会参画活動への支援

高齢者の健康・生きがいづくりの推進を図るため、文化・スポーツ活動の場の提供を進めるとともに、地域で老人クラブが行う社会参画活動などへの支援を行います。

【身体・知的障害者が地域社会で自立し生活できる環境の整備】

25 支援費制度に基づく福祉サービスの充実

支援費制度にかかるホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスや施設サービスの充実に努めるとともに、**居住の場であるグループホーム（生活ホーム）の設置・運営を支援（PJ4）**し、自己選択・自己決定に基づき福祉サービスを利用できるよう、**相談窓口や情報提供の充実（PJ4）**に努めます。

<支援費制度>

障害者本人のニーズや生活実態に基づいて、必要な障害者福祉サービスを利用できる制度で、2003年4月に施行されました。市町村が支給決定した範囲内で、ホームヘルプサービスなどの居宅サービスや、授産・更生施設などの施設サービスを自分で選択し、サービス提供者と直接契約し、利用できるようになりました。

26 身体・知的障害者の日常生活への支援の充実

身体・知的障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、ピアカウンセリングや生活支援講座などの自立支援を行う自立生活センターの設置、視覚・聴覚障害者への情報提供及び障害者の食生活など、日常生活を支援する体制を充実します。

<ピアカウンセリング>

障害のある人に対して、同じく障害のある人が対等の立場で行うカウンセリングのことをいいます。ピアは、「仲間・同僚」と訳されます。

27 身体・知的障害者の就労・社会参加の促進

身体・知的障害者の生きがいを高め、社会参加を促進するため、**地域作業所、福祉的就労協力事業所などの就労の場を充実（PJ4）**するとともに、多様なニーズに対応する社会参加促進事業の一層の充実、障害者スポーツ及び障害者による文化活動の振興を図ります。

28 障害特性を踏まえた民間障害福祉施設などの整備・充実

身体・知的障害者の高齢化・重度化などに対応した障害福祉施設の整備を促進し、在宅の重症心身障害児者に対する日常生活動作や運動機能の訓練などを行う**通園事業の充実（PJ4）**を図るとともに、自閉症や難聴幼児など、**狭間にある障害に対応した支援センターの設置を促進（PJ4）**します。

【メンタルヘルス対策と精神障害者が自立し生活できる環境の整備】

29 こころの健康づくりの推進

こころの健康の保持・増進のために、広く県民に普及・啓発活動を行うとともに、個別の電話・面接活動を通して種々の相談に応えていきます。また、自殺や引きこもり、PTSD（心的外傷ストレス障害）などを防止するための啓発などを行います。

30 精神保健医療の充実

精神障害者が、必要なときに迅速かつ病状に合った治療を受けられるよう、病状が悪化した時に即応できる受付窓口の充実や入院できる病床（保護室）の充実を図りつつ**精神科救急医療事業を拡充（PJ5）**します。

31 精神障害者福祉の充実

地域の支援体制が整っていないために退院できない精神障害者や在宅の精神障害者が自立した地域生活を送ることができるよう、**地域生活支援センターや社会復帰施設などの整備（PJ5）**を図るとともに、**在宅サービスの促進（PJ5）、就労の場の確保（PJ5）**をめざします。

【県立社会福祉施設の再整備】

32 県立社会福祉施設の再整備

福祉を取り巻く社会状況の変化に伴う新たなニーズに対応するため、おおいそ学園、**中里学園（PJ15）**、ひばりが丘学園をはじめとした県立社会福祉施設の役割や機能を検証し、再整備を進めます。

【福祉のまちづくりの推進】

33 福祉のまちづくりの推進

障害者、高齢者などすべての県民が安心して快適に生活し、自由に移動できるよう、**公共的な施設や交通環境の整備（PJ6）、都市公園施設のユニバーサルデザイン化（PJ6）**に取り組むほか、**段差のない歩道の整備など移動空間のバリアフリー化（PJ6）**を図り、福祉的配慮のされたまちづくりを進めます。

<ユニバーサルデザイン>

ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境を障害のある人、高齢者、子ども、外国人、けがをしている人や妊娠中の人など、あらゆる人が利用できるようにデザインするという考え方です。あらかじめバリアのない環境をつくっていこうという意味で、バリアフリーの考え方と共通します。

【ホームレスの自立支援の促進】

34 ホームレスの自立支援の促進

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができないホームレスを支援するため、広域的観点から市町村が実施する各種施策が円滑に進められるよう、市町村間の調整や情報提供を行うとともに、必要に応じた自立支援策を実施します。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

Ⅱ 県民の安全・安心の確保

【柱】	【主な施策】	【部局】			
健康で安心できる食の確保 衛生的な生活環境の確保	35 安全で安心な食の確保	衛生部			
	36 浴場のレジオネラ症発生防止対策の推進 37 動物愛護管理の推進	衛生部 衛生部			
安全で安心できる消費生活などの確保	38 消費者被害などの未然防止と救済 39 消費生活における商品・サービスの安全の確保	県民部 県民部			
	都市の安全性の向上	40 地震などの防災対策関連研究の推進 41 都市防災の推進 42 緊急輸送路などの整備 43 建築物の安全性の向上 44 石油コンビナートなどの防災対策の推進 45 原子力災害対策の推進	防災局 県土整備部 県土整備部 防災局 防災局 防災局		
自然災害に強いまちづくり		46 治水対策の推進 47 海岸保全施設の整備 48 土砂災害防止施設などの整備 49 水辺施設の保全の推進 50 安全防災を支える農林水産業の推進	県土整備部 県土整備部 県土整備部 県土整備部 環境農政部		
		災害時応急活動体制の確立	51 災害時情報収集・伝達体制の充実 52 市町村地震防災対策への総合的支援 53 災害時広域応援体制の強化 54 県民の防災活動などへの支援 55 災害時の道路確保体制の強化 56 被災建築物などの危険度判定実施体制の整備 57 大規模災害後の復旧・復興対策の推進	防災局 防災局 防災局 防災局 県土整備部 県土整備部 防災局	
			災害時医療システムの充実強化	58 災害時医療救護体制の整備 59 救急・災害時医療情報システムの整備・充実	衛生部 衛生部
				変化する社会情勢に対応した安全・安心の確保	60 新たな形態の犯罪への対応 61 危機管理体制の強化 62 新たな警備情勢への対応
			身近な犯罪に対する警察活動の充実		63 身近な犯罪の予防・検挙活動の推進 64 事件、事故などへの迅速な対応 65 犯罪被害者への支援
厳しさを増す犯罪情勢への取組み	66 悪質重要犯罪対策の推進 67 銃器・薬物対策の推進 68 暴力団総合対策の推進 69 国際組織犯罪対策の推進				警察本部 警察本部 警察本部 警察本部
	安全で円滑な交通環境の確立			70 生涯にわたる交通安全教育の推進 71 県民と一体となった交通安全運動・対策の推進 72 交通安全施設などの整備 73 効果的な交通指導取締りの推進 74 県民の利便性をめざした運転免許行政の推進 75 交通捜査活動の推進 76 暴走族総合対策の推進	警察本部 県民部 警察本部 警察本部 警察本部 警察本部 警察本部
			県民の安全を守る警察活動基盤の整備	77 警察職員の確保と育成 78 警察施設・装備の整備 79 高度情報化社会に対応した警察機能の強化	警察本部 警察本部 警察本部
		基地の整理・縮小・返還・周辺対策の促進		80 基地の整理・縮小及び返還の促進 81 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保	企画部 企画部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【健康で安心できる食の確保】

35 安全で安心な食の確保（PJ10）

県民の食の安全を確保するため、生産者や食品事業者の自主的な取組みに対する支援や食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの検査体制の強化を進めるとともに、県民との意見交換の場としての県民会議や食の関係者によるシンポジウムの開催、食に関する情報提供の充実を図ります。

【衛生的な生活環境の確保】

36 浴場のレジオネラ症発生防止対策の推進

県民が安心して利用できる公衆浴場や旅館などの衛生確保を図るため、監視及び検査を実施するとともに、レジオネラ症の発生を防止するため、公衆浴場や旅館営業者の自主管理の促進や県民への情報提供を強化します。

37 動物愛護管理の推進

人と動物の調和のとれた共生を図るため、飼養しているペット動物の遺棄防止、野良猫などの苦情への対応、適正飼養の普及・啓発や関係機関との連携など、動物愛護にかかる取組みを強化します。

【安全で安心できる消費生活などの確保】

38 消費者被害などの未然防止と救済

悪質事業者指導強化のためのネットワークづくり（PJ11）、民間と協働・連携した多様な消費者被害の救済（PJ11）、消費者への情報提供及び消費者啓発の充実（PJ11）、市町村消費生活相談体制への支援と連携により、消費者被害の未然防止と救済を行います。また、関係機関との連携によるヤミ金融対策連絡会議を通じ、ヤミ金融業者による被害の未然防止など必要な対策を講じます。

39 消費生活における商品・サービスの安全の確保

商品・サービスの安全性などに関し、関係部局、各試験研究機関などとの連携による調査研究の実施、表示などの適正化、危害・危険情報などの情報提供により、消費生活における商品・サービスの安全性を確保します。

【都市の安全性の向上】

40 地震などの防災対策関連研究の推進

切迫性が指摘されている県西部地震などに対する観測の強化や被害想定調査の実施などにより、本県の防災対策を進めるとともに、県民への情報提供を充実します。また、富士山噴火対策の検討を進めます。

41 都市防災の推進

災害に強い安全なまちづくりに向けて、都市の災害に対する情報提供、延焼防止や避難地などの防災機能を有する都市公園の整備や緑地などの確保、市街地整備を総合的かつ計画的に進めます。

42 緊急輸送路などの整備

大規模地震などの発災時における各種応急対策活動を迅速かつ円滑に行えるよう、緊急輸送路の整備や防災対策、電線の地中化、橋りょうの整備・補強を行います。また、緊急輸送路と連携する港湾・漁港の耐震化や機能充実を進めます。

<緊急輸送路>

県では、災害発生時に応急活動に必要な物資などを円滑に輸送するため、市町村対策本部・物資受入港・ヘリポートなどを結ぶ路線を緊急輸送路に指定し、各路線のネットワーク化を図っています。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

43 建築物の安全性の向上

地震に対する都市の安全性の向上を図るため、警察署など県有の**防災上重要建築物の耐震診断(PJ12)**、耐震工事を計画的に進めるとともに、**市町村が行う耐震診断事業への支援(PJ12)**や普及・啓発などを行い、安全に配慮した住まいづくりを促進します。

44 石油コンビナートなどの防災対策の推進

石油などの危険物、高圧ガスなどの取扱施設の安全対策を、より一層進めるため、石油コンビナートなどにかかわる事業者の自主保安体制の充実強化を支援します。

45 原子力災害対策の推進

原子力事業所などの周辺住民の安全を確保するため、国や市と連携した原子力災害対策を進めます。

【自然災害に強いまちづくり】

46 治水対策の推進

相模川などの骨格的な大河川については、100～150年に一度の降雨に対する安全性を確保するため、優先度の高い箇所から順次、河川改修を進めるとともに、境川などの中小河川については、4～10年に一度の降雨（1時間当たりの降雨量が概ね50mm）に安全となるよう、河川、分水路、遊水地の整備を進めます。このうち、特に早急な対策が必要な15河川を「都市河川重点整備計画」に位置づけ、重点化を図っています。また、流水を阻害する恐れのある係留船対策に取り組みます。

47 海岸保全施設の整備

津波・高潮・波浪などの自然災害から海岸地域を守るため、海岸保全施設の整備や漁港海岸の侵食防止対策を進めます。また、地形、施設整備状況及び波浪などのデータをもとに、浸水シミュレーションを実施し、市町のハザードマップ作成を支援します。

48 土砂災害防止施設などの整備

地域の地形や自然条件などの特性に応じて、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を防止する施設などの整備を進めます。また、落石や法面崩壊などの恐れのある道路の法面保護対策を進めます。

49 水辺施設の保全の推進

安全で安心できる水辺施設の保全を進めるため、河川、海岸、港湾施設のストックの適正な維持管理を行います。

50 安全防災を支える農林水産業の推進

農地や農業用施設災害の未然防止や地域の安全性の向上のため、老朽化した農業用施設などの改修や補強を図ります。また、山地災害危険地区の治山施設の整備と一体的に保安林などを整備します。さらに、災害時の緊急避難路、迂回路として利用できる農道・林道や、大規模地震などの災害発生に対して安全性の高い漁港の整備や漁業無線及び水産総合研究所の調査船の緊急時利用を促進します。

【災害時応急活動体制の確立】

51 災害時情報収集・伝達体制の充実

大規模な災害が発生した際、迅速かつ的確な応急活動や二次災害の防止ができるよう、**防災行政無線の再整備(PJ12)**、道路・河川情報施設の整備、通信指令機器の整備など、情報収集・伝達体制を充実します。

52 市町村地震防災対策への総合的支援

地域の防災力を高めるため、県民に身近な**市町村の行う地震防災対策に対する支援(PJ12)**や消防力強化に向けた取組みを行います。

53 災害時広域応援体制の強化

大規模災害の発生時における応急対応力を高めるため、国や近隣都県などとの連携体制の充実(PJ12)、在日米軍との相互協力、広域防災拠点や資機材の整備(PJ12)、合同訓練の実施(PJ12)などにより、広域応援体制の強化を図ります。

54 県民の防災活動などへの支援

地域の防災力を高めるため、自主防災組織や災害ボランティアの活動に対する支援を行います。

<災害ボランティアとの協働・連携>

災害発生時は、医師などの専門ボランティアだけでなく、幅広い活動を行う一般ボランティアの役割が重要です。県内で大規模災害が発生した場合、県では、かながわ県民活動サポートセンターにボランティアの広域的な需給調整などを行う場として「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、民間のボランティアコーディネーターと協働・連携して、全国から駆けつける一般ボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるよう支援します。

55 災害時の道路確保体制の強化

災害時の道路を確保するため、道路の応急復旧用備蓄基地の整備、災害に耐えうる道路標識の設置、道路パトカーや悪路走破用のトライアル車の整備更新などを進めます。

56 被災建築物などの危険度判定実施体制の整備

二次災害を防ぐため、応急危険度判定士や斜面判定士など専門的人材の確保対策を進めます。

57 大規模災害後の復旧・復興対策の推進

大規模な災害が発生した際、できるだけ速やかに復旧・復興を行えるよう、事前対策を進めます。

【災害時医療システムの充実強化】

58 災害時医療救護体制の整備

災害時における医療の拠点となる災害医療拠点病院の整備を促進(PJ12)するとともに、災害時の医療救護体制の充実を図るため、訓練や研修会などを実施し、災害医療拠点病院間及び拠点病院と自治体間の情報の連携・ネットワーク化の促進などを行います。また、災害時の医薬品の供給体制整備を図ります。

59 救急・災害時医療情報システムの整備・充実

災害時における被災医療機関の要請情報や非被災医療機関の支援情報を広域災害・救急医療情報システムにより速やかに把握し、被災地への医療救護班の派遣や、重症患者などの後方搬送などに活用します。

【変化する社会情勢に対応した安全・安心の確保】

60 新たな形態の犯罪への対応

ストーカーやDV事案(配偶者などからの暴力)、ハイテク犯罪や社会情勢を反映した生活経済事犯(PJ11)などの新たな形態の犯罪に迅速・的確に対応するため、捜査手法の研究や科学捜査活動の強化など、体制の整備や各種法令の積極的な適用を図ります。

61 危機管理体制の強化

突発的な事件・事故などから県民を守るため、危機事態への対処方針を策定し、危機管理体制の充実を図ります。また、「国民保護法制」の制定を受け、県民の避難、救援などに関する「国民の保護に関する計画」を策定します。

※(PJ〇〇)は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

62 新たな警備情勢への対応

テロなどの新たな警備情勢に的確に対応するため、NBC（核・生物・化学）テロなどに対する処理能力の向上、サイバーテロへの対応についての対策を進めます。また、大規模イベントなどに対する安全活動を強化します。

<サイバーテロ>

金融、鉄道、電気、ガスなど都市の基幹システムに対する電子的攻撃により、社会生活経済活動などに重大な影響を及ぼすテロをいいます。

【身近な犯罪に対する警察活動の充実】

63 身近な犯罪の予防・検挙活動の推進

県民に身近な犯罪を抑止するため、**検挙活動（PJ9）**や空き交番対策を強化するとともに、**自治会などの自主防犯活動への支援（PJ9）**、**地域安全情報の積極的な提供（PJ9）**、スーパー防犯灯などの設置による防犯機能の高い環境づくりを進めます。

64 事件、事故などへの迅速な対応

事案の早期解決を図るため、初動捜査活動拠点の整備、110番のオーバーフローの解消、空の機動力の確保、通信機能の充実により、緊急を要する事件、事故などに迅速に対応するとともに、鉄道施設内の事件、事故に即応できる体制を強化します。

<110番のオーバーフロー>

同一時間帯に多数の110番通報が集中し、つながりにくくなる状態をいいます。

65 犯罪被害者への支援

犯罪被害者の精神的被害や経済的負担などの軽減を図るため、犯罪の再発防止、被害品の早期回復対策や被害者の心情に配慮した被害者支援対策などを進めます。また、現場広報活動の推進などにより被害の拡大防止を図ります。

<被害者の実態を理解して>

犯罪の被害者は、直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的被害、刑事手続の過程などにおける時間的負担、治療費の支払などに伴う経済的負担など多くの二次的被害を受けています。とりわけ、精神的被害は深刻で、社会的関心が高まっています。被害者支援とは、こうした被害者が抱える様々な問題を理解して、社会全体で少しでもその軽減を図ろうとするものです。

【厳しさを増す犯罪情勢への取組み】

66 悪質重要犯罪対策の推進

通過車両識別装置の整備や積極的な合同・共同捜査を進めることにより、県民生活に多大な影響を及ぼしている重要犯罪、重要窃盗犯、悪質・巧妙な詐欺事犯などの悪質重要犯罪の検挙活動を強化します。

<重要犯罪、重要窃盗犯>

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいい、重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

67 銃器・薬物対策の推進

銃器・薬物を根絶するため、海外からの流入を防止するとともに、銃器・薬物犯罪の徹底した取締りを進めます。また、銃器・薬物の根絶に向けた県民意識の普及・啓発を図るため、関係機関・団体、県民と連携した銃器撲滅、薬物乱用防止対策を強化します。

68 暴力団総合対策の推進

県民生活に脅威を与えている暴力団の壊滅をめざし、あらゆる法令を適用した取締りを徹底するとともに、関係機関・団体、県民と連携した暴力団排除活動を強化するなど、総合的な暴力団対策を進めます。

69 国際組織犯罪対策の推進

県民生活に大きな不安を与えている国際組織犯罪の壊滅をめざし、捜査体制を確立して実態解明の強化を図るとともに、取締りの徹底を図ります。

【安全で円滑な交通環境の確立】

70 生涯にわたる交通安全教育の推進

幼児から高齢者まで、年齢階層に応じた交通安全教育を恒常的に実施していくため、関係機関・団体と連携して体制、基盤などの整備を図り、生涯にわたる交通安全教育を計画的に進めます。

71 県民と一体となった交通安全運動・対策の推進

年々構成比が高まっている高齢者の交通事故防止対策をはじめ、交通安全県民運動の推進に努めるとともに、事故発生状況に即した特別対策を通して、交通安全思想の浸透をめざします。

72 交通安全施設などの整備

交通の安全と円滑化を図るため、交通管制システムの高度化を図るとともに、交差点事故を防止するための信号機、見やすく分かりやすい道路標識・標示、歩道、防護柵、道路照明灯、交差点の改良などの交通安全施設の整備を計画的に進めます。

73 効果的な交通指導取締りの推進

県民を交通事故から守るため、悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点をおいた効果的な交通指導取締りを進めます。また、県民生活に多大な迷惑を及ぼす違法駐車対策や重大事故の発生しやすい高速道路などにおける事故防止対策など、総合的な交通対策を強化します。

74 県民の利便性をめざした運転免許行政の推進

県民の利便性をめざした運転免許行政を推進するため、運転免許本部総合棟の建設などにより、講習業務の一元化を図り、運転者の資質の向上と不適格運転者に対する行政処分を迅速に行うとともに、更新手続きの時間短縮など、県民サービスの向上を図ります。

75 交通捜査活動の推進

交通秩序の回復を図るため、県民に著しい不安を与えるひき逃げ事件、組織ぐるみによる過積載事件、事故を偽装した保険金詐欺事件などの捜査活動を強化します。

76 暴走族総合対策の推進

交通秩序の回復を図り、平穏な日常生活を確保するため、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例の施行にともなう基本方針の策定とあわせて、暴走族の取締りの徹底、関係機関・団体、県民と連携した加入阻止・離脱促進対策の推進、い集・暴走しにくい環境整備を進めます。

【県民の安全を守る警察活動基盤の整備】

77 警察職員の確保と育成

県民生活の安全と平穏を確保するため、警察職員を増員し、募集勧奨を強化するなど恒常的に人的基盤を整備します。また、警察学校、警察署の小規模射撃場の整備などにより技能の向上を図るなど、人材の確保と育成に努めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

78 警察施設・装備の整備

複雑・多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、警察活動の拠点となる警察署、交番などの警察施設や警察車両などの装備資機材を整備します。

79 高度情報化社会に対応した警察機能の強化

新しい情報通信技術を積極的に導入してシステム基盤整備を図り、警察署、交番などの警察活動の支援を強化するとともに、電子申請システムを構築するなど県民サービスの向上に努めます。また、インターネットを活用した広報業務の充実に努めます。

【基地の整理・縮小・返還・周辺対策の促進】

80 基地の整理・縮小及び返還の促進

神奈川では都市化が進み人口の密集している地域に16の米軍基地があり、県民生活の安全やまちづくりに障害を与えていることから、基地の整理・縮小・返還を促進するため、国及びアメリカ側に働きかけを行います。

81 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保

住民生活に騒音や事故の不安など多くの障害や危険をもたらしている米軍基地問題には困難な課題が多く、解決までには時間がかかることから、基地が返還されるまでの当面の対策として、周辺住民の良好な生活環境の確保を図るため、基地に起因する様々な問題に取り組みます。また、日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を図るよう国へ働きかけていきます。

Ⅲ 未来を担う人づくり

【柱】	【主な施策】	【部局】
子どもが健やかに育つ環境づくり	82 子育てを支える地域社会の基盤の充実	福 祉 部
	83 保育所などの整備・拡充の促進	福 祉 部
	84 多様な保育サービスの拡充	福 祉 部
	85 児童虐待の防止に向けた取組みの促進	福 祉 部
	86 児童養護施設などにおける専門的ケアの充実	福 祉 部
	これからの社会に対応する教育の推進	87 確かな学力向上をめざす教育の推進
88 国際教育の推進		教育委員会
89 IT活用による教育の推進		教育委員会
豊かな心と体を育む教育の推進と それを支える地域社会づくり	90 不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応	教育委員会
	91 心と体の教育の充実	教育委員会
地域に根ざした学校づくりの推進	92 信頼される学校づくり	教育委員会
	93 学校の自主性・自律性の確立	教育委員会
	94 学校と地域社会との交流の活性化	教育委員会
多様で柔軟な高等学校教育の推進	95 新しいタイプの高校の設置拡大	教育委員会
	96 高校の魅力と特色づくりの推進	教育委員会
	97 職業教育の充実	教育委員会
安全で快適な教育環境の整備	98 快適な教育環境の整備	教育委員会
	99 県立学校などの防災対策の推進	教育委員会
一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進	100 小・中・高等学校における特別支援教育の充実	教育委員会
	101 養護学校の整備による学習機会の確保	教育委員会
	102 盲・ろう・養護学校における専門的な教育などの充実	教育委員会
	103 盲・ろう・養護学校高等部における進路指導の充実	教育委員会
ふれあい教育運動の推進	104 県民の教育論議への支援	教育委員会
	105 ふれあい実践活動への支援	教育委員会
心豊かに育つ社会環境づくり	106 青少年問題への総合的取組みの推進	県 民 部
	107 青少年を取り巻く社会環境の健全化の推進	県 民 部
	108 少年非行防止対策の推進	警 察 本 部
	109 教育相談の充実	教育委員会
	110 家庭、地域の教育機能の充実	教育委員会
	111 青少年の多様な体験活動の促進	県 民 部
私立学校教育の振興	112 私立学校運営への助成	県 民 部
	113 私立学校における特色ある教育などの推進	県 民 部
	114 私立高等学校などの生徒への学費助成	県 民 部
	115 私立学校教職員の資質向上への支援	県 民 部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【子どもが健やかに育つ環境づくり】

82 子育てを支える地域社会の基盤の充実

育児不安の高まりやひとり親家庭の増加などに伴う子育ての悩みや困難を解消するため、すべての子育て家庭を対象とする**子育て支援事業の充実 (PJ13)** や**地域における支援活動の活性化 (PJ13)** を図るとともに、子育ての大切さを理解し、**子育て家庭を暖かく支えていくための支援 (PJ13)** に努めます。

83 保育所などの整備・拡充の促進

保育所の入所待機児童の解消に向けて、**保育所の新設・増改築 (PJ14)**、一定の基準を満たした私設保育施設である**認定保育施設の拡充 (PJ14)**、送迎保育ステーションの設置、駅前保育サービス提供事業を実施する市町村などの取組みを支援します。

<私設保育施設>

一般的には「認可外保育施設」と呼ばれており、「認可保育所」以外の子どもを預かる施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものも含む）の総称です。夜型保育施設（いわゆるベビーホテル）や事業所内保育施設などの施設が該当し、名称も、「…保育園」、「…保育室」、「…託児所」、「…ベビールーム」など様々です。保育サービスの拡大のために地元市町村と県が協調して、国制度の保育所よりも緩やかな基準に基づき助成する「認定保育施設」もここに含まれます。

84 多様な保育サービスの拡充

保護者の就労形態の変化・多様化などに伴う様々なニーズに応えるため、地域の需要を考慮した**延長保育、休日保育、病後児保育、私立幼稚園における預かり保育 (PJ14)** など、多様な保育サービスの拡充に向けて、市町村や民間法人を支援します。

85 児童虐待の防止に向けた取組みの促進

県、市町村の保健・福祉などの関係機関、教育機関、医療機関や子どもにかかわる様々な団体の連携・協力により、**児童虐待の未然防止、早期発見に努め、適切な対応を図る (PJ15)** とともに、**児童相談所の専門機能を強化 (PJ15)** し、**再発防止と親子が良好な関係をつくっていくための指導・支援体制を整備 (PJ15)** します。

86 児童養護施設などにおける専門的ケアの充実 (PJ15)

被虐待児童など保護を要する児童が家庭に近い環境の中で健やかに成長できるよう、児童養護施設の個室化や小規模化、地域小規模養護施設及び情緒障害児短期治療施設などの整備を促進するとともに、里親制度の普及や専門里親の育成などを進め、専門的・個別的なケアの充実を図ります。

【これからの社会に対応する教育の推進】

87 確かな学力向上をめざす教育の推進

生きる力の基礎を培う幼稚園教育を充実するとともに、児童・生徒の学習状況や学力定着状況を把握し、教育課程や指導方法の工夫・改善を進めます。また、すべての知的活動の基礎となる国語力の向上に取り組むとともに、生涯にわたって学ぶ意欲を高めるため、読書活動の活性化に向けた取組みを進めます。

88 国際教育の推進

小・中・高等学校を通じた英語による実践的コミュニケーション能力の育成を重視した国際・英語教育を進める (PJ16) とともに、**国際化に対応した教員の採用や研修を実施 (PJ16)** します。また、高校生の国際交流を促進します。

89 IT活用による教育の推進 (PJ19)

生徒の情報活用能力や情報に関する倫理観を養うため、IT（情報技術）を活用した先進的な授業を行い、その成果を普及する拠点校の指定、ネットワークの構築やパソコン整備など、必要な環境整備を行い、IT活用による教育を進めます。

【豊かな心と体を育む教育の推進とそれを支える地域社会づくり】

90 不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応（PJ17）

不登校やいじめなどへの対策を進めるため、訪問相談などによる支援体制やスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実、青少年サポートプラザの設置、フリースクールなどへの助成、サポートチームによる地域支援システムづくりなど、学校、家庭、地域との連携やNPOなどとの協働・連携による対応を図り、児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境を整備し、心豊かでたくましく生きることができる児童・生徒の育成をめざします。

91 心と体の教育の充実

いじめ、不登校、暴力行為など、子どもたちが抱えている様々な問題を未然に防止する方法の一つとして、「豊かな人間関係づくり」を進めるため、集団活動を通して思いやりや助け合いの心をもって共に生き、共に育っていく人間関係を促すためのプログラムづくりや研修を進めます。また、児童・生徒のこころの健康に関する指導を充実するため、教職員、保護者に対する講演会や研修を実施するとともに、健康教育の一環として児童・生徒の望ましい生活習慣の定着をめざして、食に関する指導の充実を図ります。

【地域に根ざした学校づくりの推進】

92 信頼される学校づくり

学校評価システムの導入や学校評議員制度を活用し、学校が設定する毎年度の目標とその達成度を公表することにより、開かれた学校づくりを進めます。また、教職員の資質・指導力の向上のため、研修事業の充実を図るとともに、人事評価システムを活用し、人材の育成・能力開発を進めます。

93 学校の自主性・自律性の確立

資質、能力を持った人材を幅広く確保するため、民間人校長の登用を進めるとともに、学校運営においてリーダーシップをもって特色ある学校づくりができるよう、校長の人事権限の拡大を進め、県立高校の改革などに取り組みます。また、学校経営を支援するため、学校管理職相談やカリキュラムコンサルタント事業を進めます。

94 学校と地域社会との交流の活性化

児童・生徒の社会奉仕・ボランティア活動などを進める（PJ21）とともに、多様な知識・経験を有する社会人を学校支援ボランティアとして教育活動に積極的に受け入れます（PJ21）。また、開かれた学校づくりを進めるため、「学校へ行こう週間」などを実施するとともに、県民の生涯学習活動を支援するため、県立学校において教員などによる公開講座の開催や学校の施設開放を進めます（PJ21）。

【多様で柔軟な高等学校教育の推進】

95 新しいタイプの高校の設置拡大（PJ19）

「県立高校改革推進計画」に基づき、多様で柔軟な高校教育を展開するため、県立高校の再編により、単位制普通科高校や総合学科高校など新しいタイプの高校の設置を進めます。また、2004年度に後期実施計画（2005年度～）を策定し、新しいタイプの高校の設置拡大を進めるとともに、中高一貫教育校の設置に向けて取り組みます。

96 高校の魅力と特色づくりの推進

高校の魅力と特色づくりのため、多様な学習希望や進路希望に対応する学校づくり（PJ19）などを進めるとともに、多様な学習機会を提供する柔軟な学びのシステムづくり（PJ19）を進めます。また、神奈川県高等学校文化連盟の活動を支援し、高校生の文化芸術活動を促進します。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

97 職業教育の充実

産業構造の変化や技術革新などの状況を踏まえた職業教育の充実を図り、魅力ある専門高校づくりを進めるとともに、**インターンシップ（就業体験活動）への取組みを充実（PJ21）**することにより、生徒の職業観・勤労観を育成します。

【安全で快適な教育環境の整備】

98 快適な教育環境の整備

快適な教育環境を確保するため、老朽化が進みつつある県立高校の校舎や体育施設などの教育施設の長寿命化のための整備を計画的に進めるとともに、バリアフリー対策などの機能改善を行います。

99 県立学校などの防災対策の推進

児童・生徒などの安全を確保するため、県立学校などの耐震診断や**耐震補強工事を実施（PJ12）**するとともに、災害発生時に学校が避難所として使用されることを想定し、学校における防災体制の確立を進めます。

【一人ひとりの障害の状態に応じた教育の推進】

100 小・中・高等学校における特別支援教育の充実

小・中・高等学校と養護学校などとの連携の強化により、通常の学級に在籍する配慮の必要な児童・生徒に対する教育の充実を図ります。

101 養護学校の整備による学習機会の確保（PJ20）

養護学校の児童・生徒の長時間の通学負担を軽減するため、空白地域へ養護学校を新設するとともに、児童・生徒の急増による過大規模校化を解消するために、既存学校の増築及び分教室の設置を行います。

102 盲・ろう・養護学校における専門的な教育などの充実

医療的課題のある重度障害児に対する健康安全確保の推進、長期入院などの病気療養児に対する教育の充実、個別教育計画に基づいた教育の推進、情報教育の推進など、盲・ろう・養護学校における専門的な教育などの一層の充実を図ります。

103 盲・ろう・養護学校高等部における進路指導の充実

養護学校などにおける職業教育の充実や、労働・福祉などの関係機関と連携した進路指導の充実により、障害児の就労の機会を拡大するとともに、社会参加を進めます。

【ふれあい教育運動の推進】

104 県民の教育論議への支援

県民への「ふれあい教育」の一層の浸透を図るため、家庭や地域の教育力の低下や、開かれた学校づくりなどの課題に対応する取組みや、子どもが主体となって実施する教育論議などへの支援を行い、教育県民運動を展開します。

105 ふれあい実践活動への支援

ふれあい実践活動をより一層進めるため、（財）神奈川県ふれあい教育振興協会が実施する自然体験活動事業などを支援します。また、だれもが気軽にかつ安全に自然に親しめる「県立ふれあいの村」を整備します。

【心豊かに育つ社会環境づくり】

106 青少年問題への総合的取組みの推進

青少年の「心の問題」を解決する社会づくりを進めるため、関係機関の全県的な連携と地域レベルでの連携を強化するとともに、相談体制を充実し、多様な主体の連携に基づく総合的な取組みを進めます。

107 青少年を取り巻く社会環境の健全化の推進

青少年を取り巻く社会環境の健全化を図るため、**青少年保護育成条例による指導・取締りの強化（PJ18）、関連業界団体による自主規制の促進（PJ18）、社会環境の健全化を呼びかけるキャンペーンの実施（PJ18）**などを進めます。

108 少年非行防止対策の推進

少年を健全に育成する社会づくりを進めるため、**地域ボランティア、関係機関・団体などと協働・連携した少年補導・相談活動（PJ18）**や少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化するとともに、**薬物乱用防止教室などの開催（PJ18）**により、規範意識の向上などに資する活動を行います。

109 教育相談の充実

複雑化・深刻化している児童・生徒の悩みに適切に対処するため、学校や地域に対応する教育相談・支援ネットワークを整備するとともに、総合教育センターの教育相談の機能の拡充整備を図ります。また、教育相談コーディネーターの養成や相談支援ネットワークに関する研究などに取り組みます。

110 家庭、地域の教育機能の充実

学校、家庭、地域の連携を進めるため、先進事例の紹介、人材の育成や関係者による協議などを進めるとともに、子育てに必要な情報提供などの支援を行うことにより、家庭や地域の教育機能の充実を図ります。

111 青少年の多様な体験活動の促進

青少年の多様な体験活動を促進するため、青少年の社会参加活動などへの支援、**国際体験活動などへの支援（PJ16）**、青少年活動の中核拠点の整備と支援・指導者の育成を進めます。

【私立学校教育の振興】

112 私立学校運営への助成

私立学校の経常的経費に対し助成するとともに、児童・生徒の安全を確保するための施設の耐震診断調査への助成、施設整備などに対する融資あっせんや利子補給を行い、教育条件の維持向上及び学校経営の健全化を図ります。

113 私立学校における特色ある教育などの推進

国際化、情報化など子どもを取り巻く社会環境の多様化に応じ、外国人教員の採用やインターネットの活用などの教育を行う私立学校や、預かり保育などを行う私立幼稚園に対し助成し、私立学校の特色ある教育などの推進を図ります。

114 私立高等学校などの生徒への学費助成

私立の高等学校や専修学校高等課程の生徒のうち一定所得以下の学費負担者に対して入学金や授業料を軽減した学校に対し、助成を行うとともに、保護者などの失業により家計が急変した場合に入学金や授業料を軽減した学校に対して学費の緊急支援を行い、保護者負担の軽減を図ります。

115 私立学校教職員の資質向上への支援

私立学校教育の担い手である教職員を対象とした研修事業の実施など幅広い支援を行うとともに、人材を安定的に確保するための助成を行い、教職員の資質向上を図ります。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

Ⅳ 産業振興による地域経済の活性化

【柱】	【主な施策】	【部局】
科学技術振興基盤の整備・充実	116 科学技術の基盤強化・ネットワークの形成	企 画 部
	117 科学技術系人材の育成	企 画 部
新たな研究の推進と成果の展開	118 新分野の研究の推進	企 画 部
	119 共同研究の推進と研究成果の地域展開	企 画 部
新産業創出の環境整備	120 ベンチャー企業の創出・育成	商工労働部
	121 新規成長分野の産業振興	商工労働部
企業誘致の促進と県内企業の国際化支援	122 企業誘致の促進	商工労働部
	123 企業の国際化支援	商工労働部
	124 先端産業交流の推進	商工労働部
技術の高度化と競争力の強化	125 産学公連携による事業化・商品化への支援	商工労働部
	126 ものづくり高度化への支援	商工労働部
	127 流通・サービス業の高度化支援	商工労働部
経営安定と経営革新への支援	128 経営の安定化に向けた金融支援など	商工労働部
	129 経営革新への支援	商工労働部
地域の特色を生かした産業の集積と振興	130 まちのにぎわいを創出する産業の振興	商工労働部
	131 地域の特性を生かした産業の振興	商工労働部
	132 コミュニティビジネスの創出促進	商工労働部
	133 かながわツーリズムの推進	商工労働部
	134 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出	企 画 部
働く場の確保と勤労者生活への支援	135 生き生きと働く場の確保	商工労働部
	136 安心して働ける労働環境の整備	商工労働部
産業社会の変化に対応した人材育成	137 産業を支える人材の育成	商工労働部
	138 民間との連携による人材育成支援体制の整備	商工労働部
	139 技能文化社会づくりの推進	商工労働部
地域に根ざした農林水産業の振興	140 地産地消による農林水産業の振興	環境農政部
	141 資源の有効活用による農林水産業の振興	環境農政部
多彩な生産を実現する 農林水産基盤の確保と整備	142 地域における農政の総合推進	環境農政部
	143 環境に配慮した農業生産基盤の確保と整備	環境農政部
	144 森林づくりを支える基盤の整備と森林の保全	環境農政部
	145 水産基盤の整備	環境農政部
	146 農林水産業の経営基盤の強化	環境農政部
	147 地域に即した生産の振興	環境農政部
農林水産技術の開発と普及	148 研究機能の強化と技術開発の推進	環境農政部
	149 農林水産情報システムの整備と活用促進	環境農政部
環境に調和する農林水産業の振興	150 農地の持つ多面的機能の発揮	環境農政部
	151 多様な生物が生息する水辺環境の保全と創造	環境農政部
	152 環境にやさしい農業の推進	環境農政部
地域の農林水産業を生かした都市との交流	153 花とみどりのあるくらしづくり	環境農政部
	154 都市住民も参加した海業の推進	環境農政部
	155 都市と交流するふれあい農林業の展開	環境農政部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【科学技術振興基盤の整備・充実】

116 科学技術の基盤強化・ネットワークの形成

県試験研究機関が、県民ニーズに対応する開かれた機関として運営していくための環境整備を進めるとともに、科学技術の基盤強化のための研究助成、ネットワーク形成を進め、科学技術情報発信機能の充実及び社会と科学のコミュニケーションの促進に努めます。

117 科学技術系人材の育成

科学技術への理解を増進するため、県内の研究者や技術者及びNPOなどの協力を得て、学校や地域における科学技術普及活動を促進するとともに、研究開発の高度化、多角化や技術融合の進展に対応し、科学技術振興ひいては産業活性化や県民生活の質の向上につながる科学技術人材の育成を図ります。

【新たな研究の推進と成果の展開】

118 新分野の研究の推進

県民や社会の新たな要請に対応するため、**先導的・高度な研究開発、将来的な課題を発見・解決しようとする研究（PJ22）**を進めます。

119 共同研究の推進と研究成果の地域展開

優れた研究成果の地域社会への幅広い還元を図るため、また、県民生活や地域における様々な課題について、科学的・技術的側面からその解決に貢献していくため、**産学公の共同研究の推進やコーディネート活動（PJ41）**を行います。

【新産業創出の環境整備】

120 **ベンチャー企業の創出・育成（PJ22）**

県内に集積した研究開発機能の活用や産学連携により、神奈川の産業を牽引するベンチャー企業が生まれ、育ち、集う環境を整備し、ベンチャー企業の育成や高付加価値型産業を中心とした新産業の創出を支援します。

121 **新規成長分野の産業振興（PJ22）**

バイオテクノロジー、環境、情報通信などの産業分野における新規創業や既存企業の新事業展開を支援することにより、21世紀の神奈川を担う新規成長分野の産業の育成と集積を促進します。

【企業誘致の促進と県内企業の国際化支援】

122 企業誘致の促進

産業立地促進融資や同利子補給、税制などの優遇制度の活用を促進（PJ22）するとともに、**外国企業の進出拠点の整備（PJ24）**などを通じて、外資系企業も含む企業誘致を促進します。

123 **企業の国際化支援（PJ24）**

海外ビジネス情報の収集・提供や海外からの経済交流使節団の受入れを行うとともに、県内企業活動の国際化のためのアドバイスや海外見本市出展への支援などを行います。

124 **先端産業交流の推進（PJ24）**

海外の友好提携地域などとの間で、バイオテクノロジーやエレクトロニクスなどの先端産業分野での交流を進め、県内企業と外国企業との間の技術提携や投資・取引の拡大を促進します。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

【技術の高度化と競争力の強化】

125 産学公連携による事業化・商品化への支援（PJ23）

新技術・新製品の開発のため、県内企業、大学と産業技術総合研究所との連携による研究開発を進め、中小企業の技術支援を行います。また、神奈川の中小企業の技術革新を一層促進するため、研究者・技術者の交流の場づくりに向けた新たなシステムを協議し、産学公の連携を強化します。

126 ものづくり高度化への支援

世界的規模でものづくりの競争が進む中、県内の製造業がさらに発展し、付加価値の高いものづくりができるよう、**中小製造業の技術力強化に向けた支援（PJ23）**を行います。

127 流通・サービス業の高度化支援

社会経済環境の変化に対応できるよう、流通の効率化の促進、サービス業の新たな市場開拓への支援などを進めることにより、流通・サービス機能の高度化を支援します。

【経営安定と経営革新への支援】

128 経営の安定化に向けた金融支援など

厳しい経営環境の中で、中小企業の経営基盤の強化と安定化を図るため、資金面での支援とともに下請企業の受注機会拡大への支援を行います。

129 経営革新への支援（PJ23）

中小企業の競争力強化を図るため、新商品の開発や新事業分野への進出など、経営革新を行う意欲を持つ中小企業に対し、（財）神奈川中小企業センターを中心とする中小企業支援機関がワンストップサービスによる総合的な支援を行います。

【地域の特色を生かした産業の集積と振興】

130 まちのにぎわいを創出する産業の振興（PJ26）

地域コミュニティとして重要な機能を持つ商店街の活気とにぎわいづくりに向けて、地域の特性を生かした総合的、計画的な商業地の整備を市町村と連携して進めるとともに、意欲のある事業者や生活に密着した商店街活動への支援を行います。

131 地域の特性を生かした産業の振興

地域の特性を生かした創業や地域産業の振興を図るため、県内各地域で県、市町村、商工関係団体などが連帯した推進体制の下、**創業者の発掘・育成（PJ22）**、**産学連携による技術開発の促進（PJ23）**、**新産業集積の促進（PJ22）**などの広域的な取組みを進めます。また、伝統的工芸品などの地場産業に対する支援を行います。

132 コミュニティビジネスの創出促進（PJ26）

地域の資源を活用しながら、地域住民が主体となって介護、子育て、教育などの地域の課題解決やニーズ充足を図る、コミュニティビジネスの創業を支援するため、市町村などと協力して創業者の育成などを行います。

133 かながわツーリズムの推進

人々にゆとりと豊かさを与える観光交流と地域の活性化と一体になった産業づくりを進めるため、市町村、民間と連携して、**神奈川の特徴を生かした観光の魅力づくり（PJ27）**や**効果的な観光PR、情報提供（PJ27）**を行うとともに、観光客を温かく迎える仕組みづくりを進め、国内、**国外からの観光客の誘致を促進（PJ27）**して、**かながわ製品の販路拡大（PJ27）**を図ります。

134 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出

産業活力の向上と雇用の創出のため、羽田空港の再拡張・国際化に対応した国際臨空産業、ロボット関連産業、新エネルギー関連産業、先導的エコ産業、ゲノム・バイオ関連企業、映像産業などの新たな産業の創出や集積（PJ41）を進めます。また、規制緩和の要望や企業への支援などにより、企業活動の活性化（PJ41）を進めます。

【働く場の確保と勤労者生活への支援】

135 生き生きと働く場の確保

厳しい雇用情勢に対応するため、臨時・応急的な雇用・就業機会の創出やきめ細かな求人開拓を行うとともに、若年者や中高年齢者の就職支援（PJ25）、障害者の雇用の確保（PJ25）、男女が共に働きやすい環境整備などにより、働く意欲のある人が生き生きと働く場を確保します。

136 安心して働ける労働環境の整備

厳しい雇用状況の中、安心して働ける労働環境を整備するため、労使間に発生する複雑多岐にわたるトラブルに対応できるよう、労働相談体制を充実するとともに、ゆとりある勤労者生活の実現に向けて、年間総実労働時間1,800時間（政府目標）の達成と賃金不払残業（サービス残業）の解消に取り組みます。また、仕事と家庭の両立に向けた啓発や、次世代育成支援対策推進法施行に伴う国などと協調した取組みを進めるほか、労働福祉への支援や労働者の心の健康の保持増進を図るための普及・啓発を行います。

【産業社会の変化に対応した人材育成】

137 産業を支える人材の育成

多様なニーズに対応した人材育成を進めるため、高等職業技術校では訓練コースの見直しや相談、職業訓練、就職支援をワンストップで提供するなどの機能強化（PJ25）を図るとともに、産業技術短期大学校では幅広い知識とものづくりの実践力を有する技術者を養成します。また、中小企業などにおける在職者の能力開発を支援します。

138 民間との連携による人材育成支援体制の整備（PJ25）

民間教育機関などとのネットワークを構築して、教育訓練のための設備、指導人材、カリキュラムなどに関する情報の一元化と提供、人材ニーズを踏まえた効果的な訓練プログラムの開発などを行うかながわ人材育成支援センター（仮称）を設置・運営し、求職者、企業在職者などの総合的な能力開発を支援します。また、多様な人材ニーズに対応するため、民間教育機関と連携した委託訓練などによる機動的な能力開発を進めます。

139 技能文化社会づくりの推進

技能の重要性が失われないよう、市町村との連携を図りながら、ものづくりに親しむ機会や技能者が活躍できる場づくりに努めるなど、技能の伝承、普及に取り組みます。

【地域に根ざした農林水産業の振興】

140 地産地消による農林水産業の振興（PJ28）

大型直売センターなどの整備による販路の拡大や、かながわブランドの新たな展開を図ることなどにより地産地消を進めるとともに、中高年ホームファーマーや新規就業者など多様な担い手を育成・確保します。また、食に関する教育の推進や県民が農林水産業を体験、学習できる拠点整備、各種イベントの開催などにより、農林水産業の理解促進と消費拡大を図ります。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

<地産地消>

神奈川県では、地元で採れた農産物や水産物の直売や、学校給食に地元産を進んで使用することが行われています。また、地場産コーナーを設けているスーパーもあります。「地産地消」とは、このように、地元で採れた新鮮で安全な農水産物を地元で消費することをいい、「食の安全・安心」志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組みとして期待されています。

141 資源の有効活用による農林水産業の振興（PJ29）

森林資源や未利用資源の活用促進により、農林水産業の振興を図り、県土の保全や自然循環機能などの多面的機能の発揮を増進します。

<森林資源の有効活用>

森林は、石油や鉄などの限りある資源と違い、再生産可能な資源です。間伐などにより森林から生産される木材を持続的に活用することで、森林の適正な管理が進み、水源かん養、県土保全、地球温暖化防止などの森林の持つ様々な働きを維持していくことができます。

【多彩な生産を実現する農林水産基盤の確保と整備】

142 地域における農政の総合推進

生産者や市町村の参加のもとに、地域特性に即した農政の総合的推進を図るとともに、農地の適正な管理と優良農地の確保を図ります。また、鳥獣による農作物の被害防止対策を進めます。さらに、情報発信の強化により、農林水産業に対する県民の理解を高めます。

143 環境に配慮した農業生産基盤の確保と整備

環境に配慮しながら、まとまりのある農地の計画的な保全と整備を進め、農業生産力の確保と生産性の向上を図ります。また、県農業公社のもつ農地の保有機能などを活用して認定農業者などへの利用集積を図り、農地の有効利用を促進します。

144 森林づくりを支える基盤の整備と森林の保全

環境に配慮した林道の計画的な整備とその適正利用の推進及び森林施業の機械化を図ります。また、森林資源を有効活用するための適正な森林整備や施設の整備を進めることにより、森林の持つ多面的な機能の発揮を促します。

<森林の持つ多面的機能>

森林は、木材の生産はもちろん、水源のかん養、洪水や土砂崩れなどの災害防止、生活環境の保全、保健休養の場の提供など、わたしたちの生活にとって大変重要な役割を果たしています。

また、地球温暖化に対処するため、二酸化炭素を吸収する森林の働きがあらためて注目されています。

145 水産基盤の整備

沿岸漁業の安定生産のため、魚礁などを設置して漁場造成を図るとともに、漁獲から水揚・販売（流通）まで、鮮度を重視した効率的な安定供給体制の整備を進め、県民に新鮮で美味しい魚介類を届けるように取り組みます。

146 農林水産業の経営基盤の強化

就農形態が一層多様化していることから、学卒就農者に対する技術教育と並んで、Uターンや中高年の新規就農者に対する支援を行うことにより、農業の多様な担い手の確保に努めます。また、経営改善指導などを行うことにより、農業経営の安定化を図るとともに、経営の多様化、高度化に対応できる農家を育成します。さらに、漁協などの経営基盤の強化や経営安定のため、指導と体制整備を進めます。

147 地域に即した生産の振興

地域における総合的な樹園地の整備計画づくり、茶などの広域的な加工体制の整備、また、園内作業道整備、改植などの小規模な土地基盤整備や集出荷貯蔵施設などの整備を支援します。また、沿岸・沖合域における水産資源の調査研究の充実、漁業者の主体的な資源管理の取組みの推進と栽培漁業の推進、漁海況情報システムの整備、漁業調査船の建造などにより、沿岸漁業の活性化を図ります。

【農林水産技術の開発と普及】

148 研究機能の強化と技術開発の推進

農林水産業の活性化や公益的機能の強化などの重要課題を解決するため、研究推進体制の強化、研究人材の活性化、技術の開発普及を進めるとともに、施設・設備の整備を行います。

149 農林水産情報システムの整備と活用促進

IT（情報技術）の利用により、研究成果や漁海況情報などの諸情報の県民との共有化を進めます。

【環境に調和する農林水産業の振興】

150 農地の持つ多面的機能の発揮

農業生産基盤の整備により、生産活動を通じた農地の適正な管理を促進し、自然とのふれあい、景観形成など農地の持つ多面的機能の発揮を促進します。

<農地の持つ多面的機能>

水田や畑は、農作物の生産のみならず、ダムに匹敵する洪水防止機能や水源かん養機能を持っています。また、貴重なオープンスペースであり、災害時には避難地になるなど、防災の役割も果たしています。さらに、農村や農地の適切な管理により、良好な景観の形成や保健休養の場の提供など人々にゆとりやすらぎを与える役割もあります。

151 多様な生物が生息する水辺環境の保全と創造

NPOなどとの協働・連携により豊かな水辺環境を保全・創造し、県民の生活にうるおいを提供するよう取り組みます。豊かな海づくり大会の開催を核に県民と共に海・川・湖の水辺環境を守り、創造することに取り組みます。

152 環境にやさしい農業の推進

耐病性品種の導入や、天敵による害虫防除、合理的な施肥など、環境との調和に配慮した技術の開発と体系化を進めるとともに、その普及を図り、生産水準を保ちながら環境に与える負荷が小さく、持続的な生産が可能な農業を進めます。また、**食品残さ、家畜排せつ物などの有機性資源（PJ29）**の農業利用を進めます。

【地域の農林水産業を生かした都市との交流】

153 花とみどりのあるくらしづくり

県民へ花や緑に親しむ場を提供したり、植木や花の供給体制を整備することなどにより、花とみどり豊かな生活環境づくりを進めます。

154 都市住民も参加した海業の推進

都市住民との交流拠点として、漁港区域において体験漁業の導入や産直施設の整備を進めるとともに、漁業経営の多角化を図るため、遊漁の振興を進めます。

155 都市と交流するふれあい農林業の展開

県民が農林業との多様なふれあいを楽しむことのできる魅力的なみどりのふるさとづくりを進めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

V 地域からの環境の保全と創造

【柱】	【主な施策】	【部局】
循環型社会づくり	156 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	環境農政部
	157 不法投棄の防止対策の推進	環境農政部
地球温暖化などの対策の推進	158 地球温暖化対策の推進	環境農政部
	159 オゾン層保護対策の推進	環境農政部
	160 新エネルギー導入の推進	環境農政部
	161 自動車交通公害対策の総合的推進	環境農政部
	162 総合的な環境教育の推進	環境農政部
ライフスタイルや事業活動の転換	163 環境に配慮した事業活動の推進	環境農政部
	164 環境にやさしいライフスタイルの促進	環境農政部
	165 事業者・消費者としての県の環境配慮への率先的取組み	環境農政部
	166 参加と協働による環境保全のためのしくみづくり	環境農政部
	167 協働による環境保全活動の実践の推進	環境農政部
総合的な環境管理の推進	168 自然環境管理システムの整備	環境農政部
	169 環境に配慮した土地利用の推進	環境農政部
生活環境の保全	170 水環境保全対策の推進	環境農政部
	171 化学物質などの環境影響低減化の推進	環境農政部
	172 地下水総合保全の推進	環境農政部
	173 大気水質保全の取組み	環境農政部
自然環境の保全と活用	174 県民との協働による水源の森林づくり	環境農政部
	175 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり	環境農政部
	176 都市と里山のみどりの保全と活用	環境農政部
	177 自然とのふれあいと県民と一体となった森林の保全	環境農政部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【循環型社会づくり】

156 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進（PJ30）

循環型社会に向けて、県民、事業者、市町村などと連携・協力し、廃棄物の発生抑制、循環的利用、適正処理の取組みを計画的に進めます。

157 不法投棄の防止対策の推進（PJ31）

県民、事業者、市町村や県警とも連携・協力しながら未然防止対策に努めるとともに、不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄物の早期撤去を促進し、原状回復を進めます。

【地球温暖化などの対策の推進】

158 地球温暖化対策の推進（PJ32）

人類が経験したことのない地球規模の気候変動をもたらす地球温暖化問題に取り組むため、県民、NPO、事業者、市町村などと協働・連携して二酸化炭素の削減対策などの地球温暖化対策を進めます。

159 オゾン層保護対策の推進

オゾン層保護をめざして、フロン適正処理を促進するとともに、県民、事業者などの意識啓発を図ります。

160 新エネルギー導入の推進（PJ34）

地球温暖化防止や地域分散型エネルギーの普及を目的とする「かながわ新エネルギービジョン」の具体化を図るとともに、民間導入の促進に向けた県の果たすべき役割を「普及・啓発」、「率先導入」、「モデル事業」の3点に特化し、それらを複合化しながら、県民、事業者、NPOなどと協働・連携した取組みを進めます。

161 自動車交通公害対策の総合的推進

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の低減を図るため、**ディーゼル自動車の運行規制にかかる指導・取締り（PJ33）**や、**低公害車の導入に向けた取組み（PJ33）**などを進め、「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を着実に進めます。また、道路整備による交通の分散化や交通の流れの円滑化を図るとともに、沿道の生活環境の保全の観点から、道路緑化による大気浄化機能の活用や、低騒音舗装による道路交通騒音の低減化を図るなど、自動車交通公害の改善に向け、総合的に取り組めます。

162 総合的な環境教育の推進（PJ35）

小・中・高等学校における環境教育への取組みをさらに進め、児童・生徒の環境に配慮した自主的な取組みを促進します。また、NPOと連携した学校、家庭、地域における環境教育を展開するとともに、環境教育実践活動を支援する情報提供や人材育成などを行います。

【ライフスタイルや事業活動の転換】

163 環境に配慮した事業活動の推進

企業などが、環境保全に対する認識を深め、自主的な環境配慮、環境負荷の少ない事業活動への取組みができるよう、普及・啓発、情報提供に努めます。

164 環境にやさしいライフスタイルの促進

環境への負荷を低減させるライフスタイルの定着を図るため、県民、NPO、企業、行政の各主体が協働・連携して実践活動を進めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

165 事業者・消費者としての県の環境配慮への優先的取り組み

ISO14001などのプログラムに取り組み、継続的に環境マネジメントシステムを改善することで、率先して環境配慮の取り組みを進めます。

166 参加と協働による環境保全のためのしくみづくり

県民と行政のパートナーシップを形成するため基礎となる環境情報の提供体制の整備、充実を図ります。また、参加と協働による環境保全活動のためのしくみづくりを進めます。

167 協働による環境保全活動の実践の推進

水源となっている河川などの流域環境の保全を図るため、県民、事業者、行政が一体となった取り組みを行います。

【総合的な環境管理の推進】

168 自然環境管理システムの整備

地域の自然環境を保全・再生していくため、現在個別に展開されている各施策の横断化、統合化を図り、生物多様性の保全を組み込んだ統合型、順応型、パートナーシップ型の管理を基本とする新たな自然環境管理の構築に向けて、地域ごとに**自然環境総合調査を実施（PJ48）**し、調査結果を踏まえた**自然環境管理計画を策定（PJ48）**するとともに、県民との協働・連携で具体化させていくための活動拠点として**自然環境保全センターの施設整備（PJ48）**を行います。

169 環境に配慮した土地利用の推進

将来に向け、良好な環境の保全と創造を図るよう、大規模な建設などの事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、これに対する住民の意見を求めるための手続きとして、環境影響評価制度を着実に運用します。また、県が実施する大規模から中規模の建設などの事業について、その実施をより環境に配慮したものとするよう、事業の実施の時期や場所、方法などの基本的な要素を決定する基本計画の策定段階で、環境配慮やその評価を行うための手続きとして、環境配慮評価システムを実施します。

【生活環境の保全】

170 水環境保全対策の推進

「神奈川県生活排水処理施設整備構想」に基づき、**生活排水処理施設の整備促進（PJ46）**を図ります。また、水源となっている河川などの水環境の保全を図るため流域で一体となった取り組みを行います。

171 化学物質などの環境影響低減化の推進

事業者による自主管理を強化するとともに、ダイオキシン類や環境ホルモンによる汚染対策を進めることにより化学物質などによる環境影響を低減します。

172 地下水総合保全の推進

地下水かん養、地下水汚染の浄化対策、土壌汚染対策や地盤沈下対策の推進により、地下水の総合的な保全を図ります。

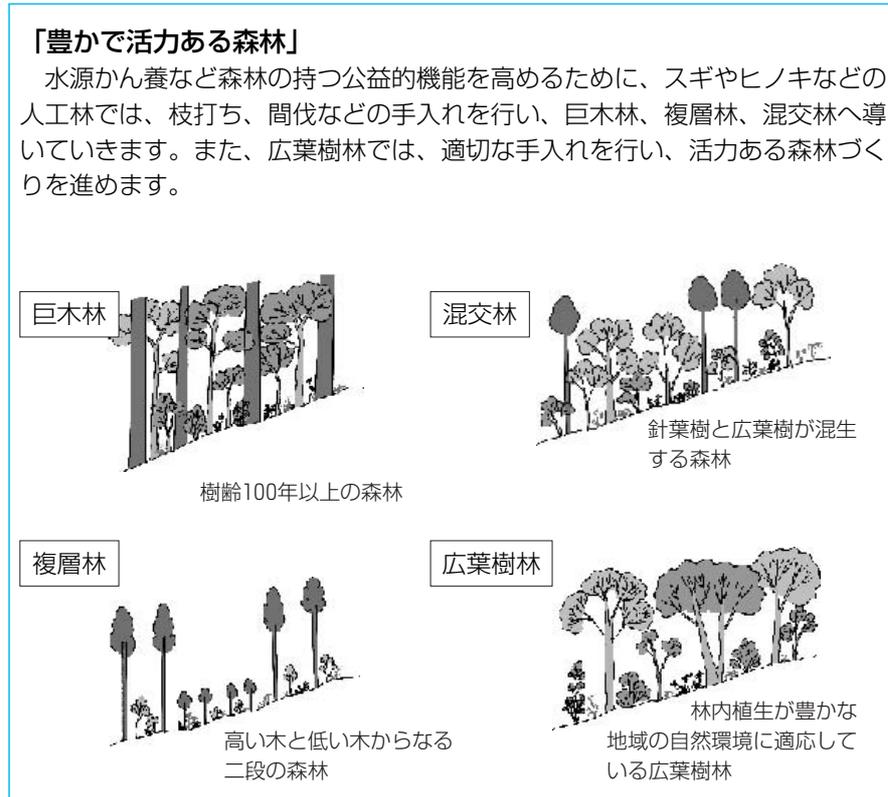
173 大気水質保全の取り組み

工場、事業場の産業活動などによる大気や水質の悪化を防止するため、環境基準の達成に向けて、法及び条例に基づき、工場、事業場への規制・指導を行うなど、汚染原因物質の削減を進めます。

【自然環境の保全と活用】

174 県民との協働による水源の森林づくり（PJ47）

水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるため、4つの手法（水源分収林、水源協定林、買取り、協力協約）で私有林の公的管理・支援を行い、県民と協働・連携し、「豊かで活力ある森林」づくりを進めます。



175 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり

丹沢大山地域の衰退している自然生態系の保全・再生を図るため、**自然環境総合調査をもとに、国や隣接県とも連携を図り、保全・再生対策に取り組み（PJ48）**ます。また、多様な野生鳥獣の保護や生息環境の保全を進めるとともに、人と野生鳥獣の共存を図るため、総合的な鳥獣被害防止対策に取り組みます。

176 都市と里山のみどりの保全と活用

地域制緑地の指定、かながわのナショナル・トラスト運動の推進、みどりの協定の締結、里山保全などにより、身近に残された貴重なみどりの保全と活用（PJ50）を進めるとともに、人と野生鳥獣の共存を図るため、鳥獣の保護と被害防止対策に取り組みます。

<鳥獣被害防止対策>

近年、シカやサルをはじめカラスやイノシシ、また、アライグマなど移入鳥獣による農林水産業被害や生活被害が拡大し、生態系への影響も懸念されています。防護柵の設置や鳥獣を誘因しない環境整備などを含め、地域の特性に応じ、市町村や関係団体などと連携して被害対策への取り組みを進めます。

177 自然とのふれあいと県民と一体となった森林の保全

自然公園を整備することにより、県民が自然とふれあえる場を提供します。また、森林づくりボランティア活動の推進など県民参加による森林の保全を促進するとともに、緑化協力、技術協力を進め、地域から地球緑化に貢献します。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

VI 心豊かなくらしと共生社会の実現

【柱】	【主な施策】	【部局】
文化芸術の鑑賞・活動のための支援	178 県民の文化芸術活動や交流に対する支援	県民部
	179 文化芸術の創造と鑑賞機会の充実	県民部
	180 文化芸術人材の育成	県民部
	181 文化芸術を振興する施設の整備・充実	県民部
文化資産の継承と発展	182 伝統的な文化芸術の振興	県民部
	183 文化財の保存と活用	教育委員会
多彩な生涯学習活動への支援	184 生涯学習の情報提供とネットワークづくり	教育委員会
	185 県立社会教育施設などの生涯学習機能の活用	教育委員会
	186 学習内容の深化と成果を活用する場づくり	教育委員会
生涯を通じたスポーツ活動の推進	187 スポーツ活動の機会の提供	教育委員会
	188 学校の運動部活動の活性化	教育委員会
	189 子どもの遊び・スポーツ活動の推進	教育委員会
スポーツ活動を広げる環境づくり	190 スポーツ活動を支えるしくみづくり	教育委員会
	191 競技力向上のためのしくみづくり	教育委員会
	192 スポーツ活動の多様な場づくり	教育委員会
ボランティア活動の推進	193 NPOなどとの協働・連携による公的サービスの推進	県民部
	194 ボランティア活動支援の推進	県民部
	195 特定非営利活動法人制度に関する情報提供・相談体制の充実	県民部
人権政策の総合的な推進	196 人権教育と人権啓発の推進	県民部
	197 人権尊重の視点に立った行政の推進	県民部
男女共同参画社会の実現	198 政策・方針決定過程への女性の参画などの促進	県民部
	199 就業の分野における男女共同参画の促進	県民部
	200 家庭と仕事などの両立支援	県民部
	201 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重	県民部
	202 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発	県民部
地球市民意識の醸成と平和な風土づくりの推進	203 地球市民意識の醸成と多文化理解の推進	県民部
	204 非核・平和意識の普及	県民部
地域からの国際交流・協力の推進	205 世界の地域との交流の推進	県民部
	206 アジア地域などへの国際協力の推進	県民部
	207 環境分野における人、技術、情報の国際交流の推進	環境農政部
外国籍県民とともに生きる地域社会づくり	208 外国籍県民とともに生きるしくみづくり	県民部
	209 外国籍県民がくらしやすい環境づくり	県民部
県民の国際活動の支援、協働・連携の促進	210 県民の国際活動の支援	県民部
	211 県民の国際活動との協働・連携の促進	県民部
	212 湘南国際村の整備促進	企画部
開かれた県政の推進	213 情報公開、情報提供の充実	県民部
	214 広報活動の充実	県民部
	215 県政への県民参加の充実	県民部
個人情報保護の推進	216 個人情報保護の推進	県民部
行政・くらしの情報化の推進	217 行政手続きの電子化	企画部
	218 入札手続きなどの効率性、利便性の向上	県土整備部
	219 電子自治体を実現するための基盤整備	企画部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【文化芸術の鑑賞・活動のための支援】

178 県民の文化芸術活動や交流に対する支援（PJ37）

文化芸術団体への事業支援を行うとともに、芸術コンクールや神奈川県美術展の開催を通して県民の文化芸術活動の発表機会の充実を図ります。また、NPOなどとの協働・連携の推進や文化ボランティア活動の事業支援などを通して、県民による文化芸術支援活動の促進を図ります。

179 文化芸術の創造と鑑賞機会の充実

神奈川芸術文化財団及び神奈川フィルハーモニー管弦楽団への助成（PJ37）などにより、優れた文化芸術の創造を進めるほか、県民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供（PJ37）するため、県立文化施設における公演などを実施します。また、神奈川近代文学館の運営や神奈川文学振興会への支援などを通して文学資産の収集、保存、活用を図ります。

180 文化芸術人材の育成

文化芸術鑑賞機会の提供やワークショップの実施などを通して青少年の文化芸術活動の促進を図るとともに、神奈川文化賞未来賞、芸術コンクール、神奈川県美術展（PJ37）などの実施により文化芸術人材の発掘や育成の支援を行います。さらに、神奈川文化賞により文化振興への功績に対する顕彰を行います。

181 文化芸術を振興する施設の整備・充実

県民ホール、県立音楽堂、青少年センターホールの再整備（PJ37）を進めます。また、県民の文化芸術活動の練習、発表、交流の場の整備を図ります。

【文化資産の継承と発展】

182 伝統的な文化芸術の振興（PJ37）

県民が県内各地の伝統芸能にふれる機会を拡充するとともに、伝統芸能を継承する人材育成への支援を図ります。

183 文化財の保存と活用

後世に継承すべき貴重な史跡や建造物などの文化財を保存するとともに、積極的な活用を図るため、市町村や団体への支援を進めます。また、デジタル情報化や講座の開催により、文化財の保存と活用の普及・啓発を図るとともに、出張授業の実施などにより、学校との連携を進めます。

【多彩な生涯学習活動への支援】

184 生涯学習の情報提供とネットワークづくり

県民の学習ニーズの高度化・多様化に対応し、生涯にわたる多様な学習活動を支援するため、生涯学習関係機関の連携・協力を進め、生涯学習の機会などの情報提供の充実に取り組みます。また、学習する人たちの仲間づくりや活動の場づくりを進めるため、生涯学習情報システム（「PLANET かながわ」）を活用して、学習する人たち相互の交流促進、コーディネート機能の充実に取り組みます。

185 県立社会教育施設などの生涯学習機能の活用

博物館、美術館などにおける企画展や講座を充実（PJ37）するとともに、インターネットサービスや資料収集の充実など図書館の学習支援機能を強化し、県立社会教育施設を生涯学習の場として活用します。また、コミュニティ・カレッジの整備を検討します。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

186 学習内容の深化と成果を活用する場づくり

県民の生涯学習活動を広げるため、大学などへの社会人の受入れの促進を図るとともに、社会参加など、学習の成果を生かせるための場づくりに取り組みます。また、こうした様々な活動を支援する指導者の育成に取り組みます。

【生涯を通じたスポーツ活動の推進】

187 スポーツ活動の機会の提供

県民のくらしの中にスポーツが根づくよう、身近な場所や自然の中で、だれもが楽しめるスポーツイベントの開催や県総合体育大会の拡充に取り組みます。また、スポーツを通じた交流、**ライフステージに即した健康・体力づくり（PJ37）**など、目的に応じた運動・スポーツ活動の機会を提供します。さらに、競技スポーツの機会を提供することにより、県民のスポーツ活動への参加意欲を高めます。

188 学校の運動部活動の活性化

多様なニーズに応じて運動部活動を促進するとともに、多くの生徒が参加することのできる大会の開催の普及・促進により、運動部活動の活性化に取り組みます。また、運動中の事故の未然防止のため、安全対策物品の点検、補修を計画的に実施します。

189 子どもの遊び・スポーツ活動の推進

小学校50校を健康・体力づくり拠点校に指定（PJ37）し、学校での外遊びや運動・スポーツの習慣化を図るとともに、**拠点校での実践結果を周辺校へ普及（PJ37）**させます。また、**大学生や高校生選手を招いてスポーツ教室を開催（PJ37）**するなど特色ある健康・体力づくりを進め、教職員や子どもたちの意識の向上を図ります。

【スポーツ活動を広げる環境づくり】

190 スポーツ活動を支えるしくみづくり

県民の多様化したスポーツ志向に対応できるよう、身近なところでだれもが手軽にスポーツ活動を行うことのできる**総合型地域スポーツクラブなどのしくみづくり（PJ37）**を進めるとともに、スポーツ活動を支える指導者の育成やスポーツ情報の提供などを行います。

191 競技力向上のためのしくみづくり

神奈川育ちのトップレベル選手を育成する**一貫指導体制の整備（PJ37）**や**指導者の育成・資質向上（PJ37）**に組み込み、本県の競技スポーツの水準を高めます。また、スポーツ医・科学を効果的なトレーニングや障害予防に役立てます。

192 スポーツ活動の多様な場づくり

体育・スポーツの総合的な施設である県立体育センターの広域的・専門的な機能を充実するとともに、県立スポーツ施設の施設設備の充実と利便性の向上に取り組みます。また、身近なスポーツの場となる県立学校体育施設の開放を促進するとともに、市町村スポーツ施設の相互利用の促進や民間スポーツ施設の利活用により、スポーツ活動の場を拡大します。

【ボランティア活動の推進】

193 **NPOなどとの協働・連携による公的サービスの推進（PJ36）**

NPOなどによる政策の提案や評価、協働による政策実施により、公的サービスの推進を図ります。また、NPOなどとの協働のための指針を策定します。

194 ボランティア活動支援の推進

かながわ県民活動サポートセンターや「かながわボランティア活動推進基金21」によりボランティア活動の支援を行うとともに、NPOのネットワーク形成の推進、市町村におけるボランティア活動拠点の機能充実の支援（PJ36）に取り組みます。また、コミュニティ・カレッジの整備の検討にあたっては、NPO人材の育成機能についても併せて検討します。

195 特定非営利活動法人制度に関する情報提供・相談体制の充実（PJ36）

特定非営利活動法人の設立認証申請の支援など、特定非営利活動法人制度に関する情報提供・相談体制を充実します。

【人権政策の総合的な推進】

196 人権教育と人権啓発の推進

学校教育や社会教育を通じて人権尊重の理念についての正しい理解を深める人権教育を総合的に進めるとともに、人権NPOなどと協働・連携した多様で効果的な人権啓発を行います。また、同和問題への取組みとしては、偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動の推進や、自己実現などにかかわる支援を行うとともに、地域住民の交流を促進します。

197 人権尊重の視点に立った行政の推進

人権問題に迅速かつ適切に対処できるよう、国、市町村の関係機関や人権NPOなどとの協働・連携による相談支援体制の充実や、職務内容に応じた人権研修などの実施により、人権尊重の視点に立った行政を進めます。

【男女共同参画社会の実現】

198 政策・方針決定過程への女性の参画などの促進

県の審議会などにおける女性委員の積極的な登用や県職員、教職員、企業などにおける管理職への女性登用の推進、女性人材の育成などにより、男女共同参画社会を実現する基盤となる政策・方針決定過程への女性の参画などを促進します。

199 就業の分野における男女共同参画の促進（PJ38）

男女雇用機会均等法及び男女共同参画推進条例の定着を図るとともに、男女が共に多様でかつ柔軟な働き方ができ、それぞれの働き方に応じた適正な処遇や労働条件が確保されるよう、男女平等な雇用環境の整備の促進や多様な働き方にチャレンジする女性を支援するなど、就業の分野における男女共同参画を促進します。

200 家庭と仕事などの両立支援

労働時間の短縮と育児・介護休業制度の定着、地域における子育て支援の充実、介護負担を軽減するための福祉サービスの充実などにより、男女が共に安心して子どもを生み育てるなど、家族としての責任を果たせるよう、家庭と仕事などの両立を支援します。

201 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重（PJ38）

配偶者などからの暴力の根絶、セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進により、男女共同参画社会を形成するうえで、克服すべき重要な課題である異性に対する暴力の根絶と人権の尊重のための取組みを進めます。

202 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

男女共同参画に関する意識啓発の推進、男女平等に向けた教育・学習の推進により、家庭や学校、企業、地域社会などあらゆる場における男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発を進めます。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

【地球市民意識の醸成と平和な風土づくりの推進】

203 地球市民意識の醸成と多文化理解の推進（PJ39）

地球市民かながわプラザにおいて、体験型の展示や講座などを行うとともに、地域でくらす外国籍県民、NGO・NPOなどとの協働・連携によるイベントやシンポジウムを開催し、地球市民意識の醸成と多文化理解を進めます。

204 非核・平和意識の普及

非核・平和意識を普及するため、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発、県内非核宣言自治体との連携や、民間団体と連携した国連平和思想の普及・啓発に取り組みます。

【地域からの国際交流・協力の推進】

205 世界の地域との交流の推進

世界の各地域と経済交流など幅広い分野での交流を進めます。特に、友好交流先である中国・遼寧省、韓国・京畿道と本県の三県省道間で県民主体の多様な交流を進めます（PJ16）。

206 アジア地域などへの国際協力の推進（PJ16）

海外技術研修員の受入れや留学生支援など、神奈川の特性を生かした人材育成と技術協力により、アジア地域などへの国際協力を進めます。

207 環境分野における人、技術、情報の国際交流の推進

国際環境シンポジウムで採択された「持続可能な開発のためのアジアの地方自治体の取組に関する神奈川宣言」に基づく「神奈川宣言ネットワーク」事業として、国際環境協力事業を進めます。また、本県に立地された（財）地球環境戦略研究機関に対し、誘致自治体の協力の一環として支援を行います。

【外国籍県民とともに生きる地域社会づくり】

208 外国籍県民とともに生きるしくみづくり

外国籍県民の県政への参加を促進するとともに、外国籍県民の地方参政権の確立や教育機会の拡大などの外国人にかかわる法律・制度の改善に向けた取組みなどにより、外国籍県民とともに生きるしくみづくりを進めます。

209 外国籍県民がくらしやすい環境づくり（PJ39）

NGO・NPO、ボランティア、市町村などと協働・連携して、福祉、医療、住まいなどの外国籍県民に対する相談事業など生活支援の充実や外国籍県民への情報提供に取り組みるとともに、外国籍児童・生徒の教育を充実するなど、外国籍県民がくらしやすい環境づくりを進めます。

【県民の国際活動の支援、協働・連携の促進】

210 県民の国際活動の支援

NGO・NPOなど県民の国際活動の拠点として、地球市民かながわプラザの機能を充実・強化するとともに、（財）神奈川県国際交流協会との連携を一層強め、県民の国際活動を支援します。

211 県民の国際活動との協働・連携の促進

NGO・NPOをはじめとした県民や市町村、企業、関係団体が、効果的な国際活動を展開できるよう、情報交換、意見交換、交流の促進など、協働・連携のしくみづくりに取り組みます。

212 湘南国際村の整備促進

地元市町や関係団体と協議調整を図りつつ、今後の湘南国際村の事業推進に向けて適切な計画誘導を行うとともに、民間系施設、公共系施設の集積を促進します。また、(財)かながわ学術研究交流財団の活動を支援し、世界で活躍できる国際的な人材の育成や国際交流などを促進（PJ16）します。

【開かれた県政の推進】

213 情報公開、情報提供の充実

情報公開請求手続の電子化の推進や県民との情報共有化を図るための指針を策定し、行政の透明性を高め、より開かれた県政を進めます。また、公文書館で保存している資料目録などの電子化によりインターネットによる検索、閲覧を可能にするとともに、県が作成、取得した電子文書のうち歴史的に重要なものの保存や公開をするためのシステムの整備を行います。

214 広報活動の充実

「県のたより」やテレビ、ラジオなどを使ったより効果的な広報に努めるほか、広報媒体として年々その重要性が増しているホームページの活用をより一層進め、迅速で効率的な広報・情報提供を行っていきます。

215 県政への県民参加の充実

「県政モニター制度」、「県民ニーズ調査」や県民相談をはじめ、「わたしの提案（知事への手紙）」制度やパブリックコメントの実施により県民一人ひとりの意見・要望を伺うとともに、知事が県民の生の声を直接聴くため、各地域で「知事と語ろう！神奈川ふれあいミーティング」を開催するなど、県民参加を充実させ、県民と課題を共有しながら、県政を進めていきます。

【個人情報保護の推進】

216 個人情報保護の推進

個人情報保護施策の充実を図るとともに、引き続き県民意識の啓発を図るほか、個人情報事務登録簿などの閲覧方法を充実するなど、個人情報保護に係る総合的な取組みを進めます。

【行政・くらしの情報化の推進】

217 行政手続きの電子化

インターネットを通じて、県民が、原則として24時間365日、窓口に出向くことなく、行政手続きが行えるように、**県市町村共同による申請・届出、施設予約や講座申込などの手続きの電子化（PJ40）**や支払の電子化などに取り組みます。

218 入札手続きなどの効率性、利便性の向上

公共工事及び物品調達などの入札手続きなどを、より透明性、競争性及び公正性が確保されるように改善するとともに、**電子化する（PJ40）**ことにより情報の交換・共有が行える環境を創出し、事務の効率化、利便性の向上を図ります。

219 電子自治体を実現するための基盤整備

県市町村の共同運営による電子自治体を実現するため、必要な基盤整備（PJ40）を進めます。また、だれもが安心してネットワークを利用できるように、情報バリアフリーの推進とネットワークのセキュリティの強化を図ります。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

Ⅶ 個性あふれる地域づくり

【柱】	【主な施策】	【部局】
特色ある地域づくりの総合的な推進	220 京浜臨海部における新しいまちづくり	企 画 部
	134 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出（再掲）	企 画 部
	170 水環境保全対策の推進（再掲）	環境農政部
	174 県民との協働による水源の森林づくり（再掲）	環境農政部
	175 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり（再掲）	環境農政部
	176 都市と里山のみどりの保全と活用（再掲）	環境農政部
	221 上流と下流の住民で支える水源地域づくり	企 画 部
	222 多摩三浦丘陵のみどりの保全と活用	県土整備部
	223 相模連携軸整備の推進	県土整備部
	224 酒匂連携軸整備の推進	県土整備部
	225 富士箱根伊豆交流圏整備の推進	企 画 部
	226 花と水の交流圏づくりの推進	企 画 部
	227 相模湾沿岸の地域資源を生かした魅力ある地域づくり	企 画 部
	228 「うるおい」「にぎわい」「活力」のある三浦半島の創造	企 画 部
適正で合理的な土地利用の推進	229 適正で合理的な土地利用の推進	県土整備部
都市基盤整備を支えるシステムの充実	230 都市基盤整備を支えるシステムの充実	県土整備部
地域の活力を支える公共交通網の整備	231 鉄道網の整備促進	県土整備部
	232 公共交通整備の総合的な推進	県土整備部
	233 羽田空港の再拡張・国際化の推進	企 画 部
	234 みなとまちづくりの推進	県土整備部
多様な交流を支える道路網の整備	235 自動車専用道路網の整備	県土整備部
	236 インターチェンジ接続道路の整備	県土整備部
	237 交流幹線道路網の整備	県土整備部
	238 地域分断・交通のボトルネックの解消	県土整備部
	239 道路施設の適正な維持管理	県土整備部
先導的な都市拠点の整備	240 先導的な都市拠点の整備	県土整備部
地域の個性を生かした市街地の整備	241 計画的な宅地供給の促進	県土整備部
	242 既成市街地の再整備による都市機能の更新	県土整備部
	243 良質な都市型住宅の供給と住環境の整備	県土整備部
豊かで多様な住まいづくり	244 安全・安心に配慮した住まいづくり	県土整備部
	245 的確な公的住宅の整備	県土整備部
	246 良質な住宅ストック形成と活用による住まいづくり	県土整備部
快適な生活を支える上・下水道の整備・充実	247 安全で良質な水の安定供給の推進	企 業 庁
	248 水源地域の水環境の保全	県土整備部
	249 下水道整備の推進	県土整備部
	250 下水道施設・資源の有効活用	県土整備部
みどり豊かで美しいまちづくり	251 みどりを保全・活用するまちづくり	県土整備部
	252 都市公園などの整備	県土整備部
	253 うるおいのあるみち空間の形成	県土整備部
	254 都市景観の保全と創造	県土整備部
自然環境に配慮したまちづくり	255 ひとや自然にやさしい水辺づくり	県土整備部
	256 環境への負荷を軽減するまちづくり	県土整備部
	257 新エネルギーを活用した都市整備	県土整備部

【部局】：【主な施策】は複数の部局にわたる取組みによって構成される場合もありますので、窓口となる部局を表しています。問い合わせ先は、それぞれの総務室（防災局は災害対策課、警察本部は警務課企画室）となります。

【特色ある地域づくりの総合的な推進】

220 京浜臨海部における新しいまちづくり (PJ42)

新しい産業を支えるまちづくりを進めるため、川崎縦貫道路や臨海部幹線道路、羽田空港への連絡路などの道路網の整備、東海道貨物支線の貨客併用化などの鉄道網の整備、都市再生緊急整備地域などの拠点整備を促進します。

134 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出 (再掲)

170 水環境保全対策の推進 (再掲)

174 県民との協働による水源の森林づくり (再掲)

175 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり (再掲)

176 都市と里山のみどりの保全と活用 (再掲)

221 上流と下流の住民で支える水源地域づくり

水源地域住民が生き生きと豊かにくらす水源地域づくりのため、上下流間での交流事業の開催 (PJ49) や交流の基盤となる施設の整備 (PJ49) などに取り組みます。

222 多摩三浦丘陵のみどりの保全と活用 (PJ43)

国営公園の誘致や県立都市公園などの整備、地域制緑地などの保全により、多摩三浦丘陵のみどりを首都圏の貴重なみどりとして保全活用する「みどりのネットワーク形成」を進めます。また、総合的な取組みの指針となる「三浦半島公園圏構想」を策定し、その推進に取り組みます。

223 相模連携軸整備の推進 (PJ44)

県央・湘南都市圏の骨格となる相模連携軸の形成に向けて、東海道新幹線新駅やリニア中央新幹線駅を誘致し、全国や首都圏との交流連携の窓口となる2つのゲートを形成するとともに、そのゲートをつなぐ南北方向の交通軸の整備強化を促進するほか、個性豊かなまちづくりを進めます。

224 酒匂連携軸整備の推進 (PJ45)

酒匂川流域の都市圏における総合交通ネットワークの形成と豊かな地域資源を保全・活用した地域の魅力を高める都市づくりを進めます。

225 富士箱根伊豆交流圏整備の推進 (PJ45)

山梨・静岡両県や圏域市町村と連携して、観光客の誘致に向けた取組みを強化するなど、富士箱根伊豆交流圏整備を進めます。

226 花と水の交流圏づくりの推進 (PJ45)

花と水をテーマとした新たな観光・交流スポットの整備の促進を図るなど、県西地域の地域資源を生かした観光魅力づくりに取り組みます。

227 相模湾沿岸の地域資源を生かした魅力ある地域づくり (PJ51)

相模湾沿岸の地域資源を守り、生かし、発信するため市町や県民との協働・連携による構想の策定・推進に取り組みます。

228 「うるおい」「にぎわい」「活力」のある三浦半島の創造 (PJ43)

三浦半島の自然と文化的資産、多様な産業基盤の連携を図りながら、一体となって地域を創造するための事業プログラムの策定・推進に取り組みます。

※ (PJ〇〇) は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

【適正で合理的な土地利用の推進】

229 適正で合理的な土地利用の推進

適正で合理的な土地利用の実現と効率的で質の高い都市整備を進めるため、線引き制度（区域区分）と土地利用・都市施設に関する都市計画制度を積極的に活用し、住民などの主体的・積極的な参加による都市計画に取り組みます。

【都市基盤整備を支えるシステムの充実】

230 都市基盤整備を支えるシステムの充実

都市基盤整備の円滑な推進のため、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の導入により公共事業の効率化を進めるとともに、事業によって生じる建設発生土の有効利用や建設廃棄物の再資源化システムの一層の充実を図ります。あわせて、これらのシステムの建設業界への普及や都市基盤整備の県民への理解を進めます。

<CALS/EC>

「公共事業支援統合情報システム」の略称。従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務部門をまたぐ情報の共有・有効活用を図るためのしくみ

【地域の活力を支える公共交通網の整備】

231 鉄道網の整備促進

JR相模線の複線化（PJ44）や東海道貨物支線の貨客併用化（PJ42）に向けた取組みを進めるとともに、横浜市営地下鉄の整備に対して支援を行うなど、利便性の高い鉄道網の整備を促進します。

232 公共交通整備の総合的な推進

乗合バス路線の廃止などに伴う生活交通の確保に取り組みます。また、公共交通の利用を促進し、交通混雑の緩和や環境負荷の軽減のため、交通需要マネジメントの推進やバス交通の利便性の向上を図ります。さらに、多様化する交通ニーズに対応するため、新たな交通手段の導入について検討を行います。

233 羽田空港の再拡張・国際化の推進（PJ42）

2000年代後半までに国際定期便の就航を図るとされたことを踏まえ、その早期実現に向けた取組みを進めるため、国や関係都県市と連携し、羽田空港の再拡張・国際化を進めます。

234 みなとまちづくりの推進（PJ51）

真鶴、大磯、湘南、葉山港の4港周辺の市町の個性ある発展を進めるため、みなとの資産を生かし地域を活性化するみなとづくりを進めます。

【多様な交流を支える道路網の整備】

235 自動車専用道路網の整備

県土構造の骨格となる第二東名高速道路、さがみ縦貫道路、国道246号バイパス（PJ44）、横浜環状道路などの自動車専用道路網の整備（PJ42、44、45）や東京湾口道路などの計画を進めます。また、既存の自動車専用道路の活用について検討を行います。

236 インターチェンジ接続道路の整備

新たに整備される自動車専用道路のインターチェンジへの円滑なアクセスを確保し、利便性を県内各地域へ広めるため、インターチェンジと接続する道路の整備を進めます。

237 交流幹線道路網の整備

自動車専用道路網を補完して地域間を連絡する広域的な道路から、県民の日常生活を確保する道路に至るまで、多様な交流・連携を支える道路網の体系的な整備（PJ43、45）を進めます。

238 地域分断・交通のボトルネックの解消

地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路網の機能を十分に発揮させるため、橋りょうの新設や架替（PJ45）、鉄道との立体交差化、渋滞交差点の解消を進めます。

239 道路施設の適正な維持管理

だれもが安全・快適に道路施設を利用できるよう、橋りょうの修繕・補強や車道舗装の補修、その他交通安全施設の維持補修など、施設の適正な維持管理を行います。また、緊急時の対応の迅速化を図るため、道路監視体制の強化と初動体制の充実に取り組みます。

【先導的な都市拠点の整備】

240 先導的な都市拠点の整備

第二東名高速道路などのインターチェンジ周辺やツインシティ（PJ44）など、多様な交流連携の中心となる都市拠点の形成を図ります。

【地域の個性を生かした市街地の整備】

241 計画的な宅地供給の促進

道路、公園などの都市基盤が計画的に整備された安全で良好な宅地の供給を促進します。

242 既成市街地の再整備による都市機能の更新

小規模宅地の共同化、建築物の不燃化・共同化、公園、街路などの公共施設の整備などにより、既成市街地の改善を図るとともに、市町村が総合的に行うまちづくり事業（PJ45）を支援します。

243 良質な都市型住宅の供給と住環境の整備

老朽住宅の密集する地区などにおいて、安全で快適な住環境の整備を促進するとともに、職住近接型の良質な市街地住宅の供給を進め、都市機能の更新や美しい市街地景観の形成を図ります。

【豊かで多様な住まいづくり】

244 安全・安心に配慮した住まいづくり

だれもが安全に安心してくらすことができる住まいの確保を図るため、高齢者・障害者向け公営住宅の整備・改善や、高齢者向け民間賃貸住宅の活用の促進を図ります。

245 的確な公的住宅の整備

多様な住宅供給手法を活用しながら、公的住宅の的確な整備や適正な管理を進めるとともに、円滑な住み替えを図ります。

246 良質な住宅ストック形成と活用による住まいづくり

県民のライフスタイル、ライフステージに応じた主体的な住まいづくりを支援するため、地域のマンション管理組合ネットワークの構築やマンション管理・再生の相談窓口の増設を促進するとともに、住まいづくりに関するNPOなどの活動を支援します。

【快適な生活を支える上・下水道の整備・充実】

247 安全で良質な水の安定供給の推進

漏水対策や老朽管の更新などにより水の安定供給を確保するとともに、クリプトスポリジウム（人の腸内に寄生して下痢を起こす微生物の一種）対策としての膜ろ過設備の導入や鉛管解消などにより、安全で良質な水の供給に取り組みます。さらに、災害に強い水道づくりとして、水道施設の耐震化や隣接する他の水道事業者などとの相互融通の強化により水道施設の質的充実を図ります。

※（PJ〇〇）は、当該戦略プロジェクトを構成する施策・事業であることを示します。

248 水源地域の水環境の保全

県民の生活や産業で利用される水の安定的な確保と水質の保全を図るため、水源地域において**水質保全対策や堆砂対策などを進めます**（PJ46）。

249 下水道整備の推進

生活環境の改善はもとより、安全で良質な水の確保や河川、海域などの水質保全、雨水による浸水防除のため、**県と市町村が一体となって下水道の整備を進めます**（PJ46）。また、流域下水道においては、老朽化した施設の改築・更新、耐震強化、水循環・水環境のさらなる創出や処理場間のネットワーク化を進めます。

250 下水道施設・資源の有効活用

相模川・酒匂川流域下水処理場施設の一部を利用した緑地整備など施設の多目的利用や省資源・循環型社会をめざした下水処理水、下水汚泥、下水熱など下水道資源の有効活用を進めます。

【みどり豊かで美しいまちづくり】

251 みどりを保全・活用するまちづくり

湘南海岸における砂防林の保全（PJ51）、**みどりの協定**（PJ50）などによる都市の緑化を県民と協働・連携して進めます。

252 都市公園などの整備

新しい都市公園のあり方を検討（PJ51）するとともに、様々な手法を活用して都市公園面積の拡大をめざします。また、**公園施設のユニバーサルデザイン化**（PJ6）、防災機能の強化など公園の様々な機能を充実し、県民が安全で快適に利用できる**魅力ある都市公園などの整備**（PJ45、50）を進めるとともに、その運営を充実します。さらに、**市町村が行う都市公園の整備について支援**（PJ50）や**国営公園の誘致を進めます**（PJ43）。

253 うるおいのあるみち空間の形成

幅が広く電柱や段差のない、だれもが歩きやすい歩道（PJ6）を整備します。また、街路樹・植栽帯の整備や剪定・病虫害駆除などの維持管理による道路緑化の推進により、環境に配慮したうるおいのあるみち空間の形成をめざします。

254 都市景観の保全と創造

自然景観との調和を図りつつ、地域の個性を生かした魅力ある都市の景観形成を、市町村と連携して促進します。

【自然環境に配慮したまちづくり】

255 ひとや自然にやさしい水辺づくり

多様な生物の生育環境を大切に、景観も含む周辺環境やいこいと親しみのある親水空間を創出するなど、ひとや自然にやさしい水辺空間を整備します。

256 環境への負荷を軽減するまちづくり

県央・湘南都市圏において環境と共生する都市づくり（PJ44）を進めるとともに、都市基盤整備の実施に伴い発生する建設廃棄物のリサイクルの促進や交通渋滞の緩和による環境負荷の軽減などにより、環境に配慮したまちづくりをめざします。

257 新エネルギーを活用した都市整備（PJ34）

太陽光発電など環境にやさしい新エネルギーを活用した都市公園、下水道施設の整備に取り組みます。

6 まちづくり事業

「まちづくり事業」では、「主な施策・事業体系」のうち、県民の皆さんの関心の高い都市整備などの施策・事業について、その整備の方向と地域別事業概要を明らかにしています。

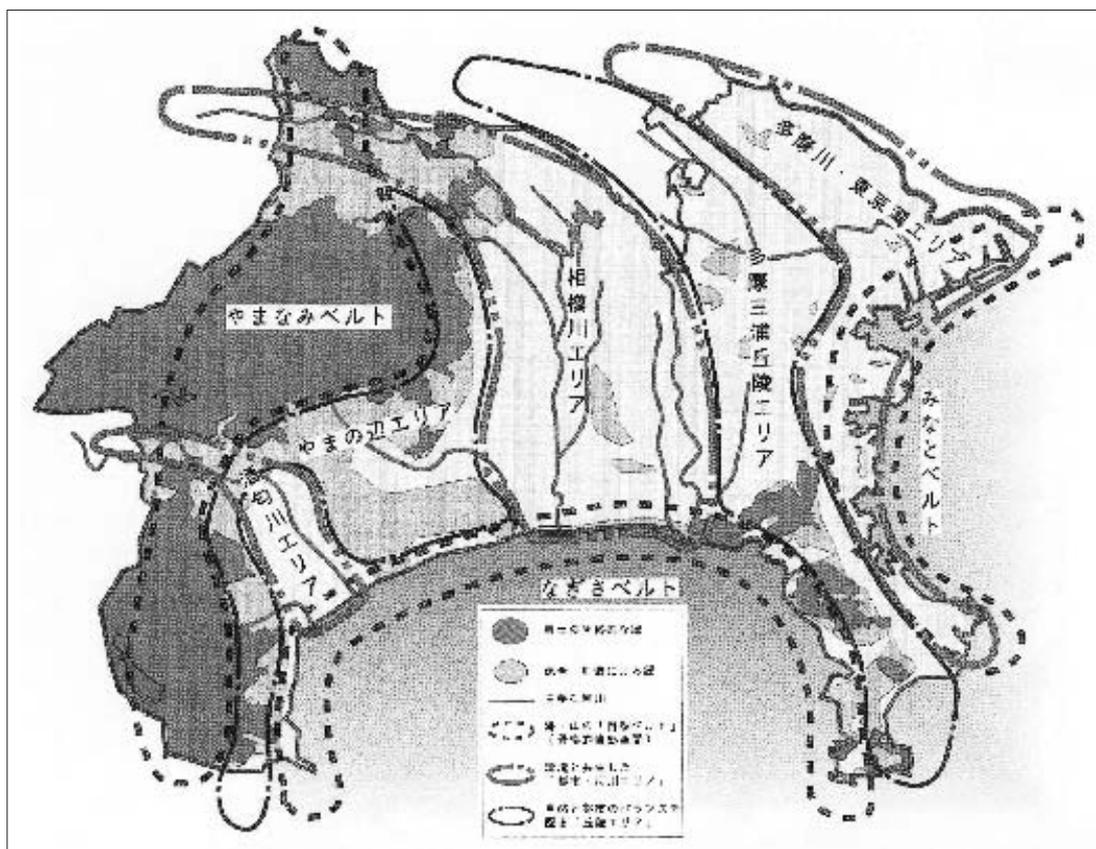
(1) 都市整備の方向

ア 基本方向

県土形成の基本的方向を踏まえ、次の2つの考え方に沿って都市整備を進めます。

神奈川らしさを生かし、環境と共生した災害に強い県土の創造

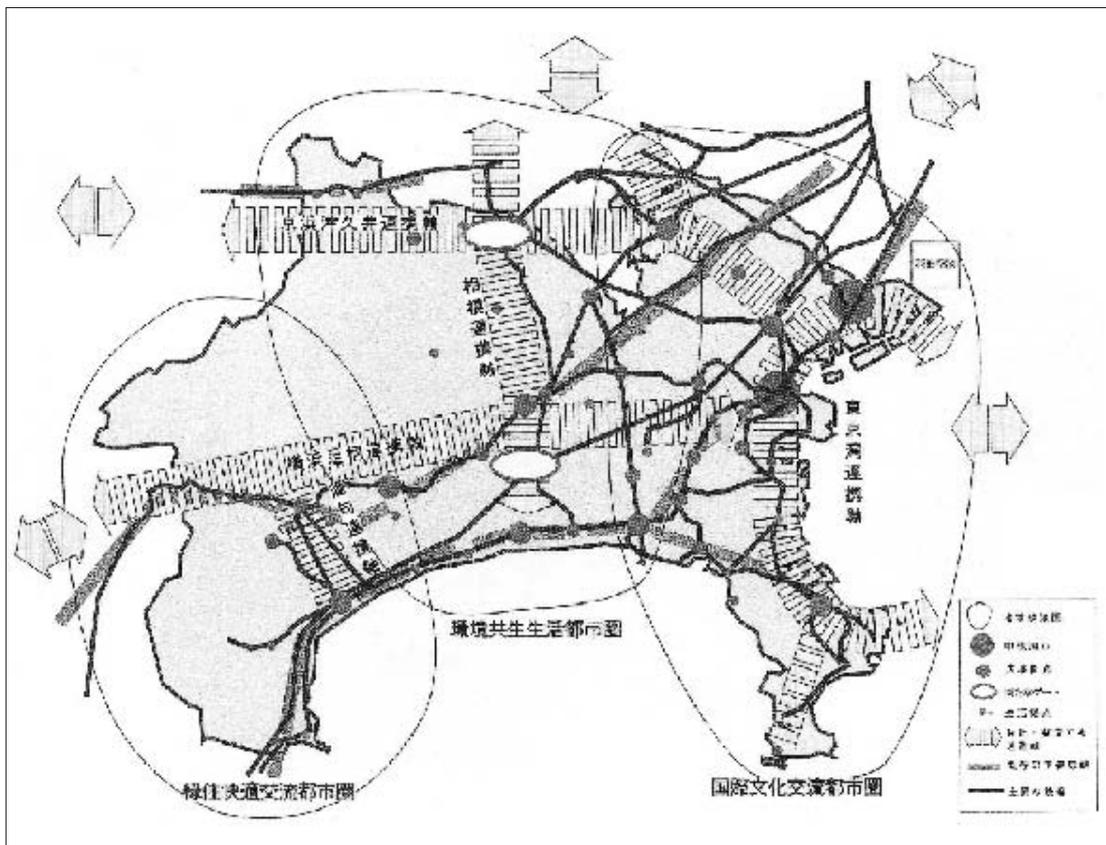
神奈川の豊かな自然を縁取る3つの「自然ベルト*1」の保全・活用を通じ神奈川らしさを創出するとともに、自然・地形や都市の広がりやを考慮した5つの「エリア*2」を設定し、地域ごとに個性ある都市づくりを進めます。また、水とみどりのネットワークや循環型都市システムの形成を図りながら、都市の再編・再整備を通じたコンパクトで災害に強い都市づくりを進めることにより、環境問題に配慮した災害に強い県土の創造を図ります。



出典：かながわ都市マスタープラン（1997(平成9)年3月改定)

開かれたネットワークによる交流と連携を通じた活力ある県土の形成

「連携軸*3」の整備・強化により、都市圏相互の結びつきを強め、都市間の交流連携を促進するとともに、新たな2つのゲートや、県外に開かれたネットワークの形成により、首都圏や全国との交流連携を通じた活力ある県土の形成を図ります。また、自然や文化といった地域の個性と、県民の主体的な交流活動によって生み出された活力を有する「拠点*4」の育成を図ります。



出典：かながわ都市マスタープラン（1997(平成9)年3月改定）

- *1 自然ベルト…山や海など、県土の自然空間を縁取っている部分を「自然ベルト」として位置づけ、世代を越えて県民に共有される自然空間像を形づくるよう自然・地形を生かした神奈川らしさの創出を図っていかうとするものです。
- *2 エリア…川や丘陵など自然地形や都市の広がりを考慮し「エリア」として位置づけ、川を基幹として水とみどりのネットワークの形成や循環型都市の形成を図る「都市・河川エリア」と丘陵や山裾に残された自然空間と新たに展開される都市空間とのバランスに配慮した都市づくりを図る「丘陵エリア」により構成されています。
- *3 連携軸…各地域が県内にとどまらず広い範囲と交流し、さらには連携が図られるように交通や情報基盤による開かれたネットワークを形成する軸
- *4 拠点…都市の中心地区などにおいて、業務、商業、教育・文化などの都市的なサービス機能が集積して、市民生活や生産活動を支えている状態を示す概念。機能レベルやサービス圏域に応じて中核拠点、広域拠点、生活拠点の3つに区分しているほか産業・研究拠点を設定しています。

イ 事業分野別都市整備の方向

都市整備の方向を主な事業分野別にお示しします。

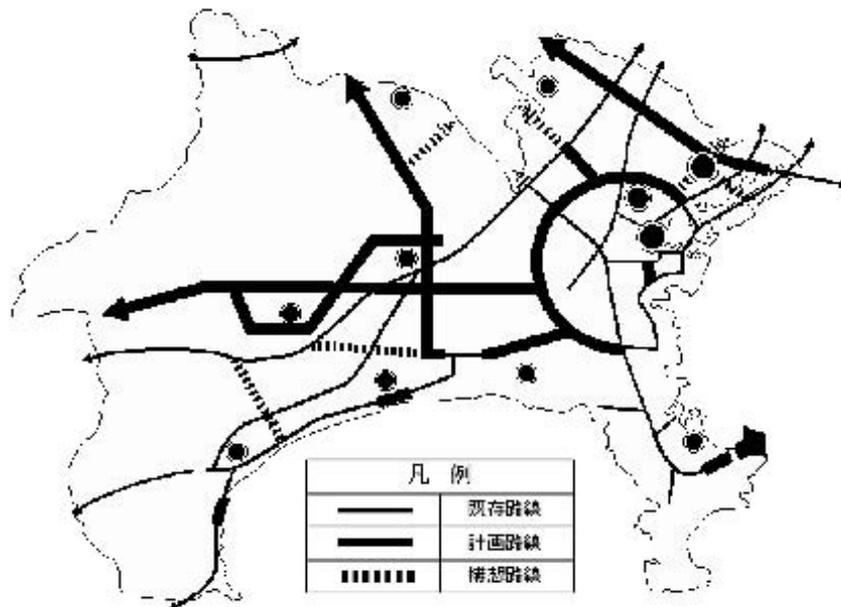
分野ごとに示した都市整備の目標は、2010(平成22)年から2015(平成27)年を見通したものです。

道 路

人や物の多様な交流・連携を支えるため、県土構造の骨格となるさがみ縦貫道路などの自動車専用道路網の整備やこれらと一体となって機能し、都市間や地域内の交流連携を強化する幹線道路網の体系的な整備を進めるとともに、地域分断や交通のボトルネック*1の解消のため、橋りょうの整備や鉄道との立体交差化を進めます。

また、道路の適切な維持管理により既存施設の有効活用を図るとともに、歩道の整備や電線類の地中化など安全で快適な道路空間の形成や、緊急輸送路などの防災対策を進めます。

■ 道路網の体系的な整備を進め、自動車走行速度の約10km/hアップによる移動時間の約30%削減をめざします。



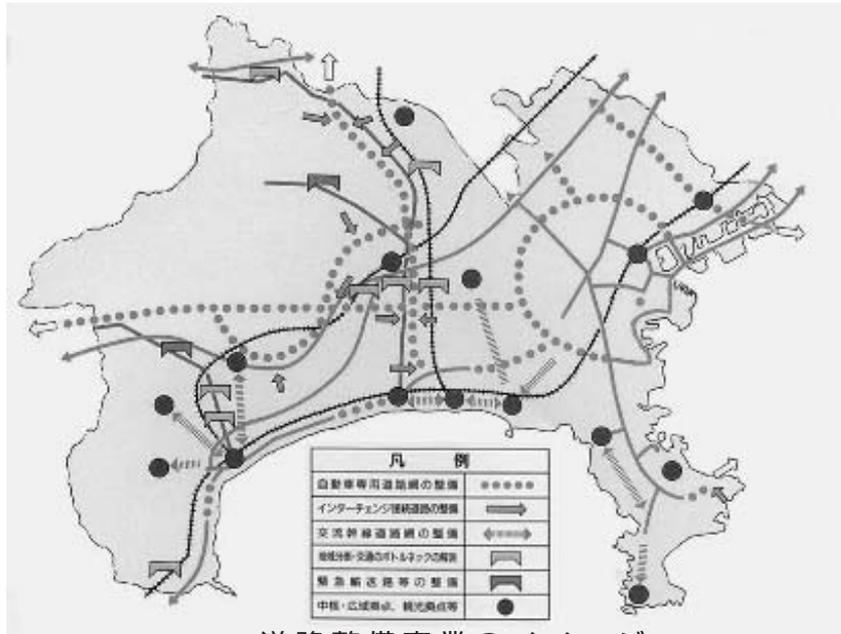
道路網構想図（自動車専用道路）

※かながわ交通計画（1997(平成9)年3月改定）に整備済みのものを反映

〈関連する主な施策・事業〉

- 235 自動車専用道路網の整備
- 236 インターチェンジ接続道路の整備
- 237 交流幹線道路網の整備
- 238 地域分断・交通のボトルネックの解消
- 42 緊急輸送路などの整備
- 72 交通安全施設などの整備
- 239 道路施設の適正な維持管理

*1 ボトルネック…道路網または道路の一部区間において、交通容量が前後の区間に比べて小さいために、そこを流れる交通の妨げになっている地点または区間。



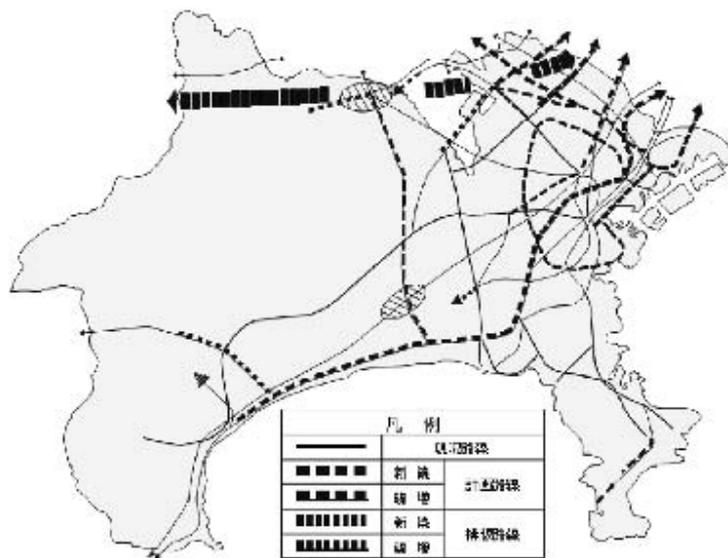
道路整備事業のイメージ

※新みちみらい計画（1997（平成9）年3月策定）を基に作成

鉄 道

混雑の緩和や利便性の向上を図り、将来需要に対応するとともに、望ましい県土を形成するために鉄道網の整備を促進します。

- 鉄道網の整備を促進し、ラッシュ時に最も混雑する多摩川通過断面においても、新聞が読めるくらいの混み具合（混雑率180%程度）にするなど、鉄道混雑の緩和をめざします。



鉄道網構想図

※かながわ交通計画（1997（平成9）年3月改定）に整備済みのものを反映

〈関連する主な施策・事業〉

231 鉄道網の整備促進

港 湾

地域経済の発展や海洋性レクリエーションの活性化を図るため、緑地や防波堤などの港湾施設を整備し、これらの資産を最大限活用して、市町、NPOなどと協働・連携した「みなとまちづくり」を進めます。

また、大規模災害時に緊急輸送路と連携する緊急物資受入港として、防災機能の充実を進めます。

- みなとまちづくり及び緊急物資受入港の機能充実を、県が管理する4港（葉山港、湘南港、大磯港、真鶴港）でめざします。



湘南港の整備イメージ

〈関連する主な施策・事業〉

- 234 みなとまちづくりの推進
- 42 緊急輸送路などの整備

河 川

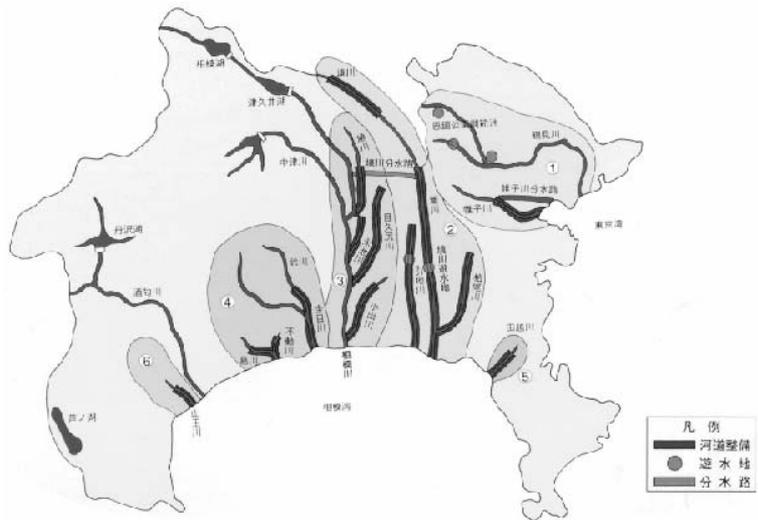
洪水などの自然災害から県民の生命、財産を守るため、河川、遊水地などを整備するとともに、ひとや自然にやさしい水辺づくりを進めます。また、特に、過去に大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい河川について、「都市河川重点整備計画（かながわSafetyリバー50）」の下、重点的に河川の整備を進めます。

- 「かながわSafetyリバー50」に位置づけた15河川について、約30kmの河道整備などを行い、1時間当たりの降雨量が概ね50mmの雨*1にも安全となるような整備・完成をめざします。

- ① つるみ・かたびらSafetyリバー（鶴見川・帷子川）
- ② さかい・ひきじSafetyリバー（境川・柏尾川・引地川）
- ③ めくじり・こいで・はとがわ・ながいけSafetyリバー（目久尻川・小出川・鳩川・永池川）
- ④ かなめ・くすかわSafetyリバー（金目川・鈴川・葛川・不動川）
- ⑤ たごえSafetyリバー（田越川）
- ⑥ さんのうSafetyリバー（山王川）



引地川の整備状況



※境川分水路については、代替案を検討

都市河川重点整備計画（かながわSafetyリバー50）

〈関連する主な施策・事業〉

- 46 治水対策の推進
- 49 水辺施設の保全の推進
- 255 ひとや自然にやさしい水辺づくり

*1 1時間当たりの降雨量が概ね50mmの雨…気象庁の予報用語によると、1時間雨量が30～50mmの雨を「激しい雨」と分類し、その説明としては、「バケツをひっくり返したように降る」と表現しています。

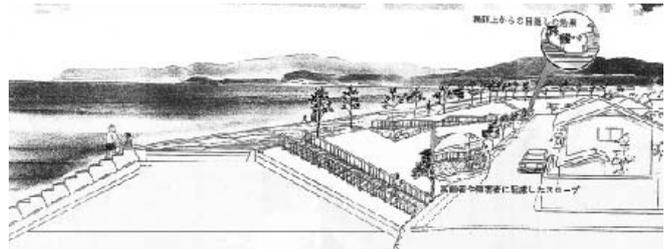
海 岸

津波、高潮、波浪などの自然災害から県民の生命や財産を守るため、地域の特性、環境及び利用に配慮して、海岸保全施設の整備などを進めます。

- 平塚海岸など4地区海岸において、堤防、消波堤、ヘッドランド（人工岬）などの整備・完了をめざします。

〈関連する主な施策・事業〉

- 47 海岸保全施設の整備
- 49 水辺施設の保全の推進
- 255 ひとや自然にやさしい水辺づくり



横須賀海岸整備イメージ図

砂防・地すべり・急傾斜地

土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害から県民の生命や財産を守るために、地域の良好な景観や生態系にも配慮しつつ土砂災害防止施設の整備などを進めます。

- 米神清水川など砂防えん堤48基、三ツ沢下町南地区など急傾斜地崩壊防止施設390区域、田代地区など地すべり防止施設6区域の整備をめざします。



かながわの砂防イメージ図

〈関連する主な施策・事業〉

- 48 土砂災害防止施設などの整備
- 42 緊急輸送路などの整備
- 248 水源地域の水環境の保全
- 251 みどりを保全・活用するまちづくり
- 255 ひとや自然にやさしい水辺づくり

都 市 公 園

県民のいこいの空間となる県立都市公園を様々な手法を活用しながら整備するとともに、新たな利用者ニーズに対応した既設公園の再整備をはじめ、公園施設のユニバーサルデザイン化、防災機能の強化、新エネルギーの活用などにより公園機能の充実を図り、魅力と活力ある県立都市公園づくりを進めます。また、市町村が行う都市公園の整備について支援します。これらの事業を積極的に展開することにより、広域的な「緑の回廊の推進」など水と緑のネットワークの形成をめざします。

- 「神奈川県広域緑地計画」に位置づけた県立小田原西部丘陵公園など8公園をはじめ、新たな公園の整備・開園をめざします。

〈関連する主な施策・事業〉

- 252 都市公園などの整備
- 41 都市防災の推進
- 33 福祉のまちづくりの推進
- 257 新エネルギーを活用した都市整備



県立相模三川公園（イメージ）

上 水 道

県民生活や産業活動に不可欠な安全で良質な水を安定的に供給していくことに努めます。また、災害に強い水道づくりや水源地域の水環境の保全を進めます。

- 漏水対策や老朽管の更新による水の安定供給の確保や、鉛管解消による安全で良質な水の供給、さらに施設の耐震化を進めるなど、水道施設の質的充実をめざします。

〈関連する主な施策・事業〉

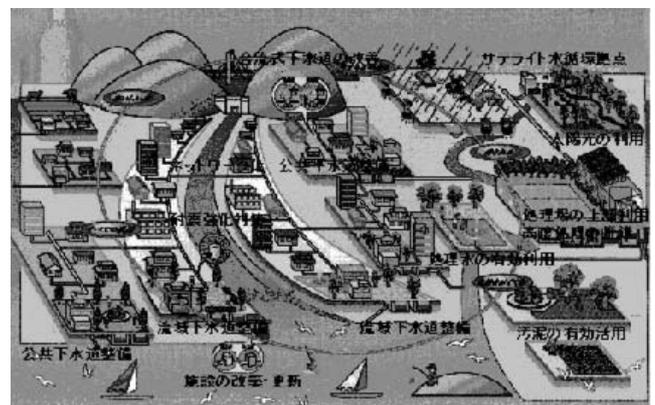
- 247 安全で良質な水の安定供給の推進
- 248 水源地域の水環境の保全

下 水 道

下水道の整備により、トイレの水洗化など生活環境の改善を行い快適な暮らしを支えるとともに、河川、湖沼、海域の水質を保全することや、都市に降った雨水を下水管きよを通して河川に流し、大雨時に浸水から街を守ることを進めていきます。

また、都市化の進んだ地域での健全な水循環・良好な水環境へのさらなる貢献や下水道施設を利用した緑地整備による身近なみどりの創出、下水処理水、汚泥などの下水道資源の有効活用など、様々な施策を展開していきます。

- 県が行う相模川・酒匂川流域下水道と市町村が行う公共下水道の整備を進め、公共下水道普及率98%をめざします。



下水道事業の施策イメージ

〈関連する主な施策・事業〉

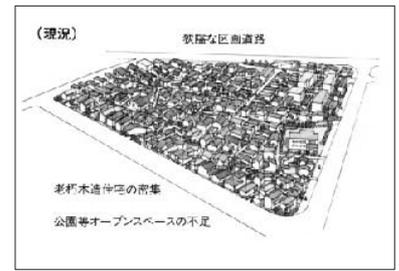
- 249 下水道整備の推進
- 250 下水道施設・資源の有効活用

市 街 地

神奈川の恵まれた自然や個性あふれるまちの特性を生かし、景観に配慮したまちづくりや市街地再開発事業、土地区画整理事業などの都市基盤整備を積極的に進め、地域の魅力の向上や防災上危険な密集市街地の解消、空洞化の進む中心市街地や産業系市街地の活性化などを図り、安全で安心できる市街地の形成、美しくうらおいのある都市環境を創出します。

■ 再開発が必要な市街地の整備の促進を図るとともに、土地区画整理事業においては、概ね800haの整備をめざします。

安全な市街地の形成（イメージ図）



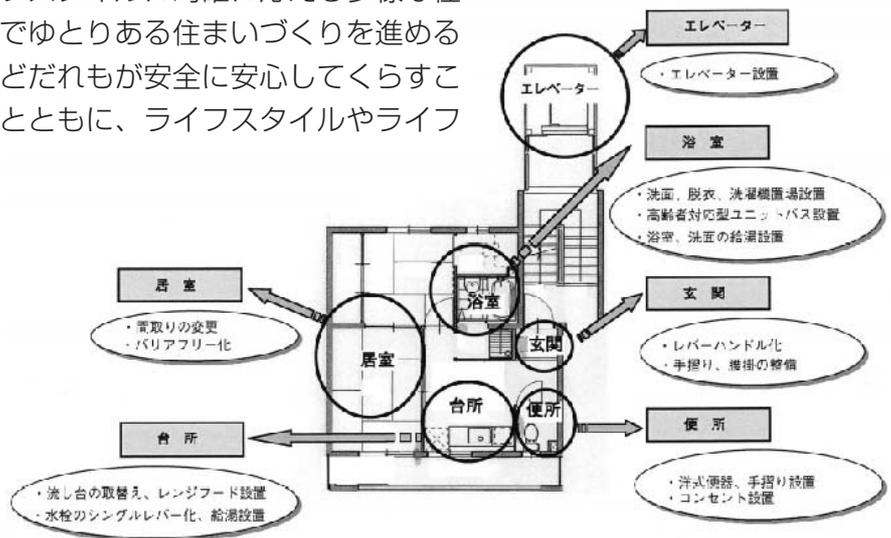
〈関連する主な施策・事業〉

- 41 都市防災の推進
- 241 計画的な宅地供給の促進
- 242 既成市街地の再整備による都市機能の更新
- 243 良質な都市型住宅の供給と住環境の整備
- 254 都市景観の保全と創造

住 宅

長寿社会を迎え、県民のライフスタイルに的確に応える多様な住宅を整備・誘導し、豊かで安全でゆとりある住まいづくりを進めることを基本目標とし、高齢者などだれもが安全に安心してくらすことができる住まいの確保を図るとともに、ライフスタイルやライフステージに応じた県民の主体的な住まいづくりを支援します。特に公営住宅については、既存ストックの活用などの確かな整備を行うとともに、適正な維持管理を進めます。

■ 半数の世帯が誘導居住水準（良質な住宅の状態を示す基準）を満たす住宅に住めるようにするとともに、最低居住水準未満の住宅に住む世帯の解消をめざします。



長寿社会に対応した住宅（イメージ）

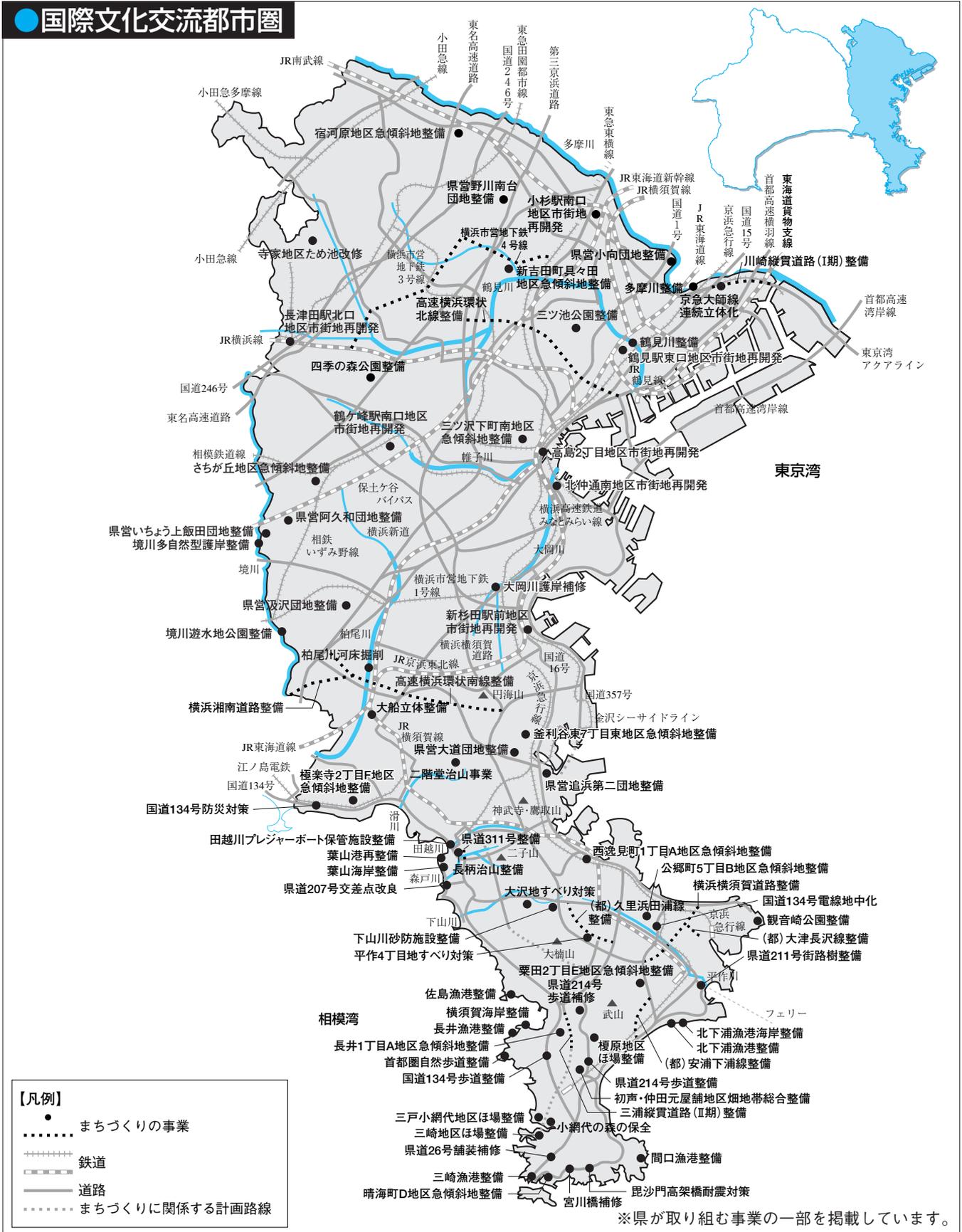
〈関連する主な施策・事業〉

- 244 安全・安心に配慮した住まいづくり
- 245 的確な公的住宅の整備
- 246 良質な住宅ストック形成と活用による住まいづくり

(2) 地域別事業概要

県民の皆さんの関心の高い「自然災害に強いまちづくり」や「多様な交流を支える道路網の整備」など、都市整備などの事業の概要を地域政策圏ごとに示します。

●国際文化交流都市圏



●都市の安全性の向上

●緊急輸送路などの整備

- ・緊急輸送路となる道路の整備（国道134号の道路法面の防災対策など）
- ・緊急輸送路となる橋りょうの整備（県道215号（上宮田金田三崎港線）毘沙門高架橋の耐震対策など）
- ・緊急輸送路と連携する緊急物資受入港の機能充実（葉山港の防災施設の整備など）

●自然災害に強いまちづくり

●治水対策の推進

- ・国の管理河川への支援（多摩川、鶴見川）
- ・都市河川重点整備「かながわSafetyリバー 50」（境川の多自然型護岸整備、柏尾川の河床掘削など）
- ・田越川のプレジャーボート保管施設の整備

●海岸保全施設の整備

- ・津波・高潮対策の推進（横須賀海岸）
- ・侵食対策の推進（葉山海岸の離岸堤工など）
- ・漁港海岸の侵食防止（北下浦漁港など）

●土砂災害防止施設などの整備

- ・砂防施設の整備（下山川など）
- ・地すべり防止施設の整備（平作4丁目、大沢など）
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備（新吉田町具々田地区、さちが丘地区、三ツ沢下町南地区、釜利谷東7丁目東地区、極楽寺2丁目F地区、粟田2丁目E地区、長井1丁目A地区、晴海町D地区など）

●水辺施設の保全の推進

- ・河川施設の保全（大岡川の護岸補修など）
- ・港湾施設の保全（葉山港の港湾施設の補修など）

●安全防災を支える農林水産業の推進

- ・災害を未然に防止する農業施設づくり（寺家地区のため池の改修）
- ・治山事業の推進（長柄、二階堂）
- ・災害に強い漁港の整備（三崎漁港、長井漁港、佐島漁港、間口漁港、北下浦漁港）

●安全で円滑な交通環境の確立

●交通安全施設などの整備

- ・県道207号（森戸海岸線）の交差点改良など

●地域の活力を支える公共交通網の整備

●鉄道網の整備促進

- ・整備への支援（横浜市営地下鉄4号線、京浜急行大師線連続立体化など）
- ・東海道貨物支線貨客併用化、川崎アプローチ線（仮称）の整備促進

●みなとまちづくりの推進

- ・葉山港の再整備

●多様な交流を支える道路網の整備

●自動車専用道路網の整備

- ・川崎縦貫道路（Ⅰ期）、高速横浜環状南線、高速横浜環状北線、横浜湘南道路、横浜横須賀道路延伸など

●インターチェンジ接続道路の整備

- ・（都）大津長沢線

●交流幹線道路網の整備

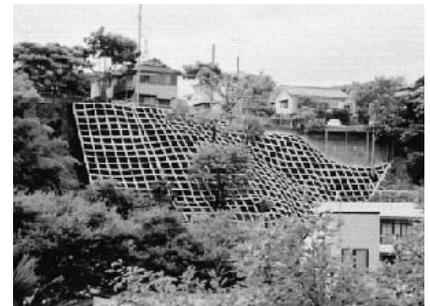
- ・広域交流幹線道路網の整備（（都）安浦下浦線、（都）久里浜田浦線、三浦縦貫道路（Ⅱ期）など）
- ・地域交流幹線道路網の整備（県道311号（鎌倉葉山線）など）

●地域分断・交通のボトルネックの解消

- ・鉄道との立体交差化（（都）腰越大船線大船立体）

●道路施設の適正な維持管理

- ・橋りょうの修繕及び補強（県道215号（上宮田金田三崎港線）宮川橋の補修など）
- ・舗装の補修（県道26号（横須賀三崎線）など）
- ・安全施設の維持（県道214号（武上宮田線）の歩道補修など）



土砂災害防止施設などの整備
（横須賀市）



安全を支える農林水産業の推進
（寺家地区のため池の改修）



交流幹線道路網の整備
（（都）久里浜田浦線）

●地域の個性を生かした市街地の整備

●既成市街地の再整備による都市機能の更新

- ・市街地再開発の促進（北仲通南地区、鶴見駅東口地区、長津田駅北口地区、新杉田駅前地区、鶴ヶ峰駅南口地区、高島2丁目地区、小杉駅南口地区など）

●豊かで多様な住まいづくり

●安全・安心に配慮した住まいづくり

- ・高齢者・障害者向け公営住宅の整備、改善の推進（県営大道団地、県営追浜第二団地、県営小向団地、県営阿久和団地、県営汲沢団地、県営いちょう上飯田団地、県営野川南台団地など）

●的確な公的住宅の整備

- ・公営住宅の的確な整備（県営大道団地など）
- ・新たな手法による公営住宅整備の展開（県営阿久和団地など）
- ・トータルリモデルなどの推進（県営汲沢団地、県営いちょう上飯田団地、県営野川南台団地など）

●快適な生活を支える上・下水道の整備・充実

●下水道整備の推進

- ・公共下水道の整備促進（市町への補助）

●みどり豊かで美しいまちづくり

●みどりを保全・活用するまちづくり

- ・みどりを生かしたかけ崩れ対策（西逸見町1丁目A地区、公郷町5丁目B地区、宿河原地区、長井1丁目A地区の急傾斜地崩壊防止施設の整備など）

●都市公園などの整備

- ・県立都市公園などの整備（観音崎公園、四季の森公園、三ッ池公園など）
- ・河川事業との連携による都市公園の整備（境川遊水地公園）

●うるおいのあるみち空間の形成

- ・街路樹の整備（県道211号（久里浜港久里浜停車場線）など）
- ・幅の広い歩道の整備（国道134号など）
- ・電線の地中化（国道134号など）
- ・段差のない歩道の整備（県道214号（武上宮田線）など）

●自然環境に配慮したまちづくり

●新エネルギーを活用した都市整備

- ・新エネルギーを活用した公園整備（三ッ池公園）

●福祉のまちづくりの推進

●福祉のまちづくりの推進

- ・都市公園のバリアフリー化の推進

●多彩な生産を実現する農林水産基盤の確保と整備

●環境に配慮した農業生産基盤の確保と整備

- ・農業生産環境の総合整備（初声・仲田元屋舗地区畑地帯総合整備など）
- ・ほ場の整備の推進（三戸小網代地区、三崎地区、榎原地区）

●自然環境の保全と活用

●都市と里山のみどりの保全と活用

- ・小網代の森の保全

●自然とのふれあいと県民と一体となった森林の保全

- ・自然公園の整備と活用（首都圏自然遊歩道など）

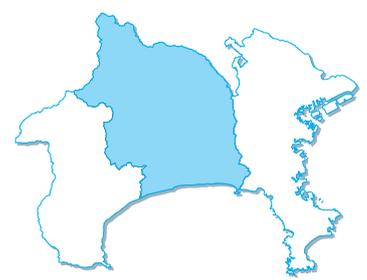


既成市街地の再整備による都市機能の更新
（北仲通南地区）



都市と里山のみどりの保全と活用
（小網代の森）

環境共生生活都市圏



- 【凡例】**
- まちづくりの事業
 - +++++ 鉄道
 - 道路
 - まちづくりに関係する計画路線

※県が取り組む事業の一部を掲載しています。

●都市の安全性の向上

●緊急輸送路などの整備

- ・緊急輸送路となる道路の整備（県道30号（戸塚茅ヶ崎線）、県道46号（相模原茅ヶ崎線）の道路法面の防災対策など）
- ・緊急輸送路となる橋りょうの整備（県道76号（山北藤野線）大羽橋の耐震対策など）
- ・緊急輸送路と連携する緊急物資受入港の機能充実（湘南港、大磯港の防災施設の整備）

●自然災害に強いまちづくり

●治水対策の推進

- ・国の管理河川への支援（相模川）
- ・大河川の整備（相模川の多自然型護岸整備など）
- ・都市河川重点整備「かながわSafetyリバー50」（永池川、不動川の護岸整備、境川、金目川の多自然型護岸整備、境川遊水地の整備など）
- ・都市河川の整備（室川の護岸整備など）

●海岸保全施設の整備

- ・津波・高潮対策の推進（藤沢海岸、大磯港海岸）
- ・侵食対策の推進（平塚海岸の人工岬工、茅ヶ崎海岸の消波堤工など）

●土砂災害防止施設などの整備

- ・砂防施設の整備（大山沢、葎尾根沢、東沢、大久保沢など）
- ・地すべり防止施設の整備（田代など）
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備（与瀬地区、日向地区、平沢小原地区、戸室A地区など）
- ・落石などの危険箇所の整備（県道35号（四日市場上野原線）、県道70号（秦野清川線）など）

●水辺施設の保全の推進

- ・海岸施設の保全（平塚海岸の補修・改良など）
- ・港湾施設の保全（湘南港、大磯港）

●安全防災を支える農林水産業の推進

- ・災害を未然に防止する農業施設づくり（下大槻地区、煤ヶ谷地区、尾山地区、杉久保・本郷地区、筒川地区の用排水路、大堰、万年堰地区の取水堰）
- ・治山事業の推進（宮ヶ瀬、青根、寺山）
- ・災害に強い漁港の整備（片瀬漁港、平塚漁港）

●安全で円滑な交通環境の確立

●交通安全施設などの整備

- ・県道513号（烏屋川尻線）三井大橋、県道76号（山北藤野線）、県道63号（相模原大磯線）の歩道整備、国道413号の交差点改良など

●地域の活力を支える公共交通網の整備

●鉄道網の整備促進

- ・相模線複線化の促進
- ・東海道新幹線新駅の誘致

●みなとまちづくりの推進

- ・湘南港、大磯港の再整備

●多様な交流を支える道路網の整備

●自動車専用道路網の整備

- ・さかみ縦貫道路、第二東名高速道路、厚木秦野道路、横浜湘南道路、新湘南国道など

●インターチェンジ接続道路の整備

- ・津久井広域道路、（都）湘南新道、国道129号、県道22号（横浜伊勢原線）、県道44号（伊勢原藤沢線）、県道45号（丸子中山茅ヶ崎線）、県道52号（相模原町田線）、県道603号（上柏屋厚木線）、（都）下今泉門沢橋線河原口立体、（都）河原口中新田線中新田立体、（都）藤沢大磯線など

●交流幹線道路網の整備

- ・広域交流幹線道路網の整備（国道413号、国道134号、国道467号、県道42号（藤沢座間厚木線）、県道22号（横浜伊勢原線）、（都）藤沢厚木線、（都）寺尾上土棚線など）

●地域分断・交通のボトルネックの解消

- ・橋りょうの新設・架替（県道520号（吉野上野原停車場線）勝瀬橋など）
- ・鉄道との立体交差化（（都）横浜伊勢原線伊勢原立体など）

●道路施設の適正な維持管理

- ・橋りょうの修繕及び補強（国道129号新昭和橋の補修など）
- ・舗装の補修（国道467号など）
- ・安全施設の維持（県道704号（秦野停車場線）の歩道補修など）

●先導的な都市拠点の整備

●先導的な都市拠点の整備

- ・環境共生モデル都市ツインシティの整備など

●地域の個性を生かした市街地の整備

●計画的な宅地供給の促進

- ・土地区画整理の促進（大浜地区、香川・下寺尾地区、今泉台地区、真田地区、柄沢地区、湘南の丘地区、渋谷南部地区など）



治水対策の推進（境川）



海岸保全施設の整備（茅ヶ崎海岸）

- 既成市街地の再整備による都市機能の更新
 - ・市街地再開発の促進（相模大野駅西側地区、小田急相模原駅北口A地区など）

●豊かで多様な住まいづくり

- 安全・安心に配慮した住まいづくり
 - ・高齢者・障害者向け公営住宅の整備、改善の推進（県営横山団地、県営伊勢原申橋団地、県営吾妻団地、県営いちょう下和田団地など）
- 的確な公的住宅の整備
 - ・公営住宅の的確な整備（県営横山団地など）
 - ・新たな手法による公営住宅整備の展開（県営伊勢原申橋団地など）
 - ・トータルリモデルなどの推進（県営吾妻団地、県営いちょう下和田団地など）

●快適な生活を支える上・下水道の整備・充実

- 安全で良質な水の安定供給の推進
 - ・県営水道の充実（水道施設の相互融通化（大和市など））
- 水源地域の水環境の保全
 - ・ダム湖上流の砂防施設の整備（柏木沢、大久保沢、青山川など）
 - ・ダム貯水池保全対策の強化（沼本地区の植物浄化施設の整備など）
- 下水道整備の推進
 - ・相模川流域下水道の整備（左岸処理場、右岸処理場の整備）
 - ・公共下水道の整備促進（市町村への補助）



下水道整備の推進
（相模川流域下水道左岸処理場）

●みどり豊かで美しいまちづくり

- みどりを保全・活用するまちづくり
 - ・湘南海岸砂防林の保護育成（藤沢海岸、茅ヶ崎海岸、平塚海岸など）
- 都市公園などの整備
 - ・県立都市公園などの整備（秦野戸川公園、津久井湖城山公園、茅ヶ崎里山公園、あいかわ公園、相模三川公園、相模原公園、さがみグリーンラインなど）
 - ・新たな手法による都市公園などの整備（伊勢原方面公園など）
 - ・県立都市公園機能の充実（湘南海岸公園など）
 - ・河川事業との連携による都市公園の整備（境川遊水地公園）
- うるおいのあるみち空間の形成
 - ・街路樹の整備（国道129号など）
 - ・幅の広い歩道の整備（県道404号（遠藤茅ヶ崎線）、国道467号など）
 - ・電線の地中化（県道46号（相模原茅ヶ崎線）など）
 - ・段差のない歩道の整備（県道48号（鍛冶谷相模原線）、県道57号（相模原大蔵町線）、県道22号（横浜伊勢原線）、県道60号（厚木清川線）など）



都市公園などの整備
（あいかわ公園パークセンター）

●自然環境に配慮したまちづくり

- ひとや自然にやさしい水辺づくり
 - ・ひとや自然にやさしい川づくり（金目川の護岸補修など）
 - ・ひとや自然にやさしい海岸づくり（平塚海岸、二宮海岸の養浜工など）
 - ・ひとや自然にやさしい溪流づくり（下子易沢の溪流保全工など）

●福祉のまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりの推進
 - ・都市公園のバリアフリー化の推進

●地域に根ざした農林水産業の振興

- 地産地消による農林水産業の振興
 - ・花と緑のふれあい拠点（仮称）の整備

●多彩な生産を実現する農林水産基盤の確保と整備

- 環境に配慮した農業生産基盤の確保と整備
 - ・農業生産環境の総合整備（赤羽根地区、半原地区の農村総合整備、煤ヶ谷・宮ヶ瀬地区の山村振興対策など）
 - ・ほ場の整備の推進（大田地区、新戸地区、神戸木津根地区、久松地区など）
 - ・用排水路の整備（相模川右岸地区、相模川左岸地区、新川地区）
 - ・農道整備の推進（岡崎比々多地区、北西秦野地区）



環境に配慮した農業生産基盤の確保と整備
（大田地区）

●地域の農林水産業を生かした都市との交流

- 都市と交流するふれあい農林業の展開
 - ・みどりのふるさとづくり（望地地区のうるおい施設の整備）

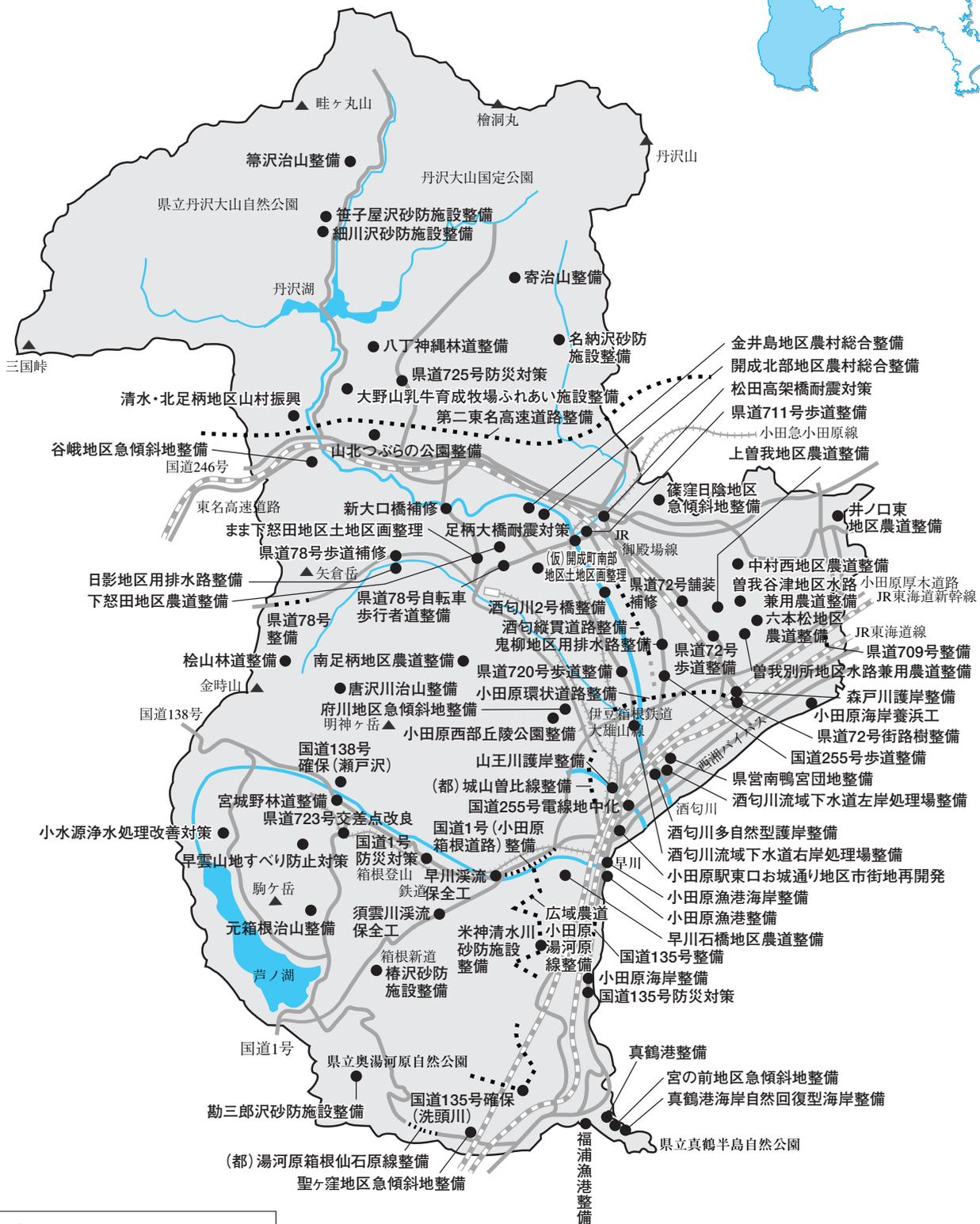
●生活環境の保全

- 水環境保全対策の推進
 - ・農業集落排水施設の整備（土屋地区）

●自然環境の保全と活用

- 県民との協働による水源の森林づくり
 - ・水源地域の私有林の公的管理・支援の推進
- 自然とのふれあいと県民と一体となった森林の保全
 - ・自然公園の整備と活用（丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園）

● 緑住快適交流都市圏



- 【凡例】**
- まちづくりの事業
 - +++++ 鉄道
 - 道路
 - まちづくりに関係する計画路線

※県が取り組む事業の一部を掲載しています。

●都市の安全性の向上

●緊急輸送路などの整備

- ・緊急輸送路となる道路の整備（国道1号、国道135号の道路路面の防災対策、国道135号（洗頭川）、国道138号（瀬戸沢）の確保など）
- ・緊急輸送路となる橋りょうの整備（国道255号松田高架橋、県道78号（御殿場大井線）足柄大橋の耐震対策など）
- ・緊急輸送路と連携する緊急物資受入港の機能充実（真鶴港の防災施設の整備）

●自然災害に強いまちづくり

●治水対策の推進

- ・大河川の整備（酒匂川の多自然型護岸整備など）
- ・都市河川重点整備「かながわSafetyリバー50」（山王川の護岸整備など）
- ・都市河川の整備（森戸川の護岸整備など）

●海岸保全施設の整備

- ・津波・高潮対策の推進（小田原海岸、真鶴港海岸）
- ・侵食対策の推進（小田原海岸の養浜工など）
- ・漁港海岸の侵食防止（小田原漁港）

●土砂災害防止施設などの整備

- ・砂防施設の整備（樁沢、勘三郎沢、米神清水川、名納沢など）
- ・地すべり防止施設の整備（早雲山など）
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備（聖ヶ窪地区、谷峨地区、宮の前地区、篠窪日陰地区、府川地区など）
- ・落石などの危険箇所の整備（県道725号（玄倉山北線）など）

●水辺施設の保全の推進

- ・港湾施設の保全（真鶴港）

●安全防災を支える農林水産業の推進

- ・災害を未然に防止する農業施設づくり（曾我谷津地区、曾我別所地区の水路兼用農道、日影地区、鬼柳地区の用排水路など）
- ・治山事業の推進（元箱根、寄、箒沢、唐沢川）
- ・災害に強い漁港の整備（小田原漁港、福浦漁港）

●安全で円滑な交通環境の確立

●交通安全施設などの整備

- ・県道723号（関本小涌谷線）の交差点改良、県道78号（御殿場大井線）の自転車歩行者道の整備など

●地域の活力を支える公共交通網の整備

●みなとまちづくりの推進

- ・真鶴港の整備

●多様な交流を支える道路網の整備

●自動車専用道路網の整備

- ・第二東名高速道路など

●交流幹線道路網の整備

- ・広域交流幹線道路網の整備（酒匂縦貫道路、小田原環状道路、国道135号、国道1号（小田原箱根道路）など）
- ・地域交流幹線道路網の整備（（都）湯河原箱根仙石原線、県道78号（御殿場大井線）、県道709号（中井羽根尾線）、（都）城山曾比線など）

●地域分断・交通のボトルネックの解消

- ・橋りょうの新設・架替（（都）和田河原開成大井線酒匂川12号橋）

●道路施設の適正な維持管理

- ・橋りょうの修繕及び補強（県道74号（小田原山北線）新大口橋の補修など）
- ・舗装の補修（県道72号（松田国府津線）など）
- ・安全施設の維持（県道78号（御殿場大井線）の歩道補修など）

●地域の個性を生かした市街地の整備

●計画的な宅地供給の促進

- ・土地区画整理の促進（ままた怒田地区、（仮称）開成町南部地区など）

●既成市街地の再整備による都市機能の更新

- ・市街地再開発の促進（小田原駅東口お城通り地区など）



土砂災害防止施設などの整備
（米神清水川）

●豊かで多様な住まいづくり

- 安全・安心に配慮した住まいづくり
 - ・高齢者・障害者向け公営住宅の整備、改善の推進（県営南鴨宮団地など）
- 的確な公的住宅の整備
 - ・公営住宅の的確な整備（県営南鴨宮団地など）

●快適な生活を支える上・下水道の整備・充実

- 安全で良質な水の安定供給の推進
 - ・県営水道の充実（イタリー水源の小水源浄水処理改善対策）
- 水源地域の水環境の保全
 - ・ダム湖上流の砂防施設の整備（笹子屋沢、細川沢など）
- 下水道整備の推進
 - ・酒匂川流域下水道の整備（左岸処理場、右岸処理場の整備）
 - ・公共下水道の整備促進（市町への補助）

●みどり豊かで美しいまちづくり

- みどりを保全・活用するまちづくり
 - ・みどりを生かした崩れ対策（聖ヶ窪地区、谷岨地区、篠窪日陰地区の急傾斜地崩壊防止施設の整備など）
- 都市公園などの整備
 - ・県立都市公園などの整備（小田原西部丘陵公園、山北つぶらの公園など）
- うるおいのあるみち空間の形成
 - ・街路樹の整備（県道72号（松田国府津線）など）
 - ・幅の広い歩道の整備（県道720号（怒田開成小田原線）、国道255号など）
 - ・電線の地中化（国道255号など）
 - ・段差のない歩道の整備（県道72号（松田国府津線）、県道711号（小田原松田線）など）

●自然環境に配慮したまちづくり

- ひとや自然にやさしい水辺づくり
 - ・ひとや自然にやさしい海岸づくり（真鶴港海岸の自然回復型海岸の整備など）
 - ・ひとや自然にやさしい溪流づくり（早川、須雲川の溪流保全工など）
- 新エネルギーを活用した都市整備
 - ・新エネルギーを活用した公園整備（小田原西部丘陵公園）

●福祉のまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりの推進
 - ・都市公園のバリアフリー化の推進

●多彩な生産を実現する農林水産基盤の確保と整備

- 環境に配慮した農業生産基盤の確保と整備
 - ・農業生産環境の総合整備（金井島地区、開成北部地区農村総合整備、清水・北足柄地区山村振興対策事業）
 - ・農道整備の推進（広域農道小田原湯河原線、上曾我地区、早川石橋地区、井ノ口東地区、下怒田地区、中村西地区、南足柄地区、六本松地区）
- 森林づくりを支える基盤の整備と森林の保全
 - ・林道の計画的な整備（八丁神縄林道、宮城野林道、松山林道）

●地域の農林水産業を生かした都市との交流

- 都市と交流するふれあい農林業の展開
 - ・大野山乳牛育成牧場ふれあい施設の整備

●自然環境の保全と活用

- 県民との協働による水源の森林づくり
 - ・水源地域の私有林への公的管理・支援の推進
- 自然とのふれあいと県民と一体になった森林の保全
 - ・自然公園の整備と活用（丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立真鶴半島自然公園、県立奥湯河原自然公園）



ひとや自然にやさしい水辺づくり
（真鶴港海岸）



環境に配慮した農業生産基盤の確保と整備
（広域農道小田原湯河原線）

第3章

計画の推進にあたって



- 1 計画推進のための行政運営
～地方分権改革や
行政システム改革との
一体的推進～
- 2 プロジェクト事業費
- 3 主な個別計画・指針
- 4 職員からの提案事業
- 5 計画の進行管理

1 計画推進のための行政運営

～地方分権改革や行政システム改革との一体的推進～

県では、地方分権改革や行政システム改革を一体的に推進することにより、大変厳しい財政状況の中で限られた財源を効率的に重点配分し、計画に位置づけた施策・事業の着実な推進に努めます。

(1) 地域主権型社会の実現に向けて

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、地方自治体の自主性や自立性を高め、住民主導の個性的で総合的な行政システムへの転換＝「地方分権」を実現する必要があります。

地方分権一括法の施行によりスタートした地方分権改革はその後、改革の残された最大の課題である地方税財源の充実強化が議論されるとともに、市町村合併に向けた動きが進む中で、将来の自治体のあり方を探る議論や取組みが国・地方を通じて始まっています。今後、県はどのような機能・役割を担うべきなのかが問われています。

地方分権改革の推進に向けては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、住民に身近な行政は、住民に身近な市町村が行えるようにしていくことが重要です。

そして、県は基礎自治体である市町村が十分な権限や財政基盤を持った自立性の高い行政主体となるように支援するとともに、広域自治体としての機能・役割をしっかりと果たしていく必要があります。

県では、将来における広域自治体としての県のあり方を見据えながら、地方分権改革を推進するため、「神奈川力構想・プロジェクト51」などと連動して、「地域主権実現のための中期方針」を策定することといたしました。

この中期方針においては、2006(平成18)年度を目途に、以下の4つを取組方針として、地域主権型社会の実現に取り組みます。

〈地域主権実現のための中期方針〉

●取組方針

1 県の機能・役割の純化・強化と連携の推進

～市町村の自主的・自立的な行政運営の支援と広域行政課題の解決に向けた他都県との連携の強化など～

2 地域主権を支える税財政システムの確立

～国から地方への税源移譲など地域自らの支出を自らの財源、権限、責任でまかなえる税財政システムの確立～

3 参加による地域主権の推進

～県政への県民・市町村参加、国政への県の参加などの充実～

4 将来の広域自治行政システムへの転換の研究

～道州制など将来の広域自治体のあり方の研究～

(2) 行政システム改革に向けて

県では、財政の健全化を図り、新たな県民ニーズに応え得る行政システムの実現に向けて、1997(平成9)年度に「行政システム改革推進本部取組方針」を定め、以来、「3つの10%目標」を掲げ全庁をあげて行政システム改革に取り組んできました。改革の推進に伴い、2001(平成13)年度からは「改革の第二ステージ」として、2004(平成16)年度に向けて「3つの10%目標」の取組みを一層強化し、特に2002(平成14)年度からはアクション・プログラムも策定して、改革の実現に努めてきたところです。

この間、県民ニーズが多様化・高度化する一方で、市町村機能の強化、NPOなどの多様な民間公的サービス提供主体の増強、規制緩和、高度情報化、行政課題の広域化、行政の透明性への関心・参加意識の高まりなどにより、県の役割や県行政に対する期待は大きな変化が続いています。また、依然として厳しい財政状況が続く中、国の「三位一体の改革」も進みつつあり、将来を見据えた的確な対応が求められています。

そこで、県では、行政システム改革の視点から県行政の今後の方向性を明らかにするため、「神奈川力構想・プロジェクト51」などと連動して、新たな「行政システム改革の中期方針」を策定することといたしました。

今後はこの中期方針に基づき、2006(平成18)年度を目途に次の2つの目標の実現に向け、以下の4つを基本方針として、行政システム改革の取組みを進めます。

〈行政システム改革の中期方針〉

●目 標

- A ゼロ成長の時代に対応した、より簡素で効率的な県政の実現
- B 県民・市町村から期待される役割と責任に対する的確な対応

●基本方針

- I 県行政の重点化 ～県機能・役割の強化と純化～
- II 県行政の効率化・スリム化 ～スピードとコスト意識を持った県行政の推進～
- III 民間との協働と連携 ～民間と協働・連携した公的サービスの提供～
- IV 県民視点に立つ行政 ～県民の視点に立ち満足度を高める行政の展開～

〈行政システム改革のこれまでの取組み〉

★ 3つの10%目標

- 職員数削減
- 組織数削減
- 県債発行適正化

★ 3つの向上目標

- 行政効率・行政サービスの向上
- 行政の透明性の向上
- 行政マネジメント意識の向上

★ アクション・プログラム

- 出先機関の見直し
- 第三セクターの見直し
- 県民サービスの向上

〈6年間の取組みの成果〉

	職員数の削減 (知事部局)	組織数の削減		
		本庁組織		出先機関
		部局数	室課数	
1997(平成9)年度	13,551人	14部局	149室課	279機関
2003(平成15)年度	11,970人	10部局	117室課	212機関
削減数 (削減率)	▲ 1,581人 (▲11.7%)	▲ 4部局 (▲28.6%)	▲ 32室課 (▲21.5%)	▲ 67機関 (▲24.0%)

財政面への節減効果 1998(平成10)～2003(平成15)年度	
合計	6,005億円
施策・事業費の抑制	2,124億円
人件費の抑制	2,053億円
公債費の抑制	1,828億円

	県主導第三セクター	
	法人数	県支出金 (百万円)
1997(平成9)年度	40法人	55,679
2003(平成15)年度	35法人	35,983
削減数 (削減率)	▲ 5法人 (▲12.5%)	▲19,696 (▲35.4%)

	自主財源額 (億円)	県債新規発行額 (億円)	自主財源に対する割合(%)
1996(平成8)年度 (最終予算)	10,722	2,474	23.1
2003(平成15)年度 (当初予算)	9,179	1,346	14.7
差引増減	▲ 1,543	▲ 1,128	▲ 8.4

2 プロジェクト事業費

厳しい財政状況の下でも、この3年間に重点的・優先的に取り組む必要のある戦略プロジェクトの計画額について、次のとおり見込みました。

戦略プロジェクト以外の施策・事業も含めた、今後の県全体の財政収支見通しについては、現在の「財政健全化の指針」の対象期間が2004(平成16)年度までであることから、2004(平成16)年度中に新たな「財政健全化の指針」を策定し、2005(平成17)年度からの5年間の財政見通しの試算と財政健全化に向けた取組みを明らかにしてまいります。

〈会計別〉

(単位：億円)

会 計	戦略プロジェクト			
	計画額 (3年間)	一般財源	県債・企業債	その他
一般会計	2,500	980	930	590
特別会計	100	80	0	20
企業会計	200	20	100	80
三会計合計	2,800	1,080	1,030	690

※特別会計、企業会計の一般財源欄は、一般会計からの繰入金を表示しています。

〈政策課題分野別〉

(単位：億円)

政策課題分野	戦略プロジェクト 計画額 (3年間)
I 安心してくらする福祉・医療の基盤整備	710
II 県民の安全・安心の確保	120
III 未来を担う人づくり	420
IV 産業振興による地域経済の活性化	120
V 地域からの環境の保全と創造	170
VI 心豊かなくらしと共生社会の実現	70
VII 個性あふれる地域づくり	1,190
合 計	2,800

3 主な個別計画・指針

県政をより総合的、効果的に推進するためには、県政の特定の課題について、横断的・総合的に施策を展開したり、実行性の観点から重点的に取り組んで行くことが必要です。

このことから、総合計画を補完するものとして、特定課題に対応した個別計画や指針を策定し、総合計画の推進との整合をとりながらその推進を図ることにより、特定の政策課題に対して、より柔軟で重点的な施策の展開を図ります。

【主な個別計画・指針とその内容】 ※各個別計画・指針の軸となる政策課題分野ごとに整理しています。
() は窓口となる部局を表しています。

I 安心してくらすせる福祉・医療の基盤整備

■ 神奈川県保健医療計画（2001（平成13）年度改定） （衛生部）

県民が、いつでも、どこでも、だれでも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられるよう、日ごろの健康づくりから病気の予防、診断・治療、リハビリテーションにいたる県の保健医療施策の総合的な基本指針として策定した計画です。

■ かながわ健康プラン21（2000（平成12）年度策定） （衛生部）

これから迎える超高齢社会に向けて、高齢になっても一人ひとりが生き生きとくらすために、病気の早期発見や治療にとどまることなく、日常生活習慣を改善して病気の発症を予防し、健康づくりを効果的に進めるうえで取り組む具体的な目標を示した計画です。

■ 地域福祉支援計画（仮称）（2004（平成16）年度策定予定） （福祉部）

「共に生き、支え合う社会」をめざす地域福祉の推進に向けて、県の施策の方向性や具体的な取組みを示し、市町村地域福祉計画の推進などを支援するための計画です。

■ かながわ高齢者保健福祉計画（2002（平成14）年度改定） （福祉部）

本格的な高齢社会に的確に対応し、高齢者が安心して、生き生きとくらする社会づくりを推進するため、必要な保健福祉サービスの見込量を示し、その実現に向けた支援方策などを定めた計画です。

■ かながわ障害者計画（2003（平成15）年度改定） （福祉部）

障害者の社会への「完全参加と平等」を実現するため、ノーマライゼーションの推進とリハビリテーションの充実を理念とし、「ともに生きる社会福祉かながわ」の創出のため、人権の尊重、利用者本位の支援、社会のバリアフリー化の推進などを内容とする障害者施策の方向性を示した計画です。

■ ホームレスの自立支援等に関する実施計画（仮称）（2004（平成16）年度策定予定） （福祉部）

自立の意思がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができないホームレスの自立支援策を展開するための計画です。

II 県民の安全・安心の確保

■ 神奈川県地域防災計画（2002（平成14）年度修正） （防災局）

地震や風水害などの災害に強い県土づくりをめざし、計画的な土地利用や防災空間の確保、都市施設などの安全性確保を進めるとともに、災害発生の前対策や災害発生時の応急活動、復旧・復興対策などを定めた計画です。

Ⅲ 未来を担う人づくり

■ 次世代育成支援神奈川県行動計画（仮称）（2004（平成16）年度策定予定）（福祉部）

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、「地域における子育ての支援」、「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」、「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」、「子育てを支援する生活環境の整備」、「職業生活と家庭生活との両立の推進」、「子ども等の安全の確保」、「要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進」に向けた総合的な施策展開を進めるための計画です。

■ かながわ青少年育成指針（仮称）（2004（平成16）年度策定予定）（県民部）

21世紀を担う神奈川の青少年が、たくましく「生きぬく力」と他者を思いやる「共感する心」を自ら育ていけるような育成環境づくりをめざし、基本方向や施策展開などを定めた指針です。

Ⅳ 産業振興による地域経済の活性化

■ 神奈川県科学技術政策大綱（2001（平成13）年度改訂）（企画部）

「地域経済の活性化のための産業支援」、「健康・福祉・安全・環境等の県民生活の質の向上」、「創造的で魅力ある地域社会の形成と人材の育成」を基本目標とし、本県が県の試験研究機関などを中心として実施すべき科学技術の施策の指針とするものです。

■ かながわ産業活性化指針（2003（平成15）年度策定）（商工労働部）

経済状況の大きな変革期の中で、県内産業の活性化を図るため、2015年の県内産業がめざすすがたを示し、その実現に向けて2006年度までの県の取組みの基本方向と基本施策を提示した指針です。

■ かながわツーリズム推進指針（2003（平成15）年度策定）（商工労働部）

観光をめぐる環境変化などを踏まえ、「人々にゆとりと豊かさを与える質の高い観光交流の実現」、「地域の活性化と一体となった産業としての観光の実現」、「国際観光県「かながわ」の実現」の3つを基本目標とし、その実現に向けて施策の方向と2006年度までの県の重点的な取組みなどを定めた指針です。

■ かながわ農業活性化指針（仮称）（2004（平成16）年度策定予定）（環境農政部）

県における農業の展開方向について、環境にやさしく新鮮で安全・安心な農産物の安定供給を基本に、都市と環境に寄与する農業を実現するための基本方向や施策展開などを定めた指針です。

■ かながわ海業推進指針（仮称）（2004（平成16）年度策定予定）（環境農政部）

国際化の進展に伴う水産資源管理の強化、海や川でのレクリエーションの増加など、漁業を取り巻く環境変化を踏まえ、漁業を新たな産業<海業>として発展させるための基本方向や施策展開などを定めた指針です。

Ⅴ 地域からの環境の保全と創造

■ 神奈川県廃棄物処理計画（2001（平成13）年度策定）（環境農政部）

循環型社会の形成に向けて、廃棄物県内処理100%を基本目標に、廃棄物の排出を最小限に抑え、排出した場合でも資源として最大限に活用し、最終的に資源として活用できないものについて、安全、安心な処理を行う取組みを、県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくための計画です。

■ 神奈川県環境基本計画（2000（平成12）年度改定）（環境農政部）

「環境保全型社会かながわ」の実現に向けて、環境の保全と創造に関する長期的な方向性を明らかにするとともに、具体的な施策展開や達成目標、環境資源利用にあたっての配慮指針などを示した環境分野での基幹的な計画です。

- **かながわ新エネルギービジョン（2002（平成14）年度策定）** （環境農政部）
化石燃料の枯渇や地球環境問題に対応するため、地球温暖化防止対策やエネルギー供給の多様化などの観点から、新エネルギーの導入・普及の促進を図るための指針です。
- **みどりの総合計画(仮称)（2004（平成16）年度策定予定）** （環境農政部）
みどりの減少やみどりに対する必要性の高まりを踏まえ、量の確保とともに質の向上も重視した、みどりの数値目標や配置方針、緑化推進の方策、実現化の手法とプログラムを示した、都市から里山、森林、山岳地域まで全県的に展開する、総合的なみどり施策の推進を図るための計画です。

VI 心豊かなくらしと共生社会の実現

- **かながわ文化芸術振興指針（2003（平成15）年度策定）** （県民部）
文化芸術活動を行う県民の自主性や創造性などを尊重することを基本として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現をめざす指針です。
- **神奈川県スポーツ振興指針（仮称）（2004（平成16）年度策定予定）** （教育委員会）
スポーツを取り巻く様々な社会状況の変化や県民のスポーツニーズが多様化する中で、スポーツ振興をめぐる諸課題に対し、中・長期的な見通しに立って取り組むための指針です。
- **かながわ人権施策推進指針（2003（平成15）年度改定）** （県民部）
「人権がすべての人に保障される地域社会づくり」を着実に進めるため、県の人権施策推進にあたっての基本姿勢や施策の方向性を示す指針です。
- **かながわ男女共同参画推進プラン（2003（平成15）年度改定）** （県民部）
男女の人権が等しく尊重され、女性も男性も、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を進める計画です。
- **かながわ国際施策推進指針（仮称）（2004（平成16）年度策定予定）** （県民部）
地域の国際化の進展に伴う様々な情勢の変化に対応した国際施策を推進するための基本的な考え方や方向性を明らかにし、一人ひとりが地球にくらす一員として、協働・連携して取り組んでいけるような地域社会づくりをめざす指針です。

VII 個性あふれる地域づくり

- **かながわ都市マスタープラン（1996（平成8）年度改定）** （県土整備部）
21世紀初頭における望ましい神奈川の都市の姿を描き、その実現に向けた基本方向を広域的視点から明らかにするとともに、重点的に進めるプロジェクトや土地利用、社会資本整備、市街地整備の各方針などを定めた都市整備の分野での基幹的な計画です。
- **かながわ交通計画（1996（平成8）年度改定）** （県土整備部）
神奈川における望ましい総合都市交通体系を形成するための基本方向や施策展開などを定めた計画であり、都市整備の分野のうち、交通施設整備に関する部門別計画です。
- **かながわ住宅計画（2001（平成13）年度改定）** （県土整備部）
ライフスタイルの多様化や少子・高齢社会の到来などを踏まえ、豊かで安全でゆとりある住まい・まちづくりを推進するための基本方向や施策展開などを定めた計画であり、都市整備分野のうち住宅整備に関する部門別計画です。

4 職員からの提案事業

(1) めざしたもの

厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用するためには、職員自らが創意工夫に努め、県民サービスの向上を図ることが求められています。

このような考え方から、職員が自ら発案し、実施する事業を募集しました。

(2) 提案のながれ

2003(平成15)年10月1日から11月15日まで提案を募集し、全部で42件の事業の提案がありました。

審査会による第一次審査、知事による第二次審査を経て、次の9件の事業を採択しました。

これらの事業は、戦略プロジェクトの構成事業に位置づけ、提案した職員が自ら取組みを進めます。

【採択した事業】

事業名	事業概要	位置づける戦略プロジェクト
緑化技術等研究成果展開事業 (企画部科学技術振興課)	未利用木質資源を活用した木質ボードや屋上緑化の植生マットに関する現地適用化試験などを行い、県試験研究機関を中心とした研究成果の地域社会での実用化をめざす。	PJ29 資源の有効活用による農林水産業の振興
神奈川映像情報ライブラリー事業 (県民部広報県民課)	県の魅力を広く発信するため、映像情報のデータベース化、ライブラリーの構築、インターネット等による発信を行う。	PJ27 かながわツーリズムの推進
バイオテクノロジー産業国際化支援事業 (商工労働部工業振興課)	バイオテクノロジー産業の振興のため、企業コミュニティの立ち上げ支援や企業間連携・共同事業展開のためのコーディネート支援、ミッションの派遣と受入れなどを行う。	PJ24 産業活性化に向けた経済交流の推進
東アジア地域企業誘致モデル事業 (商工労働部工業振興課)	東アジア地域からの企業誘致のため、魅力あるインセンティブ・パッケージの検討、投資セミナーの開催、積極的な広報戦略の展開を行う。	PJ24 産業活性化に向けた経済交流の推進
あしがら塾(カントリービジネス創造・田園文化発信)事業 (足柄上地区行政センター)	カントリービジネス創造のためのインキュベーター塾を開設するとともに、田園文化発信のためのネットワーク事業を実施し、「地域力」の向上を支援する。	PJ45 交流・連携による県西地域の活性化
あしがら竹林再生事業 (足柄上地区行政センター)	荒廃が進んでいる竹林の再生に向けて、竹林整備のモデル事業を実施するとともに、竹材等の新たな活用方法の検討や竹林整備ボランティアの育成を行う。	PJ50 都市と里山のみどりの保全と活用
肉用繁殖雌牛導入による地域農業活性化事業 (津久井地区行政センター)	肉用繁殖牛を遊休農地に放牧し、低コストで省力的に飼養管理することで畜産振興を図るとともに、牛の採食による見通しのよい空間を作ることで有害鳥獣の侵入を防ぐ。	PJ28 地産地消による農林水産業の振興
NPO相談ネットワーク体制強化充実事業 (かながわ県民活動サポートセンター)	ボランタリー活動に対する的確で速やかな相談対応体制を確立するため、相談人材の育成と併せて、専門家が充実した支援を行うインターネット相談窓口を新たに開設する。	PJ36 ボランタリー活動の推進
鶴見川協働活用保全プログラム事業 (県土整備部横浜治水事務所)	地域や学校に河川保全・環境学習のプログラムを提供するなど、県民と協働した河川の新たな活用・保全のしくみづくりを行う。	PJ35 総合的な環境教育の推進

※ 事業名の欄に括弧書きで記載した所属名は、提案した職員が事業を実施する所属を示しています。

5 計画の進行管理

社会情勢の変化に的確に対応し、県民の皆さんや市町村などとの協働・連携による計画の着実な推進を図るためには、適切な進行管理を行い、その内容を県民の皆さんに明らかにしていくことが必要です。

そこで、毎年度、戦略プロジェクトの目標の達成状況や事業の進捗などをまとめ、広く公表していきます。

I 計画の背景となる基礎的条件

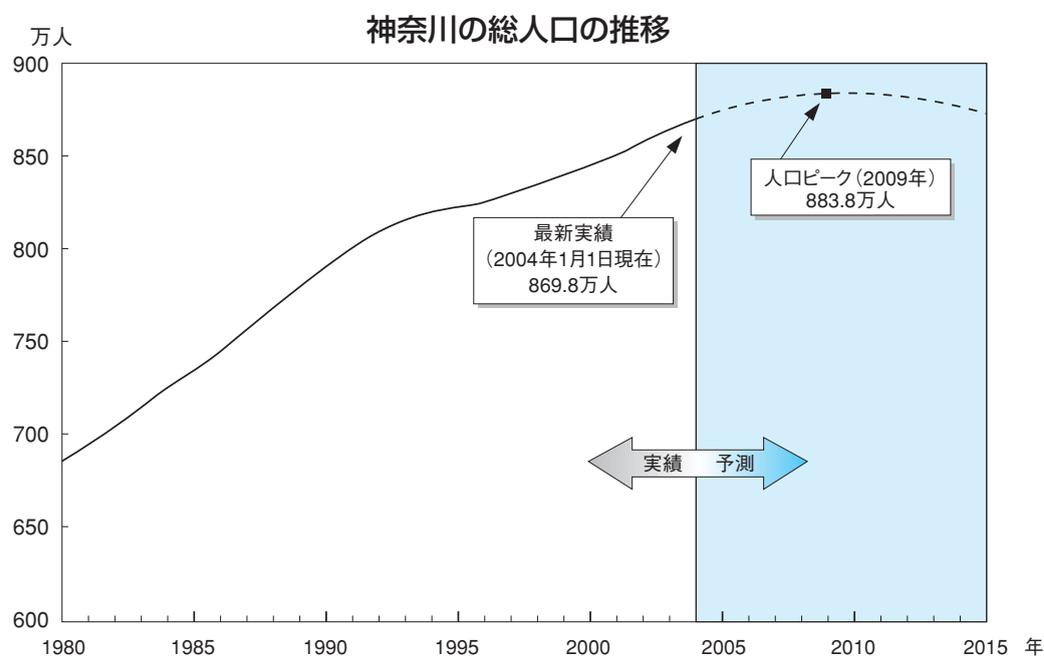
総合計画を策定するうえでの人口、土地利用、水需要の基礎的条件について、参考資料としてご紹介します。

1 将来人口の見通し

(1) 総人口の見通し

県の総人口は、県外からの人口流入によって、今後も引き続き社会増が続く一方で、晩婚化や結婚した夫婦の出産を控える傾向などによって、出生数の低下が見られており、死亡数の増加とも相まって、徐々にその伸び方が緩やかなものとなっています。こうした中で2009(平成21)年には883.8万人とピークを迎え、その後減少に向かうことが予測されています。

また、世帯数のピークは、2014(平成26)年(約356.4万世帯)に訪れると想定されます。



(企画部)

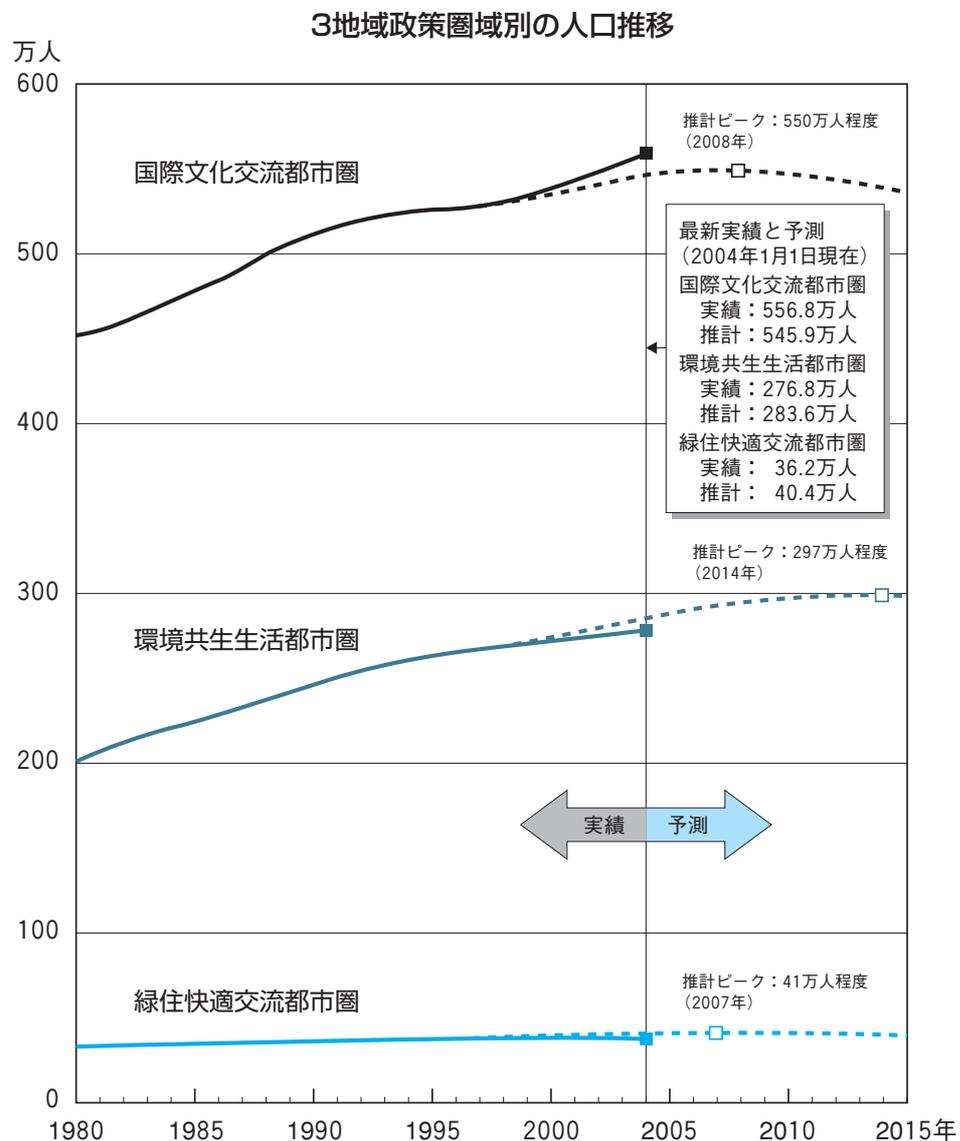
(2) 地域政策圏別の人口動向と見通し

神奈川の自然環境の保全や良好な生活環境の確保の観点から、全県的には、過度な人口増加を抑制することを引き続き基調としていく考えです。

しかし、県土の均衡ある発展をめざす観点から、県内に東部(国際文化交流都市圏)、中部(環境共生生活都市圏)、西部(緑住快適交流都市圏)の3つの地域政策圏を設定し、地域バランスに配慮した人口の適正配置をめざすとともに、県外や圏域間の人々の交流を踏まえて県土づくりを進めます。

なお、地域政策圏の基本方向を踏まえて、各圏域の将来人口を次のように想定します。

- 東部(国際文化交流都市圏)のピーク人口 550万人程度：2008(平成20)年
- 中部(環境共生生活都市圏)のピーク人口 297万人程度：2014(平成26)年
- 西部(緑住快適交流都市圏)のピーク人口 41万人程度：2007(平成19)年



(企画部)

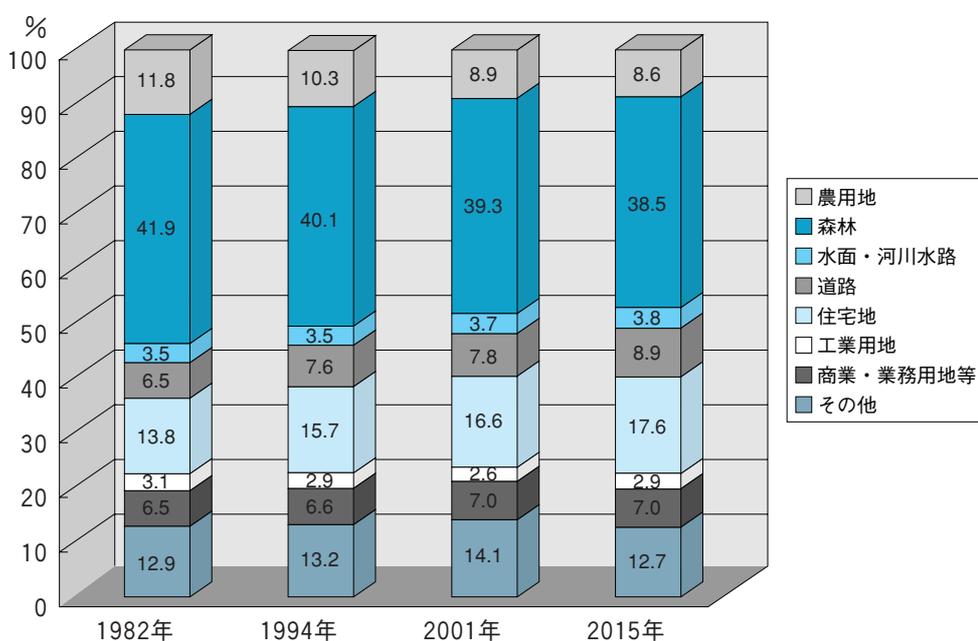
2 土地利用の動向と見通し

1994(平成6)年～2001(平成13)年の土地利用の動向を見ると、農用地や森林が想定よりも速いテンポで住宅地や道路などの用途に転換している一方で、工業用地は減少しています。

本県の人口のピークは、2009(平成21)年、世帯数のピークは2014(平成26)年と予測されており、都市的な土地利用に対する需要は今後も増加が見込まれます。

そこで、市町村の自主的なまちづくりの視点も念頭に入れつつ、農用地や森林の無秩序な開発を抑制するなど、自然と都市が調和した神奈川にふさわしい土地利用に向けた施策を進めます。

土地利用の推移（神奈川全県域）



(企画部)

【土地利用の方向性】

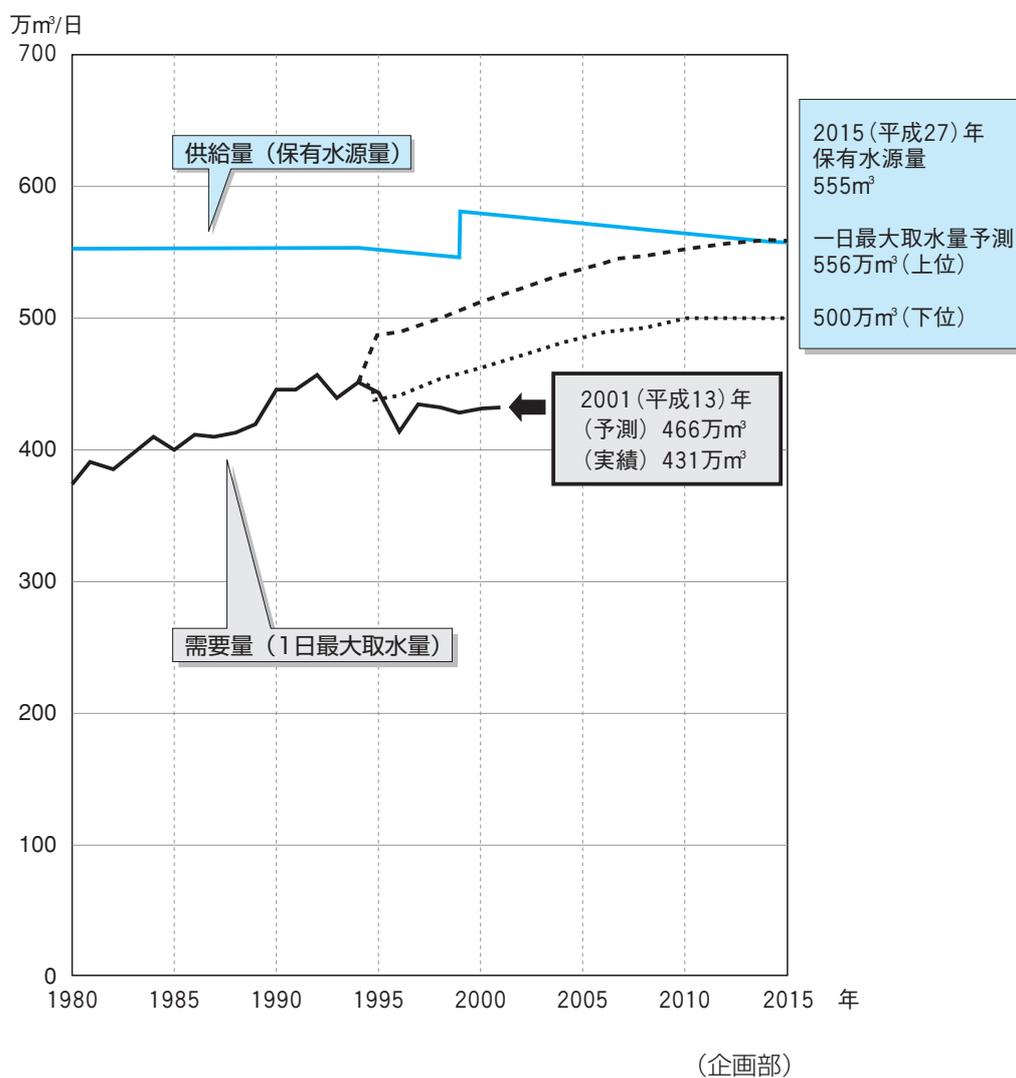
- 県土の利用にあたっては、公共の福祉を優先し、土地の有効利用と計画的利用を図ること、安全で安心できる県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用、美しくゆとりある県土利用という観点から質的向上を図ることなどを基本とします。
- 都市的な土地利用については、土地の有効利用を図るとともに、市街地の拡大の抑制を基調とし、安全性に配慮しつつ計画的な市街地の形成を図ります。また、市街化調整区域などにおける大規模開発を抑制します。
- 農林業的な土地利用については、農林業の生産活動の場、環境保全や防災の機能を発揮する場としての役割に配慮して、適正な保全と有効利用を図ります。
- 県土の均衡ある発展と地域主体のまちづくりに配慮した土地利用を進めます。

3 水需要の動向と見通し

水需要は、人口の伸び率に比例して緩やかに増加し、2015(平成27)年の水需要(一日最大取水量)は、500万 m^3 から556万 m^3 程度になることを見込んでおりましたが、節水意識の高まりや景気の低迷などにより、見通しよりも低く推移しています。現状では、他の都県と比較しても降雨条件などに左右されにくい水資源が確保されており、新たな水資源の開発は必要ないと考えられます。

今後は、現在の水資源を維持し、より安全で良質な水を安定的に供給できるよう、水源環境保全の取組みを充実していく必要があります。

上水道水の需給予測



II 戦略プロジェクトの〈目標〉として用いた指標に関する解説

2 高齢者が安心してらせるしくみづくり

・訪問介護サービスの提供回数

市町村における訪問介護サービスの過去の提供実績や今後の利用意向などを踏まえて設定した「かながわ高齢者保健福祉計画」の訪問介護サービスの供給見込み量をもとに、2006年度までの目標を設定しました。

・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の整備床数

市町村における要介護者の伸びや待機者の状況、施設サービスと居宅サービスとのバランス、国から示された基準などを踏まえて設定した「かながわ高齢者保健福祉計画」の介護老人福祉施設必要入所定員数をもとに、2006年度までの目標を設定しました。

3 保健・医療・福祉人材の養成・確保

・就業看護職員数

「かながわ看護職員8,000人増員戦略」のスローガンの下、県内の需給見通しや福祉分野の新たな需要創出に向けた取組みなどを踏まえ、2002年度の実業看護職員数(52,277人)を2006年度までに8,000人増やすことを目標値として設定しました。

4 身体・知的障害者の地域生活の支援

・総合相談窓口における支援(登録)者数

2003年度の総合相談窓口での支援(登録)者数に、今後、新たに支援が必要となる養護学校の新卒者を加えるとともに、過去5年間の障害者の平均伸び率を見込んで推計したものです。

・グループホーム(生活ホーム)への入居者数

2002年度、2003年度の整備実績を踏まえて整備計画箇所数を設定し、現在の平均入居者数から計画入居者数を推計しました。

・福祉的就業者数

2003年度の福祉的就業者数に、今後、新たに支援が必要となる養護学校の新卒者を加えるとともに、過去5年間の障害者の平均伸び率を見込んで推計しました。

6 福祉のまちづくりの推進

・バリアフリー化駅舎整備数

交通バリアフリー法の整備目標(一日の乗降客5,000人以上で、高低差5メートル以上の駅はバリアフリー化が必要)を踏まえ、2010年度までに整備の必要な県内の駅舎243駅について2006年度までの目標値を設定しました。

7 がん対策の総合的な推進

・地域がん診療拠点病院の数

地域のがん医療の中心となる地域がん診療拠点病院の数を、全県的な地域バランスや医療機関の設置状況を踏まえ、1施設(2002年度)から4施設(2006年度)に増やすことを目標値として設定しました。

8 総合的な救急医療体制の充実

・救命救急センター設置数

24時間体制で高度・専門的な三次救急医療を提供する7か所の救命救急センターを、患者数の増加への対応や全県的な地域バランスを考慮し、2006年度までに9か所とすることで目標値を設定しました。

9 身近な犯罪がなく安心してらせる地域づくり

・刑法犯検挙率

2003年を治安回復元年と位置付け、刑法犯検挙率を2006年までに2000年の水準(24.5%)に回復させることとして、2006年の目標値を25.0%と設定しました。

※刑法犯検挙率 = $\frac{\text{刑法犯検挙件数}}{\text{刑法犯認知件数}} \times 100$

10 安全で安心な食の確保

- ・ 添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品などの衛生検査の検体数
2002年度の検体数（4,869検体）を2006年度までに消費者の関心が高い食品添加物、残留農薬など約1,000検体増やすことを目標値として設定しました。
- ・ 大規模施設（食品の調理・製造）の監視指導数
2002年度の監視指導数（2,973施設）を2006年度までに大規模食品事故を防止するため、約1,000施設増やすことを目標値として設定しました。

14 保育サービスの充実

- ・ 県所管域(政令指定都市及び中核市を除く)の保育所などの定員増の数
県所管域の保育所入所待機児童解消のため、2003年4月を基準として2007年4月までに保育所及び認定保育施設の2,500人の定員増を図ることを目標値として設定しました。

16 国際性豊かな人づくり

- ・ 国際交流・協力事業の参加者数
国際交流・協力事業を、県と民間などが連携して行い、県国際交流協会の事業参加者数の過去の実績及び県実施事業の充実を踏まえ、2006年度までに参加者数を約2割増加させることを目標値として設定しました。

17 不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応

- ・ 長期不登校児童・生徒に対する訪問相談や民間施設などによる支援率
2002年度の不登校児童・生徒数を基準に、長期不登校（150日以上欠席）の児童・生徒に対する訪問相談や民間施設などの学校外における支援の割合を算出したものです。支援率が毎年度増加していき、2006年度までに100%となることを目標値として設定しました。なお、欠席日数150日未満の児童・生徒については、スクールカウンセラーなどにより対応します。
- ・ いじめ・暴力行為発生件数
2002年度において、いじめ・暴力行為の発生している学校については、2006年度までに毎年1校につき1件の減、発生していない学校は現状を維持するものとして目標値を設定しました。

19 活力と魅力ある県立高校づくり

- ・ 高校生活への満足度
2003年度から実施する生徒及び保護者に対する評価アンケートの「高校生活への満足度」（個性を生かし、創造力を伸ばす学校教育がなされていると思う人の割合）が毎年度増加することを目標としました。

21 学校と地域社会との交流の活性化

- ・ 高校生の社会奉仕・ボランティア活動などへの参加者割合
2003年度から県立高校に対するアンケートを実施し、在学中に最低1回は社会奉仕・ボランティア活動などを体験する県立高校の生徒の割合を2006年度までに100%とすることを目標値として設定しました。

22 ベンチャー企業の育成と新たな産業の集積促進

- ・ 県内における開業率
開・廃業率を再逆転し、2006年度には、全国トップレベルの開業率（2001年調査の全国第1位は沖縄県の開業率6.2%）となるよう目標値を設定しました。
- ・ 県内における新規法人設立登記件数
新規法人設立登記件数の高い上位3県（沖縄、奈良、福岡）の件数を参考に、目標値を設定しました。

23 中小企業の経営革新とものづくり支援

・中小企業経営革新支援法に基づく「経営革新計画」の承認件数

製品の付加価値化やサービスの向上といった経営革新に取り組む中小企業への支援を進めることにより、2004年度から毎年125件増とすることを目標値として設定しました。

24 産業活性化に向けた経済交流の推進

・県内に進出している外資系企業数

県内に進出している外資系企業数の最近の動向に加え、今後の施策展開により外資系企業がより進出しやすい環境が整備されることを勘案して、2004年から毎年10所増とすることを目標値として設定しました。

25 雇用の確保と産業人材の育成

・県内の就職件数

産業振興関係の戦略プロジェクトなどにより新規求人数27万人をめざすことを踏まえ、2001年度の県内就職件数(67,421人)を2006年度までに2割増することを目標値として設定しました。

・県立高等職業技術校などの修了生の就職率

過去4年間の平均値を2006年度の目標値として設定しました。

26 地域に根ざした産業の振興

・サービス業新規求人数

産業振興関係の戦略プロジェクトなどにより新規求人数27万人をめざすことを踏まえ、今後のサービス業の伸びを勘案して目標値を設定しました。

・県内の小売業の年間商品販売額

2002年の全国に対する県内の小売業の年間商品販売額の構成比は6.26%ですが、2002年の全国に対する県の人口構成比の6.77%(総務省統計局の人口推計)で算出した91,000億円を2006年までに上回ることをもって目標値に代えることとしました。

なお、商業統計調査は、2004年、2007年に実施されるため、2004年については目標値を設定しました。

27 かながわツーリズムの推進

・県内への年間入込観光客数

県内観光客数を増やすことが重要であることから、最大限実現可能な数値として、2000年の入込観光客数(143,631千人)を2006年までに2割増することを目標値として設定しました。

28 地産地消による農林水産業の振興

・県産農畜産物を購入した人の割合

県産農産物の販路を拡大して、地元産をより多く購入していただくという観点から、アンケート調査における県産農畜産物を購入した人の割合を、2006年度までに80%まで向上させることを目標値として設定しました。

29 資源の有効活用による農林水産業の振興

・木材生産量(間伐材なども含む)

「かながわ森林・林材業活性化計画」の2012年度の素材生産量の目標値47,000m³を踏まえ、2006年度までの目標値を設定しました。

・家畜ふん堆肥化率

「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」の2008年度の目標値93%を踏まえ、2006年度までの目標値を設定しました。

30 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

・廃棄物の排出量、再生利用率（リサイクル率）、最終処分量

「神奈川県廃棄物処理計画」を踏まえ、県や市町村、県民、事業者の取組み、技術開発などの要因を5年程度の中期的なスパンでとらえて2006年度までの目標値を設定しました。

31 不法投棄の防止対策の推進

・監視パトロール回数

不法投棄の未然防止対策や原状回復を推進するためには、監視・指導を強化して早期発見、早期対応を図ることが効果的であることから、監視パトロール回数の目標値を設定しました。

32 地球温暖化対策の推進

・県内における二酸化炭素の排出量

「新アジェンダ21かながわ」の2010年目標値（1990年比6%削減：2010年二酸化炭素排出量60,462千t-CO₂）を踏まえ、2006年の目標値を設定しました。

33 自動車交通公害対策の推進

・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき策定した「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき2010年度の目標（窒素酸化物の総量 11,200t、粒子状物質の総量 510t）の達成に向けた取組みを進めています。

なお、同計画では、国が示した基本方針に基づき、2010年度の目標の着実な達成に向け、2005年度を中間点検年度として、それまでに達成すべき目標を設定しており、その目標値を基に2002年度～2004年度及び2006年度の目標を設定しています。

34 新エネルギー導入の推進

・太陽光発電エネルギー導入量

2002年度末の自治体、企業、家庭などの太陽光発電導入量を起点に、「かながわ新エネルギービジョン」で導入量の目安としている2010年度の数値のうち、2010年度末の政府目標を神奈川県分に按分した数値（30.51万kw）を踏まえ、2006年度までの各年度の目標値を設定しました。

35 総合的な環境教育の推進

・マイアジェンダ（環境配慮に向けた自主的な取組み）登録学校

「新アジェンダ21かながわ」のめざす「持続可能な社会かながわ」を実現するため、環境教育・環境配慮について目標を掲げ、実践しているマイアジェンダ登録学校（小・中・高等学校）を2006年度までに1,300校とすることを目標値として設定しました。

37 文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり

・1年間に芸術鑑賞を行った延べ人数（10歳以上）

2001年度の1年間に芸術鑑賞を行った延べ人数（8,566千人）を、「社会生活基本調査」（総務省）における過去5年間の伸び率が年率約1%であることを踏まえ、2006年度までに約5%上昇させ、8,900千人にすることを目標値として設定しました。

・成人の週1回以上のスポーツ実施率

20歳以上の県民に対する「県民の体力・スポーツに関する調査」により把握した2002年度のスポーツ実施率37%を、毎年1%上昇させ、2006年度までに41%にすることを目標値として設定しました。

38 男女共同参画の推進

・男女平等と感じている人の割合

男女平等と感じている人の割合を、最近の男女共同参画の進展を踏まえ、学校教育、家庭生活、職場、社会通念において、2006年度までに5%程度上昇させることを目標値として設定しました。

40 電子自治体の推進

・電子申請などにより県民が節約できる時間数

県への申請・届出などのうち、窓口持参などから電子的に行われる手続きに変更されると見込まれる年間件数に、手続きごとに県民が節約されると想定される時間をかけて算出した値の合計を目標値として設定しました。

41 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出

・京浜臨海部の従業者数

産業の集積や活性化への取組み及び民間のプロジェクトの進行により増加が見込まれる数値として、2001年の従業者数（381,423人）を2006年までに2割程度増やすことを目標値として設定しました。

46 水環境保全対策の推進

・生活排水処理施設整備率

「神奈川県生活排水処理施設整備構想」の2010年度目標値98.98%を踏まえ、2006年度までの目標値を設定しました。

47 県民との協働による水源の森林づくり

・水源の森林づくりで適切に管理されている森林面積

2006年度までに8,700haを確保する現行計画を少しでも先に進めるよう、9,000haとすることを目標値として設定しました。

・森林づくりボランティア参加者数

水源の森林づくりへの県民の理解と参加を促進するため、2002年度のボランティア活動実績（6,400人）を踏まえ、2006年度までに7,000人とすることを目標値として設定しました。

48 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり

・植生劣化レベルⅤの管理ユニット数

「丹沢大山自然環境総合調査」及び「神奈川県二ホンジカ保護管理計画」策定のために実施した基礎調査の結果から、丹沢大山地域を尾根や沢などの地形に考慮して、56の管理ユニットに細分化し、植生の劣化の度合いによりⅠ～Ⅴに分類しております。このうち、植生劣化レベルがⅤとなっている2ユニットを2006年度までにレベルⅣに引き上げることを目標値として設定しました。

49 上流と下流の住民で支える水源地域づくり

・水源地域交流イベントなどへの参加者数

水源地域で開催される交流イベントの参加者数や交流促進施設、情報提供施設の整備計画を踏まえたこれらの施設の利用者数の2006年度までの累計を100万人とすることを目標値として設定しました。

50 都市と里山のみどりの保全と活用

・市街地におけるみどりのスペース

みどりのスペースとは、都市公園（県、市町村整備面積）、トラスト保全緑地、地域制緑地（自然公園と保安林を除く）などの面積で構成されるものです。

2002年度のみどりのスペース（50,152ha）を各構成要素ごとに分析・検討し、2006年度までに51,727haにすることを目標値として設定しました。

Ⅲ プロジェクト事業費の積算の基礎

政策課題分野ごとの計画額の内訳となる戦略プロジェクト別の積算数字は、次のとおりです。

(単位：億円)

政策課題分野	戦略プロジェクト	金額 (3年間)
I	安心してらせる福祉・医療の基盤整備	709.0
	1 福祉サービスの利用者支援と質の向上	6.8
	2 高齢者が安心してらせるしくみづくり	178.3
	3 保健・医療・福祉人材の養成・確保	80.3
	4 身体・知的障害者の地域生活の支援	44.3
	5 精神障害者の自立した生活・就労支援	48.3
	6 福祉のまちづくりの推進	195.0
	7 がん対策の総合的な推進	5.0
	8 総合的な救急医療体制の充実	150.6
II	県民の安全・安心の確保	125.7
	9 身近な犯罪がなく安心してらせる地域づくり	0.5
	10 安全で安心な食の確保	3.0
	11 消費者被害の未然防止と救済	0.5
	12 大規模地震に備えた対応力の強化	121.6
III	未来を担う人づくり	425.6
	13 子育てを地域で支えるしくみづくり	9.3
	14 保育サービスの充実	73.4
	15 児童虐待への総合的な対応	19.6
	16 国際性豊かな人づくり	2.6
	17 不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応	17.9
	18 少年の健全育成をめざす社会づくり	1.4
	19 活力と魅力ある県立高校づくり	240.5
	20 養護学校の整備による学習機会の確保	60.2
	21 学校と地域社会との交流の活性化	0.2
IV	産業振興による地域経済の活性化	126.7
	22 ベンチャー企業の育成と新たな産業の集積促進	31.5
	23 中小企業の経営革新とものづくり支援	15.4
	24 産業活性化に向けた経済交流の推進	1.1
	25 雇用の確保と産業人材の育成	21.8
	26 地域に根ざした産業の振興	9.8
	27 かながわツーリズムの推進	5.0
	28 地産地消による農林水産業の振興	15.2
	29 資源の有効活用による農林水産業の振興	26.5
V	地域からの環境の保全と創造	174.8
	30 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	122.0
	31 不法投棄の防止対策の推進	5.3
	32 地球温暖化対策の推進	8.2
	33 自動車交通公害対策の推進	31.6
	34 新エネルギー導入の推進	6.5
	35 総合的な環境教育の推進	0.9
VI	心豊かな暮らしと共生社会の実現	69.1
	36 ボランティア活動の推進	4.4
	37 文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり	43.0
	38 男女共同参画の推進	1.9
	39 外国籍県民とともにくらす地域社会づくり	5.7
	40 電子自治体の推進	13.8
VII	個性あふれる地域づくり	1,194.2
	41 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出	6.0
	42 京浜臨海部における新しいまちづくり	56.7
	43 人とみどりと歴史・文化が交流し活力ある三浦半島の整備	12.4
	44 環境共生モデル都市圏の形成	418.5
	45 交流・連携による県西地域の活性化	169.5
	46 水環境保全対策の推進	82.7
	47 県民との協働による水源の森林づくり	99.1
	48 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり	11.9
	49 上流と下流の住民で支える水源地域づくり	3.1
	50 都市と里山のみどりの保全と活用	303.5
	51 相模湾沿岸の地域資源の保全、活用と発信	30.2
	合 計	2,825.4

注) 数字は、積算の基礎とした参考数字です。

小数点以下第2位を切り捨てとしているため、合計などが符合しない場合があります。

Ⅲ プロジェクト事業費の積算の基礎

政策課題分野ごとの計画額の内訳となる戦略プロジェクト別の積算数字は、次のとおりです。

(単位：億円)

政策課題分野	戦略プロジェクト	金額 (3年間)
I	安心してらせる福祉・医療の基盤整備	709.0
	1 福祉サービスの利用者支援と質の向上	6.8
	2 高齢者が安心してらせるしくみづくり	178.3
	3 保健・医療・福祉人材の養成・確保	80.3
	4 身体・知的障害者の地域生活の支援	44.3
	5 精神障害者の自立した生活・就労支援	48.3
	6 福祉のまちづくりの推進	195.0
	7 がん対策の総合的な推進	5.0
	8 総合的な救急医療体制の充実	150.6
II	県民の安全・安心の確保	125.7
	9 身近な犯罪がなく安心してらせる地域づくり	0.5
	10 安全で安心な食の確保	3.0
	11 消費者被害の未然防止と救済	0.5
	12 大規模地震に備えた対応力の強化	121.6
III	未来を担う人づくり	425.6
	13 子育てを地域で支えるしくみづくり	9.3
	14 保育サービスの充実	73.4
	15 児童虐待への総合的な対応	19.6
	16 国際性豊かな人づくり	2.6
	17 不登校・ひきこもり、いじめ・暴力行為などへの対応	17.9
	18 少年の健全育成をめざす社会づくり	1.4
	19 活力と魅力ある県立高校づくり	240.5
	20 養護学校の整備による学習機会の確保	60.2
	21 学校と地域社会との交流の活性化	0.2
IV	産業振興による地域経済の活性化	126.7
	22 ベンチャー企業の育成と新たな産業の集積促進	31.5
	23 中小企業の経営革新とものづくり支援	15.4
	24 産業活性化に向けた経済交流の推進	1.1
	25 雇用の確保と産業人材の育成	21.8
	26 地域に根ざした産業の振興	9.8
	27 かながわツーリズムの推進	5.0
	28 地産地消による農林水産業の振興	15.2
	29 資源の有効活用による農林水産業の振興	26.5
V	地域からの環境の保全と創造	174.8
	30 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	122.0
	31 不法投棄の防止対策の推進	5.3
	32 地球温暖化対策の推進	8.2
	33 自動車交通公害対策の推進	31.6
	34 新エネルギー導入の推進	6.5
	35 総合的な環境教育の推進	0.9
VI	心豊かな暮らしと共生社会の実現	69.1
	36 ボランティア活動の推進	4.4
	37 文化芸術・スポーツを楽しむ環境づくり	43.0
	38 男女共同参画の推進	1.9
	39 外国籍県民とともにくらす地域社会づくり	5.7
	40 電子自治体の推進	13.8
VII	個性あふれる地域づくり	1,194.2
	41 京浜臨海部における産業の活性化と雇用の創出	6.0
	42 京浜臨海部における新しいまちづくり	56.7
	43 人とみどりと歴史・文化が交流し活力ある三浦半島の整備	12.4
	44 環境共生モデル都市圏の形成	418.5
	45 交流・連携による県西地域の活性化	169.5
	46 水環境保全対策の推進	82.7
	47 県民との協働による水源の森林づくり	99.1
	48 丹沢大山などの自然環境の保全としくみづくり	11.9
	49 上流と下流の住民で支える水源地域づくり	3.1
	50 都市と里山のみどりの保全と活用	303.5
	51 相模湾沿岸の地域資源の保全、活用と発信	30.2
	合 計	2,825.4

注) 数字は、積算の基礎とした参考数字です。

小数点以下第2位を切り捨てとしているため、合計などが符合しない場合があります。

神奈川力構想・プロジェクト51の策定経過

年 月 日	経 過
2003(平成15)年 7月24日	第74回総合計画審議会 (審議事項)・会長の選任 ・新総合計画策定基本方針(案)の審議 ・総合計画審議会の策定専門部会の設置
2003(平成15)年 7月31日	新総合計画策定基本方針決定
2003(平成15)年 8月 1日	県民参加(9月10日まで)、市町村参加(8月29日締切)の実施
2003(平成15)年 8月 5日～8月22日	市町村との意見交換会(8地区)
2003(平成15)年 9月17日	第1回策定専門部会 (審議事項)・部会長等の選任 ・新総合計画の構成の審議
2003(平成15)年10月15日	第75回総合計画審議会 (審議事項)・新総合計画素案(案)の審議
2003(平成15)年10月20日	新総合計画素案決定
2003(平成15)年10月24日～10月30日	知事との県政トーク(3団体)
2003(平成15)年10月24日～11月13日	市町村との意見交換会(8地区)
2003(平成15)年10月31日	県民参加(11月30日まで)、市町村参加(11月19日締切)の実施
2003(平成15)年10月31日～11月28日	地域別首長懇談会(6地区)
2003(平成15)年11月 1日～11月29日	知事と語ろう!神奈川ふれあいミーティング(8会場)
2003(平成15)年11月12日	策定専門部会懇談会 (懇談事項)・新総合計画素案について意見交換
2003(平成15)年11月26日	策定専門部会懇談会 (懇談事項)・新総合計画素案について意見交換
2003(平成15)年12月10日	新総合計画素案(最終案)とりまとめ
2003(平成15)年12月12日	県民参加(1月11日まで)、市町村参加(1月9日締切)の実施
2003(平成15)年12月25日	第76回総合計画審議会 (審議事項)・新総合計画素案(最終案)の審議

2004(平成16)年 1月20日	第2回策定専門部会 (審議事項)・新総合計画・計画案(案)の審議
2004(平成16)年 1月27日	第77回総合計画審議会 (審議事項)・新総合計画・計画案の審議(諮問) ・新総合計画の名称について
2004(平成16)年 2月27日	第3回策定専門部会 (審議事項)・新総合計画・計画案の答申案の審議
2004(平成16)年 3月18日	第4回策定専門部会 (審議事項)・新総合計画・計画案の答申案の審議
2004(平成16)年 3月26日	第78回総合計画審議会 (審議事項)・新総合計画・計画案の答申案の審議
2004(平成16)年 3月29日	答 申 ・総合計画審議会会長から知事に答申

会 長	寺島 実郎	財団法人日本総合研究所理事長、三井物産戦略研究所所長
副 会 長	※上條 茉莉子	コペルネット株式会社代表取締役
副 会 長	※小林 重敬	横浜国立大学大学院工学研究院教授
	(策定専門部会部会長)	
委 員	あかま 二郎	神奈川県議会議員
	麻生 文雄	神奈川県農業協同組合中央会会長
	阿部 絢子	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長
	飯田 誠	神奈川県議会議員
	※磯野 弥生	東京経済大学現代法学部教授
	伊藤 とおる	神奈川県議会議員
	大川 裕	社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会会長
	小澤 良明	神奈川県市長会会長 (小田原市長)
	北澤 宏一	独立行政法人科学技術振興機構理事
	※栗原 彬	明治大学文学部教授
	小林 勉	神奈川県消費者団体連絡会幹事
	進士 五十八	東京農業大学学長
	杉山 信雄	神奈川県議会議員
	鈴木 恒夫	神奈川県議会議員
	鈴木 佑司	法政大学法学部教授
	首藤 恵	中央大学経済学部教授
	高梨 昌芳	神奈川県商工会議所連合会会頭
	※橋本 迪生	横浜市立大学医学部附属病院医療安全管理学教授
	平本 さとし	神奈川県議会議員
	藤井 深介	神奈川県議会議員
	藤原 まり子	博報堂生活総合研究所客員研究員
	保坂 シゲリ	神奈川県医師会代議員 (横浜市医師会常任理事)
	真壁 忠利	日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長
	宮村 忠	関東学院大学工学部教授
	恵 小百合	江戸川大学社会学部環境デザイン学科教授
	守屋 大光	神奈川県町村会会長 (葉山町長)
	※山崎 泰彦	県立保健福祉大学保健福祉学部教授
特別委員	※秋本 福雄	東海大学工学部教授
	※鹿住 倫世	高千穂大学経営学部助教授
	※勝野 武彦	日本大学生物資源科学部教授
	※川村 佐和子	東京都立保健科学大学保健科学部教授
	※北沢 洋子	国際問題評論家
	※北村 喜宣	上智大学法学部教授
	※小林 宏一	東洋大学社会学部教授
	※清 响一郎	関東学院大学経済学部教授
	※田代 洋一	横浜国立大学大学院国際社会科学部教授
	※長島 キャサリン	都市計画コンサルタント
	※永瀬 伸子	お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授
	※米村 恵子	江戸川大学社会学部教授

退任委員 (役職名は委員就任時のもの)

前 委 員 伊藤 信吾 社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会会長
(2003年12月まで)

※は策定専門部会委員

県民参加・市町村参加の概要

県民の皆さんや市町村からいろいろなご意見・ご提案をいただきました。

ご意見・ご提案の総数 **2,738** 件

計画の策定にあたっては、計画策定基本方針決定後と、計画素案及び計画素案（最終案）策定後の三段階で集中的な県民参加・市町村参加を実施しました。実施にあたっては、県民参加用冊子を配布するなど多様な媒体を活用した情報提供を積極的に行い、様々な方法でご意見・ご提案をいただくとともに、県民参加のプロセスを重視した「透明性の高い計画づくり」に努めました。

1 広報の実績

- ・パンフレットや冊子の作成
 - 「新しい総合計画の策定に向けて皆さんのご意見・アイデアを」
 - 「新総合計画素案」
 - 「新総合計画素案（最終案）」
- ・「県のたより」で紹介
- ・テレビ TVK「TRY! 神奈川」
- ・ラジオ RFラジオ日本「かながわ情報BOX」
- ・新聞 神奈川新聞 他
- ・インターネット（神奈川県ホームページ）

2 県民参加・市町村参加の状況

●意見数（意見数は、延べ件数で表示）

県 民	1, 565
市 町 村	1, 173
合 計	2, 738

——集中県民参加期間——

第1次	2003(平成15)年8月1日～9月10日
第2次	10月31日～11月30日
第3次	12月12日～2004(平成16)年1月11日

●意見聴取方法別内訳

方 法	県 民	市 町 村
手紙・ファクス・電話	946	—
e - m a i l	343	—
知事との県政トーク	55	—
神奈川ふれあいミーティング	175	—
文書照会・意見交換	—	1, 117
地域別首長懇談会	—	56
そ の 他	46	—
合 計	1, 565	1, 173

○様々な方法で多くのご意見をいただきました。

- ・手紙、ファクス、e-mailなどによる参加
- ・「知事との県政トーク」、「知事と語ろう！
神奈川ふれあいミーティング」などによる参加
- ・市町村に対する文書照会、意見交換会、地域別
首長懇談会などによる参加



知事と語ろう！ 神奈川ふれあいミーティング

「知事と語ろう！ 神奈川ふれあいミーティング」の開催状況

月 日	会 場	参加人員
11月 1日(土)	小田原市中央公民館	4 0 1
11月 8日(土)	藤沢市労働会館	2 8 9
11月10日(月)	川崎市高津市民館	4 0 7
11月16日(日)	はまぎんホール ヴィアマーレ	3 3 1
	県立保健福祉大学講堂	4 6 5
11月22日(土)	開成町福祉会館	4 5 8
11月29日(土)	津久井町文化福祉会館	3 6 6
	相模原市立あじさい会館	2 7 6
合 計 参 加 人 員		2, 9 9 3

●分野別意見内訳

分 野	県 民	市 町 村	合 計
福 祉 ・ 医 療	1 4 3	8 1	2 2 4
安 全 ・ 安 心	1 7 0	8 4	2 5 4
子 育 て ・ 教 育	2 9 3	7 9	3 7 2
産 業 ・ 雇 用	1 8 9	9 3	2 8 2
環 境	1 3 9	8 4	2 2 3
県民活動・文化・共同参画社会	1 3 4	6 7	2 0 1
地 域 づ く り	1 1 5	4 0 5	5 2 0
計 画 の つ く り	2 7 1	1 4 1	4 1 2
地 方 分 権	3 3	2 7	6 0
行 政 改 革	7 6	1	7 7
地 域 計 画	2	1 1 1	1 1 3
合 計	1, 5 6 5	1, 1 7 3	2, 7 3 8

3 計画名称の募集

県民の皆さんからいただいたご提案をもとに、「神奈川力構想・プロジェクト51」に決定しました。

4 ご意見などの反映状況

皆さんからいただいたご意見などの反映状況を明らかにするため、県民参加意見整理台帳を作成しました。

この意見整理台帳は、県政情報センターや各地区県政情報コーナーに備え付け、閲覧できるようにしました。また、県のホームページでも閲覧することができるようにしました。

神奈川県企画部政策課

神奈川力構想・プロジェクト51

「活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創造」をめざして

編集・発行 神奈川県企画部政策課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-3061・3064
FAX 045-210-8819
e-mail keikaku.384@pref.kanagawa.jp
U R L <http://www.pref.kanagawa.jp/menu/keikaku.htm>

制作・印刷 朝日オフセット印刷株式会社
〒230-0048 横浜市鶴見区本町通1-22
電話 045-511-0141
